



毎月2回10日・25日発行
発行所
川 崎 市 役 所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電 話 044-200-2062
F A X 044-200-3748

規 則

- ◇川崎市保健所長委任規則の一部を改正する規則(第78号)..... 5805
- ◇川崎市理容師法施行細則の一部を改正する規則(第79号)..... 5805
- ◇川崎市美容師法施行細則の一部を改正する規則(第80号)..... 5809
- ◇川崎市興行場法施行細則の一部を改正する規則(第81号)..... 5813
- ◇川崎市旅館業法施行細則の一部を改正する規則(第82号)..... 5817
- ◇川崎市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則(第83号)..... 5825
- ◇川崎市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則(第84号)..... 5827
- ◇川崎市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則(第85号)..... 5832

告 示

- ◇指定障害児通所支援事業者の指定(第586号)..... 5834
- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第587号)..... 5834
- ◇指定一般相談支援事業者の指定(第588号)..... 5835
- ◇指定特定相談支援事業者の指定(第589号)..... 5835
- ◇議決された予算の公表(第590号)..... 5835
- ◇予防接種の業務を行う場所(第591号)..... 5841
- ◇インフルエンザ予防接種の業務を行う場所(第592号)..... 5852
- ◇自転車等の撤去と保管(第593号)..... 5866
- ◇特定非営利活動法人の認定有効期間の更新(第594号)..... 5866
- ◇道路区域の変更(第595号)..... 5867
- ◇道路の供用開始(第596号)..... 5867
- ◇道路区域の変更(第597号)..... 5867
- ◇道路の供用開始(第598号)..... 5867
- ◇自転車等放置禁止区域の指定の変更

(第599号)..... 5867

- ◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第600号)..... 5869
- ◇生活保護法等による指定施術機関の指定(第601号)..... 5869
- ◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第602号)..... 5869
- ◇生活保護法等による指定施術機関の廃止(第603号)..... 5869
- ◇生活保護法等による指定医療機関の休止(第604号)..... 5869
- ◇自転車等の撤去と保管(第605号)..... 5869
- ◇道路区域の変更(第606号)..... 5870
- ◇道路の供用開始(第607号)..... 5870
- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第608号)..... 5870
- ◇指定障害児通所支援事業者の指定(第609号)..... 5870

公 告

- ◇一般競争入札の執行(第1442号)..... 5871
- ◇令和5年度地籍調査事業の実施(第1443号)..... 5871
- ◇特定生産緑地の指定(第1444号)..... 5871
- ◇土地区画整理法による換地処分通知の内容の掲示場所(第1445号)..... 5872
- ◇港湾施設に放置されている物件の撤去命令(第1446号)..... 5872
- ◇開発行為に関する工事の完了(第1447号)..... 5872
- ◇事業活動地球温暖化対策指針の変更(第1448号)..... 5872
- ◇都市公園の区域の変更(第1449号)..... 5910
- ◇一般競争入札の執行(第1450号)..... 5910
- ◇一般競争入札の執行(第1451号)..... 5913
- ◇川崎都市計画地区計画の決定の案の縦覧(第1452号)..... 5915
- ◇川崎都市計画高度地区の変更の案の縦覧(第1453号)..... 5915
- ◇川崎都市計画用途地域の変更の案の縦覧(第1454号)..... 5916

◇一般競争入札の執行(第1455号)	5916	◇落札者等の公示(第18号)	5957
◇一般競争入札の執行(第1456号)	5917	病院局規程	
◇一般競争入札の執行(第1457号)	5918	◇川崎市病院局企業職員給与支給規程	
◇一般競争入札の執行(第1458号)	5920	の一部を改正する規程(第17号)	5957
◇一般競争入札の執行(第1459号)	5921	◇川崎市病院局企業職員の初任給、昇	
◇一般競争入札の執行(第1460号)	5923	格、昇給等に関する規程の一部を改	
◇一般競争入札の執行(第1461号)	5924	正する規程(第18号)	5969
◇一般競争入札の執行(第1462号)	5926	◇川崎市病院局企業職員の級別の基準	
◇一般競争入札の執行(第1463号)	5928	となるべき職務の内容を定める規程	
◇一般競争入札の執行(第1464号)	5929	の一部を改正する規程(第19号)	5970
◇開発行為に関する工事の完了(第14		◇川崎市病院局企業職員期末手当及び	
65号)	5930	勤勉手当支給規程の一部を改正する	
◇一般競争入札の執行(第1466号)	5931	規程(第20号)	5970
◇一般競争入札の執行(第1467号)	5936	◇川崎市病院局会計規程の一部を改正	
◇開発行為に関する工事の完了(第14		する規程(第21号)	5970
68号)	5937	◇川崎市病院局賠償責任職員の指定等	
公告(調達)		に関する規定の一部を改正する規定	
◇落札者等の公示(第319号)	5938	(第22号)	5971
◇一般競争入札の公告(第320号)	5938	病院局公告	
◇一般競争入札の公告(第321号)	5941	◇一般競争入札の執行(第58号)	5971
税公告		◇一般競争入札の執行(第59号)	5972
◇督促状の公示送達(第142号)	5943	◇一般競争入札の執行(第60号)	5974
◇差押調書(謄本)の公示送達(第14		◇一般競争入札の執行(第61号)	5976
3号)	5943	◇一般競争入札の執行(第62号)	5978
◇差押調書(謄本)の公示送達(第14		病院局公告(調達)	
4号)	5943	◇落札者等の公示(第21号)	5980
◇差押調書(謄本)の公示送達(第14		◇落札者等の公示(第22号)	5981
5号)	5943	消防局訓令	
◇差押調書(謄本)の公示送達(第14		◇川崎市火災調査に関する規程の一部	
6号)	5943	を改正する訓令(第18号)	5981
◇差押調書(謄本)の公示送達(第14		選挙管理委員会告示	
7号)	5943	◇各種請求及び委員の解職請求をする	
訓 令		に必要な選挙権を有する者の数(第	
◇川崎市公文書管理規程の一部を改正		24号)	5989
する訓令(第8号)	5944	監査公表	
上下水道局公告		◇川崎市職員措置請求に係る監査の結	
◇一般競争入札の執行(第93号)	5944	果について(第11号)	5989
◇一般競争入札の執行(第94号)	5945	農業委員会告示	
◇一般競争入札の執行(第95号)	5948	◇川崎市農業委員会総会の招集(第11	
◇一般競争入札の執行(第96号)	5948	号)	6000
◇一般競争入札の執行(第97号)	5949	職員共済組合規則	
◇一般競争入札の執行(第98号)	5949	◇川崎市職員共済組合貸付規則の一部	
◇一般競争入札の執行(第99号)	5950	を改正する規則(第3号)	6000
交通局公告		職員共済組合公告	
◇一般競争入札の執行(第66号)	5952	◇川崎市職員共済組合組合会議員補欠	
◇一般競争入札の執行(第67号)	5954	選挙の当選人(第16号)	6000
◇一般競争入札の執行(第68号)	5955	◇川崎市職員共済組合組合会の招集(	
交通局公告(調達)		第17号)	6000

区公告

- ◇住民票の職権消除（川崎区第206号）…………… 6001
◇印鑑登録の抹消（川崎区第207号）…………… 6001
◇住民票の職権消除（川崎区第208号）…………… 6001
◇印鑑登録の抹消（川崎区第209号）…………… 6001
◇住民票の職権消除（川崎区第210号）…………… 6001
◇印鑑登録の抹消（川崎区第211号）…………… 6002
◇差押調書（謄本）の公示送達（幸区
第69号）…………… 6002
◇差押調書（謄本）の公示送達（幸区
第70号）…………… 6002
◇住民票の職権消除（幸区第71号）…………… 6002
◇差押調書の公示送達（高津区第74号）…………… 6002
◇差押調書の公示送達（高津区第75号）…………… 6002
◇国民健康保険料に係る配当計算書
（謄本）の公示送達（高津区第76号）…………… 6003
◇差押調書の公示送達（高津区第77号）…………… 6003
◇国民健康保険料に係る差押調書（謄
本）の公示送達（多摩区第64号）…………… 6003
◇住民票の職権消除（多摩区第65号）…………… 6003
◇印鑑登録の抹消（多摩区第66号）…………… 6003
- 区選挙管理委員会告示**
- ◇在外選挙人名簿の抹消（中原区第27
号）…………… 6003
◇川崎市高津区投票区設置告示の一部
改正（高津区第27号）…………… 6004
- 辞 令**
- ◇12月1日付け…………… 6004

規

則

川崎市保健所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第78号

川崎市保健所長委任規則の一部を改正する規則

川崎市保健所長委任規則（昭和29年川崎市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号(2)中「及び第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項及び第3条の4第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年12月13日から施行する。

川崎市理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第79号

川崎市理容師法施行細則の一部を改正する規則

川崎市理容師法施行細則（昭和55年川崎市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を削る。

第4条の2第2項中第5号を第8号とし、第2号から第4号までを3号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の3号を加える。

(2) 営業の譲渡による承継にあっては、営業の譲渡が行われたことを証する書類

(3) 営業の譲渡による承継であって当該営業を譲り受けた者が法人の場合にあっては、登記事項証明書

(4) 営業の譲渡による承継であって当該営業を譲り受けた者が外国人の場合にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等が記載された住民票の写し

第4条の2第2項に次の1号を加える。

(9) その他市長が必要と認める書類

第1号様式（表）を次のように改める。

第1号様式

(表)

理 容 所 開 設 届				
(宛先) 川崎市保健所長			年 月 日	
住 所				
氏 名				
電 話			年 月 日生	
			〔 法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕	
次のとおり理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により、届け出ます。				
名 称				
所 在 地		電 話		
開 設 予 定 年 月 日		年 月 日		
開設者	免 許 証 (免許証明書)	国・	都道府県 第 号 年 月 日登録	伝染性疾病的の有無 及びその疾病名
	管 理 理 容 師 講習会修了証書		都道府県 第 号 年 月 日取得	有()・無
管理 理容師	住 所			
	氏 名		年 月 日生	
	免 許 証 (免許証明書)	国・	都道府県 第 号 年 月 日登録	伝染性疾病的の有無 及びその疾病名
	管 理 理 容 師 講習会修了証書		都道府県 第 号 年 月 日取得	有()・無
従業者	氏 名 (生年月日)	免 許 証 (免 許 証 明 書)		伝染性疾病的の有無 及びその疾病名
	(年 月 日生)	国・	都道府県 第 号 年 月 日登録	有()・無
	(年 月 日生)	国・	都道府県 第 号 年 月 日登録	有()・無
	(年 月 日生)	国・	都道府県 第 号 年 月 日登録	有()・無
重複 開設	現に開設している又は開設しようとする旨 の届出を行っている美容所の名称			
	開設しようとする旨の届出を行っている 美容所の開設予定年月日		年 月 日	
※確認欄			※手数料徴収欄	

注1 ※印欄は、記入しないでください。

2 添付書類

(1) 理容所の構造設備を記載した平面図

(2) 法人にあっては、登記事項証明書

(3) 理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病的の有無を証する医師の診断書

(4) 開設者が外国人の場合は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等が記載された住民票の写し

3 提示書類

管理理容師にあっては、管理理容師に係る都道府県知事の指定した講習会修了証書

第1号様式(裏)中「※1」を削り、

「

調 査※2	復 命※2
.....月.....日調査.....を指示	
.....月.....日調査.....を指示	
.....月.....日調査.....を指示	年.....月.....日
.....月.....日完了	環境衛生監視員 印

」

を

「

※調査	※復命
.....月.....日調査.....を指示	
.....月.....日調査.....を指示	
.....月.....日調査.....を指示	年.....月.....日
.....月.....日完了	環境衛生監視員

」

に改める。

第6号様式の2を次のように改める。

第6号様式の2

地 位 承 継 届		
年 月 日		
(宛先) 川崎市保健所長		
住 所		
氏 名		
年 月 日生		
被相続人との続柄 ()		
電 話		
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕		
(営業の譲渡・相続・合併・分割)により理容所の開設者の地位を承継したので、理容師 法第11条の3第2項の規定により届け出ます。		
被 承 継 人	(譲渡人) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	(被相続人) 氏 名 住 所	
	(合併により消滅した法人又は分割前の法人) 名 称 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 代 表 者 の 氏 名	
譲渡、相続開始、合併又は分割の年月日		年 月 日
名 称		
所 在 地		区 電話
確 認 番 号		

- 注 添付書類
- 1 理容所適合確認済書
 - 2 営業の譲渡による承継にあっては、営業の譲渡が行われたことを証する書類
 - 3 営業の譲渡による承継であって当該営業を譲り受けた者が法人の場合にあっては、登記事項証明書
 - 4 営業の譲渡による承継であって当該営業を譲り受けた者が外国人の場合にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等が記載された住民票の写し
 - 5 相続による承継にあっては、戸籍謄本又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
 - 6 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書
 - 7 合併による承継にあっては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
 - 8 分割による承継にあっては、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書
 - 9 その他市長が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に理容所の営業を譲り受けた者に係る改正前の川崎市理容師法施行細則（以下「旧規則」という。）第2条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 旧規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第80号

川崎市美容師法施行細則の一部を改正する
規則

川崎市美容師法施行細則（昭和55年川崎市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を削る。

第4条の2第2項中第5号を第8号とし、第2号から第4号までを3号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の3号を加える。

- (2) 営業の譲渡による承継にあつては、営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (3) 営業の譲渡による承継であつて当該営業を譲り受けた者が法人の場合にあつては、登記事項証明書
- (4) 営業の譲渡による承継であつて当該営業を譲り受けた者が外国人の場合にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等が記載された住民票の写し

第4条の2第2項に次の1号を加える。

- (9) その他市長が必要と認める書類

第1号様式（表）を次のように改める。

第1号様式

(表)

美 容 所 開 設 届			
(宛先)川崎市保健所長		年 月 日	
住 所			
氏 名			
電 話		年 月 日生	
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕			
次のとおり美容所を開設したいので、美容師法第11条第1項の規定により、届け出ます。			
名	称		
所	在 地	電話	
開 設 予 定 年 月 日	年 月 日		
開設者	免 許 証 (免許証明書)	国・都道府県 第 号 年 月 日登録	伝染性疾患の有無及びその疾病名
	管 理 美 容 師 講習会修了証書	都道府県 第 号 年 月 日取得	有()・無
管理美容師	住 所		
	氏 名	年 月 日生	
	免 許 証 (免許証明書)	国・都道府県 第 号 年 月 日登録	伝染性疾患の有無及びその疾病名
	管 理 美 容 師 講習会修了証書	都道府県 第 号 年 月 日取得	有()・無
従業者	氏 名 (生年月日)	免 許 証 (免 許 証 明 書)	伝染性疾患の有無及びその疾病名
	(年 月 日生)	国・都道府県 第 号 年 月 日登録	有()・無
	(年 月 日生)	国・都道府県 第 号 年 月 日登録	有()・無
	(年 月 日生)	国・都道府県 第 号 年 月 日登録	有()・無
重複開設	現に開設している又は開設しようとする旨の届出を行っている美容所の名称		
	開設しようとする旨の届出を行っている美容所の開設予定年月日	年 月 日	
※確認欄		※手数料徴収欄	

注1 ※印欄は、記入しないでください。

2 添付書類

(1) 美容所の構造設備を記載した平面図

(2) 法人にあっては、登記事項証明書

(3) 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無を証する医師の診断書

(4) 開設者が外国人の場合は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等が記載された住民票の写し

3 提示書類

管理美容師にあっては、管理美容師に係る都道府県知事の指定した講習会修了証書

第1号様式(裏)中「※1」を削り、

「

調査※2	復命※2
.....月.....日調査.....を指示	
.....月.....日調査.....を指示	
.....月.....日調査.....を指示	年.....月.....日
.....月.....日完了	環境衛生監視員 印

」

を

「

※調査	※復命
.....月.....日調査.....を指示	
.....月.....日調査.....を指示	
.....月.....日調査.....を指示	年.....月.....日
.....月.....日完了	環境衛生監視員

」

に改める。

第6号様式の2を次のように改める。

第6号様式の2

地 位 承 継 届		
年 月 日		
(宛先) 川崎市保健所長		
住 所		
氏 名		
年 月 日生		
被相続人との続柄 ()		
電 話		
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕		
(営業の譲渡・相続・合併・分割) により美容所の開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。		
被 承 継 人	(譲渡人) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	(被相続人) 氏 名 住 所	
	(合併により消滅した法人又は分割前の法人) 名 称 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 代 表 者 の 氏 名	
譲渡、相続開始、合併又は分割の年月日		年 月 日
名 称		
所 在 地		区 電話
確 認 番 号		

- 注 添付書類
- 1 美容所適合確認済書
 - 2 営業の譲渡による承継にあっては、営業の譲渡が行われたことを証する書類
 - 3 営業の譲渡による承継であって当該営業を譲り受けた者が法人の場合にあっては、登記事項証明書
 - 4 営業の譲渡による承継であって当該営業を譲り受けた者が外国人の場合にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等が記載された住民票の写し
 - 5 相続による承継にあっては、戸籍謄本又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
 - 6 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書
 - 7 合併による承継にあっては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
 - 8 分割による承継にあっては、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書
 - 9 その他市長が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に美容所の営業を譲り受けた者に係る改正前の川崎市美容師法施行細則（以下「旧規則」という。）第2条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 旧規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第81号

川崎市興行場法施行細則の一部を改正する
規則

川崎市興行場法施行細則（昭和47年川崎市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第5条中「が相続、合併又は分割により」を「の地位を承継した者が」に改め、「規定による」の次に「営業者の地位の承継の」を加える。

第1号様式（表）を次のように改める。

第1号様式

(表)

興 行 場 営 業 許 可 申 請 書

年 月 日

(宛先) 川崎市保健所長

住 所

氏 名

年 月 日生

電 話

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり興行場を営業したいので、興行場法第2条第1項の規定により許可を申請します。

所 在 地	川崎市 区	電話
名 称		
営 業 の 種 別		
興 行 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

注1 ※印欄は、記入しないでください。

2 興行の期間欄は、仮設興行場のみ記入してください。

3 添付書類

川崎市興行場法施行細則第3条に規定する書類

※手数料徴収欄

第1号様式(裏)中「※1」を削り、

「

調 査※2			復 命※2		
月	日	を指示	_____		
月	日	を指示	_____		
月	日	完備	年	月	日
			環境衛生監視員 ⑥		

」

を

「

※調査			※復命		
月	日	を指示	_____		
月	日	を指示	_____		
月	日	完備	年	月	日
			環境衛生監視員		

」

に改める。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式

興 行 場 営 業 承 継 届				年 月 日
(宛先) 川崎市保健所長				
住 所				
氏 名				年 月 日生
電 話				
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕				
次のとおり営業者の地位を承継しましたので、興行場法第2条の2第2項の規定により届け出ます。				
興 行 場	名	称		
	所 在 地	川崎市 区	電話	
	種 別			
	許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日	川崎市指令 第 号	
被 承 継 人	譲 渡	譲 渡 人	氏 名	(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
			住 所	(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
		譲 渡	年 月 日	年 月 日
	合 併	消 滅 し た 法 人	所 在 地	
			名 称	
			代表者の氏名	
	合 併	年 月 日	年 月 日	
	分 割	分 割 前 の 法 人	所 在 地	
			名 称	
			代表者の氏名	
	分 割	年 月 日	年 月 日	
	相 続	被 相 続 人	住 所	
氏 名				
続 柄				
相 続 開 始	年 月 日	年 月 日		

- 注 添付書類
- 1 営業許可書
 - 2 営業の譲渡による承継にあっては、営業の譲渡が行われたことを証する書類
 - 3 営業の譲渡による承継であって当該営業を譲り受けた者が法人の場合にあっては、登記事項証明書
 - 4 相続による承継にあっては、戸籍謄本又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
 - 5 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書
 - 6 法人の合併による承継にあっては、合併後存続する法人又は合併により設立される法人の登記事項証明書
 - 7 法人の分割による承継にあっては、分割により興行場営業を承継する法人の登記事項証明書
 - 8 その他市長が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に興行場営業を譲り受けた者に係る改正前の川崎市興行場法施行細則（以下「旧規則」という。）第2条及び第3条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 旧規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第82号

川崎市旅館業法施行細則の一部を改正する
規則

川崎市旅館業法施行細則（昭和47年川崎市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第5条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「又は法第3条の3第3項」を「、法第3条の3第2項又は法第3条の4第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「又は法第3条の3第1項」を「、法第3条の3第1項又は法第3条の4第1項」に、「又は第6号様式の2」を「、第6号様式の2又は第6号様式の3」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に、「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に、「営業承継」を「営業の承継」に、「旅館業営業承継承認申請書（第4号様式）」を「旅館業営業承継承認申請書（合併・分割・相続）（第4号様式の2）」に改め、同項第1号イ及び同項第2号イ中「及び登記事項証明書」を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第3条の2第1項の規定に基づき、旅館業の譲渡による営業の承継の承認を受けようとする者は、旅館業営業承継承認申請書（譲渡）（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて保健所長に申請しなければならない。

- (1) 旅館業営業許可書
- (2) 旅館業の譲渡を証する書類
- (3) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款又は寄附行為の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

第9条第2号中「到着日時」を「到着年月日」に改め、

同条第3号中「出発日時」を「出発年月日」に改め、同条第4号及び第5号を削る。

第1号様式（表）を次のように改める。

第 1 号様式

(表)

旅館業營業許可申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市保健所長

住所

氏 名

年 月 日生

電話

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

次のとおり旅館業を営業したいので、旅館業法第3条第1項の規定により許可を申請します。

所在地		川崎市		区				電話						
名称														
営業の種別														
旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときは、その旨														
旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無				有・無		該当する場合は、その内容								
営業施設の構造設備の概要														
建物	構造		造り				階建て		延べ面積		㎡			
	営業施設の面積		階		㎡、階		㎡、階		㎡、階		㎡			
玄関帳場		面積		受付台		縦		m、横		m、高さ		m		
				照明設備		W		個						
省令第4条の3に定める基準に適合する設備の有無				有・無		有の場合は、その内容								
客室	区分		階		階		階		階		階		階	
	階層式客室の有無		有・無		有・無		有・無		有・無		有・無		有・無	
	寝台の有無		有・無		有・無		有・無		有・無		有・無		有・無	
	床面積		㎡		㎡		㎡		㎡		㎡		㎡	
	客室数		室		室		室		室		室		室	
	定員		名		名		名		名		名		名	
	洗面設備の有無		有・無		有・無		有・無		有・無		有・無		有・無	
	専用浴室の有無		有・無		有・無		有・無		有・無		有・無		有・無	
	専用便所の有無		有・無		有・無		有・無		有・無		有・無		有・無	
	換気設備													
合計客室数		室				合計定員数		名						

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 添付書類

川崎市旅館業法施行細則第3条に規定する書類

※手数料徴収欄

第1号様式（裏）中

「

調査※2	復命※2
月 日調査 を指示	
月 日調査 を指示	
月 日調査 を指示	
月 日完備	
	年 月 日
	環境衛生監視員 印

」

を

「

※調査	※復命
月 日調査 を指示	
月 日調査 を指示	
月 日調査 を指示	
月 日完備	
	年 月 日
	環境衛生監視員

」

に改める。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式

旅館業営業承継承認申請書（譲渡）

年 月 日

（宛先）川崎市保健所長

<申請者（譲受人）>

住 所

氏 名

生年月日

電 話

<申請者（譲渡人）>

住 所

氏 名

電 話

〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

次のとおり旅館業の営業の承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により申請します。

譲 渡 の 予 定 年 月 日		年 月 日	
旅 館 業	名 称		
	所 在 地	川崎市 区	電話
	種 別		
	許可年月日及び 許 可 番 号	年 月 日	川崎市指令 第 号
旅館業法第3条第2項各号 に該当する事の有無		有・無	該当する場合は、その内容

注1 ※印欄は、記入しないでください。

2 添付書類

川崎市旅館業法施行細則第5条第1項各号に
規定する書類

※手数料徴収欄

第4号様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式の2

旅館業営業承継承認申請書（合併・分割・相続）			
年 月 日			
(宛先) 川崎市保健所長			
申請者 住 所			
氏 名			
年 月 日生			
電 話			
〔 法人にあつては、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により旅館業を承継する法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕			
次のとおり旅館業の営業の承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の3第1項又は第3条の4第1項の規定により申請します。			
旅館業	名 称		
	所 在 地	川崎市 区	電話
	種 別		
	許可年月日及び許可番号	年 月 日 川崎市指令 第 号	
合 併	消滅する法人	所在地	
		名 称	
		代表者の氏名	
	合併予定年月日	年 月 日	
分 割	分割前の法人	所在地	
		名 称	
		代表者の氏名	
	分割予定年月日	年 月 日	
相 続	被相続人	住 所	
		氏 名	
		続 柄	
	相続開始年月日	年 月 日	
旅館業法第3条第2項各号に該当する事の有無		有・無	該当する場合は、その内容
注1 ※印欄は、記入しないでください。			※手数料徴収欄
2 添付書類 川崎市旅館業法施行細則第5条第2項第1号、第2号又は第3号に規定する書類			

第6号様式及び第6号様式の2を次のように改める。

第6号様式

旅館業営業承継承認書（譲渡）

川崎市指令 第 号

<譲受人>

住 所
氏 名

様

<譲渡人>

住 所
氏 名

様

年 月 日付で申請のありました旅館業の営業の承継については、旅館業法第3条の2第1項の規定により次のとおり承認します。

年 月 日

川崎市保健所長 印

1 営業施設の名称

2 営業施設の所在地

3 条件 この承認は、この承認以後に到来する譲渡の効力発生日をもって発効します。

第6号様式の2

旅館業営業承継承認書（合併・分割）

川崎市指令 第 号

年 月 日付けで申請のありました旅館業の営業の承継については、旅館業
法第3条の3第1項の規定により次のとおり承認します。

年 月 日

川崎市保健所長 印

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業者の氏名又は名称
- 4 条件 この承認は、合併又は分割の登記をもって発効します。

第6号様式の2の次に次の1様式を加える。

第6号様式の3

旅館業営業承継承認書（相続）

川崎市指令 第 号

年 月 日付けで申請のありました旅館業の営業の承継については、旅館業法第3条の4第1項の規定により次のとおり承認します。

年 月 日

川崎市保健所長 印

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業者の氏名又は名称
- 4 条件

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に旅館業を譲り受けた者に係る改正前の川崎市旅館業法施行細則（以下「旧規則」という。）第2条及び第3条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 旧規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第83号

川崎市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

川崎市公衆浴場法施行細則（昭和47年川崎市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第5条中「が相続、合併又は分割により」を「の地位を承継した者が」に改め、「規定による」の次に「営業者の地位の承継の」を加える。

第1号様式（表）中

「

浴場の分類※1	種別	☐ 一般公衆浴場 ()	種類	
		☐ その他の公衆浴場 ()		
営業を譲り受けたことを証する旨	上記営業を上記申請者に譲渡したことを証明します。 年 月 日 住所又は所在地 電話 氏名又は法人名称及び代表者名 (記名押印又は自筆による署名のいずれかとしてください。)			
注 1 ※1欄は、営業を譲り受けた場合には、変更のない事項の記載を省略することができます。		手数料徴収欄※2		
2 ※2欄は、記入しないでください。				
3 添付書類 川崎市公衆浴場法施行細則第3条に規定する書類				

」

を

「

浴場の分類	種別	☐ 一般公衆浴場 ()
		☐ その他の公衆浴場 ()
湯又は浴場の種類		
注1 ※印欄は、記入しないでください。		※手数料徴収欄
2 添付書類 川崎市公衆浴場法施行細則第3条に規定する書類		

」

に改める。

第1号様式（裏）中「※1」を削り、「調査※2」を「※調査」に、「復命※2」を「※復命」に改める。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式

公 衆 浴 場 営 業 承 継 届				
年 月 日				
(宛先) 川崎市保健所長				
住 所				
氏 名				
年 月 日生				
電 話				
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕				
(浴場業の譲渡・相続・合併・分割) により営業者の地位を承継しましたので、公衆浴場 法第2条の2第2項の規定により届け出ます。				
公 衆 浴 場	名		称	
	所 在 地		川崎市 区 電話	
	種 別			
	許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号		年 月 日 川崎市指令 第 号	
被 承 継 人	譲 渡	譲 渡 人	氏 名	(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
			住 所	(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
		譲 渡	年 月 日	年 月 日
	合 併	消滅した 法 人	所 在 地	
			名 称	
			代表者の氏名	
		合 併	年 月 日	年 月 日
	分 割	分割前の 法 人	所 在 地	
			名 称	
			代表者の氏名	
		分 割	年 月 日	年 月 日
	相 続	被 相 続 人	住 所	
氏 名				
続 柄				
相 続 開 始		年 月 日	年 月 日	

- 注 添付書類
- 1 営業許可書
 - 2 浴場業の譲渡による承継にあっては、浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
 - 3 浴場業の譲渡による承継であって当該浴場業を譲り受けた者が法人の場合にあっては、当該法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - 4 相続による承継にあっては、公衆浴場法施行規則第2条第2項各号に規定する書類
 - 5 法人の合併による承継にあっては、合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - 6 法人の分割による承継にあっては、分割により浴場業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - 7 その他市長が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に浴場業を譲り受けた者に係る改正前の川崎市公衆浴場法施行細則（以下「旧規則」という。）第2条及び第3条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 旧規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第84号

川崎市クリーニング業法施行細則の一部を
改正する規則

川崎市クリーニング業法施行細則（昭和55年川崎市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を削る。

第6条第2項中第6号を第8号とし、第2号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 営業の譲渡による承継にあつては、営業の譲渡が行われたことを証する書類

(3) 営業の譲渡による承継であつて当該営業を譲り受けた者が法人の場合にあつては、登記事項証明書

第6条第2項に次の1号を加える。

(9) その他市長が必要と認める書類

第1号様式及び第1号様式の2（表）を次のように改める。

第 1 号様式

(表)

ク リ ー ニ ン グ 所 開 設 届				
(宛先) 川崎市保健所長		年 月 日		
住 所				
氏 名				
電 話		年 月 日生		
〔法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕				
次のとおりクリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により届け出ます。				
所 在 地	川崎市	区	電話	
名 称				
種 別	☐ 一般 ☐ リネンサプライ ☐ 取次所			
消毒を要する洗濯物 取扱いの有無	有 無	従 事 者 数	名	
本 籍	営 業 者	管 理 人	有 資 格 従 事 者	
住 所				
氏 名 生 年 月 日				
資 格	都道府県 第 号 年 月 日	都道府県 第 号 年 月 日	都道府県 第 号 年 月 日	都道府県 第 号 年 月 日
開設予定年月日	年 月 日			
※ 確 認 欄			※ 手 数 料 徴 収 欄	

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 添付書類

(1) クリーニング所の構造設備を記載した平面図

(2) 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、クリーニング所等一覧表(第1号様式の3)

(3) 法人にあっては、登記事項証明書

(裏)						
構造設備等の大要						
建 物	構 造	造 階建 使用階数 階				
	営 業 所 面 積	m ²				
	住 居 と の 区 画	壁・ガラス戸・板戸・その他 () ・店舗のみ				
設 備	換 気	自然換気・動力換気・ドライクリーニング機用換気				
	照 明	W 個・	W 個・	W 個		
	処理済品の保管設備	戸棚 個・その他 ()				
	未処理品の保管設備	合成樹脂容器・ランドリーバック・その他 ()				
洗 い 場	面 積	m ²	床 材	コンクリート・タイル・その他 ()		
	腰 張 り	m	腰 張 り の 材 質	コンクリート・タイル・その他 ()		
	洗 濯 機	台	脱 水 機	台		
	ドライクリーニング機	k g 台	溶 剤			
	排 液 処 理 装 置	活性炭吸着式・曝気式・その他 ()				
	蒸留残さ物の保管場所	コンクリート・タイル・ その他 ()	処 理 方 法			
	溶剤蒸気回収装置	有 (活性炭吸着式・冷却式・) ・無				
	溶 剤 の 保 管 場 所	コンクリート・タイル・その他 ()				
	消 毒 方 法	煮沸・蒸気・薬品 ()	洗剤・薬品 の保管場所			
	排 水 方 法	下水道・公共水域・その他 ()				
	仕 上 場	噴 霧 器	台	アイロン	台	
		プ レ ス 機	台			
※調査月.....日調査.....を指示月.....日調査.....を指示月.....日調査.....を指示月.....日完備			※復命年.....月.....日 環境衛生監視員			

第1号様式の2

(表)

無 店 舗 取 次 店 営 業 届				
(宛先) 川崎市保健所長		年 月 日		
住 所				
氏 名				
電 話		年 月 日生		
〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕				
次のとおり無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により届け出ます。				
営 業 区 域				
名 称				
従 事 者 数	名	消毒を要する洗濯物取扱いの有無		有 無
本 籍	営 業 者	有 資 格 従 事 者		
住 所				
氏 名 生 年 月 日				
資 格	都道府県 第 年 月 日 号 日	都道府県 第 年 月 日 号 日	都道府県 第 年 月 日 号 日	都道府県 第 年 月 日 号 日
営業開始予定年月日	年 月 日			

注 添付書類

- 1 業務用車両の構造を記載した図面
- 2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、クリーニング所等一覧表(第1号様式の3)
- 3 法人にあつては、登記事項証明書

第1号様式の2(裏)中「※」を削る。

第8号様式を次のように改める。

第8号様式

地 位 承 継 届	
年 月 日	
(宛先) 川崎市保健所長	
住 所	
氏 名	
年 月 日生	
被相続人との続柄 ()	
電 話	
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕	
(営業の譲渡・相続・合併・分割)により営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により次のとおり届け出ます。	
被 承 継 人	(譲渡人)
	氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	(被相続人)
氏 名	
住 所	
(合併により消滅した法人又は分割前の法人)	
	名 称
	主 たる 事 務 所 の 所 在 地
	代 表 者 の 氏 名
譲渡、相続開始、合併又は分割の年月日	
年 月 日	
ク リ ー ニ ン グ 所 又 は 無 店 舗 取 次 店 の 名 称	
ク リ ー ニ ン グ 所 の 所 在 地 (無店舗取次店にあつては、業務用車両の保管場 所及び自動車登録番号又は車両番号)	
電 話	
営 業 の 種 類	
☐ クリーニング所 (□一般 □リネンサプライ □取次所) ☐ 無店舗取次店	
確 認 番 号	
(無店舗取次店にあつては届出番号)	

- 注 添付書類
- 1 クリーニング所適合確認済書(無店舗取次店にあつては、無店舗取次店営業届出済書)
 - 2 営業の譲渡による承継にあつては、営業の譲渡が行われたことを証する書類
 - 3 営業の譲渡による承継であつて当該営業を譲り受けた者が法人の場合にあつては、登記事項証明書
 - 4 相続による承継にあつては、戸籍謄本又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し
 - 5 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
 - 6 合併による承継にあつては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
 - 7 分割による承継にあつては、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書
 - 8 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、クリーニング所等一覧表(第1号様式の3)
 - 9 その他市長が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にクリーニング所又は無店舗取次店の営業を譲り受けた者に係る改正前の川崎市クリーニング業法施行細則（以下「旧規則」という。）第2条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 旧規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第85号

川崎市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査
に関する法律施行細則の一部を改正する規
則

川崎市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年川崎市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第10号様式を次のように改める。

第10号様式

食鳥処理業者地位承継届出書		
年 月 日		
(宛先)川崎市保健所長		
住 所		
氏 名		
年 月 日生		
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名 〕		
電話番号		
食鳥処理業者の地位を承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。		
食 鳥 処 理 場	名 称	
	所 在 地	川崎市 区 電話
地位を承継した年月日		
地位を承継した理由		事業の譲渡 ・ 相続 ・ 合併 ・ 分割
食 鳥 処 理 業 者	承 継 前	
	承 継 後	

添付書類

- 1 地位を承継した事実を証する書面
- 2 食鳥処理事業許可書

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

告 示

川崎市告示第586号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和5年12月1日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称		事業の種類	指定の年月日	事業所番号
社会福祉法人厚生館福祉会	宝翠レインボー	川崎市宮前区土橋1-6-7 土橋宝翠保育園内	児童発達支援	令和5年11月1日	1455500510
株式会社クラ・ゼミ	こどもサポート教室 「きらり」向ヶ丘校	川崎市宮前区平2丁目1-33 ルバープ山喜201	保育所等 訪問支援	令和5年11月1日	1455500403

川崎市告示第587号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

て

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定

により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和5年12月1日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
特定非営利活動法人 川崎コアラ	特定非営利活動法人 川崎コアラ	川崎市多摩区宿河原4-14-10 メゾン・ライズ100号室	居宅介護	令和5年11月1日	1415400074
特定非営利活動法人 川崎コアラ	特定非営利活動法人 川崎コアラ	川崎市多摩区宿河原4-14-10 メゾン・ライズ100号室	重度訪問介護	令和5年11月1日	1415400074
一般社団法人 ウイングワークス	生活介護ウイング 宿河原	川崎市多摩区長尾5-22-14 プルミエール老番館101号室	生活介護	令和5年11月1日	1415400108
株式会社まごころをここに	訪問介護ステーション いろどり	川崎市川崎区日進町19-6	同行援護	令和5年11月1日	1415000858
一般社団法人いやさか 福祉サービス	レクチャ	川崎市宮前区野川本町一丁目 2番19号アネックス梶ヶ谷102	行動援護	令和5年11月1日	1415500733
一般社団法人リンクスル	C h o c o l a t	川崎市多摩区南生田5-14-11 サンライズビル105	行動援護	令和5年11月1日	1415400082
社会福祉法人円融会	障害福祉サービス事業所ナーシングピア 子母口	川崎市高津区子母口373	共同生活援助	令和5年11月1日	1425300017
社会福祉法人円融会	障害福祉サービス事業所ナーシングピア 子母口	川崎市高津区子母口373	短期入所	令和5年11月1日	1415300068
社会福祉法人円融会	障害福祉サービス事業所ナーシングピア 子母口	川崎市高津区子母口373	生活介護	令和5年11月1日	1415300100
社会福祉法人円融会	障害福祉サービス事業所ナーシングピア 子母口	川崎市高津区子母口373	短期入所	令和5年11月1日	1415300191
株式会社L I T A L I C O パートナーズ	L I T A L I C O ワークス登戸	川崎市多摩区登戸2498 ウインドワード登戸1階	就労移行支援	令和5年11月1日	1415400116
株式会社R o d i n a	リワークセンター 川崎	川崎市川崎区日進町7-1 川崎日進町ビルディング2階	就労定着支援	令和5年11月1日	1415001690

川崎市告示第588号

指定一般相談支援事業者の指定について
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者の指定を行いました。

たので、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和5年12月1日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
社会福祉法人円融会	障害福祉サービス事業所ナーシングピア子母口	川崎市高津区子母口373	地域移行支援	令和5年11月1日	1435300023
社会福祉法人円融会	障害福祉サービス事業所ナーシングピア子母口	川崎市高津区子母口373	地域定着支援	令和5年11月1日	1435300023

川崎市告示第589号

指定特定相談支援事業者の指定について
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の規定により、指定特定相談支援事業者の指定を行いました。

いまして、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和5年12月1日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
社会福祉法人あおぞら共生会	相談支援シエルブルー	川崎市川崎区京町1-8-10リアルピア京町101	計画相談支援	令和5年11月1日	1435000045
社会福祉法人円融会	障害福祉サービス事業所ナーシングピア子母口	川崎市高津区子母口373	計画相談支援	令和5年11月1日	1435300023

川崎市告示第590号

議決された予算の公表について
別紙の予算は、令和5年11月27日招集の令和5年第5回川崎市議会定例会において、令和5年11月29日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

令和5年12月4日

川崎市長 福田 紀彦

令和5年度川崎市一般会計補正予算

令和5年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,992,719千円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 878,635,492千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月27日提出

川崎市長 福田紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入		予 算		補 正	
21 繰 入	款	予 算		補 正	
	入 金	予 算		補 正	
	歳 入	予 算		補 正	
		90,432,961	千円	1,992,719	千円
		87,460,906		1,992,719	
		876,642,773		1,992,719	
					92,425,680
					89,453,625
					878,635,492

歳 出

款		項
1 議 会	費	
		1 議 会 費
2 総 務	費	
		1 職 員 管 理 費
		5 徴 税 費
		6 選 挙 費
		7 統 計 調 査 費
		8 人 事 委 員 会 費
3 市 民 文 化	費	9 監 査 費
		1 市 民 文 化 費
4 こ ど も 未 来	費	
		1 こ ど も 青 少 年 費
5 健 康 福 祉	費	2 こ ど も 支 援 費
		1 健 康 福 祉 費
		3 生 活 保 護 費
		4 老 人 福 祉 費
		5 障 害 者 福 祉 費
6 環 境	費	11 看 護 大 学 費
		1 環 境 管 理 費
		2 公 害 対 策 費
7 経 済 労 働 費	費	3 こ み 処 理 費
		4 し 尿 処 理 費
		1 産 業 経 済 費

補 正 前 の 額	補 正 額	計
千円	千円	千円
1,851,826	1,859	1,853,685
1,851,826	1,859	1,853,685
57,708,182	705,970	58,414,152
30,965,192	670,004	31,635,196
5,979,328	27,208	6,006,536
874,438	3,171	877,609
192,421	1,095	193,516
122,237	3,347	125,584
164,559	1,145	165,704
8,541,573	8,059	8,549,632
8,541,573	8,059	8,549,632
138,164,843	53,244	138,218,087
47,707,864	33,986	47,741,850
90,456,979	19,258	90,476,237
190,234,597	95,856	190,330,453
16,691,025	81,151	16,772,176
59,055,853	2,106	59,057,959
20,993,705	760	20,994,465
56,157,671	6,202	56,163,873
685,166	5,637	690,803
39,383,748	55,115	39,438,863
3,819,718	6,680	3,826,398
886,853	4,587	891,540
13,914,119	40,835	13,954,954
589,635	3,013	592,648
25,370,840	7,710	25,378,550
1,020,941	7,204	1,028,145

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	4 農 業 費	217,368 千円	506 千円	217,874 千円
8 建設緑政費				
	1 建設緑政管理費	29,253,550	74,033	29,327,583
	2 道路橋りょう費	2,756,465	55,673	2,812,138
	3 街路事業費	12,107,471	12,143	12,119,614
	4 広域道路費	5,535,817	2,681	5,538,498
	5 河川費	59,697	218	59,915
	8 公園費	4,071,202	1,924	4,073,126
9 港湾費				
	1 港湾管理費	3,239,207	1,394	3,240,601
		10,404,271	5,370	10,409,641
		3,394,528	5,370	3,399,898
10 まちづくり費				
	1 まちづくり管理費	19,266,092	23,919	19,290,011
	2 計画費	495,306	6,955	502,261
	3 整備事業費	519,156	2,343	521,499
	4 建築管理費	8,601,297	3,465	8,604,762
	5 住宅費	1,378,289	10,736	1,389,025
11 区役所費				
		8,272,044	420	8,272,464
	1 区政振興費	18,527,869	12,536	18,540,405
	2 戸籍住民基本台帳費	13,764,742	1,239	13,765,981
12 消防費				
	1 消防費	4,763,127	11,297	4,774,424
		16,748,367	263,670	17,012,037
		16,748,367	263,670	17,012,037
13 教育費				
	1 教育総務費	115,739,533	685,378	116,424,911
	2 小学校費	35,330,817	492,784	35,823,601
	3 中学校費	29,268,620	120,843	29,389,463
	4 高等学校費	13,717,093	47,717	13,764,810
	5 特別支援教育費	3,686,532	9,368	3,695,900
		2,850,268	10,575	2,860,843

補 正 前 の 額	補 正 額	計
千円 3,285,447	千円 4,091	千円 3,289,538
876,642,773	1,992,719	878,635,492

款	項
	6 社 会 教 育 費
歳 出	合 計

川崎市告示第591号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定により行う予防接種については、別表に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年

政令第197号）第5条の規定に基づき告示します。

令和5年12月5日

川崎市長 福田 紀彦

医療機関名	住所	
川崎ひのわクリニック	川崎市川崎区本町1-8-2	トラストビル3階
松田内科医院	川崎市川崎区堀之内10-24	
いしいクリニック乳腺外科	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル10FB
稲葉医院	川崎市川崎区砂子1-5-22	
入江医院	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル
うすい整形外科医院	川崎市川崎区砂子2-2-10	第2園ビル
川崎おおつか内科・消化器内科	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル4F
川崎レディースクリニック	川崎市川崎区砂子2-11-20	加瀬ビル133 4階
あべクリニック	川崎市川崎区駅前本町4-7	堀井ビル3F
おおしま内科	川崎市川崎区駅前本町14-6	マーヴェル川崎3階・4階
川崎小児科・内科	川崎市川崎区駅前本町14-1	DKビル2F
ルナレディースクリニック川崎駅前院	川崎市川崎区駅前本町3-1	NMF川崎東口ビルB1F
ナビタスクリニック川崎	川崎市川崎区駅前本町26-1	アトレ川崎8F
川崎駅前クリニック	川崎市川崎区駅前本町12-1	川崎駅前ターミナルパーク6F
三島クリニック	川崎市川崎区駅前本町7-4	井門川崎ビル8F
川崎駅ふみレディースクリニック	川崎市川崎区駅前本町14-6	マーヴェル川崎2階
川崎駅東口内科クリニック・アレルギー科・小児科	川崎市川崎区駅前本町10-1	MEFULL川崎11階
畑医院	川崎市川崎区宮前町5-1	
総合新川橋病院	川崎市川崎区新川通1-15	
川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通12-1	
阿部医院	川崎市川崎区貝塚1-9-10	
川崎すずき内科クリニック	川崎市川崎区貝塚1-15-4	ESTA BILDING3階
悠翔会在宅クリニック川崎	川崎市川崎区貝塚1-15-4	エスタビルディング7F
由井クリニック	川崎市川崎区貝塚2-4-19	
かめだこどもクリニック	川崎市川崎区池田2-4-5	
ささきクリニック	川崎市川崎区池田1-6-3	2階
内科小児科宮島医院	川崎市川崎区池田2-7-4	
太田総合病院	川崎市川崎区日進町1-50	
馬嶋病院	川崎市川崎区日進町24-15	
川崎クリニック	川崎市川崎区日進町7-1	川崎日進町ビルディング6.7.8階
宮川病院	川崎市川崎区大師駅前2-13-13	
村山整形外科	川崎市川崎区大師駅前1-6-17	パークホームズ川崎大師表参道2F
協同ふじさきクリニック	川崎市川崎区藤崎4-21-2	
野田医院小児科内科眼科	川崎市川崎区藤崎1-1-3	
平安医院	川崎市川崎区藤崎4-19-15	
キノメディッククリニック川崎	川崎市川崎区藤崎3-6-1-1F	
青山クリニック	川崎市川崎区伊勢町25-3	
総合川崎臨港病院	川崎市川崎区中島3-13-1	
なかじまクリニック	川崎市川崎区中島3-9-9	
港町こどもクリニック	川崎市川崎区港町5-2-103	
港町つばさクリニック	川崎市川崎区港町5-2	リヴァリエB棟104号
門前外科医院	川崎市川崎区東門前1-14-4	
和田内科医院	川崎市川崎区東門前3-1-6	
後藤医院	川崎市川崎区昭和2-16-16	
大師診療所	川崎市川崎区大師町6-8	
さくら中央クリニック	川崎市川崎区大師本町9-11	

医療機関名	住所	
AOI国際病院	川崎市川崎区田町2-9-1	
鈴木医院	川崎市川崎区田町1-6-15	
昭和医院	川崎市川崎区出来野7-20	
川崎大師いしまる内科クリニック	川崎市川崎区観音2-10-6	第3忠ぶねビルF
かんのんクリニック	川崎市川崎区観音2-15-18	
川崎協同病院	川崎市川崎区桜本2-1-5	
いしい医院	川崎市川崎区桜本2-4-9	
高良医院	川崎市川崎区大島3-15-17	
花田内科胃腸科医院	川崎市川崎区大島4-16-1	
村上外科医院	川崎市川崎区大島1-5-14	
森田クリニック	川崎市川崎区大島5-10-5	
渡辺外科内科医院	川崎市川崎区大島2-17-16	
田辺医院	川崎市川崎区大島上町1-10	
アルトクリニック	川崎市川崎区渡田3-4-12	
川崎グランハートクリニック	川崎市川崎区渡田向町15-2	
川崎七福診療所	川崎市川崎区小田栄2-3-1	ユナン小田栄店2階
元木町眼科・内科	川崎市川崎区渡田新町2-1-1	
第一クリニック	川崎市川崎区渡田新町2-3-5	
野末整形外科歯科内科	川崎市川崎区小田5-1-3	
熊谷医院	川崎市川崎区小田5-28-15	
柴田医院	川崎市川崎区浅田3-10-12	
飯塚医院	川崎市川崎区京町2-14-2	
京町診療所	川崎市川崎区京町2-15-6	神和ビル
京町クリニック	川崎市川崎区京町1-9-11	
黒坂医院	川崎市川崎区京町2-8-17	
竹内クリニック	川崎市川崎区京町2-24-4	セゾール川崎京町ハイライズ111
安土医院	川崎市川崎区浜町1-22-6	
ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	川崎市川崎区浜町1-7-6	
日本鋼管病院	川崎市川崎区鋼管通1-2-1	
こうかんクリニック	川崎市川崎区鋼管通1-2-3	
市電通りごうだクリニック	川崎市川崎区田島町23-1	ラヴィーレ浜川崎1階
東扇島診療所	川崎市川崎区東扇島78	福利厚生センター2F
佐々木内科クリニック	川崎市幸区小向町3-21	
介護老人保健施設千の風・川崎	川崎市幸区小向町15-25	
田村外科病院	川崎市幸区戸手1-9-13	
橋爪医院	川崎市幸区戸手2-3-12	
さいわい整形外科	川崎市幸区戸手1-2-1	みゆきコーポラス1F
三條医院	川崎市幸区幸町2-697	
関クリニック	川崎市幸区幸町3-7	
ゆみメディカルクリニック	川崎市幸区中幸町1-18-5-2F	
米田医院	川崎市幸区中幸町3-13	
大野クリニック	川崎市幸区堀川町580	ソリットスクエア西館2F
川崎リウマチ・内科クリニック	川崎市幸区大宮町1310	ミュージア川崎222
こんどうレディース診療所	川崎市幸区大宮町2-8	イクス川崎サ・タワ-1-A
中村クリニック泌尿器科	川崎市幸区大宮町1310	ミュージア川崎227
ミュージア川崎こどもクリニック	川崎市幸区大宮町1310	ミュージア川崎2F
横山クリニック	川崎市幸区大宮町14-4	尊昌ビル4F
おさないクリニック	川崎市幸区南幸町2-80	KS紅屋ビル4F
小林クリニック	川崎市幸区南幸町2-80	
川崎幸クリニック	川崎市幸区南幸町1-27-1	
いきいきクリニック	川崎市幸区南幸町2-34-2	川崎クリスチャンセンター1F

医療機関名	住所	
けいクリニック	川崎市幸区南幸町3-104	中川ビル3F
ましも内科循環器内科	川崎市幸区南幸町2-26-12	
まつくら整形外科	川崎市幸区南幸町2-21-7-1F	
森田医院	川崎市幸区南幸町3-14	
第二川崎幸クリニック	川崎市幸区都町39-1	
あいホームケアクリニック	川崎市幸区都町37-10	さいわい都町ビル1階
黒瀬クリニック	川崎市幸区神明町2-1-1	
鈴木医院	川崎市幸区神明町2-14-7	
川崎中央クリニック	川崎市幸区神明町2-68-7	
植村内科医院	川崎市幸区戸手本町1-44-5-1F	
川崎くらかた胃腸内科	川崎市幸区塚越4-314-2	
田中小児科医院	川崎市幸区塚越2-217	
松葉医院	川崎市幸区塚越2-159	
みつや内科診療所	川崎市幸区古川町120	
さいわい鹿島田クリニック	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎
ゆりこどもクリニック	川崎市幸区新塚越201	ルリエ新川崎5F
まつの内科クリニック	川崎市幸区新川崎5-2	シンカモール3F
川崎セツルメント診療所	川崎市幸区古市場2-67	
関口医院	川崎市幸区古市場1-21	
中村整形外科	川崎市幸区古市場1-21	
石永医院	川崎市幸区下平間130	
千梨内科クリニック	川崎市幸区下平間359	レオV201
たつのこどもクリニック	川崎市幸区下平間359	レオV
ナカオカクリニック	川崎市幸区下平間38	
南武医院	川崎市幸区下平間205	
まつやまクリニック	川崎市幸区下平間341	レオⅢ2F
栗田病院	川崎市幸区小倉2-30-13	
パークシティクリニック	川崎市幸区小倉1-1	パークシティ新川崎クリニック棟217
柁原医院	川崎市幸区小倉3-23-4	
小倉かとう内科	川崎市幸区小倉5-19-23	クロスロード新川崎209号
木村整形外科	川崎市幸区小倉1-3-14	
たくま幸クリニック	川崎市幸区小倉3-28-12	シャリオ佐野1F
生駒クリニック	川崎市幸区南加瀬4-27-6	
いしいアレルギーこどもクリニック	川崎市幸区南加瀬3-5-3	トキワクリニックビル4F
うちやま南加瀬クリニック 内科・内視鏡内科	川崎市幸区南加瀬3-5-3	トキワクリニックビル2階
鎌田医院	川崎市幸区南加瀬4-30-2	
かい小児科・内科・耳鼻咽喉科医院	川崎市幸区南加瀬3-25-1	
南加瀬しらい整形外科クリニック	川崎市幸区南加瀬2-6-8	南加瀬メディカルモール3階
南加瀬ファミリークリニック	川崎市幸区南加瀬2-6-8	南加瀬メディカルモール2F
川崎南部在宅診療所	川崎市幸区南加瀬2-8-15	新川崎ロイヤルハウス1F-B
高取内科医院	川崎市幸区矢上13-6	
メディ在宅クリニック	川崎市幸区矢上2-7	
高橋クリニック	川崎市幸区北加瀬2-7-20	
スキップこどもアレルギークリニック	川崎市幸区北加瀬2-11-3	コニアガーデン新川崎
新川崎むらせ内科循環器内科	川崎市幸区北加瀬2-11-3	
鹿島田病院	川崎市幸区鹿島田1-21-20	
新川崎こびきウィメンズクリニック	川崎市幸区鹿島田1-8-33	はとりビル2F
新川崎ふたばクリニック小児科・皮膚科	川崎市幸区鹿島田1-4-3	CLASSIMO-BLD.
はとりクリニック	川崎市幸区鹿島田1-8-33	はとりビル3F
あむろ内科クリニック	川崎市中原区上丸子八幡町796	
武蔵小杉レディースクリニック	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階452号

医療機関名	住所	
武蔵小杉ささと小児科・アレルギー科	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4F
武蔵小杉ハートクリニック	川崎市中原区新丸子東3-946-3	MKファーストビル1F
むさし小杉内科クリニック	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階
さくらクリニック武蔵小杉内科・小児科	川崎市中原区新丸子東3-1100-14	フーズィム武蔵小杉2F
田中内科クリニック	川崎市中原区新丸子東1-774	
ヒロクリニック	川崎市中原区新丸子東1-826	新丸子東ロビル1F
サンマルコクリニック	川崎市中原区新丸子東1-825-7	長井ビル2F
こすぎ駅前クリニック	川崎市中原区新丸子東2-925	白誠ビル1F
渡辺こども診療所	川崎市中原区新丸子東1-788	
武蔵小杉胃と大腸の内視鏡・消化器内科クリニック 川崎中原院	川崎市中原区新丸子東3-1156-2	Classense武蔵小杉 北館2F
荒田内科クリニック	川崎市中原区新丸子町747	グランイザ新丸子Ⅱ1F
新丸子皮フ科・アレルギー科クリニック	川崎市中原区新丸子町748 1F	
えじり子供クリニック	川崎市中原区新丸子町734-1	アベニオ新丸子1F
前田医院	川崎市中原区新丸子町765	
かわいクリニック武蔵小杉	川崎市中原区新丸子町767-2	氏橋ビル3階B区画
山出内科	川崎市中原区新丸子町727-1	
山口外科	川崎市中原区新丸子町745-3	
松本クリニック	川崎市中原区丸子通2-441	
新丸子ペインクリニック内科	川崎市中原区丸子通2-682	エデフィスAN101号室
やまと診療所武蔵小杉	川崎市中原区下沼部1760	カイト玉川3階
こだま診療所	川崎市中原区下沼部1886	セントラルハイツⅠ 101
わたたに医院	川崎市中原区下沼部1747	
中村医院	川崎市中原区下沼部1930-2	
平間クリニック	川崎市中原区中丸子589-11	
亀谷クリニック	川崎市中原区中丸子361	
土井小児科医院	川崎市中原区上平間1149-1	
菊岡内科医院	川崎市中原区田尻町35	
小林医院	川崎市中原区北谷町31	
中橋メディカルクリニック	川崎市中原区北谷町51-9	
二宮内科小児科クリニック	川崎市中原区北谷町693	
内田クリニック	川崎市中原区市ノ坪223	スカイ来夢101
武蔵小杉おさだ内科	川崎市中原区市ノ坪449-3	
キャップスククリニック武蔵小杉	川崎市中原区市ノ坪449-3	シティタワー武蔵小杉
もくぼ内科クリニック	川崎市中原区木月住吉町2-25	エパビル2 4階
宇藤内科医院	川崎市中原区荻宿24-37	
野ロクリニック	川崎市中原区西加瀬16-10	メディカルプレイス元住吉
わかばこどもクリニック	川崎市中原区西加瀬17-8	エクセレントビュー元住吉1F
綾部内科クリニック	川崎市中原区木月1-23-7	
元住吉こころみクリニック	川崎市中原区木月1-28-5	メディカルプラザD元住吉3F
もとすみ内科・胃腸内科クリニック	川崎市中原区木月1-33-15	進栄ビル1階
北村医院	川崎市中原区木月2-14-6	
はぐくみ母子クリニック元住吉	川崎市中原区木月1-24-27	
元住吉くろさき呼吸器内科クリニック	川崎市中原区木月1-33-15	進栄ビル1F
住吉診療所	川崎市中原区木月3-7-3	
元住吉クリニック	川崎市中原区木月2-12-18	
徳植医院	川崎市中原区木月1-2-24	
豊崎医院	川崎市中原区木月1-31-10	
元住吉レディースクリニック	川崎市中原区木月1-30-17	
宮尾クリニック	川崎市中原区木月1-6-14	
みやぎ内科クリニック	川崎市中原区木月3-25-10	
毛利医院	川崎市中原区木月3-5-33	

医療機関名	住所	
江島整形外科クリニック	川崎市中原区木月祇園町14-16-115	
久保田クリニック	川崎市中原区木月祇園町15-1	
澤口内科クリニック	川崎市中原区木月祇園町14-16	ｸﾞﾗﾝﾋﾞﾎﾞ元住吉116
有田こどもクリニック	川崎市中原区井田中ノ町33-5	
中島クリニック	川崎市中原区井田中ノ町8-36	
川崎市立井田病院	川崎市中原区井田2-27-1	
さかもと内科クリニック	川崎市中原区井田1-36-3	
すずき耳鼻咽喉科クリニック	川崎市中原区井田1-36-3	
島脳神経外科整形外科医院	川崎市中原区井田杉山町29-10	
中原小杉元住吉ほしおか内科・消化器・内視鏡クリニック	川崎市中原区井田三舞町3-5	
上杉クリニック	川崎市中原区下小田中1-15-33	
なかはら内科クリニック	川崎市中原区下小田中3-30-3	
はぐくみ母子クリニック	川崎市中原区下小田中3-33-5	
神保内科クリニック	川崎市中原区下小田中2-1-31	中原ｸﾘﾆｯｸﾋﾞﾙ1F
すずむらクリニック	川崎市中原区下小田中3-31-1	ﾌｴﾆｯｸｽｺｰﾄ1F
中原こどもクリニック	川崎市中原区下小田中1-1-6	ﾐﾙﾌﾞﾗﾝﾀﾝ3e 1F
たかはし内科	川崎市中原区下小田中1-3-6	J0Jﾋﾞﾙ1F
むさし整形外科	川崎市中原区下小田中2-1-31	中原ｸﾘﾆｯｸﾋﾞﾙ2F
山高クリニック	川崎市中原区下小田中2-33-39	
武蔵中原しくらクリニック	川崎市中原区下新城2-1-38	ｷｬｲﾌﾞﾙⅢ101
回生医院	川崎市中原区新城中町2-10	
京浜総合病院	川崎市中原区新城1-2-5	
大迫内科クリニック	川崎市中原区新城2-15-2	
春原内科クリニック	川崎市中原区新城3-2-13	
中島医院	川崎市中原区新城3-5-1	
宮崎医院	川崎市中原区新城3-13-8	
うちだこどもクリニック	川崎市中原区上新城2-14-23	ｱﾄﾞﾚｯｽﾞｽｸｴｱ武蔵新城1F
おばな内科クリニック	川崎市中原区上新城2-4-8	
新城女性のクリニック	川崎市中原区上新城2-11-29 4階	
はる内視鏡クリニック	川崎市中原区上新城2-11-25 3F	
ふじむら耳鼻咽喉科	川崎市中原区上新城2-11-29	武蔵新城ﾒﾃﾞｨｶﾙﾋﾞﾙ2F
やまだ内科クリニック	川崎市中原区上新城1-2-28-201	
さかね内科クリニック	川崎市中原区宮内2-12-1	
ハウズクリニック渡辺内科	川崎市中原区宮内1-8-3	
おくせ医院	川崎市中原区上小田中1-26-1	ﾊｲﾑﾁｪﾘｰB101
しまだ小児クリニック	川崎市中原区上小田中2-42-22	ｽﾀｰﾈｽﾄ1F
だんのうえ眼科クリニック	川崎市中原区上小田中3-23-34	ﾒﾃﾞｨｾﾝﾄﾞﾋﾞﾙ3F
つちや内科・循環器内科	川崎市中原区上小田中5-2-7	ｸﾚｼｱ武蔵中原1F
ポブラメディカルクリニック	川崎市中原区上小田中3-29-2	ｻﾞ・ｸﾚｽﾄｼﾃｨﾊﾞｰｸｺｰﾄ1F
はらクリニック	川崎市中原区上小田中6-26-3	2F-2
武蔵中原まちいクリニック	川崎市中原区上小田中6-23-10	小川ﾋﾞﾙ1F
武蔵小杉森のこどもクリニック小児科・皮膚科	川崎市中原区小杉町2-228-1	ﾊﾞｰｸｼﾃｨ武蔵小杉ｻﾞｶﾞｰﾃﾞﾝﾀワｰｽﾞｳｴｽﾄ
加藤順クリニック	川崎市中原区小杉町3-441-1	ｴﾝﾄﾋﾞｱ安藤2F
武蔵小杉整形外科	川崎市中原区小杉町1-403	武蔵小杉ﾀｳﾝﾌﾟﾚｲｽ2F
さとうクリニック	川崎市中原区小杉町3-8-6	ﾌﾞﾘｰｽﾄ武蔵小杉1F
こすぎレディースクリニック	川崎市中原区小杉町3-1501-1	ｾﾝﾄﾗ武蔵小杉A棟305B
柴崎整形外科	川崎市中原区小杉町1-529-15	
とまり木ウイメンズクリニック 武蔵小杉	川崎市中原区小杉町3-441-1	
コスギコモンズクリニック	川崎市中原区小杉町2-228-1 W3	
塚原クリニック	川崎市中原区小杉町1-529	STEPS-3 1F
のなみクリニック	川崎市中原区小杉町1-547-83	

医療機関名	住所	
ひまわり小児科	川崎市中原区小杉町3-1501-1	セントア武蔵小杉A棟3F
むらた内科クリニック	川崎市中原区小杉町3-1501	セントア武蔵小杉A棟1階
こすぎ小児科	川崎市中原区小杉町3-249-2	クレアホームズ 武蔵小杉101
こすぎ皮ふ科	川崎市中原区小杉町3-432	尾村ビル1階・2階
はなまるクリニック	川崎市中原区小杉町2-313	ボーン・ルテール小杉1階
聖マリアンナ医科大学東横病院	川崎市中原区小杉町3-435	
こすぎ坂本医院	川崎市中原区小杉町3-441-9	伊達ビル2階B室
岡島クリニック	川崎市中原区今井南町21-35-102	ルミエール南Ⅱ1階A
さかい医院	川崎市中原区今井南町9-34	
清水医院	川崎市中原区今井仲町12-12	
田口小児科医院	川崎市中原区今井仲町10-18	
たむらクリニック	川崎市中原区今井西町12-14	柳田ビル1F
神田クリニック	川崎市中原区今井上町4-4	ハルセン武蔵小杉1F
小杉外科内科医院	川崎市中原区小杉御殿町2-88	
関東労災病院	川崎市中原区木月住吉町1-1	
日本医科大学武蔵小杉病院	川崎市中原区小杉町1-383	
えがおの森こどもアレルギークリニック	川崎市高津区溝口3-7-11	2F
総合高津中央病院	川崎市高津区溝口1-16-7	
溝のロクリニック	川崎市高津区溝口1-12-20	ウエストキャニオンビルⅡ2F
優ウィメンズクリニック	川崎市高津区溝口3-7-1	フロントビル4F
猿谷耳鼻咽喉科医院	川崎市高津区溝口3-10-38	猿谷ビル1F
鈴木医院	川崎市高津区溝口2-18-46	
洲之内内科	川崎市高津区溝口1-13-16-102	
住永クリニック	川崎市高津区溝口2-6-26	アズマ栄橋ビル2F
田園二子クリニック	川崎市高津区溝口2-16-5	アイビー溝の口ビル2F
高津駅前はら内科ハートクリニック	川崎市高津区溝口3-7-11 3F	
やぐち耳鼻咽喉科クリニック	川崎市高津区溝口4-1-17	SKD高津駅前ビルⅠ 3F
ひっぽこどもアレルギークリニック	川崎市高津区溝口5-24-8	ライフ溝口店2F
宮川内科医院	川崎市高津区溝口1-6-1	
三輪内科おなかクリニック	川崎市高津区溝口5-24-8	ライフ溝口店2F
溝の口おかもと糖尿病内科	川崎市高津区溝口2-14-31	MSメディカルビル 1F
高津内科クリニック	川崎市高津区二子3-33-20	
ブレストケア高津	川崎市高津区二子5-2-1	中興・2 3階
窪田医院	川崎市高津区二子5-10-1	
二子クリニック	川崎市高津区二子1-11-15	
おひさまげんきクリニック	川崎市高津区二子5-2-5-2A	第1井上ビル
二子新地ひかりこどもクリニック	川崎市高津区諏訪1-3-15	FMフラット1F
高橋内科医院	川崎市高津区諏訪1-9-1	諏訪平壱番館101
はっとりファミリークリニック	川崎市高津区北見方2-16-1	高津ゆうあいメディカルモール1F
溝の口慶友クリニック	川崎市高津区久本3-1-31	U-LAND溝ノ口ビル4F
おかの小児科・アレルギー科	川崎市高津区久本3-2-1	ウエルタワ-1F
レディースクリニック溝の口	川崎市高津区久本3-3-3	サ・344ビル203
みぞのくちファミリークリニック	川崎市高津区久本3-14-1-1F	
つるや内科クリニック	川崎市高津区久本1-6-5	
豊田クリニック	川崎市高津区久本3-2-3	ウエルウェル溝の口1F
廣津医院	川崎市高津区久本3-6-1-212	
もぎたて耳鼻咽喉科	川崎市高津区久本1-2-5	関口第一ビル4階401
坂戸診療所	川崎市高津区坂戸1-6-18	
KSPクリニック	川崎市高津区坂戸3-2-1	KSPビル西503
溝の口胃腸科・内科クリニック	川崎市高津区坂戸1-6-20	ハイランド・ペイ溝の口1F
そめや内科クリニック	川崎市高津区末長1-45-1	秋本ビル1階

医療機関名	住所	
アクアこどもクリニック	川崎市高津区末長2-10-18	光亮第一ビル3F
梶が谷駅前内科クリニック	川崎市高津区末長1-9-1	スタイル梶が谷MALL6F
Sunnyこどもクリニック	川崎市高津区末長1-9-1	スタイル梶が谷モール7F
梶ヶ谷クリニック	川崎市高津区末長1-23-17	梶ヶ谷ビル1F
福住医院	川崎市高津区末長3-12-3	
山本整形外科医院	川崎市高津区末長1-8-20	
片倉病院	川崎市高津区新作4-11-16	
新城・新作こどもクリニック	川崎市高津区新作4-12-6	FMビル2F
田園都市溝の口つつじ内科クリニック	川崎市高津区新作3-1-4	
かたおか小児科クリニック	川崎市高津区梶ヶ谷3-7-28-101	
あおば内科クリニック	川崎市高津区梶ヶ谷6-2-8	
千年診療所	川崎市高津区千年新町29-5	
ハタカズコ婦人クリニック	川崎市高津区千年新町28-9	
いずみ泌尿器科皮膚科	川崎市高津区千年301-1	グランドコスモ千歳203
桐村医院	川崎市高津区千年200-5	
千年ファミリークリニック	川崎市高津区千年637-4	グランドカールビル1階
かわかみ小児科クリニック	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニックモール2F
しまむらクリニック	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニックモール1F
山本医院	川崎市高津区子母口728-4	
伊藤医院	川崎市高津区久末1894	
森クリニック	川崎市高津区久末9-1	
大久保クリニック	川崎市高津区東野川2-36-5	
野川整形外科	川崎市高津区東野川1-7-9	メディカルクリア野川1F
田中クリニック	川崎市高津区東野川2-36-5	久末メディカルビルレジA棟1F
ゆめこどもクリニック	川崎市高津区東野川2-36-4	久末メディカルビルレジB棟2F
福西内科クリニック	川崎市高津区東野川1-7-9	メディカルクリア野川2F
久地さとう医院	川崎市高津区宇奈根637-5	
内田内科	川崎市高津区久地4-24-30	グリーンスクエア1F
久地診療所	川崎市高津区久地4-19-8	
くじこどもクリニック	川崎市高津区久地4-24-30	グリーンスクエア2F
村川内科クリニック	川崎市高津区久地4-24-5	新川屋センタービル2階
みぞのくちユース&ウィメンズクリニック	川崎市高津区下作延2-2-8	溝の口フラワーメディカルモール3F
北浜こどもクリニック	川崎市高津区下作延3-3-10-2F	
国島医院	川崎市高津区下作延3-22-7	
木暮クリニック	川崎市高津区下作延2-4-3	
武井クリニック	川崎市高津区下作延2-7-26	シティフォーラム溝の口101号
長瀬クリニック	川崎市高津区下作延3-3-10	スルパリエ梶ヶ谷2F
椿クリニック	川崎市高津区下作延2-3-38	TKビル301
メディクスクリニック溝の口	川崎市高津区下作延5-11-12	
津田山クリニック	川崎市高津区下作延6-4-1	
渡辺クリニック	川崎市高津区下作延2-9-10	
はまゆり糖・生活習慣病クリニック 溝の口	川崎市高津区下作延2-2-8	溝の口フラワーメディカルモール2階
にし医院	川崎市高津区上作延1-20-20	
帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区二子5-1-1	
虎の門病院分院	川崎市高津区梶ヶ谷1-3-1	
きたじま内科・脳神経クリニック	川崎市宮前区東有馬5-1-2	
菅野耳鼻咽喉科	川崎市宮前区東有馬3-5-29	KUMANOビル1F
本村医院	川崎市宮前区東有馬5-24-1	
森島小児科内科クリニック	川崎市宮前区東有馬3-15-10	
有馬病院	川崎市宮前区有馬3-10-7	
なないろこどもとアレルギーのクリニック	川崎市宮前区有馬5-17-21	

医療機関名	住所	
さがらクリニック	川崎市宮前区有馬5-19-7-201	
鷺沼診療所	川崎市宮前区有馬1-22-16	
鷺沼人工腎臓石川クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-10-3	
さぎぬま公園クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-18-1	ブレイル鷺沼カエルエスタ203
春待坂ハートクリニック	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	フレントベース3F
鷺沼産婦人科	川崎市宮前区鷺沼3-5-17	
キッズクリニック鷺沼	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	
こにしクリニック	川崎市宮前区鷺沼1-3-13	
原クリニック	川崎市宮前区鷺沼4-10-5	
さぎぬま一丁目クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-24-4	ライズモール鷺沼1階
本田医院	川崎市宮前区鷺沼1-10-11	
丸田クリニック	川崎市宮前区鷺沼3-4-5	
山口整形外科	川崎市宮前区鷺沼1-18-10	フレントベース4階
田園都市クリニック	川崎市宮前区鷺沼1-22-7	カーサエステレー1F
宮前平医院	川崎市宮前区土橋2-1-30	
河野医院	川崎市宮前区土橋3-3-4	
すずか小児科・皮膚科クリニック	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビル・ベルディア2F
さぎぬま高橋内科クリニック	川崎市宮前区土橋3-3-1	トウエ・アコルテ204
みよしこどもクリニック	川崎市宮前区土橋6-15-1	宮前平ホームハウスB-115
むとう小児科クリニック	川崎市宮前区土橋3-2-17	
やがわ内科・消化器内科	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビルベルディア1F
宮前平内科クリニック	川崎市宮前区宮前平2-15-2	
神奈川ひまわりクリニック	川崎市宮前区宮前平3-3-26	
K-クリニック	川崎市宮前区宮前平2-1-6	
川本整形外科	川崎市宮前区宮前平2-1-3	
根岸耳鼻咽喉科医院	川崎市宮前区宮前平2-1-5	
福島内科医院	川崎市宮前区宮前平2-19-9	
三倉医院	川崎市宮前区宮前平2-15-15	Brillia宮前平201
宮前平第2クリニック	川崎市宮前区宮前平2-5-16	ネーランド3F
クリニックのびのびキッズピア	川崎市宮前区宮前平2-15-3	グレイビル201
たかの循環器内科クリニック	川崎市宮前区宮前平3-2-1	
鷺沼透光診療所	川崎市宮前区小台1-20-1	アン・ビシネスパーク601・602号室
川崎ヒューマンクリニック	川崎市宮前区小台1-17-3	Saginuma Dento Hills101
菊岡医院	川崎市宮前区小台2-22-7	
東方医院	川崎市宮前区小台2-6-2	ラポール宮前平3F
宮前平すがのクリニック	川崎市宮前区小台2-6-6	宮前平メディカルモール3F
宮前平健栄クリニック	川崎市宮前区小台2-5-2	宮前平ハイ2F
川崎宮前平とくえ内科循環器内科クリニック	川崎市宮前区小台2-5-1-301	
あると内科クリニック	川崎市宮前区小台1-20-2	リハール鷺沼201
いそどりレディースクリニック宮前平	川崎市宮前区小台2-5-1	ティモネ宮前平303
たかはしメモリークリニック	川崎市宮前区大蔵2-7-1	
北部市場クリニック	川崎市宮前区水沢1-1-1	川崎市中央卸売市場北部市場管理棟内
かわさき記念病院	川崎市宮前区潮見台20-1	
潮見台植木クリニック	川崎市宮前区潮見台6-7	グリーンヒルズ潮見台103
あおやぎ内科循環器クリニック	川崎市宮前区菅生2-1-9	
ゆりかごクリニック	川崎市宮前区菅生1-2-20	イズミール103号
いしだ内科外科クリニック	川崎市宮前区平4-4-1	
おおたけファミリークリニック	川崎市宮前区平1-1-4	平橋クリニックガーデン2F
鎌田クリニック	川崎市宮前区平2-11-3	YOUビル1F
宮前平グリーンハイツ診療所	川崎市宮前区けやき平1-16-209	
鎌田クリニック南平台	川崎市宮前区南平台3-30	

医療機関名	住所	
みやびクリニック	川崎市宮前区南平台3-17	
山本内科クリニック	川崎市宮前区白幡台1-9-10	
小林外科胃腸科	川崎市宮前区神木本町2-2-17	
くりう内科クリニック	川崎市宮前区神木2-2-1	宮崎台メヂカルプラザ A-2
宮崎台クリニック	川崎市宮前区宮崎3-14-23	
いのうえクリニック	川崎市宮前区宮崎5-14-2	
ふたば内科眼科糖尿病クリニック	川崎市宮前区宮崎2-10-2-2階	
宮前つばさクリニック	川崎市宮前区宮崎6-9-5	東急宮前平ジョビィンクパーク2F
たかはしクリニック	川崎市宮前区宮崎2-13-1	トシヨシ宮崎台1F
宮崎台耳鼻咽喉科	川崎市宮前区宮崎2-10-8	トラヘス宮崎台2F
ニコットこどもクリニック	川崎市宮前区宮崎2-9-3	メゾン・ト・パッサ1階
もぎ循環器科内科医院	川崎市宮前区宮崎5-14-19	
さくら坂やまだ耳鼻咽喉科	川崎市宮前区宮崎2-10-2	第二隆祥ビル3階
大野医院	川崎市宮前区馬絹3-8-34	
小野田医院	川崎市宮前区馬絹6-22-14	第一ケーエビル1F2F
かねこクリニック	川崎市宮前区馬絹4-4-13	
川原小児科	川崎市宮前区馬絹1-1-41	
好生堂医院	川崎市宮前区野川本町2-2-10	
馬目整形外科・内科クリニック	川崎市宮前区野川本町1-3-1	
佐治医院	川崎市宮前区南野川3-6-2	
野川クリニック	川崎市宮前区野川台1-21-15	
風の道クリニック	川崎市宮前区野川台3-7-1	
こども元気！内科クリニック	川崎市宮前区西野川1-4-17	
村上循環器科内科皮膚科	川崎市宮前区西野川1-4-16	野川メディカルセンター2F
聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生2-16-1	
稲田堤メディカルクリニック	川崎市多摩区菅2-15-5	
清水小児科クリニック	川崎市多摩区菅6-13-20	
コハル内科	川崎市多摩区菅4-1-1	コントライ101号
関口内科医院	川崎市多摩区菅2-8-27	第一平山ビル1階
てづか内科・循環器クリニック	川崎市多摩区菅1-5-12	エビトル稲田堤1A
西村クリニック	川崎市多摩区菅2-4-2	サニサイド 202
まつもと小児クリニック	川崎市多摩区菅1-2-31	ブラザークリエイト2F
稲田堤駅前脳神経外科内科クリニック	川崎市多摩区菅稲田堤1-17-28	201
前原医院	川崎市多摩区菅馬場1-1-27	
あいクリニック産婦人科・小児科	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
大倉消化器科外科クリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
つじ内科クリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
ことぶきクリニック	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
稲田小児科医院	川崎市多摩区菅北浦2-2-24	
土井医院	川崎市多摩区菅北浦4-11-25	
稲田登戸クリニック	川崎市多摩区菅北浦4-3-1	オーケヒルズ 101号
みやもと訪問クリニック	川崎市多摩区菅北浦2-17-15	マスタースタイルビル3階
多摩クリニック	川崎市多摩区布田2-24	
中野島小児科クリニック	川崎市多摩区中野島6-22-9	
池田小児科医院	川崎市多摩区中野島3-15-15	
中野島糖尿病クリニック	川崎市多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メディカルウイング A 2F
中野島北口コガワクリニック	川崎市多摩区中野島6-26-2	F&Fハイム2F
中野島診療所	川崎市多摩区中野島4-9-1	
中野島たきぐち耳鼻咽喉科	川崎市多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メディカルウイング A101
藤田クリニック	川崎市多摩区中野島3-14-37	
牧野クリニック	川崎市多摩区中野島3-27-34	ハートタウン7番館1F

医療機関名	住所	
多摩ファミリークリニック	川崎市多摩区登戸新町337	エニビル1F
登戸内科・脳神経クリニック	川崎市多摩区登戸新町434	
鈴木内科医院	川崎市多摩区登戸新町188	
中村医院	川崎市多摩区登戸新町358-1	
やまもとクリニック	川崎市多摩区登戸新町404	古谷ビル3F
登戸プライマリケアクリニック	川崎市多摩区登戸1856-10	松鷹ビル101号
あさい内科医院	川崎市多摩区登戸538	
多摩脳神経外科	川崎市多摩区登戸1654	
えがわ療育クリニック	川崎市多摩区登戸2256	Jeune feuillage1F
桜クリニック	川崎市多摩区登戸3292	グランシャリオ1F
岡野内科医院	川崎市多摩区登戸1737	
あかりクリニック	川崎市多摩区登戸2066-1 101	
向ヶ丘久保田内科	川崎市多摩区登戸2708-1	YMCビル3F・4F
のぼりとキッズクリニック	川崎市多摩区登戸2565-1	イル・マール3F
公文内科クリニック	川崎市多摩区登戸1792-2	アムクレスト向ヶ丘1階
こう内科クリニック	川崎市多摩区登戸2766-5	SKビル101
向ヶ丘胃腸・肛門クリニック	川崎市多摩区登戸2662-1	ブラス向ヶ丘遊園3F
ささき腎泌尿器クリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	GranSoleil登戸301
すずき内科クリニック	川崎市多摩区登戸2130-2	アトラスター向ヶ丘遊園208
たまふれあいクリニック	川崎市多摩区登戸1763	ライフガーデン向ヶ丘2階
ベルズレディースクリニック	川崎市多摩区登戸3351-203	
たけもとレディースクリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	グランソレイユ登戸302号室
たけやま呼吸器・内科クリニック	川崎市多摩区登戸2427-5	メディカルプレイスナカ3F
登戸クリニック	川崎市多摩区登戸2566-1	GranSoleil登戸101, 201号室
豊田クリニック	川崎市多摩区登戸3200	
登戸なかに消化器・糖尿病内科	川崎市多摩区登戸2565-1	
なかむらこどもクリニック	川崎市多摩区登戸2428	Noborito Gate Building 4F 401
登戸ハナミズキ内科	川崎市多摩区登戸2428	Noborito Gate Building4F
たまこどもクリニック	川崎市多摩区登戸2948-6	
すばる診療所	川崎市多摩区登戸598-2	
石原内科医院	川崎市多摩区宿河原3-10-3	セルシオITO
久保田診療所	川崎市多摩区宿河原4-21-23	
コクボ診療所	川崎市多摩区宿河原6-33-9-1F	
本橋内科クリニック	川崎市多摩区宿河原3-1-6	
高橋クリニック	川崎市多摩区堰3-5-14	
かえでファミリークリニック	川崎市多摩区長尾5-2-2-101	
西根医院	川崎市多摩区桁形1-8-38	
在宅療養支援クリニックかえでの風たま・かわさき	川崎市多摩区三田1-8-9	グレイスイツミ106号室
黒須内科クリニック	川崎市多摩区長沢4-2-9	グリーンヴァレー松澤207
五十嵐レディースクリニック	川崎市多摩区南生田4-6-6	南生田クリニックモール1F
大森医院	川崎市多摩区南生田7-20-21	
南生田レディースクリニック	川崎市多摩区南生田7-20-21	
須田メディカルクリニック	川崎市多摩区南生田4-20-2	
土屋医院	川崎市多摩区南生田1-12-2	
南生田クリニック	川崎市多摩区南生田4-11-8	
生田病院	川崎市多摩区西生田5-24-1	
伊藤耳鼻咽喉科クリニック	川崎市多摩区西生田3-9-3	クレール読売ランド前202~203
岸内科胃腸科医院	川崎市多摩区西生田2-2-5	
読売ランド前すわくクリニック	川崎市多摩区西生田1-8-1-102	
原田内科クリニック	川崎市多摩区西生田4-16-24	
水上内科医院	川崎市多摩区西生田3-9-26	ミノビル2F

医療機関名	住所	
中込内科クリニック	川崎市多摩区生田7-2-13	SKビル2F
中村クリニック	川崎市多摩区生田6-6-5	カーサビル1F
石田整形外科	川崎市多摩区栗谷3-1-6	セ・ウイステリア1F
渡辺小児科医院	川崎市多摩区栗谷3-1-1	井田ビル207
川崎市立多摩病院	川崎市多摩区宿河原1-30-37	
百合が丘すみれクリニック	川崎市麻生区細山2-8-7-1F	
池内クリニック新百合ヶ丘内科・消化器内科	川崎市麻生区万福寺1-1-2	新百合ヶ丘駅前ビル4階405区画
さくらクリニック	川崎市麻生区万福寺3-2-1	
新ゆりクリニック	川崎市麻生区万福寺1-8-7	パストラル新百合丘101
光中央診療所	川崎市麻生区万福寺1-8-7	パストラル新百合丘1-103
にじいろ子どもクリニック	川崎市麻生区万福寺1-1-2	シティモール4F
新ゆり山手通りこどもクリニック	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルモビルビル2階
ひらやま耳鼻咽喉科クリニック	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルモビルビル2階
新百合山手福本内科	川崎市麻生区万福寺6-7-2	メディカルモビルビル206
あさおクリニック	川崎市麻生区万福寺1-8-10	
リスホームケアクリニック	川崎市麻生区千代ヶ丘5-7-1-204	
おばた小児科クリニック	川崎市麻生区千代ヶ丘4-18-12	スカイテラス1-A
嶋崎内科医院	川崎市麻生区千代ヶ丘8-1-1-202	
いしだクリニック	川崎市麻生区百合丘2-7-1	
しもやまこどもクリニック	川崎市麻生区百合丘1-5-4	米山ビル1F
百合丘外科産婦人科	川崎市麻生区百合丘1-14-6	
林整形外科	川崎市麻生区百合丘1-5-19	
ふるたクリニック	川崎市麻生区百合丘1-19-2	司生堂ビル1階
百合ヶ丘駅前クリニック	川崎市麻生区百合丘1-2-1	
百合丘水野クリニック	川崎市麻生区百合丘1-16-22	
光永医院	川崎市麻生区百合丘1-2-2	
耳鼻咽喉科よしだクリニック	川崎市麻生区百合丘1-2-1-201	
吉松クリニック	川崎市麻生区百合丘1-16-2-301	
みねき内科クリニック	川崎市麻生区東百合丘2-29-10	
川崎みどりの病院	川崎市麻生区王禅寺1142	
たま日吉台病院	川崎市麻生区王禅寺1105	
玉川内科クリニック	川崎市麻生区白山4-1-1-119	
あさお・百合クリニック	川崎市麻生区虹ヶ丘1-10-1	
ごみぶちクリニック	川崎市麻生区王禅寺西5-1-30	1階B
新ゆり内科	川崎市麻生区王禅寺西4-3-8	
王禅寺公園クリニック	川崎市麻生区王禅寺西3-27-7	
米田胃腸科外科医院	川崎市麻生区王禅寺西1-24-1	
岡崎医院	川崎市麻生区王禅寺東2-13-1	
藤木内科医院	川崎市麻生区王禅寺東1-9-3	
堀野メディカルクリニック	川崎市麻生区王禅寺東3-26-6	王禅寺メディカル1F
ミオ医院	川崎市麻生区王禅寺東5-1-5	
麻生リハビリ総合病院	川崎市麻生区上麻生6-23-50	
麻生総合病院	川崎市麻生区上麻生6-25-1	
柿生記念病院	川崎市麻生区上麻生6-28-20	
ユミカ内科小児科ファミリークリニック	川崎市麻生区上麻生5-40-1	
新百合ヶ丘石田クリニック	川崎市麻生区上麻生1-5-2	小田急新百合ヶ丘ビル4F
おおたクリニック	川崎市麻生区上麻生6-31-1	トウェルイナリヤ1F
上麻生内科	川崎市麻生区上麻生2-11-21	
あさお診療所	川崎市麻生区上麻生2-1-10	
クロキ形成外科クリニック	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
小林内科医院	川崎市麻生区上麻生1-9-10	

医療機関名	住所	
かきお駅前さいとうクリニック	川崎市麻生区上麻生6-39-35	1階
柿生内科クリニック	川崎市麻生区上麻生5-38-10	
ともクリニック	川崎市麻生区上麻生5-6-8	
柿生すずき内科循環器内科	川崎市麻生区上麻生5-23-6	
新百合ヶ丘ステーションクリニック	川崎市麻生区上麻生1-20-1	小田急 ^ア コ ^ル テ ^ン 新百合ヶ丘5F
新ゆり武内クリニック	川崎市麻生区上麻生1-3-5	
しんゆり脳神経外科クリニック	川崎市麻生区上麻生4-35-5	
にもり内科クリニック	川崎市麻生区上麻生6-29-36	
たくこどもクリニック	川崎市麻生区上麻生5-6-18	泰平 ^ビ ル ^ル 柿生201
みぞぶちクリニック	川崎市麻生区上麻生6-9-2	^ビ ア ^シ ティ ^イ 晃 ^ノ 和1F
渡辺クリニック	川崎市麻生区上麻生7-22-11	
キウイファミリークリニック	川崎市麻生区下麻生3-23-28	
川崎田園都市病院	川崎市麻生区片平1782	
井上医院	川崎市麻生区白鳥3-6-12	
すこやかこどもクリニック	川崎市麻生区白鳥3-5-2	カ ^ー デ ^ン ヒ ^ル ズ ^ス 白鳥1-B
きむら内科クリニック	川崎市麻生区五力田2-14-6	
新百合ヶ丘総合病院	川崎市麻生区古沢都古255	
新百合ヶ丘龍クリニック	川崎市麻生区古沢7	
池内クリニック	川崎市麻生区栗平2-1-6	小田急 ^マ ル ^シ ェ ^栗 平1F
栗木台かわぐちクリニック	川崎市麻生区栗木台1-2-3	
はるひ野内科クリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野 ^メ テ ^ィ カ ^ル ッ ^ィ イ ^レ ッ ^シ A棟-1F
いばらきレディースクリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野 ^メ テ ^ィ カ ^ル ッ ^ィ イ ^レ ッ ^シ C棟-2F
ニコニコこどもクリニック	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野 ^メ テ ^ィ カ ^ル ッ ^ィ イ ^レ ッ ^シ C棟-1F

川崎市告示第592号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定により行うインフルエンザ予防接種については、別表に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施

行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき告示します。

令和5年12月5日

川崎市長 福田紀彦

医療機関名	住所1	住所2
川崎ひのわクリニック	川崎区本町1-8-2	トラスト ^ビ ル ^ル 3階
松田医院	川崎区堀之内10-24	
入江医院	川崎区砂子2-6-2	三恵 ^ビ ル ^ル
稲葉医院	川崎区砂子1-5-22	
うすい整形外科医院	川崎区砂子2-2-10	第2園 ^ビ ル ^ル
川崎レディースクリニック	川崎区砂子2-11-20	加瀬 ^ビ ル ^ル 133 4階
いしいクリニック乳腺外科	川崎区砂子2-6-2	三恵 ^ビ ル ^ル 10F
かわさき診療所	川崎区砂子2-6-2	川崎三恵 ^ビ ル ^ル 10階
川崎おおつか内科・消化器内科	川崎区砂子2-6-2	川崎三恵 ^ビ ル ^ル 4F
川崎耳鼻咽喉科	川崎区砂子2-6-2	三恵 ^ビ ル ^ル 8階
川崎駅前クリニック	川崎区駅前本町12-1	川崎駅前 ^タ ワ ^ー リ ^ハ ー ^ク 6F
大塚眼科クリニック	川崎区駅前本町12-1	川崎駅前 ^タ ワ ^ー リ ^ハ ー ^ク 7F
三島クリニック	川崎区駅前本町7-4	井門川崎ビル8階
おおしま内科	川崎区駅前本町14-6	マ ^ー ウ ^ヰ ェ ^ル 川崎3階・4階
ナビタスクリニック川崎	川崎区駅前本町26-1	ア ^ト レ ^川 崎8F
川崎健診クリニック	川崎区駅前本町10-5	ク ^リ エ ^川 崎8階
あべクリニック	川崎区駅前本町4-7	堀井 ^ビ ル ^ル 3F
ヨーダー公子クリニック	川崎区駅前本町8-304-2	川崎 ^ダ イス ^ビ ル ^ル 3F
かわさき整形外科・リウマチクリニック	川崎区駅前本町14-6	マ ^ー ウ ^ヰ ェ ^ル 川崎5・6階
川崎駅東口内科クリニック・アレルギー科・小児科	川崎区駅前本町10-1	MEFULL川崎11階

医療機関名	住所1	住所2
畑医院	川崎区宮前町5-1	
川崎市立川崎病院	川崎区新川通12-1	
総合新川橋病院	川崎区新川通1-15	
阿部医院	川崎区貝塚1-9-10	
由井クリニック	川崎区貝塚2-4-19	
川崎すずき内科クリニック	川崎区貝塚1-15-4	エスタ BUILDING3F
悠翔会在宅クリニック川崎	川崎区貝塚1-15-4	エスタビルディング7F
かわさきデイケア・クリニック	川崎区南町1-8	林ビル川崎1F
第一病院	川崎区元木2-7-2	
内科小児科宮島医院	川崎区池田2-7-4	
ささきクリニック	川崎区池田1-6-3	
いしぐろ耳鼻科	川崎区池田1-6-3-3F	
特別養護老人ホーム川崎ラシクル医務室	川崎区日進町5-1	
太田総合病院	川崎区日進町1-50	
馬嶋病院	川崎区日進町24-15	
川崎クリニック	川崎区日進町7-1	
宮川病院	川崎区大師駅前2-13-13	
川崎大師みずの耳鼻咽喉科	川崎区大師駅前1-6-17-102	
村山整形外科	川崎区大師駅前1-6-17	パークホームズ 川崎大師表参道2F
おさふね耳鼻咽喉科	川崎区川中島1-12-11	サンウィスタリア1F
平安医院	川崎区藤崎4-19-15	
協同ふじさきクリニック	川崎区藤崎4-21-2	
キノメディッククリニック川崎	川崎区藤崎3-6-1	1階
野田医院小児科内科眼科	川崎区藤崎1-1-3	
青山クリニック	川崎区伊勢町25-3	
総合川崎臨港病院	川崎区中島3-13-1	
なかじまクリニック	川崎区中島3-9-9	
港町つばさクリニック	川崎区港町5-2-104	
門前外科医院	川崎区東門前1-14-4	
和田内科医院	川崎区東門前3-1-6	
相澤整形外科	川崎区昭和1-2-12	
後藤医院	川崎区昭和2-16-16	
大師診療所	川崎区大師町6-8	
さくら中央クリニック	川崎区大師本町9-11	
あいホームケアクリニック川崎大師	川崎区大師本町8-11	日興パレス川崎大師1F
鈴木医院	川崎区田町1-6-15	
A0I国際病院	川崎区田町2-9-1	
介護老人保健施設 葵の園・川崎南部	川崎区田町2-9-2	
昭和医院	川崎区出来野7-20	
川崎大師いしまる内科クリニック	川崎区観音2-10-6	第3忠ぶねビル1F
かんのんクリニック	川崎市川崎区観音2-15-18	
川崎協同病院	川崎区桜本2-1-5	
いしい医院	川崎区桜本2-4-9	
高良医院	川崎区大島3-15-17	
渡辺外科内科医院	川崎区大島2-17-16	
花田内科胃腸科医院	川崎区大島4-16-1	
森田クリニック	川崎区大島5-10-5	
村上外科医院	川崎区大島1-5-14	
山下整形外科	川崎区追分町5-2	青木楽山堂ビル2F
田辺医院	川崎区大島上町1-10	
アルトクリニック	川崎区渡田3-4-12	

医療機関名	住所1	住所2
特別養護老人ホーム境町フェニックス 医務室	川崎区堺町11-9	
川崎グランハートクリニック	川崎区渡田向町15-2	
川崎七福診療所	川崎区小田栄2-3-1	コーナン小田栄店2階
介護老人保健施設 葵の園・川崎	川崎区小田栄2-1-6	
第一クリニック	川崎区渡田新町2-3-5	
元木町眼科・内科	川崎区渡田新町2-1-1	
野末整形外科歯科内科	川崎区小田5-1-3	
熊谷医院	川崎区小田5-28-15	
柴田医院	川崎区浅田3-10-12	
竹内クリニック	川崎区京町2-24-4	セゾール川崎京町ハライズ [®] 111
京町診療所	川崎区京町2-15-6	神和ヒール
黒坂医院	川崎区京町2-8-17	
京町クリニック	川崎区京町1-9-11	
飯塚医院	川崎区京町2-14-2	
ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	川崎区浜町1-7-6	
安土医院	川崎区浜町1-22-6	
日本鋼管病院	川崎区鋼管通1-2-1	
こうかんクリニック	川崎区鋼管通1-2-3	
市電通りごうだクリニック	川崎区田島町23-1	
東扇島診療所	川崎区東扇島78	福利厚生センター2F
地域密着型特別養護老人ホームこむかい 医務室	幸区小向仲野町1-3	
介護老人保健施設千の風・川崎	幸区小向町15-25	
佐々木内科クリニック	幸区小向町3-21	
橋爪医院	幸区戸手2-3-12	
田村外科病院	幸区戸手1-9-13	
さいわい整形外科	幸区戸手1-2-1	みゆきコーポラス1階
特別養護老人ホーム クロスハート幸・川崎 医務室	幸区河原町1-37	
関クリニック	幸区幸町3-7	
三條医院	幸区幸町2-697	
青木整形外科	幸区幸町4-18	
川崎ライフケアクリニック	幸区中幸町4-42	菊岡ビル201
米田医院	幸区中幸町3-13	
ゆみメディカルクリニック	幸区中幸町1-18-5-2F	
大野クリニック	幸区堀川町580	グリットスクエア西館2F
スクエアクリニック	幸区堀川町580	グリットスクエア東館1F
川崎幸病院	幸区大宮町31-27	
横山クリニック	幸区大宮町14-4	尊昌ビル4F
川崎リウマチ・内科クリニック	幸区大宮町1310	ミュージア川崎222区画
中村クリニック泌尿器科	幸区大宮町1310	ミュージア川崎2F
川崎ファミリーケアクリニック	幸区大宮町12-7	TMビルⅡ 3階
川崎鶴見血管外科クリニック	幸区大宮町5-6	コ・オリナビル4階
タカタ糖尿病内科クリニック	幸区大宮町12-7TMビルⅡ 2F	
ましも内科循環器内科	幸区南幸町2-26-12	
藤田医院	幸区南幸町2-21 2F	
特別養護老人ホーム 南さいわい 医務室	幸区南幸町3-149-3	
森田医院	幸区南幸町3-14	
川崎幸クリニック	幸区南幸町1-27-1	
大山耳鼻咽喉科診療所	幸区南幸町2-25	
おさないクリニック	幸区南幸町2-80	KS紅屋ビル4F
いきいきクリニック	幸区南幸町2-34-2	川崎クリスチャンセンター1F
まつくら整形外科	幸区南幸町2-21-7-1F	

医療機関名	住所1	住所2
けいクリニック	幸区南幸町3-104	中川ビル3F
小林クリニック	幸区南幸町2-80	
あいホームケアクリニック	幸区都町37-10	さいわい都町ビル1階
第二川崎幸クリニック	幸区都町39-1	
川崎中央クリニック	幸区神明町2-68-7	
黒瀬クリニック	幸区神明町2-1-1	
鈴木医院	幸区神明町2-14-7	
小泉クリニック	幸区神明町2-9-5	
植村内科医院	幸区戸手本町1-44-5-1F	
松葉医院	幸区塚越2-159	
田中小児科医院	幸区塚越2-217	
川崎くらかた胃腸内科	幸区塚越4-314-2	
みやや内科診療所	幸区古川町120	
くちかた整形外科	幸区新塚越201	ルリエ新川崎3F
さいわい鹿島田クリニック	幸区新塚越201	ルリエ新川崎
よしかわ耳鼻咽喉科眼科	幸区新塚越201	ルリエ新川崎3F
ゆりこどもクリニック	幸区新塚越201	ルリエ新川崎5F
まつの内科クリニック	幸区新川崎5-2	シンカモール3F
新川崎ひたち整形外科	幸区新川崎5-2	シンカモール3F
川崎セツルメント診療所	幸区古市場2-67	
関口医院	幸区古市場1-21	
中村整形外科	幸区古市場1-21	
ナカオカクリニック	幸区下平間38	
石永医院	幸区下平間130	
南武医院	幸区下平間205	
まつやまクリニック	幸区下平間341	レオⅢ2F
千梨内科クリニック	幸区下平間359	レオV201
栗田病院	幸区小倉2-30-13	
パークシティー皮フ科泌尿器科	幸区小倉1-1	パークシティ新川崎クリニック棟211
パークシティクリニック	幸区小倉1-1	パークシティ新川崎クリニック棟217
柁原医院	幸区小倉3-23-4	
木村整形外科	幸区小倉1-3-14	
たくま幸クリニック	幸区小倉3-28-12	シャリオ佐野1F
小倉かとう内科	幸区小倉5-19-23	クロスロード新川崎209号室
川崎やまぶきクリニック	幸区小倉5丁目5番23号1階	
生駒クリニック	幸区南加瀬4-27-6	
かい小児科・内科・耳鼻咽喉科医院	幸区南加瀬3-25-1	
鎌田医院	幸区南加瀬4-30-2	
川崎南部在宅診療所	幸区南加瀬2-8-15	1F-B
南加瀬耳鼻咽喉科クリニック	幸区南加瀬2-6-8	1F
南加瀬しらい整形外科クリニック	幸区南加瀬2-6-8	南加瀬メディカルモール3階
南加瀬ファミリークリニック	幸区南加瀬2-6-8-2F	
うちやま南加瀬クリニック 内科・内視鏡内科	幸区南加瀬3-5-3	2階
メディ在宅クリニック	幸区矢上2-7	
高橋クリニック	幸区北加瀬2-7-20	
新川崎むらせ内科循環器内科	幸区北加瀬2-11-3	
鹿島田病院	幸区鹿島田1-21-20	
新川崎耳鼻咽喉科医院	幸区鹿島田2-24-11	
はとりクリニック	幸区鹿島田1-8-33-3階	
あむろ内科クリニック	中原区上丸子八幡町796	
丸子クリニック	中原区新丸子東1-840	タピアレス1F

医療機関名	住所1	住所2
田中内科クリニック	中原区新丸子東1-774	
新丸子整形外科	中原区新丸子東1-831	KAHALAEAST1 2F
渡辺こども診療所	中原区新丸子東1-788	
こすぎ駅前クリニック	中原区新丸子東2-925	白誠ビル1F
武蔵小杉皮ふ科	中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階454
武蔵小杉ささと小児科・アレルギー科	中原区新丸子東3-1302-4F	
武蔵小杉くれ耳鼻咽喉科	中原区新丸子東3-1100-14 2F	
むさし小杉内科クリニック	中原区新丸子東3-1302	ららテラス武蔵小杉4階
武蔵小杉ハートクリニック	中原区新丸子東3-946-3	MKファーストビル1F
さくらクリニック武蔵小杉内科・小児科	中原区新丸子東3-1100-14	2F
さくらライフ新丸子クリニック	中原区新丸子東2-897-11	ラポール新丸子 202
サンマルコクリニック	中原区新丸子東1-825-7	長井ビル2F
ヒロクリニック	中原区新丸子東1-826	1F
武蔵小杉胃と大腸の内視鏡・消化器内科クリニック川崎中原院	中原区新丸子東3-1156-2	Classense武蔵小杉 北館2F
山出内科	中原区新丸子町727-1	
新丸子皮フ科・アレルギー科クリニック	中原区新丸子町748	
えじり子供クリニック	中原区新丸子町734-1	
前田医院	中原区新丸子町765	
山口外科	中原区新丸子町745-3	
こやま耳鼻咽喉科アレルギー科クリニック	中原区新丸子町765	
かわいクリニック武蔵小杉	中原区新丸子町767-2	氏橋ビル3階B区画
荒田内科クリニック	中原区新丸子町747	グランイース新丸子Ⅱ1F
松本クリニック	中原区丸子通2-441	
新丸子ペインクリニック内科	中原区丸子通2-682	エディフィスAN101
在宅療養支援クリニック かえでの風 かわさき中央	中原区丸子通1-413	ガイア新丸子101号室
わたたに医院	中原区下沼部1747	
武蔵小杉内科・漢方・循環器	中原区下沼部1810-1	シティハウス武蔵小杉2階
中村医院	中原区下沼部1930-2	
こだま診療所	中原区下沼部1886	セントラルハイヴⅠ 101
やまと診療所武蔵小杉	中原区下沼部1760	カイト 玉川3階
亀谷内科クリニック	中原区中丸子361	
平間クリニック	中原区中丸子589-11	
菊岡内科医院	中原区田尻町35	
小林医院	中原区北谷町31	
二宮内科小児科クリニック	中原区北谷町693	
平間耳鼻咽喉科医院	中原区北谷町693	マルヨシビル1F
わたなべ眼科医院	中原区北谷町45-3	アズハウス1F
中橋メディカルクリニック	中原区北谷町51-9	
内田クリニック	中原区市ノ坪223	スカイ来夢101
武蔵小杉おさだ内科	中原区市ノ坪449-3	2階
キャップスククリニック武蔵小杉	中原区市ノ坪449-3	シティタワー武蔵小杉
武蔵小杉整形外科消化器内視鏡クリニック	中原区市ノ坪26コウトビル2階	
もくぼ内科クリニック	中原区木月住吉町2-25	エパビル2 4階
宇藤内科医院	中原区荻宿24-37	
古矢整形外科医院	中原区西加瀬4-12	
野口クリニック	中原区西加瀬16-10	メディカルプレイス元住吉
綾部内科クリニック	中原区木月1-23-7	
元住吉クリニック	中原区木月2-12-18	
みやぎ内科クリニック	中原区木月3-25-10	
住吉診療所	中原区木月3-7-3	
毛利医院	中原区木月3-5-33	

医療機関名	住所1	住所2
田代耳鼻咽喉科医院	中原区木月1-31-6	
宮尾クリニック	中原区木月1-6-14	
田中整形外科	中原区木月3-32-18	
徳植医院	中原区木月1-2-24	
北村医院	中原区木月2-14-6	
もとしみ皮膚科	中原区木月1-21-7	小山ワールトビル2F
おおたクリニック	中原区木月1-28-5	メディカルプラザD元住吉2F
豊崎医院	中原区木月1-31-10	
元住吉こころみクリニック	中原区木月1-28-5	メディカルプラザD元住吉3F
もとしみ内科・胃腸内科クリニック	中原区木月1-33-15	進栄ビル1階
元住吉くろさき呼吸器内科クリニック	中原区木月1-33-15	進栄ビル1F
江島整形外科クリニック	中原区木月祇園町14-16-115	
澤口内科クリニック	中原区木月祇園町14-16-116	
久保田クリニック	中原区木月祇園町15-1	
中島クリニック	中原区井田中ノ町8-36	
川崎市立井田病院	中原区井田2-27-1	
すずき耳鼻咽喉科クリニック	中原区井田1-36-3	
さかもと内科クリニック	中原区井田1-36-3-1F	
島脳神経外科整形外科医院	中原区井田杉山町29-10	
中原小杉元住吉ほしおか内科・消化器・内視鏡クリニック	中原区井田三舞町3-5	
ますみ皮膚科	中原区下小田中2-16-1	
神保内科クリニック	中原区下小田中2-1-31	
すずむらクリニック	中原区下小田中3-31-1	フェニクスコート1F
田中耳鼻咽喉科クリニック	中原区下小田中2-4-29	1F
山形皮膚科クリニック	中原区下小田中2-4-29-2F	
上杉クリニック	中原区下小田中1-15-33	
たかはし内科	中原区下小田中1-3-6	JOJビル1F
むさし整形外科	中原区下小田中2-1-31-2階	
山高クリニック	中原区下小田中2-33-39	
なかはら内科クリニック	中原区下小田中3-30-3	
在宅テラス診療所なかはら	中原区新城1-17-5	
武蔵中原しくらクリニック	中原区下新城2-1-38	キューブⅢ101
回生医院	中原区新城中町2-10	
京浜総合病院	中原区新城1-2-5	
中原整形外科	中原区新城1-8-9	
新城皮膚科	中原区新城4-10-1	
中島医院	中原区新城3-5-1	
宮崎医院	中原区新城3-13-8	
新城整形外科	中原区新城4-1-4	
春原内科クリニック	中原区新城3-2-13	
大迫内科クリニック	中原区新城2-15-2	
ごんどう整形外科	中原区新城3-2-13	ラヴィスタ5F・6F
新城テラスクリニック	中原区新城1-4-3	
うちだこどもクリニック	中原区上新城2-14-23	アトヴィアンススクエア武蔵新城1F
ふじむら耳鼻咽喉科	中原区上新城2-11-29	武蔵新城メディカルビル2F
やまだ内科クリニック	中原区上新城1-2-28	2階
新城女性のクリニック	中原区上新城2-11-29	武蔵新城メディカルビル4F
武蔵新城プレストクリニック	中原区上新城2-4-5	福水1F
武蔵クリニック	中原区上新城1-4-8	メゾンサンライズ 107
はる内視鏡クリニック	中原区上新城2-11-25 3F	
おばな内科クリニック	中原区上新城2-4-8	

医療機関名	住所1	住所2
ハウズクリニック渡邊内科	中原区宮内1-8-3	
さかね内科クリニック	中原区宮内2-12-1	
ポプラメディカルクリニック	中原区上小田中3-29-2	サ・クレストシティパークコート1F
池田整形外科	中原区上小田中3-23-34	メディ中原ビル1F
つちや内科・循環器内科	中原区上小田中5-2-7	
だんのうえ眼科クリニック	中原区上小田中3-23-34	メディ中原ビル3F
おくせ医院	中原区上小田中1-26-1	
武蔵中原まちいクリニック	中原区上小田中6-23-10	小川ビル1F
武蔵中原むかいだ整形外科	中原区上小田中6-26-3	パルムコート2F
はらクリニック	中原区上小田中6-26-3	2F-2
聖マリアンナ医科大学東横病院	中原区小杉町3-435	
柴崎整形外科	中原区小杉町1-529-15	昭栄ビル1、2階
のなみクリニック	中原区小杉町1-547-83	
塚原クリニック	中原区小杉町1-529-12	STEPS-3 1F
山越泌尿器クリニック	中原区小杉町3-252	
医大前内科クリニック	中原区小杉町1-509-1	マイキャッスル武蔵小杉Ⅲ 1階
加藤順クリニック	中原区小杉町3-441-1	2F
さとうクリニック	中原区小杉町3-8-6	1F
みのわ耳鼻咽喉科	中原区小杉町3-257-4	2F
前田記念武蔵小杉クリニック	中原区小杉町1-403	武蔵小杉STMビル6F
はりまや耳鼻咽喉科	中原区小杉町1-403	武蔵小杉タワープレイス1階
こすぎ耳鼻咽喉科クリニック	中原区小杉町3-1501-1	セントア武蔵小杉A棟3階
むらた内科クリニック	中原区小杉町3-1501	セントア武蔵小杉A棟1階
武蔵小杉整形外科	中原区小杉町1-403	武蔵小杉タワープレイス2F
小杉中央クリニック	中原区小杉町1-403	武蔵小杉タワープレイス2F
コスギコモンズクリニック	中原区小杉町2-228-1 W3	
こころと痛みクリニック	中原区小杉町3-249-2	クリアホームズ小杉1F
はなまるクリニック	中原区小杉町2-313	ボン・ルテール小杉1階
こすぎ皮ふ科	中原区小杉町3-432	尾村ビル1階・2階
すぎのこ皮ふ科クリニック	中原区小杉町1-524-2	2階201
こすぎ坂本医院	中原区小杉町3-441-9	伊達ビル2階B室
中原すみれクリニック	中原区今井南町28-50	阿部ビル
岡島クリニック	中原区今井南町21-35-102	
高見整形外科	中原区今井南町21-35-101	
さかい医院	中原区今井南町9-34	
清水医院	中原区今井仲町12-12	
田口小児科医院	中原区今井仲町10-18	
たむらクリニック	中原区今井西町12-14	柳田ビル1F
介護老人保健施設 葵の園・武蔵小杉	中原区今井西町2-58	
神田クリニック	中原区今井上町4-4	ハルセン武蔵小杉1F
小杉外科内科医院	中原区小杉御殿町2-88	
関東労災病院	中原区木月住吉町1-1	
総合高津中央病院	高津区溝口1-16-7	
溝のロクリニック	高津区溝口1-12-20	ウエストキャニオンビルⅡ2F
住永クリニック	高津区溝口2-6-26	アズマ栄橋ビル2F
洲之内内科	高津区溝口1-13-16-102	
宮川内科医院	高津区溝口1-6-1	
優ウィメンズクリニック	高津区溝口3-7-1	フロントビル4F
猿谷耳鼻咽喉科医院	高津区溝口3-10-38	
鈴木医院	高津区溝口2-18-46	
川崎高津診療所	高津区溝口4-1-3	T・ビルディング4F

医療機関名	住所1	住所2
田園二子クリニック	高津区溝口2-16-5	アイビー溝の口ビル2F
三輪内科おなかクリニック	高津区溝口5-24-8	ライフ溝口店2F
高津駅前はら内科ハートクリニック	高津区溝口3-7-11 3F	
溝の口おかもと糖尿病内科	高津区溝口2-14-31	MSメディカルビル 1F
やぐち耳鼻咽喉科クリニック	高津区溝口4-1-17	SKD高津駅前ビル I 3F
溝の口脳神経外科クリニック	高津区溝口2-14-31	MSメディカルビル3階
高津内科クリニック	高津区二子3-33-20	
窪田医院	高津区二子5-10-1	
二子クリニック	高津区二子1-11-15	
プレステケア高津	高津区二子5-2-1	中興ビル 3階
おひさまげんきクリニック	高津区二子5-2-5	第1井上ビル2F A
高橋内科医院	高津区諏訪1-9-1	諏訪平壺番館1階
二子新地ひかりこどもクリニック	高津区諏訪1-3-15	FMフラット1F
はっとりファミリークリニック	高津区北見方2-16-1	
ハートフル川崎病院	高津区下野毛2-1-3	
廣津医院	高津区久本3-6-1-212	
豊田クリニック	高津区久本3-2-3	
つるや内科クリニック	高津区久本1-6-5	
もぎたて耳鼻咽喉科	高津区久本1-2-5	関口第一ビル4階401
溝の口慶友クリニック	高津区久本3-1-31	U-LAND溝ノ口ビル4F
みぞのくちファミリークリニック	高津区久本3-14-1-1F	
サンライズクリニック	高津区久本3-2-22-102	
坂戸診療所	高津区坂戸1-6-18	
KSPクリニック	高津区坂戸3-2-1	KSPビル西503
溝の口胃腸科・内科クリニック	高津区坂戸1-6-20	ハイランド・ベイ溝の口1F
梶ヶ谷耳鼻咽喉科	高津区末長1-40-1-103	
山本整形外科医院	高津区末長1-8-20	
梶ヶ谷クリニック	高津区末長1-23-17	
福住医院	高津区末長3-12-3	
そめや内科クリニック	高津区末長1-45-1	秋本ビル1階
梶が谷駅前内科クリニック	高津区末長1-9-1	スタイル梶が谷MALL6F
介護老人保健施設 ゆい	高津区新作3-7-1	
片倉病院	高津区新作4-11-16	
新城・新作こどもクリニック	高津区新作4-12-6	FMビル2F
田園都市溝の口つつじ内科クリニック	高津区新作3-1-4	
かたおか小児科クリニック	高津区梶ヶ谷3-7-28-101	
あおば内科クリニック	高津区梶ヶ谷6-2-8	
ハタカズコ婦人クリニック	高津区千年新町28-9	
つきおかメディカルクリニック	高津区千年新町28-3	
千年診療所	高津区千年新町29-5	
いずみ泌尿器科皮膚科	高津区千年301-1-203	
桐村医院	高津区千年200-5	
千年ファミリークリニック	高津区千年637-4	グランド・カルトセ1階
山本医院	高津区子母口728-4	
しまむらクリニック	高津区子母口497-2	子母口クリニックモール1F
子母口整形外科	高津区子母口497-2	2F
子母口耳鼻咽喉科医院	高津区子母口970-1	
介護老人保健施設たかつ	高津区子母口498-2	
伊藤医院	高津区久末1894	
森クリニック	高津区久末9-1	
福西内科クリニック	高津区東野川1-7-9	メディカルクリア野川2F

医療機関名	住所1	住所2
大久保クリニック	高津区東野川2-36-5	
野川整形外科	高津区東野川1-7-9	メデ ^イ カルクリア野川1F
田中クリニック	高津区東野川2-36-5	久末メデ ^イ カルビ ^レ ッジ ^ン A棟1F
ゆめこどもクリニック	高津区東野川2-36-4	久末メデ ^イ カルビ ^レ ッジ ^ン B棟2F
久地さとう医院	高津区宇奈根637-5	
川崎高津クリニック	高津区宇奈根638-1	
久地診療所	高津区久地4-19-8	
内田内科	高津区久地4-24-30	グ ^リ ンスクエア1F
村川内科クリニック	高津区久地4-24-5	新川屋センタービ ^ル 2階
介護老人保健施設 樹の丘	高津区久地4-19-1	
溝ノ口診療所	高津区下作延4-10-11	
松岡クリニック	高津区下作延2-35-1	スベ ^ー スア ^メ ニティ梶ヶ谷2F
渡辺クリニック	高津区下作延2-9-10-2F	
木下耳鼻咽喉科医院	高津区下作延6-5-11	
津田山クリニック	高津区下作延6-4-1	
メディクスクリニック溝の口	高津区下作延5-11-12	
武井クリニック	高津区下作延2-7-26	シティフォーラム溝ノ口101号
メディクス溝の口ガーデンクリニック	高津区下作延5-29-1	
木暮クリニック	高津区下作延2-4-3	溝の口メデ ^イ カルモール3階
国島医院	高津区下作延3-22-7	
長瀬クリニック	高津区下作延3-3-10	スルバ ^リ エ梶ヶ谷2F
椿クリニック	高津区下作延2-3-38	TKビ ^ル 301
おうちのドクター梶が谷	高津区下作延3-3-10	スルバ ^リ エ梶ヶ谷202
みぞのくち南口皮ふのクリニック	高津区下作延2-2-8	溝の口フラワーメデ ^イ カルモール4F
はまゆり糖・生活習慣病クリニック 溝の口	高津区下作延2-2-8	溝の口フラワーメデ ^イ カルモール2階
にし医院	高津区上作延1-20-20	
帝京大学医学部附属溝口病院	高津区二子5-1-1	
虎の門病院分院	高津区梶ヶ谷1-3-1	
森島小児科内科クリニック	宮前区東有馬3-15-10	
菅野耳鼻咽喉科	宮前区東有馬3-5-29	KUMANOビ ^ル 1F
本村医院	宮前区東有馬5-24-1	
ありま眼科	宮前区東有馬5-23-22	
きたじま内科・脳神経クリニック	宮前区東有馬5-1-2	メデ ^イ カルブ ^ラ サ ^ン D東有馬1階
れいんぼう川崎診療所	宮前区東有馬5-8-10	
SOL整形外科鷺沼スポーツクリニック	宮前区東有馬5-1-2	メデ ^イ カルブ ^ラ サ ^ン D3F
有馬病院	宮前区有馬3-10-7	
東横恵愛病院	宮前区有馬4-17-23	
鷺沼診療所	宮前区有馬1-22-16	
さがらクリニック	宮前区有馬5-19-7-201	
なないろこどもとアレルギーのクリニック	宮前区有馬5-17-21	
原クリニック	宮前区鷺沼4-10-5	
吉田皮フ科	宮前区鷺沼1-18-1	ブ ^レ ール鷺沼ウ ^ェ ルエスタ202
鷺沼整形外科クリニック	宮前区鷺沼3-2-6-2F	
さぎぬま公園クリニック	宮前区鷺沼1-18-1	ブ ^レ ール鷺沼ウ ^ェ ルエスタ203
田園都市クリニック	宮前区鷺沼1-22-7	カーサステレーヤ1F
さぎぬま脳神経クリニック	宮前区鷺沼3-2-6	
青野診療所	川崎市宮前区鷺沼1-11-6	鷺沼第1ビル2F-1
鷺沼ファミリークリニック	宮前区鷺沼3-2-6	鷺沼センタービ ^ル 6F
鷺沼人工腎臓石川クリニック	宮前区鷺沼1-10-3	
こにしクリニック	宮前区鷺沼1-3-13	鷺沼東急アパ ^ー ト1F
本田医院	宮前区鷺沼1-10-11	

医療機関名	住所1	住所2
丸田クリニック	宮前区鷺沼3-4-5	
山口整形外科	宮前区鷺沼1-18-10	フレント ^ス ベ ^ス 4階
さぎぬま一丁目クリニック	宮前区鷺沼1-24-4	ライズ ^ス モ ^ス ル鷺沼1階
春待坂ハートクリニック	宮前区鷺沼1-18-10	フレント ^ス ベ ^ス 3F
宮前平医院	宮前区土橋2-1-30	
河野医院	宮前区土橋3-3-4	
つちはし整形外科リウマチ科	宮前区土橋7-26-6	
つじ耳鼻咽喉科クリニック	宮前区土橋3-3-1	ト ^ス カーエ・ア ^ス コルテ ^ス 203
すずか小児科・皮ふ科クリニック	宮前区土橋1-21-11-2F	
宮前平いわなみ眼科	宮前区土橋7-1-3	メ ^ス ディ ^ス カル ^ス ラサ ^ス 宮前区役所前2F
やがわ内科・消化器内科	宮前区土橋1-21-11	ヒ ^ス ル ^ス ベ ^ス ル ^ス テ ^ス イ ^ス 1F
さぎぬま高橋内科クリニック	宮前区土橋3-3-1	ト ^ス カーエ・ア ^ス コルテ ^ス 204
福島内科医院	宮前区宮前平2-19-9	
三倉医院	宮前区宮前平2-15-15	Brillia宮前平201
根岸耳鼻咽喉科医院	宮前区宮前平2-1-5	
神奈川ひまわりクリニック	宮前区宮前平3-3-26	
K-クリニック	宮前区宮前平2-1-6	
川本整形外科	宮前区宮前平2-1-3	
宮前平第2クリニック	宮前区宮前平2-5-16	ネバ ^ス ーラント ^ス 3F
宮前平内科クリニック	宮前区宮前平2-15-2	
たかの循環器内科クリニック	宮前区宮前平3-2-1	
菊岡医院	宮前区小台2-22-7	
鷺沼透光診療所	宮前区小台1-20-1	アン・ビ ^ス ジ ^ス ネスバ ^ス ーク6F
東方医院	宮前区小台2-6-2	ラボ ^ス ール宮前平3F
宮前平健栄クリニック	宮前区小台2-5-2	宮前平ハイツ2F
原田皮フ科	宮前区小台1-20-1	アンビ ^ス ジ ^ス ネスバ ^ス ーク702号
宮前平整形外科クリニック	宮前区小台2-6-6	宮前平メ ^ス ディ ^ス カル ^ス モ ^ス ル2F
宮前平すがのクリニック	宮前区小台2-6-6	宮前平メ ^ス ディ ^ス カル ^ス モ ^ス ル3F
川崎ヒューマンクリニック	宮前区小台1-17-3-101	
宮前平トレイン耳鼻咽喉科	宮前区小台2-6-6	宮前平メ ^ス ディ ^ス カル ^ス モ ^ス ル3階
川崎宮前平とくえ内科循環器内科クリニック	宮前区小台2-5-1	ティモネ宮前平301
宮前平脳神経外科クリニック	宮前区小台2-5-1	ティモネ宮前平1階
あると内科クリニック	宮前区小台1-20-2	リハ ^ス ール鷺沼201
いそどりレディースクリニック宮前平	宮前区小台2-5-1-3階	
いぬくら内科医院	宮前区犬蔵1-9-45	エスマンション101
たかはしメモリークリニック	宮前区犬蔵2-7-1	
老人保健施設レストア川崎	宮前区犬蔵2-25-9	
北部市場クリニック	宮前区水沢1-1-1	北部市場管理棟内
水沢クリニック	宮前区水沢2-20-1	
介護老人保健施設 ろうけん宮前	宮前区水沢2-20-1	
潮見台植木クリニック	宮前区潮見台6-7	グ ^ス リーンヒルズ ^ス 潮見台
かわさき記念病院	宮前区潮見台20-1	
あおやぎ内科循環器クリニック	宮前区菅生2-1-9	
ゆりかごクリニック	宮前区菅生1-2-20	イズ ^ス ミール103
鎌田クリニック	宮前区平2-11-3	YOUビ ^ス ル1F
おおたけファミリークリニック	宮前区平1-1-4	平橋クリニックカ ^ス ーデ ^ス ン2F
くさか整形外科クリニック	宮前区平1-1-4	平橋クリニックカ ^ス ーデ ^ス ン1F
いしだ内科外科クリニック	宮前区平4-4-1	
宮前平グリーンハイツ診療所	宮前区けやき平1-16-209	
みやびクリニック	宮前区南平台3-17	
鎌田クリニック南平台	宮前区南平台3-30	

医療機関名	住所1	住所2
山本内科クリニック	宮前区白幡台1-9-10	
小林外科胃腸科	宮前区神木本町2-2-17	
くりう内科クリニック	宮前区神木2-2-1	宮崎台メディカルプラザA-2
宮崎台クリニック	宮前区宮崎3-14-23	
宮崎台耳鼻咽喉科	宮前区宮崎2-10-8	2F
宮前つばさクリニック	宮前区宮崎6-9-5-2F	
もぎ循環器科内科医院	宮前区宮崎5-14-19	
たかはしクリニック	宮前区宮崎2-13-1	ドンジョン宮崎台1F
ニコットこどもクリニック	宮前区宮崎2-9-3	メゾン・ド・パッサ1階
ふたば内科眼科糖尿病クリニック	宮前区宮崎2-10-2-2階	
どんぐりクリニック	宮前区宮崎1-8-21	
さくら坂やまだ耳鼻咽喉科	宮前区宮崎2-10-2-3階	
大野医院	宮前区馬絹3-8-34	
小野田医院	宮前区馬絹6-22-14	
かねこクリニック	宮前区馬絹4-4-13	
好生堂医院	宮前区野川本町2-2-10	
馬目整形外科・内科クリニック	宮前区野川本町1-3-1	
帝京大学老人保健センター	宮前区野川本町2-13-6	
佐治医院	宮前区南野川3-6-2	
介護老人保健施設 プラチナ・ヴィラ宮前	宮前区南野川3-23-1	
神奈川いぐさクリニック	宮前区南野川3-41-15-301	
野川クリニック	宮前区野川台1-21-15	
風の道クリニック	宮前区野川台3-7-1	
特別養護老人ホームみかど荘 医務室	宮前区西野川3丁目39番18号	
村上循環器科内科皮膚科	宮前区西野川1-4-16	野川メディカルセンター2F
北見整形外科	宮前区西野川1-4-16	野川メディカルセンター1F
こども元気！内科クリニック	宮前区西野川1-4-17	
聖マリアンナ医科大学病院	宮前区菅生2-16-1	
清水小児科クリニック	多摩区菅6-13-20	
関口内科医院	多摩区菅2-8-27	第一平山ビル1階
西村クリニック	多摩区菅2-4-2	サニーサイド 202
稲田堤メディカルクリニック	多摩区菅2-15-5	
コハル内科	多摩区菅4-1-1-101	
いなだ整形外科ひふ科	多摩区菅4-3-35 1F	
てづか内科・循環器クリニック	多摩区菅1-5-12	エビートル稲田堤1A
稲田堤駅前脳神経外科内科クリニック	多摩区菅稲田堤1-17-28-201	
にし整形外科ペインクリニック	多摩区菅稲田堤1-17-28	カーサトゥールM1F103
前原医院	多摩区菅馬場1-1-27	
大倉消化器科外科クリニック	多摩区菅仙谷4-1-5	
つじ内科クリニック	多摩区菅仙谷4-1-5	
ことぶきクリニック	多摩区菅仙谷4-1-5	
あいクリニック産婦人科・小児科	多摩区菅仙谷4-1-5	
介護老人保健施設よみうりランドケアセンター	多摩区菅仙谷4-1-3	
稲田小児科医院	多摩区菅北浦2-2-24	
土井医院	多摩区菅北浦4-11-25	
稲田登戸クリニック	多摩区菅北浦4-3-1	オーケビルズ 101号
みやもと訪問クリニック	多摩区菅北浦2-17-15	マスターエレメントビル3階
多摩クリニック	多摩区布田2-24	
木村耳鼻咽喉科	多摩区中野島6-26-1	フジヨシハイム2F
中野島診療所	多摩区中野島4-9-1	
中野島北口コガワクリニック	多摩区中野島6-26-2	2F

医療機関名	住所1	住所2
牧野クリニック	多摩区中野島3-27-34	パートタウン7番館1F
藤田クリニック	多摩区中野島3-14-37	
池田小児科医院	多摩区中野島3-15-15	
中野島小児科クリニック	多摩区中野島6-22-9	
中野島たきぐち耳鼻咽喉科	多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メディカルウイレッジA101
中野島糖尿病クリニック	多摩区中野島3-13-8	中野島駅前メディカルウイレッジA 2F
中野島整形外科	多摩区中野島6-26-2	F&Fハイム1F
中村医院	多摩区登戸新町358-1	
やまもとクリニック	多摩区登戸新町404	
木下医院	多摩区登戸新町98	
鈴木内科医院	多摩区登戸新町188	
多摩ファミリークリニック	多摩区登戸新町337	エニビル1F
登戸内科・脳神経クリニック	多摩区登戸新町434	
武田病院	多摩区登戸3193	
豊田クリニック	多摩区登戸3200	
公文内科クリニック	多摩区登戸1792-2	1階
桜クリニック	多摩区登戸3292	グランシャリオ1F
岡野内科医院	多摩区登戸1737	
向ヶ丘久保田内科	多摩区登戸2708-1	
しんたに耳鼻咽喉科クリニック	多摩区登戸3356-1-2F	
大串整形外科	多摩区登戸1801-1	瑞穂第一ビル2F
あさい内科医院	多摩区登戸538	
たま耳鼻咽喉科	多摩区登戸1842	M's core 1F
こう内科クリニック	多摩区登戸2766-5	SKビル101
登戸さむら皮フ科クリニック	多摩区登戸3356-1	ルークス1F-A
多摩脳神経外科	多摩区登戸1654	エス・オービル
向ヶ丘胃腸・肛門クリニック	多摩区登戸2662-1	プラザ向ヶ丘遊園3F
登戸プライマリケアクリニック	多摩区登戸1856-10	松鷹ビル101
登戸診療所	多摩区登戸3398-1	大樹生命登戸ビル2階
むこうがおかクリニック	多摩区登戸1854	伊藤ビルメディカルプラザ201
すばる診療所	多摩区登戸598-2	
たまふれあいクリニック	多摩区登戸1763	ライフガーデン向ヶ丘2階
登戸ハナミズキ内科	多摩区登戸2428	登戸ゲートビルディング4F
藤井整形外科	多摩区登戸2566-1	グランソレイユ2F
向ヶ丘遊園整形外科リウマチ科	多摩区登戸2052	ヨシダプラザビル3階
ささき腎泌尿器クリニック	多摩区登戸2566-1	GranSoleil301
すずき内科クリニック	多摩区登戸2130-2	アトラスター向ヶ丘遊園208
登戸クリニック	多摩区登戸2566-1	GranSoleil登戸101,201号室
たけやま呼吸器・内科クリニック	多摩区登戸2427-5	メディカルプレイスタナ3F
登戸なかに消化器・糖尿病内科	多摩区登戸2565-1	イルマーレ2階
あかりクリニック	多摩区登戸2066-1 101	
井上医院	多摩区宿河原4-25-2	
石原内科医院	多摩区宿河原3-10-3	セルオIT01F
本橋内科クリニック	多摩区宿河原3-1-6	
かじもと整形外科	多摩区宿河原4-28-8	
渡辺耳鼻咽喉科	多摩区宿河原4-25-2 101	
コクボ診療所	多摩区宿河原6-33-9-1F	
久保田診療所	多摩区宿河原4-21-23	
高橋クリニック	多摩区堰3-5-14	
かえでファミリークリニック	多摩区長尾5-2-2	グランドソレイユ101
西根医院	多摩区枳形1-8-38	

医療機関名	住所1	住所2
介護老人保健施設 遊花園	多摩区枳形6-4-25	
在宅療養支援クリニック かえでの風 たま・かわさき	多摩区三田1-8-9	グレイスツミ106
介護老人保健施設 三田あすみの丘	多摩区三田1-14-2	
黒須内科クリニック	多摩区長沢4-2-9-207	
土屋医院	多摩区南生田1-12-2	
大森医院	多摩区南生田7-20-21	
須田メディカルクリニック	多摩区南生田4-20-2	
よつば診療所	多摩区南生田5-24-9	生田テラスハウス
南生田クリニック	多摩区南生田4-11-8	
五十嵐レディースクリニック	多摩区南生田4-6-6	南生田医療モール1F
生田病院	多摩区西生田5-24-1	
山崎クリニック	多摩区西生田3-26-7	
原田内科クリニック	多摩区西生田4-16-24	
水上内科医院	多摩区西生田3-9-26	ミノビル2F
岸内科胃腸科医院	多摩区西生田2-2-5	
高山整形外科	多摩区西生田3-9-30	ヤマダビル2F
読売ランド前すわクリニック	多摩区西生田1-8-1-102	
中込内科クリニック	多摩区生田7-2-13	
中村クリニック	多摩区生田6-6-5	カーサビル1F
宮部耳鼻咽喉科医院	多摩区生田7-2-7	
石田整形外科	多摩区栗谷3-1-6	
渡辺小児科医院	多摩区栗谷3-1-1-207	
川崎市立多摩病院	多摩区宿河原1-30-37	
重症児・者福祉医療施設 ソレイユ川崎	麻生区細山1203	
百合が丘すみれクリニック	麻生区細山2-8-7-1F	
光中央診療所	麻生区万福寺1-8-7	パストラル新百合丘1-103
新ゆりクリニック	麻生区万福寺1-8-7	パストラル新百合丘101
あさおクリニック	麻生区万福寺1-8-10	第一優ビル
さくらクリニック	麻生区万福寺3-2-1	
ひらやま耳鼻咽喉科クリニック	麻生区万福寺6-7-2	メディカルモビル2階
くぼ皮膚科クリニック	麻生区万福寺6-7-2	メディカルモビル2F
だいとうたじま眼科	麻生区万福寺1-2-2	新百合21ビルB1F
池内クリニック新百合ヶ丘内科・消化器内科	麻生区万福寺1-1-2	シティモール4階405区画
セントラル整形外科	麻生区万福寺1-1-2	シティモール4F403
新百合山手福本内科	麻生区万福寺6-7-2	メディカルモビル206
しんゆり耳鼻咽喉科	麻生区万福寺1-1-2	シティモール4F
嶋崎内科医院	麻生区千代ヶ丘8-1-1	
リスホームケアクリニック	麻生区千代ヶ丘5-7-1	ヴェルシヤンプル204
百合ヶ丘駅前クリニック	麻生区百合丘1-2-1	
光永医院	麻生区百合丘1-2-2	
吉松クリニック	麻生区百合丘1-16-2-301	
百合丘外科産婦人科	麻生区百合丘1-14-6	
いしだクリニック	麻生区百合丘2-7-1	
百合丘水野クリニック	麻生区百合丘1-16-22	
耳鼻咽喉科よしだクリニック	麻生区百合丘1-2-1-201	
ふるたクリニック	麻生区百合丘1-19-2	司生堂ビル1階
ひろわたり眼科	麻生区百合丘1-5-1	ボースール百合丘1F
林整形外科	麻生区百合丘1-5-19	
みねき内科クリニック	麻生区東百合丘2-29-10	
たま日吉台病院	麻生区王禅寺1105	
川崎みどりの病院	麻生区王禅寺1142	

医療機関名	住所1	住所2
介護老人保健施設虹が丘リハビリケアセンター	麻生区王禅寺963-11	
玉川内科クリニック	麻生区白山4-1-1	
あさお・百合クリニック	麻生区虹ヶ丘1-10-1	
虹ヶ丘クリニック	麻生区虹ヶ丘3-2-1 1階	
ごみぶちクリニック	麻生区王禅寺西5-1-30	1階B
新ゆり内科	麻生区王禅寺西4-3-8	
王禅寺公園クリニック	麻生区王禅寺西3-27-7	
米田胃腸科外科医院	麻生区王禅寺西1-24-1	
葛西皮膚科医院	麻生区王禅寺東4-13-5	
藤木内科医院	麻生区王禅寺東1-9-3	
岡崎医院	麻生区王禅寺東2-13-1	
ミオ医院	麻生区王禅寺東5-1-5	
かねこ眼科クリニック	麻生区王禅寺東3-26-6	王禅寺メ ^テ ィカル3F
王禅寺整形外科	麻生区王禅寺東3-26-6	王禅寺メ ^テ ィカル2F
堀野メディカルクリニック	麻生区王禅寺東3-26-6	王禅寺メ ^テ ィカル1F
小林内科医院	麻生区上麻生1-9-10	
かじもと耳鼻咽喉科	麻生区上麻生1-9-10	
上麻生内科	麻生区上麻生2-11-21	
新ゆり整形外科	麻生区上麻生1-3-5	
麻生総合病院	麻生区上麻生6-25-1	
あさお診療所	麻生区上麻生2-1-10	
新ゆり武内クリニック	麻生区上麻生1-3-5 5階	
みぞぶちクリニック	麻生区上麻生6-9-2	ヒ ^ッ ア ^ン ティ ^イ 晃 ^ン 和1F
麻生リハビリ総合病院	麻生区上麻生6-23-50	
柿生内科クリニック	麻生区上麻生5-38-10	
ともクリニック	麻生区上麻生5-6-8	
渡辺内科消化器科医院	麻生区上麻生4-34-5	
新百合ヶ丘ステーションクリニック	麻生区上麻生1-20-1	小田急ア ^コ ル ^テ 新百合ヶ丘5F
ユミカ内科小児科ファミリークリニック	麻生区上麻生5-40-1	
内田毅クリニック	麻生区上麻生4-15-1	山口台ヒ ^ッ ル4F
しんゆり皮膚科クリニック	麻生区上麻生1-5-2	小田急新百合ヶ丘ヒ ^ッ ル4F
渡辺クリニック	麻生区上麻生7-22-11	
新ゆり眼科	麻生区上麻生1-3-4	WAKAヒ ^ッ ル5F
柿生すずき内科循環器内科	麻生区上麻生5-23-6	
新百合ヶ丘石田クリニック	麻生区上麻生1-5-2	小田急新百合ヶ丘ヒ ^ッ ル4F
かきお北口皮ふ科クリニック	麻生区上麻生5-40-4	
柿生記念病院	麻生区上麻生6-28-20	
かきお駅前さいとうクリニック	麻生区上麻生6-39-35-1階	
おおたクリニック	麻生区上麻生6-31-1	ト ^ッ ウエル ^イ ナ ^リ ヤ ^マ 1F
かとう整形外科	麻生区上麻生5-39-15	ハ ^ル ク ^{ラン} 柿生1階
にもり内科クリニック	麻生区上麻生6-29-36	
もちづき泌尿器科クリニック	麻生区上麻生5-40-1	鈴木ヒ ^ッ ル2階
クロキ形成外科クリニック	麻生区上麻生1-9-10	
しんゆり脳神経外科クリニック	麻生区上麻生4-35-5	
新百合ヶ丘介護老人保健施設つくしの里	麻生区上麻生3-14-20	
かきお整形外科	麻生区下麻生3-21-5	麻生メ ^デ ィカルセンター2F
キウイファミリークリニック	麻生区下麻生3-23-28	
川崎田園都市病院	麻生区片平1782	
すこやかこどもクリニック	麻生区白鳥3-5-2	カ ^ー デ ^ン ヒ ^ル ズ ^{白鳥} 1階
井上医院	麻生区白鳥3-6-12	
栗平おさだ皮フ科	麻生区白鳥3-5-1	シャ ^ン デ102

医療機関名	住所1	住所2
平井内科クリニック	麻生区五力田2-2-1-103	
きむら内科クリニック	麻生区五力田2-14-6	
新百合ヶ丘龍クリニック	麻生区古沢7	
新百合ヶ丘総合病院	麻生区古沢都古255	
池内クリニック	麻生区栗平2-1-6	小田急マリン栗平1F
特別養護老人ホームあさおの丘医務室	麻生区栗木台1-12-1	
栗木台かわぐちクリニック	麻生区栗木台1-2-3	
介護老人保健施設 アクアピア新百合	麻生区黒川318	
はるひ野内科クリニック	麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メティカル・イレッジA棟-1F
はるひ野整形外科	麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野メティカル・イレッジB棟-1F
世田谷記念病院	東京都世田谷区野毛2-30-10	
鶴川記念病院	東京都町田市三輪町1059番地1	
天本病院	東京都多摩市中沢2-5-1	
介護老人保健施設 ナーシングプラザ港北	神奈川県横浜市港北区新吉田町3170番地	
横浜総合病院	神奈川県横浜市青葉区鉄町2201-5	
森山病院	神奈川県横浜市鶴見区潮田町3-145-4	
横浜鶴見リハビリテーション病院	神奈川県横浜市鶴見区下野谷町4-145-1	
鶴見西口病院	神奈川県横浜市鶴見区鶴見1-12-31	
介護老人保健施設 ハートケア湘南・芦名	神奈川県横須賀市芦名1丁目16番12号	
イムス横浜東戸塚総合リハビリテーション病院	神奈川県横浜市戸塚区川上町690-2	

川崎市告示第593号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和5年12月5日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙省略

- 2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

- 3 引取りの方法

- (1) 引取りの場所

別紙記載の保管場所

- (2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

- (4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

- 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

（様式2及び様式3省略）

川崎市告示第594号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項の規定により特定非営利活動法人フリースペースたまりばの認定有効期間の更新をしたので、同法第51条第5項において準用する同法第49条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和5年12月6日

川崎市長 福田紀彦

- 1 名称

特定非営利活動法人 フリースペースたまりば

- 2 代表者の氏名

西野 博之

3 主たる事務所の所在地

川崎市中原区新城二丁目4番1号

セシーズイシイ2-401号室

4 当該認定の有効期間

令和5年12月13日 ～ 令和10年12月12日

川崎市告示第595号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年12月8日から令和5年12月22日まで一般の縦覧に供します。

令和5年12月8日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	港町 第12号線	川崎市川崎区港町 1番13先 川崎市川崎区港町 1番13先	7.35	62.55	
新	港町 第12号線	川崎市川崎区港町 1番13先 川崎市川崎区港町 1番13先	7.35 ～ 11.50	62.55	関係図 面のと おり
旧	港町 第12号線	川崎市川崎区港町 1番3先 川崎市川崎区港町 1番3先	7.05 ～ 7.35	54.26	
新	港町 第12号線	川崎市川崎区港町 1番3先 川崎市川崎区港町 1番3先	7.35 ～ 12.28	54.26	関係図 面のと おり

川崎市告示第596号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年12月8日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年12月8日から令和5年12月22日まで一般の縦覧に供します。

令和5年12月8日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
港町 第12号線	川崎市川崎区港町1番13先 川崎市川崎区港町1番3先	

川崎市告示第597号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年12月8日から令和5年12月22日まで一般の縦覧に供します。

令和5年12月8日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	久末 第102号線	川崎市高津区久末 1656番先 川崎市高津区久末 1655番先	2.70	18.49	
新	久末 第102号線	川崎市高津区久末 1656番先 川崎市高津区久末 1655番先	4.68 ～ 4.84	18.49	

川崎市告示第598号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年12月8日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年12月8日から令和5年12月22日まで一般の縦覧に供します。

令和5年12月8日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
久末 第102号線	川崎市高津区久末1656番先 川崎市高津区久末1655番先	

川崎市告示第599号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり自転車等放置禁止区域の指定を変更したので、同条第2項の規定に基づき準用する同条例第7条第4項の規定に基づき告示する。

令和5年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

指 定 の 効 力 発 生 年 月 日	指 定 場 所	
	指 定 区 域	区 域 図
令和5年12月24日	武蔵小杉駅周辺	別図のとおり



川崎市告示第600号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

（別表省略）

令和5年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第601号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

（別表省略）

令和5年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第602号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。

（別表省略）

令和5年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第603号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項の規定により施術機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。

（別表省略）

令和5年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第604号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の休止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の休止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。

（別表省略）

令和5年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第605号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和5年12月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙省略

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

（様式2及び様式3省略）

川崎市告示第606号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年12月14日から令和5年12月28日まで一般の縦覧に供します。

令和5年12月14日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	五力田 第26号線	川崎市麻生区白鳥 4丁目11番5先	4.00	19.15	
		川崎市麻生区白鳥 4丁目11番4先			
新	五力田 第26号線	川崎市麻生区白鳥 4丁目11番1先	4.00 ～ 4.11	19.15	
		川崎市麻生区白鳥 4丁目11番1先			

川崎市告示第607号

道路供用開始に関する告示

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社鈴	鈴ケア	川崎市川崎区鋼管通 3-15-5エコーハイツⅡ301	居宅介護	令和5年12月1日	1415000163
株式会社鈴	鈴ケア	川崎市川崎区鋼管通 3-15-5エコーハイツⅡ301	重度訪問介護	令和5年12月1日	1415000163
株式会社ライフケア順	ライフケア じゅん	川崎市川崎区大島3-15-18	居宅介護	令和5年12月1日	1415000213
株式会社ライフケア順	ライフケア じゅん	川崎市川崎区大島3-15-18	重度訪問介護	令和5年12月1日	1415000213
株式会社アカリエ	A-Sm i l e 溝の口	川崎市高津区下作延 2-9-10関口第二ビル4階	居宅介護	令和5年12月1日	1415300233
医療法人聖育会	HARMONIOUS	川崎市多摩区登戸1927番地1 Aristio1階	短期入所	令和5年12月1日	1415400157

川崎市告示第609号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年12月14日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和5年12月14日から令和5年12月28日まで一般の縦覧に供します。

令和5年12月14日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
五力田 第26号線	川崎市麻生区白鳥4丁目11番1先	
	川崎市麻生区白鳥4丁目11番1先	

川崎市告示第608号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和5年12月14日

川崎市長 福田 紀彦

を行いましたので、同法第21条の5の25第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和5年12月14日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称		事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社こどもの森	まなびの森 キラリ武蔵中原	川崎市中原区下小田中 3-7-20	児童発達支援	令和5年12月1日	1455200723
株式会社Ka i e n	ティーンズ溝の口	川崎市高津区溝口2丁目 14-4エムエス第2ビル1階	放課後等 デイサービス	令和5年12月1日	1455300648
社会福祉法人正道会	登戸ピノキオプラス	川崎市多摩区生田2-20-22 登戸ベース2階	児童発達支援	令和5年12月1日	1455400638
社会福祉法人正道会	登戸ピノキオプラス	川崎市多摩区生田2-20-22 登戸ベース2階	放課後等 デイサービス	令和5年12月1日	1455400638

公 告

川崎市公告第1442号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月1日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	市道小杉町1号線市道改良予定地測量委託
	履 行 場 所	川崎市中原区小杉御殿町2丁目152番地先ほか1箇所
	履 行 期 間	令和6年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」、種目「測量一般」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和6年1月9日14時30分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第1443号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項の規定に基づき、次のとおり令和5年度地籍調査事業を実施します。

令和5年12月1日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 神奈川県が事業計画を定めた年月日
令和5年11月15日
- 2 調査を実施する者の名称
川 崎 市
- 3 調査地域
川崎市多摩区生田四丁目、七丁目、八丁目の各一部
同 川崎区鋼管通三丁目、四丁目の各一部
同 多摩区生田八丁目、枳形一丁目の各一部
同 川崎区鋼管通一丁目、二丁目、三丁目、浜町二丁目の各一部
- 4 調査期間
令和5年12月1日から令和6年3月31日まで

川崎市公告第1444号

特定生産緑地指定の公示

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第4項の規定に基づき、次のように公示します。

令和5年12月1日

川崎市長 福田 紀彦

区	指定箇所
中原区 約0.1ha	箇所番号149 (井田1丁目) を特定生産緑地に指定。
高津区 約0.6ha	箇所番号62 (上作延5丁目) 箇所番号305 (明津字仲町) 箇所番号319 (新作2丁目) 箇所番号347 (下作延4丁目) 箇所番号348 (新作2丁目) 箇所番号356 (上作延4丁目) を特定生産緑地に指定。
宮前区 約1.0ha	箇所番号657 (犬蔵3丁目) 箇所番号659 (潮見台) 箇所番号670 (西野川3丁目) 箇所番号674 (西野川3丁目) 箇所番号682 (水沢3丁目) 箇所番号708 (菅生6丁目) 箇所番号709 (菅生6丁目) 箇所番号730 (野川本町3丁目) 箇所番号732 (東有馬4丁目) を特定生産緑地に指定。

多摩区	箇所番号363	(布田)
	箇所番号441	(宿河原5丁目)
	箇所番号453	(堰3丁目)
	箇所番号454	(堰2丁目)
	箇所番号459	(中野島3丁目)
	箇所番号463	(登戸字乙耕地)
	箇所番号481	(登戸字丙耕地)
	箇所番号487	(宿河原6丁目)
	箇所番号494	(堰2丁目)
	箇所番号510	(西生田2丁目)
約1.3ha	箇所番号527	(宿河原5丁目) を特定生産緑地に指定。
麻生区	箇所番号343	(五力田3丁目)
	箇所番号390	(高石1丁目)
約0.4ha	を特定生産緑地に指定。	

川崎市公告第1445号

串木野都市計画事業麓土地区画整理事業の書類の送付に代えて掲示している旨の公告について

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による串木野都市計画事業麓土地区画整理事業の下記に記載する者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確認することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により当該通知書の送付に代えて、その内容が鹿児島県いちき串木野市上名2455番地にある上名交流センターに掲示されている。

令和5年12月1日

川崎市長 福田紀彦
記

住所 神奈川県川崎市中原区下小田中6丁目8番20号
和泉荘12
氏名 坂本 剛

川崎市公告第1446号

次の物件は、港湾施設の使用及び管理の妨げとなっているので、当該物件の所有者又は使用者は、令和5年12月14日までに当該物件を撤去するように、川崎市港湾施設条例（昭和22年条例第33号）第9条に基づき命じます。

その日までに撤去されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が撤去します。

令和5年12月1日

川崎市長 福田紀彦

種類	登録番号・車体番号	場所
原動機付自転車 スズキ LET'S 4 グレイ	鶴見区そ86-36 横浜市 不明	川崎市川崎区東扇島91

川崎市公告第1447号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の

規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和5年12月4日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区南野川二丁目2382番9
ほか5筆の一部
995平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市青葉区新石川二丁目4番地12
さくら地所 株式会社 代表取締役 白井重雄
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：7戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和5年6月2日
川崎市指令 ま宅審（イ）第13号
令和5年7月5日
川崎市指令 ま宅審（イ）第172号（変更）

川崎市公告第1448号

事業活動地球温暖化対策指針の変更について

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号）第9条第2項により、事業活動地球温暖化対策指針（平成22年川崎市公告第101号）を次のとおり変更し、令和6年4月1日から適用する。

令和5年12月4日

川崎市長 福田紀彦

事業活動脱炭素化取組指針

平成22年4月1日

変更 平成27年5月22日

変更 平成31年4月1日

変更 令和5年3月30日

変更 令和5年4月1日

変更 令和6年4月1日

1 総則

(1) 目的

この指針は、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、事業者の温室効果ガスの排出の量の削減等の推進並びに条例第10条第1項の規定による事業活動脱炭素化取組計画書、条例第10条第3項の規定による中小規模事業者用脱炭素化取組計画書並びに条例第11条第1項の規定による事業活動脱炭素化取組結果報告書及び中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書の作成に必要な事項について定めるものである。

また、条例第9条第2項の規定に基づき、科学的知見、技術水準その他の事情の変動に応じて必要な変更を行うものとする。

(2) 用語の定義

この指針で使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（平成21年川崎市規則第90号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

2 事業活動に係る脱炭素化に向けた取組

(1) 事業活動に係る脱炭素化に向けた取組の基本的な考え方

ア 温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置

事業者は、その事業活動に係る設備等について、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術の向上その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の量のより少ないものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量のより少ない利用に努めるものとする。

イ 温室効果ガスの排出の量の削減に寄与する技術又は製品の開発等

事業者は、製品の製造等を行うにあたり、エネルギー消費効率が高いもの、脱炭素エネルギー源や未利用エネルギーなど（以下「脱炭素エネルギー源等」という。）を利用したもの、温室効果ガスの排出係数がより小さい燃料等を使用しているものその他その利用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に寄与する技術又は製品の開発等に努めるものとする。

ウ 廃棄物等の発生の抑制等

事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、廃棄物等の発生の抑制や再使用等に努めるものとする。

エ 事業者間の連携

事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減等の取組等に関する情報共有や技術提供のほか、エネルギーの相互利用など、事業者間で連携した温室効果ガスの排出の量の削減等に努めるものとする。

(2) 事業活動に係る脱炭素化に向けた取組の推進

ア 設備等に係る温室効果ガスの排出の量の削減等

事業者は、その事業内容、事業所の形態等に応じ、事業活動に係る設備等に関し、次の事項その他の方法の実施に努めるものとする。

(ア) 化石燃料及び非化石燃料の燃焼の合理化

(イ) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化

(ウ) 廃熱の回収利用・融通

(エ) 熱の動力等への変換の合理化

(オ) 放射、伝熱、抵抗等によるエネルギー損失の

防止

(カ) 電気の動力、熱等への変換の合理化

(キ) 非化石燃料若しくは温室効果ガスの排出の量のより少ない化石燃料への転換

イ 計画的に取り組むべき事項

(ア) 推進体制の整備

脱炭素化に向けた取組に関する推進体制を整備するとともに、従業員に対し、脱炭素化に向けた取組の重要性や取組に必要な情報などについて周知徹底を行うため、研修等の教育体制を整備すること。

(イ) 温室効果ガスの排出の量及び設備等の運転状況の把握

事業活動に係る設備等の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量並びに設備等の設置、運転等の状況を適切に把握すること。

(ウ) 情報収集

事業活動に係る設備等の選択及び使用方法に関し、文献、データベースを活用する等、情報を収集し、整理を行うこと。

(エ) 設備等の選択

事業活動に係る設備等及びその使用方法の選択については、将来的な見通し、計画性を持って適切に行うこと。

(オ) 実施状況及び効果の把握

(カ) の実施状況及びその効果を把握すること。

(キ) 自己評価の実施

(カ)を踏まえ、事業活動に係る設備等の選択及び使用方法について再検討し、継続的に効果的な取組を実施すること。

(ク) 次世代自動車の導入

事業活動に伴う自動車には、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車などの次世代自動車を計画的に導入すること。

(ケ) 輸送の効率化

目的に応じた自動車や輸送量に見合った自動車を使用するため、適正な車両の選択を行うこと。また、共同輸配送や輸配送ルート最適化、モーダルシフトを推進すること。

(ク) 脱炭素電力や低炭素電力等の積極的利用

事業活動で使用する電気については、再生可能エネルギー源等により発電した電力や二酸化炭素排出係数のより小さい電力を積極的に利用するよう努めること。

(コ) 公共交通機関等の利用の促進

従業員の通勤等に関しては、公共交通機関等を積極的に利用し、マイカー通勤を抑制すること。

(サ) 環境教育及び環境学習の推進

地球温暖化対策に係る環境教育及び環境学習を推進するよう努めること。

ウ その他考慮すべき事項

(ア) 事業者は、脱炭素化に向けた取組を推進するため、上記のほか、別表第1から6に掲げる対策について実施するよう努めるものとする。

(イ) 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）、貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する貨物輸送事業者の判断の基準（平成18年経済産業省、国土交通省告示第7号）又は旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準（平成18年経済産業省、国土交通省告示第6号）、工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準（令和5年経済産業省告示第28号）、貨物の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する貨物輸送事業者の判断の基準（令和5年経済産業省、国土交通省告示第3号）又は旅客の輸送に係る非化石エネルギーへの転換に関する旅客輸送事業者の判断の基準（令和5年経済産業省、国土交通省告示第4号）並びに事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（平成20年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第3号）等を参考にし、その事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減等に努めるものとする。

(ウ) 事業所等（特定事業者が行う連鎖化事業に係る加盟者が市内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所等を含む。以下同じ。）の全部又は一部を賃借権その他の権原に基づき事務所、営業所等として使用して事業活動を行う事業者（以下「テナント等事業者」という。）は、その使用に係る施設又は事業所を設置し、又は管理する事業者が実施する取組等に協力するなどし、共同して温室効果ガスの排出の量の削減等に努めるものとする。

3 特定事業者に係る脱炭素化に向けた取組

特定事業者に係る脱炭素化に向けた取組について、条例第10条第1項の規定による事業活動脱炭素化取組計画書及び条例第11条の規定による事業活動脱炭素化

取組結果報告書の作成等に必要な事項等は次のとおりである。

(1) 特定事業者の範囲

ア 規則第4条第1号、第2号、第4号に係る事業者

事業者が特定事業者に該当するか否かの判断は、市内に立地する本社、工場、支店、営業所など事業者が設置している全ての事業所等に係るエネルギー使用量等を含めて行うものとする。

また、その他の具体的な事業所等のエネルギー使用量等の範囲は次のとおりとする。

(ア) 所有している建物の一部を他の者が利用している場合

建物所有事業者は、当該建物全体のエネルギー使用量等から個々のテナントが設置及び更新の権原を有し、そのエネルギー使用量等を把握している設備にかかるエネルギー使用量等を差し引いたものを当該建物所有事業者のエネルギー使用量等として算入する。

(イ) テナント等事業者

テナント等事業者は、エネルギー管理等の権原の有無にかかわらずテナント等専用部に関わる全てのエネルギー使用量等を当該テナント等事業者のエネルギー使用量等として算入する。

(ウ) 自動車等

主に事業所等の敷地外で走行する自動車等のエネルギー使用量等はエネルギー使用量等に算入せず、構内専用のフォークリフト等の敷地内のみを走行する自動車等の移動体は当該事業所のエネルギー使用量等として算入する。

イ 規則第4条第3号に係る事業者

特定事業者に該当するか否かの判断は、事業者が使用する対象自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条各号に掲げる自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）以下同じ。）のうち、使用の本拠が市内にあるものの台数により行う。

(2) 原油換算エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の算定等

ア 原油換算エネルギー使用量

規則第4条第1号及び第2号の規定による原油換算エネルギー使用量は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）及び施行規則（昭和54年経済産業省令第74号）に基づき算定す

るものとする。

イ 温室効果ガス排出量

規則第4条第4号の規定による「温室効果ガスのうちいずれかの物質の前年度又は前年の排出の量」は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）に基づき算定するものとする。

(3) 脱炭素化に向けた取組の実施手順及び推進体制の整備

特定事業者は、事業活動の脱炭素化に向け、次に掲げる手順を参考に取組を実施するものとし、そのための推進体制を整備する。

ア 脱炭素化に向けた取組に関する基本方針の策定

イ 温室効果ガスの排出の量と密接に関係する設備等の運転及び保全状況の把握

ウ 脱炭素化に向けた目標、計画等の立案

エ 脱炭素化に向けた取組のための人材及び予算の確保及び管理

オ 脱炭素化に向けた取組のメニューの選定及び実施並びに進行管理

カ 脱炭素化に向けた取組の効果の確認及び検証

キ 脱炭素化に向けた取組の見直し

(4) 脱炭素化に向けた取組の計画的な推進

ア 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等を図るための基本方針

特定事業者は、市内事業所等の設備等に係る対策、自動車等に係る対策及び事業所内で実施するその他の対策の推進に係る全体の基本方針を定めるものとする。ただし、その特定事業者が全社的に温室効果ガスの排出の量の削減等を図るための方針を定めている場合は当該方針を反映させた方針を策定するものとする。

また、基本方針には実施状況の適切な進行管理を行うための方針も定めるものとする。

イ 温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた組織体制

特定事業者は、(3)による推進体制の整備を行う。また、温室効果ガスの排出の量の削減等の取組は、全社を含めた推進体制を有することが効果的と考えられることから、全社的な推進体制も併せて整備する。

ウ 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量及び当該量の削減に係る事項

特定事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減に係る定量的な目標を定めるものとする。

削減目標は、市内における事業活動に伴う排出

量について設定する。

削減目標の対象となる温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項各号に掲げる物質とし、温室効果ガスの排出の量の削減目標等の具体的な設定は次のとおり行うものとする。

(ア) 削減目標の設定にあたり考慮すべき事項

a 条例第7条第2項の規定による地球温暖化対策等推進基本計画における地球温暖化対策の目標及び目標を達成するために必要な施策の基本的方向に関する事項

b 国内及び国際的な目標及びその動向

c 特定事業者の基準年度における温室効果ガスの排出状況

d 特定事業者の過去の温室効果ガスの排出の量の削減取組状況

e 事業活動の将来的な見込み

(イ) 基準年度、比較年度及び目標年度

基準年度は計画期間の初年度の前年度とし、目標年度は計画期間の終了年度とする。比較年度は、2013年度とする。

(ウ) 基準排出量、比較年度排出量及び目標排出量

a 基準排出量及び比較年度排出量の算定基準排出量は、基準年度の温室効果ガス排出量をいう。また、規則第4条第1号、2号、4号に該当する特定事業者の基準排出量は、市内に設置している全ての事業所等の基準排出量の合計値とし、同項第3号に該当する特定事業者の基準排出量は、その使用する全ての対象自動車の基準排出量の合計値とする。

ただし、基準年度に市内で事業を開始した場合や事業活動に著しく変動が生じた場合など、基準排出量を計画期間の初年度の前年度に設定することが適当でない場合は、市と協議の上、他の複数年度の排出量の平均や排出量の推計など適切な方法を用いることにより基準排出量とすることができる。

基準排出量の算定については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令に基づき行うものとする（以下、排出量に係る算定について同じ。）。

比較年度排出量は、比較年度の温室効果ガス排出量とし、上記の基準排出量の算定と同様の考え方により算定するものとする。

b 目標排出量の算定

目標排出量は、基準年度の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から、計画期間に実

施する対策により削減される温室効果ガスの量を減じることなどにより得られる量をいう。また、規則第4条の複数号に該当する特定事業者は、該当する各号の目標排出量を設定するものとする。

目標排出量を算定する際は、削減対策の計画のほか、今後の事業活動の見込み、川崎市地球温暖化対策推進基本計画における温室効果ガス排出量の個別目標や各目標の試算結果等を総合的に勘案するものとする。

(エ) 温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の実施

特定事業者は、事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するため、事業所の各設備等の状況等に応じた排出削減対策を講じるものとする。

a 削減対策の選定と省エネの推進

特定事業者は、次に掲げる手順に従い、その設備等に係る削減対策の検討を行い、別表第1から6等を活用して、計画期間における削減対策を選定するものとする。

(a) 現況把握

事業活動に係る設備等の保有状況及び運転状況等を把握するとともに、エネルギー使用量等の変化を分析することで、最適な運転条件も併せて把握するものとする。

(b) 削減対策の検討及び選定

現況把握を踏まえ、別表第1から6等に沿って、設備等の状況に応じた排出量削減対策を検討するものとする。

①事業所等における削減対策

規則第4条第1号、第2号、第4号に該当する特定事業者は、事業所等からの温室効果ガスの排出の量を削減するため、別表第1から4に沿って、具体的な削減対策を検討するものとする。

別表第1から4の対策は、次の考え方により「基本対策」と「目標対策」に区分している。

①-1 基本対策（別表第1、3）

基本対策は、エネルギー消費設備等の運転管理、計測・記録、保守・点検の改善を実施することにより、エネルギー損失の防止等の温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本的な削減対策である。各事業所の設備

等の条件に適合する基本対策は、実施について検討し、原則として条件に適合する対策は全て選定するものとする。

①-2 目標対策（別表第2、4）

目標対策は、高効率設備等の導入や既存設備等の改修等により、温室効果ガスの排出の量の削減を図るものであり、設備投資を要することから、設備の更新時期や経営状況を踏まえながら、導入等の可能性について十分な検討を行い、積極的に取り組むことが望ましい。

②自動車における削減対策

規則第4条第3号に該当する特定事業者は、事業活動に伴い使用する対象自動車から排出する温室効果ガスの排出の量を削減するため、別表第5、6に沿って、具体的な削減対策を検討するものとする。

なお、基本対策と目標対策の考え方は、①と同様である。

エ エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る事項

特定事業者は、エネルギーの使用量を把握するよう努めるものとする。特定事業者の内、規則第1号、第2号に該当する特定事業者は、エネルギー原単位（エネルギーを生産数量、建物延床面積、走行距離又は輸送量その他の当該温室効果ガスの排出の量と密接な関係を持つ値で除して得た値）に係る定量的な目標を定めるものとする。

また、特定事業者の内、規則第4号に該当する特定事業者は、排出量原単位（排出量を生産数量、建物延床面積、走行距離又は輸送量その他の当該温室効果ガスの排出の量と密接な関係を持つ値で除して得た値）に係る定量的な目標を定めるものとする。

なお、計画期間は原則として原単位等の指標を変更しないものとする。その他の特定事業者においても、排出量を排出量原単位により算定している特定事業者は、原単位における削減目標を設けることができる。また、基準排出量原単位及び目標排出量原単位の算定等は、基準排出量及び目標排出量の算定等と同様の趣旨により、設定するものとする。

上記の特定事業者は、エネルギーの使用量の削減に向け、事業所の各設備等の状況等に応じた対

策を講じるものとする。なお、「ウ(エ)温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の実施」を基に、対策を選定するものとする。

オ 再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化に係る事項

事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減のためには、省エネルギー対策に加え、再生可能エネルギー源の利用による対策も並行して進めていくことが重要である。特定事業者は、技術の向上その他事業活動を取り巻く状況等を勘案して、脱炭素エネルギー源等の利用について検討を行い、その積極的な利用に努めるものとする。

また、再生可能エネルギー源の利用によって得られた環境価値を証書化し、市場で取引することを可能にしたグリーン電力証書及びグリーン熱証書等は、自社で再生可能エネルギー源等の利用設備を持たない場合でも再生可能エネルギーの普及に貢献できる有効な手段であり、併せて積極的な活用を努めるものとする。

(ア) 再生可能エネルギー源の利用

特定事業者は、再生可能エネルギー源等の積極的な利用及びその使用量の把握に努めるものとする。特定事業者の内、規則第1号、第2号に該当する特定事業者は、使用電力量における再生可能エネルギー源の利用による電力量の割合及び電気事業者等から調達する電力の排出係数に係る定量的な目標を定めるものとする。

a 目標を定めるにあたり考慮すべき事項

- (a) 再生可能エネルギー源を活用した発電設備の導入
- (b) 温室効果ガス排出係数のより低い電力の利用
- (c) 再エネ指定付き非FIT非化石証書やグリーン電力証書の利用

(イ) 使用するエネルギーの電化

特定事業者は、エネルギー効率を考慮しつつ、熱エネルギーの電化の取組に努めるものとする。

カ 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る事項

特定事業者は、その使用する自動車等について、温室効果ガスを排出しない又はその量が相当程度少ない自動車の利用、自動車の適正な運転及び整備、その他の温室効果ガス排出の量の削減のための取組に努めるものとする。特定事業者の内、規則第3号に該当する特定事業者は、事業者が使用する対象自動車の燃費に係る定量的な目標を定めるものとする。

上記の特定事業者は、自動車における排出量の削減に向け、その使用する対象自動車等の状況等に応じた対策を講じるものとする。なお、「ウ(エ)温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の実施」を基に、対策を選定するものとする。

キ 温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に係る事項

脱炭素社会の実現には、既存技術の最大限の活用だけでなく、革新的な技術や製品開発等が重要である。特定事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に努めるものとする。また、革新的な技術や製品開発等は、時間を要することから、中長期的な視点を持って取組を計画的に進めるよう努めるものとする。

(ア) 脱炭素表明・中長期の温室効果ガス削減目標の設定

特定事業者（市外にも事業所等を有する特定事業者においては、全ての事業所等を含むことができる）は、脱炭素を目指す表明や中長期での温室効果ガスの削減目標を掲げ、温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する措置を行うよう努めるものとする。

(イ) 脱炭素化に資するイノベーションの取組の推進

特定事業者（市外にも事業所等を有する特定事業者においては、全ての事業所等を含むことができる）は、脱炭素に資する革新的な技術の開発等を通じて、自らの温室効果ガスの排出の量を削減するとともに、広く他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する措置を行うよう努めるものとする。

(ウ) その他の取組

- ① 中長期的な視点での温室効果ガスの排出の量の削減目標
- ② 二酸化炭素を排出しない熱エネルギーの導入
- ③ SBT等イニシアチブへの加盟・賛同
- ④ サプライチェーン全体での削減の取組
- ⑤ 川崎CNブランドの認定・川崎メカニズム認証制度の認証の取得

ク 地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項（条例第10条第1項第2号から第6号までに掲げる事項を除く。）

特定事業者は、自らの事業活動における温室効果ガスの排出の量の削減のほか、他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等への寄与、地域社会での地域住民等への啓発、市が実施する施策への協

- 力など、地球温暖化対策に資する社会貢献活動その他の地球温暖化対策の推進に努めるものとする。
- (5) 市内大規模事業所の脱炭素化に向けた取組の推進基準年度において原油換算エネルギー使用量が1,500キロリットル以上の事業所（以下「大規模事業所」という。）を市内に設置している特定事業者は、大規模事業所ごとに「(4) 脱炭素化に向けた取組の計画的な推進」を準用し、脱炭素化に向けた取組を計画的に推進するものとする。

(6) 事業活動脱炭素化取組計画書の作成

ア 計画書の作成単位及び様式

特定事業者は、市内に設置している全ての事業所等に係る計画について取りまとめを行い、事業者ごとに条例第10条第1項各号及び規則第6条各号に掲げる事項を記載した規則第1号様式及び指針様式第1号による事業活動脱炭素化取組計画書（以下「計画書」という。）を作成するものとする。

また、大規模事業所にあつては、その事業所ごとに、温室効果ガスの排出の量及びエネルギー使用量の削減目標等を指針様式第1号の別紙により作成するものとする。

なお、大規模事業所のうち、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設（以下「発電所等」という。）については、(4)ウ(イ)の規定にかかわらず、他人への電気又は熱の供給に係るものを含む基準排出量、目標排出量（当該特定事業者が設置する電気又は熱の供給系統全体の排出量原単位）及び当該目標を達成するための削減対策を記載するものとする。

計画書は、規則第32条の規定により、正本1通及びその写し1通を提出するとともに、作成をした規則様式及び指針様式の電子媒体を併せて市長に提出するものとする。（以下、事業活動脱炭素化取組計画書変更等届出書及び事業活動脱炭素化取組結果報告書の提出について同じ。）

イ 計画書に必要な資料

計画書には、次に掲げる資料のうち、評価項目に関するものを添付するものとする。

- (ア) 基準年度及び比較年度における温室効果ガスの排出の量の算定根拠資料（排出量原単位等の算定を含む。以下同じ。）
- (イ) 目標排出量及び削減量の算定根拠
- (ウ) エネルギーの使用量及び削減目標の算定根拠資料
- (エ) 再生可能エネルギー源による電力量割合に関する資料
- (オ) 対象自動車の燃費目標に関する資料
- (カ) 各目標を達成するための措置の内容を説明す

る資料

(キ) (4)キ(ア)、(イ)、(ウ)に関する資料

(ク) その他参考となる資料及び市長が必要と認める資料

(7) 事業活動脱炭素化取組計画書変更等届出書の作成
ア 届出書の作成単位及び様式

条例第10条第2項の規定による届出は、事業者ごとに規則第2号様式により作成し、必要な資料を添付するものとする。

イ 計画書内容の変更

計画書の変更については、原則として、変更前後の内容が分かる資料とともに、変更後の内容を反映した規則第1号様式又は指針様式第1号（変更に係る様式面のみ）を添付するものとする。

ウ 事業の廃止、休止、再開

事業を廃止したとき、若しくは事業を休止し、又は休止した事業を再開したときは、次に掲げる事項を記載するものとする。

(ア) 廃止若しくは休止又は再開の理由

(イ) 廃止若しくは休止又は再開の年月日

事業の廃止又は休止とは、市内における事業の全部を廃止又は休止することをいい、一部を廃止又は休止する場合は含まない。事業の一部を廃止又は休止する場合は、計画内容の変更として扱うものとする。

(8) 温室効果ガス排出状況等の把握及び改善等に向けた検討
ア 温室効果ガスの排出の状況等の把握

計画書提出特定事業者は、計画期間における(4)ウ、エ、オ、カに関する状況及び対策の実施状況並びに目標の達成状況について把握するものとする。

イ 削減対策効果の評価及び改善等に向けた検討

アを踏まえて、対策の効果について評価を行うとともに、改善等に向けた検討を行うものとする。

(9) 事業活動脱炭素化取組結果報告書の作成

ア 結果報告書の作成単位及び様式

計画書提出特定事業者は、事業者ごとに規則第5号様式及び指針様式第1号による事業活動脱炭素化取組結果報告書（以下「結果報告書」という。）を作成するものとする。結果報告書の作成については、計画書の作成に準ずるものとし、原則として、計画書に対する実施状況を記載するものとする。

また、発電所等については、他人への電気又は熱の供給に係るものを除いた排出量のほか、他人への電気又は熱の供給に係るものを含む排出量等の値を併せて記載するものとする。

イ 結果報告書における排出係数の取扱い

温室効果ガスの排出の量の算定に用いる排出係数は、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令第2条第4項第1号の規定による環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの排出係数など、毎年の排出係数を反映したものを使用するものとする。

ウ 結果報告書に必要な資料

結果報告書には次に掲げる資料のうち、評価項目に関するものを添付するものとする。

(ア) 結果報告書を提出する年度の前年度における温室効果ガスの排出の量等の算定根拠

(イ) エネルギーの使用量に関する資料

(ロ) 再生可能エネルギー源による電力量割合に関する資料

(ハ) 対象自動車の走行量及び使用した燃料の量

(ニ) 各目標を達成するために実施した措置の内容を説明する資料

(ホ) (4)キ(ア)、(イ)、(ロ)に関する資料

(ヘ) その他参考となる資料及び市長が必要と認める資料

(10) 計画書等の内容の公表

市長は、条例第12条の規定に基づき計画書及び結果報告書の概要について公表を行う。公表する事項は、規則第10条の規定に掲げるもののほか、指針様式第1号に係る内容(別紙は除く。)とする。また、市長は必要に応じ公表事項の見直しを行うものとする。このほか、市長は、特定事業者の脱炭素化の取組の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

(11) 計画書等の評価及び評価結果の公表

市長は、条例第13条第1項から第3項の規定に基づき、計画書に記載する目標及び結果報告書に記載する評価対象年度の実績について、次のアからエにより、評価を行い、条例第13条第5項に基づき、評価結果の公表を行う。なお、条例第13条第2項の規定に基づく結果報告書(最終提出年度に提出すべきものを除く)の評価を求める場合は、規則第11条の規定に基づき、取組結果報告書評価依頼申出書(規則第7号様式)により行うものとする。

ア 評価項目

(ア) 事業活動に伴う温室効果ガス排出の量及び当該量の削減に係る事項

特定事業者の評価は、次の①及び②の項目に対して、基礎排出量及び調整後排出量それぞれについて行う。

①特定事業者の計画期間における温室効果ガス排出量削減率(必須項目)

温室効果ガス排出量の基準年度の排出量に対する目標排出量の削減率及び評価を行う年度の排出量の削減率とする。

②特定事業者のこれまでの取組における温室効果ガス排出量削減率(必須項目)

温室効果ガス排出量の比較年度の排出量に対する目標排出量の削減率及び評価を行う年度の排出量の削減率とする。

(イ) エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る事項

規則第4条第1号及び第2号に該当する特定事業者の評価は、次の①の項目について行う。

①エネルギー消費原単位の削減率(必須項目)

基準年度のエネルギー消費原単位に対する目標原単位及び評価を行う年度のエネルギー消費原単位の削減率とする。

規則第4条第4号に該当する特定事業者の評価は、次の②の項目について行う。

②排出原単位の削減率(必須項目)

基準年度の排出原単位に対する目標原単位及び評価を行う年度の排出原単位の削減率とする。

(ロ) 再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化に係る事項

規則第4条第1号及び第2号に該当する特定事業者の評価は、①、②及び③の項目について行う。

①使用電力の再生可能エネルギー電源比率(必須項目)

特定事業者における使用電力における再生可能エネルギー電源比率目標及び評価を行う年度の使用電力量のうち、自家発電による再生可能エネルギー源の利用により発電された電力量(余剰売電分は除く)、電気事業者から調達する電力のうち再生可能エネルギー源により発電された電力量、グリーン電力証書により調達する電力量及び非F I T非化石証書(再エネ指定あり)にて直接調達する電力量を合計した値の割合とする。

②電気事業者等から調達する電力の排出係数(必須項目)

電気事業者から調達する電力の、排出係数の目標及び評価を行う年度の調整後排出係数とする。

③使用エネルギーの電化の取組

特定事業者のエネルギー使用量(非化石エネルギーを除く)のうち、電力使用量の割合とする。

- (エ) 自動車の利用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る事項
規則第4条第3号に該当する特定事業者の評価は、①及び②の項目について行う。

①燃費（必須項目）

特定事業者の使用する対象自動車の燃費の目標及び評価を行う年度の状況とする。

②乗用車の電気自動車及び燃料電池自動車の導入割合

特定事業者が使用する対象自動車のうち乗用車における、電気自動車及び燃料電池自動車の乗用車の割合とする。

- (オ) 温室効果ガス排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に係る事項

特定事業者の評価は、2050年までの脱炭素社会の実現に向けた中長期の取組に関して、次の項目について行う。なお、計画書については、計画段階であって計画書の計画期間に取り組む予定のものであれば記載することができる。

①脱炭素表明・中長期の温室効果ガス削減目標の設定（必須項目）

特定事業者（市外に事業所等を有する特定事業者においては、全ての事業所等を含むことができる）における脱炭素宣言の表明及びその達成に向けた中長期的な削減目標を定めた計画の内容とする。

②脱炭素化に資するイノベーションの取組

特定事業者（市外に事業所等を有する特定事業者にあつては、市域外の事業所等を含むことができる）の計画期間における脱炭素に資する革新的な技術の開発等の取組とする。

③中長期的な視点での温室効果ガスの排出量の削減率

特定事業者（市外に事業所等を有する特定事業者においては、全ての事業所等を含むことができる）の、①で掲げる削減計画における目標、あるいはその属する業界団体が設定している削減目標に対する温室効果ガス排出量の削減率とする。ただし、削減目標の時期が明示されており、達成状況が確認できる場合のみ評価するものとする。

④二酸化炭素を排出しない熱エネルギーの導入

特定事業者（市外に事業所等を有する特定事業者においては、全ての事業所等を含むことができる）の計画期間における二酸化炭素を排出しない熱エネルギーの導入状況とする。

⑤SBT等イニシアチブへの加盟・賛同

特定事業者（市外に事業所等を有する特定事業者においては、全ての事業所等を含むことができる）のSBTやRE100などのイニシアチブの加盟や賛同状況とする。

⑥サプライチェーン全体での削減の取組

特定事業者（市外に事業所等を有する特定事業者においては、全ての事業所等を含むことができる）のサプライチェーン全体での温室効果ガス排出量の削減の取組とする。

⑦川崎CNブランドの認定の取得

特定事業者における川崎CNブランドの認定の取得状況とする。

⑧川崎メカニズム認証制度の認証の取得

特定事業者における川崎メカニズム認証制度の認証の取得状況とする。

なお、条例第10条第3項に掲げる中小規模事業者用脱炭素化取組計画書及び条例第11条に基づく中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書においては、次の取組についても評価する。

⑨川崎市脱炭素行動宣言の認証

⑩かわさきSDGsゴールドパートナーの認証（環境に関する分野）

イ 評価基準及び評価方法

条例第13条に基づき市長が行う評価については、上記(1)ア評価項目ごとに、別表第7－1から別表第11－11に掲げる水準及び配点に基づき、次の表のとおり評価を行う。

表 評価項目及び必須項目の満点

評価項目	必須項目の満点
事業活動に伴う温室効果ガス排出の量及び当該量の削減に係る事項	各5点
エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る事項	5点
再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化に係る事項	10点
自動車の利用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る事項	5点
温室効果ガス排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に係る事項	10点

表 水準とその条件

水準	条件
A水準	評価結果の点数が評価項目における必須項目の満点中90%以上
B水準	評価結果の点数が評価項目における必須項目の満点中50%以上
C水準	評価結果の点数が評価項目における必須項目の満点中49%以下

上記アにおいて、必須項目以外の項目がある場合は、その得点を加算した上、「表 水準と条件」に基づき評価を行うものとする。

なお、評価については、専門的知見を有する者の意見を聴いた上で、取りまとめるものとする。

ウ 評価結果の通知

条例第13条第4項の規定に基づき、上記ア及びイにより実施した特定事業者の評価結果について、当該事業者へ通知する。

エ 評価結果の公表

条例第13条第5項の規定に基づく公表は、評価項目ごと及び事業者ごとに評価結果を取りまとめ、公表するものとする。なお、規則第13条第5項に規定する天災その他やむを得ない場合とは、天災その他の不可抗力による場合及び評価を行う上で基礎となる事項について国等において見直し等に向けた議論が進められている場合とする。また経過措置として、C水準の公表については、2計画期間連続でC水準とならない場合は公表しないものとする。

公表の期間は、規則第14条の規定のとおり、計画書の評価については、当該評価を公表した日から計画書の計画期間が終了する日の属する年度の翌年度の末日まで、結果報告書の評価については、当該評価を公表した日から結果報告書の計画期間が終了した日から起算して4年を経過する日の属する年度の末日までとする。

条例第13条第6項の規定に基づき、特定事業者に対し、評価結果通知書の内容について、公表の前に意見を述べる機会を与えるものとする。当該意見の内容は、専門的知識を有する者の意見を聴いた上で、対応を行うものとする。公表は、インターネット及び必要に応じてその他の手段で行うものとする。

4 中小規模事業者に係る脱炭素化に向けた取組

(1) 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書等の任意提出

ア 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書

中小規模事業者は、条例第10条第3項の規定により、条例第10条第1項第1号、第2号及び第4号並びに規則第4条第2号から第4号及び第6号から第10号に掲げる事項を記載した規則第3号様式及び指針様式第2号による中小規模事業者用脱炭素化取組計画書を作成し、市長に提出することができる。なお、条例第10条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる事項についても、記載の上で提出することができる。

中小規模事業者用脱炭素化取組計画書は、規則

第32条の規定により、正本1通及びその写し1通を提出するとともに、作成した規則様式及び指針様式の電子媒体を併せて市長に提出するものとする。(以下、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書変更等届出書及び中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書の提出について同じ。)

イ 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書変更等届出書

条例第10条第4項の規定による届出は、規則第4号様式により作成し、必要な資料を添付するものとする。

ウ 中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書

条例第11条第1項の規定による届出は、規則第6号様式及び指針様式第2号により作成するものとする。脱炭素化に向けた取組については、原則として「3 特定事業者に係る脱炭素化に向けた取組」を準用する。

(2) 計画書等の内容の公表、評価及び評価結果の公表

ア 市長は、条例第12条に基づき、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書及び中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書の概要の公表を行う。公表する事項は、規則第10条の規定に掲げるもののほか、指針様式第2号に係る内容とする。なお、指針様式第2号の別紙については、記載のあった場合は公表するものとする。

イ 市長は、条例第13条第1項から第3項の規定に基づき、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書に記載する目標及び中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書に記載する評価対象年度の実績について、評価を行う。評価は次の項目において実施するものとし、その他の項目は記載のあった場合のみ評価する。評価結果について、条例第13条第5項に基づき公表する。なお、公表については、3(1)エに準じて行う。

(ア) 温室効果ガス排出の量の削減に係る事項（ただし、3(1)ア(ア)①のみ）

(イ) 再生可能エネルギー源の利用及び電化に係る事項

(3) 事業者間の協力等

中小規模事業者から温室効果ガスの排出の量の把握及び地球温暖化対策の推進のための連携又は協力を求められた事業者は、当該中小規模事業者の地球温暖化対策の推進について、連携又は協力を行うよう努めるものとする。

(4) 省エネルギー診断等の活用

中小規模事業者は、「2 事業活動に係る脱炭素化に向けた取組」に規定するものに加え、国や自治体等が行う省エネルギー診断等を活用するなどし

て、温室効果ガスの排出の量の削減等に努めるものとする。

(5) 中小規模事業者に対する支援

市は、条例第16条の規定に基づき、中小規模事業者の温室効果ガスの排出の量の削減等を推進するため、中小規模事業者に対し、中小規模事業者用脱炭素化取組計画書の提出を促進するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

5 雑則

(1) 計画書提出事業者に対する支援

市長は、条例第14条第1項の規定に基づき、計画書提出事業者に対し、その提出した計画書の内容及び当該計画書に基づく地球温暖化対策の推進に関する事項及び計画書等の適正な作成等に係る事項について、この指針に基づき、必要な指導及び助言を行う。

また、条例第14条第2項の規定に基づき、条例第13条の規定による評価の結果に応じた情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(2) 立入調査等

市長は、条例第39条第1項の規定に基づき、必要に応じ、計画書及び結果報告書の内容、計画に基づく措置の実施状況の確認等のため、必要な報告又は資料を求めるとともに、その職員に事業所等に立入調査をさせることができる。

(3) 勧告・公表

市長は、条例第40条の規定に基づき、次に掲げる場合、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。また、条例第41条の規定に基づき、正当な理由なく当該勧告に従わないときには、当該勧告を受けた事業者に意見を述べる機会を与えた上で、その旨を公表することができる。

ア 特定事業者が計画書の提出等を行わなかった場合若しくは虚偽の提出をした場合、又は立入調査等に応じなかった場合

イ 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書を提出した事業者が当該計画書等について虚偽の提出をした場合、又は立入調査等に応じなかった場合

別表第1 産業部門における基本対策

分類			対策の内容
大分類	中分類	小分類	
01 一般管理事項	管理 体制の構 築	01 策 推進 体制の整 備	(1) 指針に基づき、推進体制を整備すること。 (2) 温室効果ガスの排出削減対策を推進するための対策責任者の設置を行うとともに役割分担及び責任の所在を明確にすること。また、最終者による基本方針及び対策目標の明示が行われていること。 (3) (2)の基本方針及び対策目標に基づき、各担当部署での具体的削減対策を立案し、それらを検討する組織横断的な委員会等を設置すること。 (4) 削減対策の実施に必要な人材及び予算の確保及び管理を行うこと。 (5) 削減対策の適切な進行管理 (POA サイクル) を行うための推進体制を整備すること。 (6) 温室効果ガスの排出量の削減等の重要性や取組に必要な情報などについて周知徹底を行うため、研修等の教育体制を整備すること。
			(1) 設備等の現状に係る空間調査等を実施し、熱源送熱設備、圧縮空気配管設備、集熱給湯器等を整理すること。また、主要設備に係る機器管理記録 (設備・機器名称、定格容量、台数、製造年、型番等) を整備し、エネルギー等の使用設備の配置を示すこと。 (2) 温室効果ガスの排出量の削減を目的とした主要設備等に係る運転管理、計測、記録等について、より適切な管理を行うこと。 (3) 主要設備等の管理事項を定期的に目録・目次・マニュアル (以下「管理履歴」という。) を作成し、定期的に見直し、改善を図ること。 (4) 技術的かつ経済的に可能な範囲で事業所全体であって設備群単位 (個別設備ごと) に分類することができるエネルギー管理等を徹底すること。また、必要に応じて、必要の性能及び効率的の低下を防止するため、必要な保守及び点検を定期的 (日次、月次、年次) に行うこと。 (6) 各種設備・機器の維持管理等に関する点検、検査措置の記録を作成し、一定期間保存すること。
	02 維持管理全般	01 保全管理	(1) エネルギー使用量、燃料使用量等、温室効果ガスの排出量と稼働時間等の把握、エネルギー使用量及びその負荷管理、過去の稼働との比較及び分析を行うこと。 (2) エネルギー使用量又は温室効果ガスの排出量の管理指標として、エネルギー消費量単位又は温室効果ガスの排出量単位を算出し、管理すること。 (3) 正味稼働時間及び稼働率の管理を行い、必要に応じて見直すこと。 (4) 生産工程の稼働状況に応じたエネルギーの使用状況の管理及び分析をし、稼働条件の変更、定常負荷の低減等の生産工程の改善について検討を行うこと。
			(1) 電気や二酸化炭素排出係数のより小さい電力を積極的に利用すること。 (2) 電力使用率や二酸化炭素排出係数のより小さい電力を積極的に利用すること。
	03 電力管理	01 電力管理	(1) 燃料の燃焼を行う設備 (以下「燃焼設備」という。) の空燃比は、最良の燃焼効率を得られるように、適切に設定し、管理を行うこと。 (2) 複数の燃焼設備を使用するときは、燃焼設備全体としての燃焼率 (投入熱量のうち対象物の付加価値を高めるために使われた熱量の割合をいう。以下同じ。) を高く管理するように、それぞれの燃焼設備の燃焼効率を調整すること。 (3) 燃料を燃焼する場合には、燃焼効率を高くするため、燃料の粒度、水分、粘度等の性状に応じて、燃焼効率が高くなるよう運転管理を行うこと。
			(1) 燃焼設備は、良好な状態を維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。 (2) ハーターについては、良好な燃焼状態を維持するため、定期的にバーナー・ガス弁の点検、清掃及び調整を行うこと。
	04 化石燃料及び非化石燃料の燃焼の合理化	01 燃焼設備の効 率管理	(1) 蒸気等の熱媒体を用いる加熱設備、冷却設備、乾熱設備、熱交換器等は、加熱及び冷却並びに伝熱 (以下「加熱等」という。) に必要とされる熱媒体の温度、圧力及び重量の付加価値に付随する熱媒体の温度、圧力及び重量について適正な量を設定し、熱媒体による熱量の過剰な供給をなくすること。 (2) 加熱等を行う工場の場合は、設備の構造、蒸気加熱の特性、加熱、熱伝達等の前後の工程等に応じて、熱効率を向上させるよう管理を行い、エネルギー・バラン (燃料・熱の排出物の量の経路) に対しての変化の影響をいう。以下同じ。) を改善すること。
			(1) 蒸気等の熱媒体を用いる加熱設備、冷却設備、乾熱設備、熱交換器等は、加熱及び冷却並びに伝熱 (以下「加熱等」という。) に必要とされる熱媒体の温度、圧力及び重量の付加価値に付随する熱媒体の温度、圧力及び重量について適正な量を設定し、熱媒体による熱量の過剰な供給をなくすること。 (2) 加熱等を行う工場の場合は、設備の構造、蒸気加熱の特性、加熱、熱伝達等の前後の工程等に応じて、熱効率を向上させるよう管理を行い、エネルギー・バラン (燃料・熱の排出物の量の経路) に対しての変化の影響をいう。以下同じ。) を改善すること。
	05 加熱及び冷卻並びに伝熱の合理化	02 工業炉の効 率管理	(1) 加熱及び冷卻並びに伝熱の合理化は、伝熱の効率を向上させること。 (2) 伝熱は、伝熱媒体の温度、圧力及び重量の付加価値に付随する熱媒体の温度、圧力及び重量について適正な量を設定し、熱媒体による熱量の過剰な供給をなくすること。 (3) 加熱等を行う工場の場合は、設備の構造、蒸気加熱の特性、加熱、熱伝達等の前後の工程等に応じて、熱効率を向上させるよう管理を行い、エネルギー・バラン (燃料・熱の排出物の量の経路) に対しての変化の影響をいう。以下同じ。) を改善すること。
			(1) 蒸気等の熱媒体を用いる加熱設備、冷却設備、乾熱設備、熱交換器等は、加熱及び冷却並びに伝熱 (以下「加熱等」という。) に必要とされる熱媒体の温度、圧力及び重量の付加価値に付随する熱媒体の温度、圧力及び重量について適正な量を設定し、熱媒体による熱量の過剰な供給をなくすること。 (2) 加熱等を行う工場の場合は、設備の構造、蒸気加熱の特性、加熱、熱伝達等の前後の工程等に応じて、熱効率を向上させるよう管理を行い、エネルギー・バラン (燃料・熱の排出物の量の経路) に対しての変化の影響をいう。以下同じ。) を改善すること。

03 加熱等を行う設備は、被加熱物又は被冷却物の量及び炉内温度を適正なものとし、かつ、稼働状況の変化等に応じてこれらを見直すことにより、過大負荷及び過小負荷を避けること。	03 加熱等を行う設備は、被加熱物又は被冷却物の量及び炉内温度を適正なものとし、かつ、稼働状況の変化等に応じてこれらを見直すことにより、過大負荷及び過小負荷を避けること。	03 加熱等を行う設備は、被加熱物又は被冷却物の量及び炉内温度を適正なものとし、かつ、稼働状況の変化等に応じてこれらを見直すことにより、過大負荷及び過小負荷を避けること。
04 複数の加熱等を行う設備を使用するときは、設備全体としての熱効率を高くするようそれぞれの設備の負荷を調整し、管理すること。	04 複数の加熱等を行う設備を使用するときは、設備全体としての熱効率を高くするようそれぞれの設備の負荷を調整し、管理すること。	04 複数の加熱等を行う設備を使用するときは、設備全体としての熱効率を高くするようそれぞれの設備の負荷を調整し、管理すること。
05 加熱等を反復して行う工程においては、工程間の待機時間を短縮するよう管理すること。	05 加熱等を反復して行う工程においては、工程間の待機時間を短縮するよう管理すること。	05 加熱等を反復して行う工程においては、工程間の待機時間を短縮するよう管理すること。
06 ポイラーの負荷を平均化し、急激な負荷変動を低減するため、供給側と使用側とが蒸気の圧力及び流量等の連携等を行うこと。	06 ポイラーの負荷を平均化し、急激な負荷変動を低減するため、供給側と使用側とが蒸気の圧力及び流量等の連携等を行うこと。	06 ポイラーの負荷を平均化し、急激な負荷変動を低減するため、供給側と使用側とが蒸気の圧力及び流量等の連携等を行うこと。
07 ポイラーを複数台とし、稼働率を高く維持すること。	07 ポイラーを複数台とし、稼働率を高く維持すること。	07 ポイラーを複数台とし、稼働率を高く維持すること。
08 ポイラー給水及びボイラー水の循環管理により、伝熱管へのスケール付着及びクラック等の近接防止や過剰フロー量による熱損失を低減させること。	08 ポイラー給水及びボイラー水の循環管理により、伝熱管へのスケール付着及びクラック等の近接防止や過剰フロー量による熱損失を低減させること。	08 ポイラー給水及びボイラー水の循環管理により、伝熱管へのスケール付着及びクラック等の近接防止や過剰フロー量による熱損失を低減させること。
09 蒸気供給の管理	09 蒸気供給の管理	09 蒸気供給の管理
10 蒸気供給の管理	10 蒸気供給の管理	10 蒸気供給の管理
11 蒸気供給の管理	11 蒸気供給の管理	11 蒸気供給の管理
12 蒸気供給の管理	12 蒸気供給の管理	12 蒸気供給の管理
13 蒸気供給の管理	13 蒸気供給の管理	13 蒸気供給の管理
14 蒸気供給の管理	14 蒸気供給の管理	14 蒸気供給の管理
15 蒸気供給の管理	15 蒸気供給の管理	15 蒸気供給の管理
16 蒸気供給の管理	16 蒸気供給の管理	16 蒸気供給の管理
17 蒸気供給の管理	17 蒸気供給の管理	17 蒸気供給の管理
18 蒸気供給の管理	18 蒸気供給の管理	18 蒸気供給の管理
19 蒸気供給の管理	19 蒸気供給の管理	19 蒸気供給の管理
20 蒸気供給の管理	20 蒸気供給の管理	20 蒸気供給の管理
21 蒸気供給の管理	21 蒸気供給の管理	21 蒸気供給の管理
22 蒸気供給の管理	22 蒸気供給の管理	22 蒸気供給の管理
23 蒸気供給の管理	23 蒸気供給の管理	23 蒸気供給の管理
24 蒸気供給の管理	24 蒸気供給の管理	24 蒸気供給の管理
25 蒸気供給の管理	25 蒸気供給の管理	25 蒸気供給の管理
26 蒸気供給の管理	26 蒸気供給の管理	26 蒸気供給の管理
27 蒸気供給の管理	27 蒸気供給の管理	27 蒸気供給の管理
28 蒸気供給の管理	28 蒸気供給の管理	28 蒸気供給の管理
29 蒸気供給の管理	29 蒸気供給の管理	29 蒸気供給の管理
30 蒸気供給の管理	30 蒸気供給の管理	30 蒸気供給の管理
31 蒸気供給の管理	31 蒸気供給の管理	31 蒸気供給の管理
32 蒸気供給の管理	32 蒸気供給の管理	32 蒸気供給の管理
33 蒸気供給の管理	33 蒸気供給の管理	33 蒸気供給の管理
34 蒸気供給の管理	34 蒸気供給の管理	34 蒸気供給の管理
35 蒸気供給の管理	35 蒸気供給の管理	35 蒸気供給の管理
36 蒸気供給の管理	36 蒸気供給の管理	36 蒸気供給の管理
37 蒸気供給の管理	37 蒸気供給の管理	37 蒸気供給の管理
38 蒸気供給の管理	38 蒸気供給の管理	38 蒸気供給の管理
39 蒸気供給の管理	39 蒸気供給の管理	39 蒸気供給の管理
40 蒸気供給の管理	40 蒸気供給の管理	40 蒸気供給の管理
41 蒸気供給の管理	41 蒸気供給の管理	41 蒸気供給の管理
42 蒸気供給の管理	42 蒸気供給の管理	42 蒸気供給の管理
43 蒸気供給の管理	43 蒸気供給の管理	43 蒸気供給の管理
44 蒸気供給の管理	44 蒸気供給の管理	44 蒸気供給の管理
45 蒸気供給の管理	45 蒸気供給の管理	45 蒸気供給の管理
46 蒸気供給の管理	46 蒸気供給の管理	46 蒸気供給の管理
47 蒸気供給の管理	47 蒸気供給の管理	47 蒸気供給の管理
48 蒸気供給の管理	48 蒸気供給の管理	48 蒸気供給の管理
49 蒸気供給の管理	49 蒸気供給の管理	49 蒸気供給の管理
50 蒸気供給の管理	50 蒸気供給の管理	50 蒸気供給の管理
51 蒸気供給の管理	51 蒸気供給の管理	51 蒸気供給の管理
52 蒸気供給の管理	52 蒸気供給の管理	52 蒸気供給の管理
53 蒸気供給の管理	53 蒸気供給の管理	53 蒸気供給の管理
54 蒸気供給の管理	54 蒸気供給の管理	54 蒸気供給の管理
55 蒸気供給の管理	55 蒸気供給の管理	55 蒸気供給の管理
56 蒸気供給の管理	56 蒸気供給の管理	56 蒸気供給の管理
57 蒸気供給の管理	57 蒸気供給の管理	57 蒸気供給の管理
58 蒸気供給の管理	58 蒸気供給の管理	58 蒸気供給の管理
59 蒸気供給の管理	59 蒸気供給の管理	59 蒸気供給の管理
60 蒸気供給の管理	60 蒸気供給の管理	60 蒸気供給の管理
61 蒸気供給の管理	61 蒸気供給の管理	61 蒸気供給の管理
62 蒸気供給の管理	62 蒸気供給の管理	62 蒸気供給の管理
63 蒸気供給の管理	63 蒸気供給の管理	63 蒸気供給の管理
64 蒸気供給の管理	64 蒸気供給の管理	64 蒸気供給の管理
65 蒸気供給の管理	65 蒸気供給の管理	65 蒸気供給の管理
66 蒸気供給の管理	66 蒸気供給の管理	66 蒸気供給の管理
67 蒸気供給の管理	67 蒸気供給の管理	67 蒸気供給の管理
68 蒸気供給の管理	68 蒸気供給の管理	68 蒸気供給の管理
69 蒸気供給の管理	69 蒸気供給の管理	69 蒸気供給の管理
70 蒸気供給の管理	70 蒸気供給の管理	70 蒸気供給の管理
71 蒸気供給の管理	71 蒸気供給の管理	71 蒸気供給の管理
72 蒸気供給の管理	72 蒸気供給の管理	72 蒸気供給の管理
73 蒸気供給の管理	73 蒸気供給の管理	73 蒸気供給の管理
74 蒸気供給の管理	74 蒸気供給の管理	74 蒸気供給の管理
75 蒸気供給の管理	75 蒸気供給の管理	75 蒸気供給の管理
76 蒸気供給の管理	76 蒸気供給の管理	76 蒸気供給の管理
77 蒸気供給の管理	77 蒸気供給の管理	77 蒸気供給の管理
78 蒸気供給の管理	78 蒸気供給の管理	78 蒸気供給の管理
79 蒸気供給の管理	79 蒸気供給の管理	79 蒸気供給の管理
80 蒸気供給の管理	80 蒸気供給の管理	80 蒸気供給の管理
81 蒸気供給の管理	81 蒸気供給の管理	81 蒸気供給の管理
82 蒸気供給の管理	82 蒸気供給の管理	82 蒸気供給の管理
83 蒸気供給の管理	83 蒸気供給の管理	83 蒸気供給の管理
84 蒸気供給の管理	84 蒸気供給の管理	84 蒸気供給の管理
85 蒸気供給の管理	85 蒸気供給の管理	85 蒸気供給の管理
86 蒸気供給の管理	86 蒸気供給の管理	86 蒸気供給の管理
87 蒸気供給の管理	87 蒸気供給の管理	87 蒸気供給の管理
88 蒸気供給の管理	88 蒸気供給の管理	88 蒸気供給の管理
89 蒸気供給の管理	89 蒸気供給の管理	89 蒸気供給の管理
90 蒸気供給の管理	90 蒸気供給の管理	90 蒸気供給の管理
91 蒸気供給の管理	91 蒸気供給の管理	91 蒸気供給の管理
92 蒸気供給の管理	92 蒸気供給の管理	92 蒸気供給の管理
93 蒸気供給の管理	93 蒸気供給の管理	93 蒸気供給の管理
94 蒸気供給の管理	94 蒸気供給の管理	94 蒸気供給の管理
95 蒸気供給の管理	95 蒸気供給の管理	95 蒸気供給の管理
96 蒸気供給の管理	96 蒸気供給の管理	96 蒸気供給の管理
97 蒸気供給の管理	97 蒸気供給の管理	97 蒸気供給の管理
98 蒸気供給の管理	98 蒸気供給の管理	98 蒸気供給の管理
99 蒸気供給の管理	99 蒸気供給の管理	99 蒸気供給の管理
100 蒸気供給の管理	100 蒸気供給の管理	100 蒸気供給の管理

[illegible]

別表第2 産業部門における目標対策

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

大分類	中分類	小分類	対策の内容
一般管理事項	管理体制の構築	推進体制の構築	(1) 効果検証に基づき、推進体制を整備すること。 (2) 温室効果ガスの排出削減目標を推進するための対策責任者の設置を行うとともに役割分担及び責任の所在を明確にすること。また、経営による基本方針及び対策目標の明示が行われていること。 (3) の基本方針及び対策目標に基づき、各担当部署での具体的な減排量を策定し、それらを踏まえた組織横断的の委員会の設置すること。 (4) 削減対策の実施に必要な人材及び予算の確保及び管理を行うこと。 (5) 削減対策の適切な実行管理（PDCAサイクル）を行ったこと推進体制を整備すること。 (6) 温室効果ガスの排出の量の削減等の重要性や取組に必要な情報などを提供すること。 (7) 設備等の現状に係る空調系統図、空調制御図、熱源送系図、圧縮機系統図、単独制御図等を整備すること。また、主要設備に係る機器管理台帳（設備・機器名称、定格容量、台数、製造年、消費電力等）を整備し、エネルギー等の使用設備の概要を示すこと。 (8) 温室効果ガスの排出の量の削減を目的とした主要設備等に係る運転管理、計測・記録、保守・点検についての自主マニュアル（以下「管理マニュアル」という。）を作成すること。 (9) 主要設備等の管理情報等を定期的に見直し、改善を図ること。 (10) 技術的・経済的に可能な範囲で可能な限り全体としてなく設備単位（個別設備）ごとに分離することができない場合にあつては設備群単位（個別設備）によるより細かいエネルギー管理等を徹底すること。 (11) 各種設備・機器の性能及び効率の低下を防止するため、必要の保守及び点検を定期的に（日常・月次、年次）に行うこと。 (12) 各種設備・機器の維持管理等に則する点検、検査措置の整備を作成し、一定期間保存すること。
			01 エネルギー使用量、燃料使用量等、温室効果ガスの排出の量と密接に関連をもつ数値の使用量及びその負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。 02 エネルギー使用量又は温室効果ガスの排出の量の管理指標として、エネルギー消費原単位又は温室効果ガスの排出原単位を算出し、管理すること。 03 使用する電気については、再生可能エネルギー源等により発電した電力や二酸化炭素排出係数のより小さい電力を積極的に活用すること。
			01 空調調和の管理は、空気調和を施す区画の温度を測定し、ブラインドの管理、各工場の階及び区画の使用状況等に応じた設備の運転時間の調整し、室内温度、換気回数、湿度、外気の有効利用等を適切に設定して行うこと。 02 冷暖房温度については、政府の推奨する設定温度を勘案し設定すること。
			(3) 温度、湿度その他の空気の状態等の室内条件をきめ細かく把握し、各工場ごとに運転時間の見直しを行い、使用量の低い領域への空調止、空調調和を施す区画の細分化（部分運転）等により空調負荷の削減を図ること。 (4) 一部の施設暫時における温度分布等の空気を把握し、その状況に応じた設備調整とともに、夏季又は冬季における外気導入量の削減、換気回数の調整等による自然換気の活用を徹底し、必要に応じて空調設備の停止等を行うこと。 (5) 夏季における外気導入停止等の対策により空調負荷の削減を図ること。
			01 エネルギー使用量、燃料使用量等、温室効果ガスの排出の量と密接に関連をもつ数値の使用量及びその負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。 02 エネルギー使用量又は温室効果ガスの排出の量の管理指標として、エネルギー消費原単位又は温室効果ガスの排出原単位を算出し、管理すること。 03 使用する電気については、再生可能エネルギー源等により発電した電力や二酸化炭素排出係数のより小さい電力を積極的に活用すること。
			01 空調調和の管理は、空気調和を施す区画の温度を測定し、ブラインドの管理、各工場の階及び区画の使用状況等に応じた設備の運転時間の調整し、室内温度、換気回数、湿度、外気の有効利用等を適切に設定して行うこと。 02 冷暖房温度については、政府の推奨する設定温度を勘案し設定すること。
			(3) 温度、湿度その他の空気の状態等の室内条件をきめ細かく把握し、各工場ごとに運転時間の見直しを行い、使用量の低い領域への空調止、空調調和を施す区画の細分化（部分運転）等により空調負荷の削減を図ること。 (4) 一部の施設暫時における温度分布等の空気を把握し、その状況に応じた設備調整とともに、夏季又は冬季における外気導入量の削減、換気回数の調整等による自然換気の活用を徹底し、必要に応じて空調設備の停止等を行うこと。 (5) 夏季における外気導入停止等の対策により空調負荷の削減を図ること。
			01 エネルギー使用量、燃料使用量等、温室効果ガスの排出の量と密接に関連をもつ数値の使用量及びその負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。 02 エネルギー使用量又は温室効果ガスの排出の量の管理指標として、エネルギー消費原単位又は温室効果ガスの排出原単位を算出し、管理すること。 03 使用する電気については、再生可能エネルギー源等により発電した電力や二酸化炭素排出係数のより小さい電力を積極的に活用すること。
			01 空調調和の管理は、空気調和を施す区画の温度を測定し、ブラインドの管理、各工場の階及び区画の使用状況等に応じた設備の運転時間の調整し、室内温度、換気回数、湿度、外気の有効利用等を適切に設定して行うこと。 02 冷暖房温度については、政府の推奨する設定温度を勘案し設定すること。
			(3) 温度、湿度その他の空気の状態等の室内条件をきめ細かく把握し、各工場ごとに運転時間の見直しを行い、使用量の低い領域への空調止、空調調和を施す区画の細分化（部分運転）等により空調負荷の削減を図ること。 (4) 一部の施設暫時における温度分布等の空気を把握し、その状況に応じた設備調整とともに、夏季又は冬季における外気導入量の削減、換気回数の調整等による自然換気の活用を徹底し、必要に応じて空調設備の停止等を行うこと。 (5) 夏季における外気導入停止等の対策により空調負荷の削減を図ること。

[illegible]

別表第4 業務部門における目標対策

大分類	中分類	小分類	対策の内容
21 一般管理事項	01 施設	外部機関の利用等	(1) ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムや、ISO50001などのエネルギーマネジメントシステムを確立し、第三機関による評価・検証が実施されること。 (2) 自組織で地球温暖化対策の立案が困難な場合は、外部の専門家による省エネルギー診断等を行い、対策の立案が促進されていること。
	02 設備等の管理	新設、更新等における措置	(1) エネルギーの使用の合理化及び排化エネルギーへの転換等に関する法律第149条第1項により定められたエネルギー消費機器に該当するものを新設等する場合は、当該機器に関する性能の向上に資する製造事業者等の判断の基準に準拠する基準エネルギー消費効率以上の効率のものを採用を考慮すること。
	03 エネルギー管理	システムの入等	(1) 電気を使用する設備や空調設備等を総合的に管理し評価をするために、BEMS(ビルエネルギー管理システム、以下「BEMS」といふ。)を導入すること。 (2) 事業場の居室等を賃貸している事業者(オーナー)と事業場の居室等を賃貸している事業者(テナント)は、共同してエネルギーの使用の合理化に関する活動を推進するとともに、オーナーは、テナントのエネルギーの使用の合理化状況が確認できるようにエネルギー使用量の把握を行い、テナントに情報提供すること。その際、計量設備がある場合は計量値とし、計量設備がない場合は合理的な算定方法に基づいた推計値とすること。
	04 エネルギーの取組	地域でのエネルギーの面的利用等	(1) 多様なエネルギー需要が近接する街区・地区や隣接する建築物間において、エネルギーを融通すること等により総合的なエネルギー使用の合理化を図ることができている場合には、エネルギーの面的利用等について検討すること。 (2) 可能な限り空調和を施す区画ごとに個別制御ができるものとすること。 (3) ヒートポンプ等を活用した効率的な効率的な熱源設備を採用すること。 (4) 熱源設備の風道、配管等の経路の短縮や断熱等に配慮したエネルギー損失の少ない設備とすること。 (5) 負荷が変動する空調和設備の熱源設備、熱源設備は、負荷の変動に追随して稼働するよう、部分負荷運転に可能な変速運転方式を採用すること。また、変速運転によるエネルギー消費量の削減を図ること。また、熱源設備は変速制御の採用を考慮すること。
22 空調設備、換気設備	01 空調設備の運転管理	空調設備等の運転管理	(6) 空調和設備を負荷変動の大きい状態で使用するときは、負荷に等しい運転制御を行うことができるようにするため、回転制御設備等による変風量システム及び変風量システムを採用すること。 (7) 夏期や冬期の外気導入に伴う冷熱負荷を軽減するために、全熱交換器の採用を考慮すること。また、中間期や冬期に冷房を行う場合には、外気冷房制御の採用を考慮すること。その際、加温を行う場合には、冷房用制御の採用を考慮するため、水加温方式の採用を考慮すること。 (8) 蓄熱システム及び地域冷暖房システムより熱を受け入れる熱源設備の稼働が大きい場合は、熱交換器を採用し、掘削の低減を行うこと。 (9) エアコンディショナーの室外機の設置場所や設置方法は、日射や通風状況、集積する場合は通風の確保等を考慮し決定すること。 (10) 空調和を施す区画ごとの温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空調和の効率の改善に必要な事項の計測に必要な計量器、センサー等を設置するとともに、BEMS等の利用により、適切な空調和の制御、運転分析ができるものとする。
			(1) 室内の設備の状況等により空調設備等の運転時間の短縮が可能となる場合は、タイマー、センサー等による制御システムを導入すること。 (2) 空調設備及び送排風機を有する場合は、負荷の状況、稼働時間等を考慮し、ホールチェンジ、ブリーダークラップ、ダンパ調整、回転制御師装置の導入等、長年にわたる空調設備を行うこと。換気設備等における動力消費電力、稼働時間等を考慮し、空調設備等における動力消費電力による動力消費効率を向上させること。 (3) 空調設備の稼働を促進し、空調設備の稼働率を向上させること。 (4) 空調設備の稼働を促進し、空調設備の稼働率を向上させること。 (5) 空調設備の稼働を促進し、空調設備の稼働率を向上させること。 (6) 空調設備の稼働を促進し、空調設備の稼働率を向上させること。 (7) 空調設備の稼働を促進し、空調設備の稼働率を向上させること。 (8) 空調設備の稼働を促進し、空調設備の稼働率を向上させること。 (9) 空調設備の稼働を促進し、空調設備の稼働率を向上させること。 (10) 空調設備の稼働を促進し、空調設備の稼働率を向上させること。
23 換気設備の運転管理	02 換気設備の運転管理	換気設備の運転管理	(1) 換気設備の稼働を促進し、換気設備の稼働率を向上させること。 (2) 換気設備の稼働を促進し、換気設備の稼働率を向上させること。 (3) 換気設備の稼働を促進し、換気設備の稼働率を向上させること。 (4) 換気設備の稼働を促進し、換気設備の稼働率を向上させること。 (5) 換気設備の稼働を促進し、換気設備の稼働率を向上させること。 (6) 換気設備の稼働を促進し、換気設備の稼働率を向上させること。 (7) 換気設備の稼働を促進し、換気設備の稼働率を向上させること。 (8) 換気設備の稼働を促進し、換気設備の稼働率を向上させること。 (9) 換気設備の稼働を促進し、換気設備の稼働率を向上させること。 (10) 換気設備の稼働を促進し、換気設備の稼働率を向上させること。

24 照明設備	電気等の動力、熱等への変換の合理化	照明設備の運用管理	(2) ボイラー設備は、蒸気等の圧力、温度及び運転時間を考慮し適切な運転を行い、過剰な蒸気等の供給及び燃料の供給をなくすこと。 (3) ボイラーへの給水は、伝熱管へのスケールの付着及びスラッジ等の沈殿を防止し、ボイラー効率を維持するため、日本工業規格B8223(ボイラーの給水及びボイラー水の管理)に規定すること(これに準ずる規格を含む。)により水質管理を行うこと。 (4) 負荷制の要求に応じたとき適切な運転並びに冷熱発生時間(ウォーミングアップ運転)及び停止時間の適切な設定を行うこと。 (5) 複数のボイラー設備を使用する場合は、総合的なエネルギー効率を向上させるように台数管理を行うこと。 (6) 照明設備は、日本産業規格Z9110(照明基準)又はZ9125(屋内作業場の照明基準)及びこれに準ずる規格に規定することにより適正な照度レベルとする。 (7) 照明の点灯を必要とする場合は、適宜調光による減光又は消灯を行うことにより、過剰又は不要な点灯をなくすこと。 (8) ランプ交換が可能な既設照明器具は、ランプの交換時に含む、LEDランプ等の省電力ランプに交換すること。 (9) 点灯を必要とする場合は、総合的なエネルギー効率を向上させるように台数管理を行うこと。
			(1) 照明設備は、適正な照度を維持するため、照明器具及び光源の清掃、光源の交換等、定期的に保守及び点検を行うこと。 (2) 昇降機は、稼働台数制御ができる場合には、利用状況に応じて、適宜、稼働台数制御を行うこと。 (3) 昇降機は、電動機は、電動機となる機器、動力伝達装置及び電動機の機械損失を低減するため、定期的に保守及び点検を行うこと。 (4) 給湯設備の管理は、季節及び作業の内容に応じて供給箇所の設定や配給期間、給湯温度、給湯圧力その他の給湯の効率の改善に必要な事項について適切な値で運転すること。 (5) 給湯設備の熱源設備の管理は、負荷の変動に応じて、熱源機とポンプ等の稼働を含めた総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。 (6) 給湯設備の熱源設備が複数の熱源機で構成されている場合は、負荷の状態に応じて、稼働台数の調整により熱源設備の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理すること。 (7) 給湯設備は、伝熱性の低下を防止し、良好な状態を維持するため、熱交換器に付着したスケールの除去等、定期的に保守及び点検を行うこと。 (8) 給湯設備の自動制御装置は、良好な状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。 (9) 給湯設備の稼働を促進し、給湯設備の稼働率を向上させること。 (10) 給湯設備の稼働を促進し、給湯設備の稼働率を向上させること。 (11) 給湯設備の稼働を促進し、給湯設備の稼働率を向上させること。 (12) 給湯設備の稼働を促進し、給湯設備の稼働率を向上させること。 (13) 給湯設備の稼働を促進し、給湯設備の稼働率を向上させること。 (14) 給湯設備の稼働を促進し、給湯設備の稼働率を向上させること。 (15) 給湯設備の稼働を促進し、給湯設備の稼働率を向上させること。 (16) 給湯設備の稼働を促進し、給湯設備の稼働率を向上させること。 (17) 給湯設備の稼働を促進し、給湯設備の稼働率を向上させること。 (18) 給湯設備の稼働を促進し、給湯設備の稼働率を向上させること。 (19) 給湯設備の稼働を促進し、給湯設備の稼働率を向上させること。 (20) 給湯設備の稼働を促進し、給湯設備の稼働率を向上させること。
25 給湯設備、業務用機器等	電気等の動力、熱等への変換の合理化	給湯設備の保守管理	(1) 事務用機器は、必要に応じて定期的に保守及び点検を行うこと。 (2) 断熱及び目録簿へのために、ブラインド、カーテン等を積極的に断熱し、再生可能なエネルギーを利用すること。 (3) 断熱設備、太陽熱発電、太陽熱発電等の設備について、良好な状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
			(1) 事務用機器は、必要に応じて定期的に保守及び点検を行うこと。 (2) 断熱及び目録簿へのために、ブラインド、カーテン等を積極的に断熱し、再生可能なエネルギーを利用すること。 (3) 断熱設備、太陽熱発電、太陽熱発電等の設備について、良好な状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
26 事務用機器	電気等の動力、熱等への変換の合理化	事務用機器の保守管理	(1) 事務用機器は、必要に応じて定期的に保守及び点検を行うこと。 (2) 断熱及び目録簿へのために、ブラインド、カーテン等を積極的に断熱し、再生可能なエネルギーを利用すること。 (3) 断熱設備、太陽熱発電、太陽熱発電等の設備について、良好な状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
			(1) 事務用機器は、必要に応じて定期的に保守及び点検を行うこと。 (2) 断熱及び目録簿へのために、ブラインド、カーテン等を積極的に断熱し、再生可能なエネルギーを利用すること。 (3) 断熱設備、太陽熱発電、太陽熱発電等の設備について、良好な状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
30 建物等	その他の措置	事務用機器の保守管理	(1) 事務用機器は、必要に応じて定期的に保守及び点検を行うこと。 (2) 断熱及び目録簿へのために、ブラインド、カーテン等を積極的に断熱し、再生可能なエネルギーを利用すること。 (3) 断熱設備、太陽熱発電、太陽熱発電等の設備について、良好な状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。
			(1) 事務用機器は、必要に応じて定期的に保守及び点検を行うこと。 (2) 断熱及び目録簿へのために、ブラインド、カーテン等を積極的に断熱し、再生可能なエネルギーを利用すること。 (3) 断熱設備、太陽熱発電、太陽熱発電等の設備について、良好な状態に維持するため、定期的に保守及び点検を行うこと。

		電気の動力、熱等への交換の合理化	01	新設、更新等における措置	(1) 業務用機器は、エネルギー効率的な高い機器を選定すること。 (2) 熱を発生する業務用機器は、空調区画の限定的な外気量の削減等により空調区画の負荷を増大させないよう考慮すること。また、ダクトの使用や装置に熱媒体を運搬させるなどをして空調区画と区画外に直接熱を排し、空調区画の負荷を増大させないように考慮すること。
29	建物等	01 その他の措置	01	新設、更新等における措置	(1) 二重窓、複層ガラス、遮光フィルム等を採用し、断熱性能を図ること。 (2) 燃料電池、太陽光発電、太陽熱発電、風力発電等の積極的な導入を行うこと。 (3) 電気自動車充電設備、蓄電池の積極的な導入を行うこと。
30	廃棄物処理	01 燃焼の合理化	01	新設、更新等における措置	(1) 下水汚泥の焼却炉の燃焼効率の改善を図るため、高温燃焼の基準化により、下水汚泥の 850℃以上の高温燃焼を行うとともに、それに合わせた廃物の更新を行うこと。

		駐車場の換気設備の運転管理	02	新設、更新等における措置	(1) 地下駐車場、屋内駐車場等の駐車場において換気設備を有する場合は、駐車車両数、利用時間、CO ₂ 濃度又はO ₂ 濃度の变化、駐車場の換気能力等の駐車場利用状況を把握するとともに、タイムスケジュールによる運転制御、ポータルチェンジ、CO ₂ 濃度又はO ₂ 濃度による運転システムを導入すること。 (2) 駐車場においては、運転時間に関するタイムスケジュールの設定、CO ₂ 濃度及びO ₂ 濃度による換気システムの自動制御又は運転制御等を適正に行い、換気設備の動力を削減すること。
23	発電専用設備	熱の動力等への交換の合理化	01	新設、更新等における措置	(1) 発電専用設備は、電力の需要と将来の動向について十分検討を行い、適正規模の設備容量のものをとすること。 (2) 発電専用設備は、国内の火力発電専用設備の平均的な発電電圧と電力とを比較し、中間で電力を供給する設備は、電力の需要と将来の動向について十分な検討を行い、年間を単位として燃費及び電力の十分な利用が可能であることを確認し、適正規模の設備容量のエネルギー・エネルギー設備の設置を行うこと。
24	変電設備	01 電気の損失の防止	01	新設、更新等における措置	(1) 変電設備を新設する場合には、エネルギー損失の少ない機器を採用するとともに、電力の需要と将来の動向について十分な検討を行い、変電設備の配置、配電圧、設備容量を決定すること。
25	ボイラー	01 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化	01	新設、更新等における措置	(1) ボイラー設備を新設する場合には、必要な負荷に応じた設備を選定すること。 (2) ボイラー設備からの排ガス温度の有効利用について検討を行い、利用可能な場合は、燃焼利用の措置を講ずること。また、蒸気ドレンの燃焼が有効利用できる場合は、回収利用の措置を講ずること。 (3) ボイラー設備は、熱気等の必要設備と将来の動向について十分な検討を行い、適正規模の設備容量のボイラー設備を選定するとともに、エコノマイザー等を搭載した高効率なボイラー設備を採用すること。また、配管経路の短縮、配管の断熱等に配慮したエネルギー損失の少ない設備とすること。 (4) 燃料の変動が予想されるボイラー設備は、適切な台数割合を行い、台数制御により効率の高い運転が可能となるシステムを採用すること。
26	照明設備	電気の動力、熱等への交換の合理化	01	新設、更新等における措置	(1) 必要な照度に応じた設備を選定すること。 (2) LEDランプ等効率の高いランプを使用した照明器具等省エネルギー型設備の導入を行うこと。 (3) 消灯、光源の交換等の保守が容易な照明器具を選択するとともに、その設置場所、設置方法等についても保守性を考慮すること。 (4) 照明器具の選定は、光源の発光効率だけでなく、点灯回路や照明器具の効率及び配線照明場所への照射効率も含めた総合的な照明効率を考慮すること。 (5) 照明器具の更新は、使用するこことができる場所の照明設備の回路は、他の照明設備と別回路にすること。 (6) 照明の点灯区画の限定、照明器具の適切な間隔配置を考慮すること。 (7) 不必要な天井及び照明器具の消灯又は減光のため、人体感知装置の設置、計時装置（タイマー）の利用又は保安設備との連動等の実施を考慮すること。 (8) 照明設備に関しては、昼光を利用することができるとは、減光が可能な照明器具の選択や照明自動制御装置の採用を検討すること。また、作業内容、周辺状況に応じたタスク・アンビエント照明の採用や照明設備を施した当初や光源の交換直後の高い照度を適正に補正し省電力を図ることができるとは、照明設備の採用を検討すること。
27	昇降機	電気の動力、熱等への交換の合理化	01	エスカレーター管理	(1) エスカレーターは、人感センサー等による運転により、不要時の運転を避けること。 (2) 特定エネルギー消費機器に該当しない交流電動機（無型三相誘導電動機に限る。）又は当該機器が組み込まれた動力設備を新設する場合には、日本産業規格（JIS）2（高効率低圧三相かご型誘導電動機）に規定する効率値以上の効率のものを採用すること。
28	給湯設備、業務用機器等	01 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化	01	新設、更新等における措置	(1) 給湯設備は、給湯負荷の変化に応じた運用が可能となるものとする。 (2) 給湯設備は、使用量の少ない給湯所は即時式にする等の措置を講ずること。 (3) 給湯設備は、ヒートポンプシステム、潜熱回収方式の熱源設備の採用を考慮すること。 (4) 給湯用水圧については、熱損失等の低減を図るため、自動水位等の採用を検討すること。

別表第5 自動車部門における基本対策

	大分類	中分類	小分類	対策の内容
			01 推進体制の整備	(1) 指針に基づき、推進体制を整備すること。 (2) 温室効果ガスの排出削減対策を推進するための対策責任者の位置づけを行い、また、目標値を設定し、関係部署との連携を図ること。また、結果として削減された温室効果ガスの削減率の明示が行われること。 (3) (2)の基本方針及び対策目標に基づき、各担当部署での具体的な削減対策を実施し、それらを検討できる組織調整的な委員会等を設置すること。
			02 車両の保全管理	(1) 削減対策の実施に必要な人材及び予算の確保及び管理を行うこと。 (2) 削減対策の適切な進捗管理（TPCA、サイクル）を行うための推進体制を整備すること。 (3) 温室効果ガス排出量の削減等の重要性や取組に必要な情報などについて周知徹底させるため、研修等の教育体制を整備すること。 (4) 温室効果ガス排出量の削減を目的とした自動車に係る運送管理、計測・記録、保守・点検についての自主マニュアルを作成すること。 (5) 自主メンテナンスを定期的に見直し、改善を図ること。 (6) 自動車の性能及び定率の低下を防ぐため、必要な保守及び点検を定期的に（日常、月次、年次）に行うこと。 (7) 自動車を保つ継続的コストに関する点検、検査措置の記録を作成し、一定期間保存すること。
41	自動車全般	01一般管理事項	エネルギー使用量等の把握、計測・記録等の管理	(1) 燃費の使用状況等、温室効果ガスの排出量と密接に関係を持つ要素の使用量及びその負荷変動を管理し、過去の実績との比較及び分析を行うこと。 (2) 燃費使用量又は温室効果ガスの排出量の管理指標として、エネルギー消費効率単位又は温室効果ガスの排出単位数を算出し、管理すること。
			04 エコドライブの実施	(1) 自動車の使用にあたっては、次の事項を事業者全体として取り组むこと。 ・急発進、急停止を行わない。 ・車間距離の確保と定速運転の実施に努める。 ・減速時は早めにアクセルを離す。 ・エアコンを適正な温度に設定する。 ・無駄なアイドリングは行わない。 ・道路交通情報を活用し、渋滞や道路封鎖等を確認する。 ・タイヤの空気圧を適正に保つ。 ・不要な積物の搭載は行わない。 ・定期的に自身体格が関係するエコドライブ講習会などに参加し、従業員に対する周知、教育を行うこと。
42	貨物輸送	01輸送の効率化等による措置	01輸送の効率化	(1) 事前に目的地までの効率的なルートを選定すること。 (2) 渋滞や道路工事や天候等によって遅れる設計計画を立てること。 (3) 目的に応じて自動車又は輸送手段を見合った自動車を使用し、輸送回数を減らすこと。

事業活動に伴う温室効果ガス排出の量及び当該量の削減に係る水準及び配点

別表第7-1 温室効果ガス排出の量の削減に係る水準（1年毎の削減水準）

部門	産業	エネルギー 一 転換	工業 プロセス	業務	運輸	廃棄物
削減水準	▲1.8% 以上	▲1.3% 以上	▲0.6% 以上	▲2.5% 以上	▲1.1% 以上	▲1.4% 以上

別表第7-2 温室効果ガス排出の量の削減に係る配点（1年毎の削減水準）

配点	部門		産業	エネルギー 一 転換	工業 プロセス	業務	運輸	廃棄物
水準の 90%以上削減	5点		▲1.62% 以上	▲1.17% 以上	▲0.54% 以上	▲2.25% 以上	▲0.99% 以上	▲1.26% 以上
水準の 70%以上削減	4点		▲1.26% 以上	▲0.91% 以上	▲0.42% 以上	▲1.75% 以上	▲0.77% 以上	▲0.98% 以上
水準の 50%以上削減	3点		▲0.90% 以上	▲0.65% 以上	▲0.30% 以上	▲1.25% 以上	▲0.55% 以上	▲0.70% 以上
水準の 40%以上削減	2点		▲0.72% 以上	▲0.52% 以上	▲0.24% 以上	▲1.00% 以上	▲0.44% 以上	▲0.56% 以上
水準の 20%以上削減	1点		▲0.36% 以上	▲0.26% 以上	▲0.12% 以上	▲0.50% 以上	▲0.22% 以上	▲0.28% 以上

※複数の部門から温室効果ガスの排出がある場合は、次のとおり配点を算出するものとする。

1．各号における温室効果ガス排出量について、規則第6条第2号に規定する部門に基づき、それぞれ別表7-2により配点を確認する。

2．1の配点に対して、各号の温室効果ガス排出量の割合に応じた加重平均により事業者の配点を算出する。

エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る水準及び配点

別表8 エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る水準及び配点（1年毎の削減水準）

削減水準	配点
1.0%以上削減	5点
0.8%以上削減	4点
0.6%以上削減	3点
0.4%以上削減	2点
0.2%以上削減	1点

再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化に係る水渾及び配点

別表9-1 使用電力の再生可能エネルギー電源比率及び契約電力の排出係数に係る水準						
評価項目	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
使用電力の再生可能エネルギー比率	27%	29%	31%	33%	34%	36%
契約電力の排出係数	0.373 kg-CO ₂ /kWh	0.353 kg-CO ₂ /kWh	0.332 kg-CO ₂ /kWh	0.312 kg-CO ₂ /kWh	0.291 kg-CO ₂ /kWh	0.271 kg-CO ₂ /kWh
						0.250 kg-CO ₂ /kWh

別表9-2 使用電力の再生可能エネルギー電源比率に係る配点

配点	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
水準の90%以上	5点	24%以上	26%以上	28%以上	30%以上	31%以上	32%以上
水準の70%以上	4点	19%以上	20%以上	22%以上	23%以上	24%以上	25%以上
水準の50%以上	3点	14%以上	15%以上	16%以上	17%以上	17%以上	18%以上
水準の40%以上	2点	11%以上	12%以上	12%以上	13%以上	14%以上	14%以上
水準の20%以上	1点	5%以上	6%以上	6%以上	7%以上	7%以上	7%以上

別表9-3 電気事業者等から調達する電力の排出係数に係る配点

配点	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
水準の110%未満	5点	0.411 kg-CO ₂ /kWh	0.388 kg-CO ₂ /kWh	0.365 kg-CO ₂ /kWh	0.343 kg-CO ₂ /kWh	0.320 kg-CO ₂ /kWh	0.298 kg-CO ₂ /kWh
水準の110%以上	4点	0.448 kg-CO ₂ /kWh	0.423 kg-CO ₂ /kWh	0.399 kg-CO ₂ /kWh	0.374 kg-CO ₂ /kWh	0.349 kg-CO ₂ /kWh	0.325 kg-CO ₂ /kWh
水準の120%未満	3点	0.485 kg-CO ₂ /kWh	0.459 kg-CO ₂ /kWh	0.432 kg-CO ₂ /kWh	0.405 kg-CO ₂ /kWh	0.378 kg-CO ₂ /kWh	0.352 kg-CO ₂ /kWh
水準の120%以上	2点	0.523 kg-CO ₂ /kWh	0.494 kg-CO ₂ /kWh	0.465 kg-CO ₂ /kWh	0.436 kg-CO ₂ /kWh	0.408 kg-CO ₂ /kWh	0.379 kg-CO ₂ /kWh
水準の130%未満	1点	0.560 kg-CO ₂ /kWh	0.529 kg-CO ₂ /kWh	0.498 kg-CO ₂ /kWh	0.468 kg-CO ₂ /kWh	0.437 kg-CO ₂ /kWh	0.406 kg-CO ₂ /kWh
水準の130%以上							
水準の140%未満							
水準の140%以上							
水準の150%未満							
水準の150%以上							

別表9-4 使用エネルギーの電化の取組に係る水準

部門	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
産業	15%	15%	16%	16%	16%	16%	16%
エネルギー転換	26%	26%	26%	26%	27%	27%	27%
民生業務	67%	67%	67%	68%	68%	68%	69%
運輸	6%	7%	8%	10%	11%	14%	15%
廃棄物	15%	15%	16%	16%	16%	16%	16%

使用エネルギーの電化の取組に関する配点は、エネルギー使用量における電気エネルギー使用量の割合が、水準以上であれば2点、水準の50%以上であれば1点とする。

自動車の利用に伴う温室効果ガス排出の量の削減に係る水運及び配点

別表10-1 自動車の燃費に係る水準

種 別	乗用自動車				貨物自動車					
	ガソリン自動車、ディーゼル自動車、プラグインハイブリッド自動車等				バス					
車両重量	1,400kg未満	2,200kg未満	2,200kg以上	10t未満	10t以上	1,196kg未満	1,196kg以上	3.5t以下	7.5t未満	7.5t以上
車両総重量										
水準(km/L)	24.6	16.8	9.5	6.3	4.52	10.2	9.91	2.32		

別表10-2 乗用自動車における自動車の燃費に係る配点

配点	種別	自動車等				バス			
		ガソリン乗用自動車、ディーゼル乗用自動車、プラグインハイブリッド乗用自動車等							
		1,400kg未満		2,200kg未満		2,200kg以上			
		車両総重量		車両総重量		車両総重量		車両総重量	
		車両総重量		車両総重量		車両総重量		車両総重量	
水準の90%以上	5点	22.1以上	15.1以上	8.6以上	5.7以上	4.1以上	10t未満	10t以上	
水準の70%以上	4点	17.2以上	11.8以上	6.7以上	4.4以上	3.2以上	10t未満	10t以上	
水準の50%以上	3点	12.3以上	8.4以上	4.8以上	3.2以上	2.3以上	10t未満	10t以上	
水準の40%以上	2点	9.8以上	6.7以上	3.8以上	2.5以上	1.8以上	10t未満	10t以上	
水準の20%以上	1点	4.9以上	3.4以上	1.9以上	1.3以上	0.9以上	10t未満	10t以上	

別表10-3 貨物自動車における自動車の燃費に係る配点

配点	車両重量	1,196kg未満					1,196kg以上				
		3.5t以下					7.5t未満				
		5点	4点	3点	2点	1点	5点	4点	3点	2点	1点
水準の90%以上	5点	14.7以上	11.4以上	8.2以上	6.5以上	3.3以上	14.7以上	11.4以上	8.2以上	6.5以上	3.3以上
水準の70%以上	4点	11.4以上	8.2以上	6.5以上	4.1以上	2.0以上	11.4以上	8.2以上	6.5以上	4.1以上	2.0以上
水準の50%以上	3点	8.2以上	6.5以上	4.1以上	2.0以上	0.5以上	8.2以上	6.5以上	4.1以上	2.0以上	0.5以上
水準の40%以上	2点	6.5以上	4.1以上	2.0以上	0.5以上		6.5以上	4.1以上	2.0以上	0.5以上	
水準の20%以上	1点	3.3以上	2.0以上	0.5以上			3.3以上	2.0以上	0.5以上		

※別表10-1に掲げる水準値が異なる車両を有している場合は、次のとおり配点を算出するものとする。

1. 走行実績のある車両について、別表10-1に掲げる水準値毎の分類で、燃費の平均値を算出する。
2. 1で算出した値について、それぞれ別表10-2または別表10-3を参照し、配点を確認する。

3. 2の配点について、それぞれ区分毎の保有台数を乗じて、合計した値の加重平均により事業者の得点を算出する。

別表第10-4 乗用車の電気自動車及び燃料電池自動車導入割合に係る水準

水準	2024年 度	2025年 度	2026年 度	2027年 度	2028年 度	2029年 度	2030年 度
乗用車の電気自動車 及び燃料電池自動車の割合	7%以上	9%以上	10%以上	12%以上	14%以上	15%以上	17%以上

乗用車の電気自動車及び燃料電池自動車導入割合に関する配点は、導入割合が、水準以上であれば2点、水準の50%以上であれば1点とする。

温室効果ガス排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に係る水準及び配点

別表11-1 脱炭素表明・中長期の温室効果ガス削減目標の設定に係る水準及び配点

水準	配点
2050年までの脱炭素化の表明かつその達成に向けた中長期的な削減目標を定めた計画の設定	10点
2050年までの脱炭素化の表明	8点
2050年以降の脱炭素化の表明かつその達成に向けた中長期的な削減目標を定めた計画の設定	6点
2050年以降の脱炭素化の表明	4点
脱炭素化以外の中長期的な削減目標を定めた計画の設定	2点

別表11-2 脱炭素化に資するイノベーションの取組に係る水準及び配点

水準	配点
事業活動や他の者の脱炭素化につながる取組あり	2点

別表第11-3 中長期的な視点での温室効果ガスの排出量の削減率に係る水準及び配点

水準	配点
脱炭素に向けた中長期的な削減目標あるいは業界団体等の設定している削減目標の進捗状況が目標の100%以上削減	2点

別表11-4 二酸化炭素を排出しない熱エネルギーの導入に係る水準及び配点

水準	配点
二酸化炭素を排出しない熱（製造等を含む）の導入有	2点
その他の二酸化炭素を排出しない熱の導入有	1点

別表11-5 SBT等イニシアチブへの加盟・賛同に係る水準及び配点

水準	配点
SBT認定の取得あり	2点
その他の記載あり	1点

別表11-6 サプライチェーン全体での削減の取組に係る水準及び配点

水準	配点
定量的な記載有	2点
定性的な記載有	1点

別表11-7 川崎CNブランドの取得に係る水準及び配点

水準	配点
----	----

川崎CNブランドの認定の取得あり（過去3年以内）	2点
川崎CNブランドの認定の取得あり（過去6年以内）	1点

別表11-8 川崎メカニズム認証制度の認証に係る水準及び配点

水準	配点
川崎メカニズム認証制度の認証の取得あり（過去3年以内）	2点
川崎メカニズム認証制度の認証の取得あり（過去6年以内）	1点

別表11-9 川崎市脱炭素行動宣言の認証に係る水準及び配点

水準	配点
川崎市脱炭素行動宣言の認証あり	2点

※ 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書及び同結果報告書のみ

別表11-10 かわさきSDGsゴールドパートナーの認証（環境に関する分野）に係る水準及び配点

水準	配点
かわさきSDGsゴールドパートナーの認証（環境に関する分野）あり	2点

※ 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書及び同結果報告書のみ

指針様式第1号

(第1面)

- 1 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等を図るための基本方針
(1) 温室効果ガス排出量の削減等に向けた方針

- (2) 削減対策等実施状況の適切な進捗管理(PDCAサイクル)を行うための方針

- 2 温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた組織体制

指針様式第1号

(第2-1面)

- 3 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量及び当該量の削減に係る事項
(1) 計画期間の温室効果ガスの排出の量の削減目標及び温室効果ガスの排出の量等
ア 基準排出量と目標排出量(基)は基礎排出量を、(調)は調整後排出量を示す。以下同じ。)

基準年度	1、2号該当者		3号該当者		4号該当者	
	年度	年度	年度	年度	年度	年度
基準排出量 (t-CO ₂)	(基)		(基)		(基)	
	(調)		(調)		(調)	
目標排出量 (t-CO ₂)	(基)		(基)		(基)	
	(調)		(調)		(調)	
削減量 (t-CO ₂)	(基)		(基)		(基)	
	(調)		(調)		(調)	
削減率	(基)	%	(基)	%	(基)	%
	(調)	%	(調)	%	(調)	%

イ 温室効果ガスの排出の量の実績

	1、2号該当者		3号該当者		4号該当者	
	排出量 (t-CO ₂)	(調)	(基)	(調)	(基)	(調)
第1年度	削減量 (t-CO ₂)	(基)	(基)	(調)	(基)	(調)
	削減率	(基)	(調)	%	(基)	%
第2年度	排出量 (t-CO ₂)	(基)	(調)	(調)	(基)	(調)
	削減量 (t-CO ₂)	(基)	(調)	(調)	(基)	(調)
	削減率	(基)	(調)	%	(基)	%
第3年度	排出量 (t-CO ₂)	(基)	(調)	(調)	(基)	(調)
	削減量 (t-CO ₂)	(基)	(調)	(調)	(基)	(調)
	削減率	(基)	(調)	%	(基)	%

(4) 計画期間の温室効果ガスの排出の量の状況及び措置の状況等
(計画には、計画期間内に実施する温室効果ガスの排出量の削減に向けた措置の内容を事業活動脱炭素化取組指針の別表第1から6等を参考に記載してください。)

計 画	
第1年度	
第2年度	
第3年度	
計画期間における排出量の増減等についての評価 (第3年度の報告時に記載)	
上記評価を踏まえた改善施策など (第3年度の報告時に記載)	

指針様式第1号
(第2-2面)
(2) これまでの取組における温室効果ガス排出の量の削減目標等

比 較 年 度	1、2号該当者		3号該当者		4号該当者	
	(基)	(調)	(基)	(調)	(基)	(調)
比較年度排出量 (t-CO ₂)						
目標排出量 (t-CO ₂)						
削減率(目標)	%	%	%	%	%	%
削減率(第1年度)	%	%	%	%	%	%
削減率(第2年度)	%	%	%	%	%	%
削減率(第3年度)	%	%	%	%	%	%

(3) 目標設定に関する説明

指針様式第1号

(第3-1面)

- 4 エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る事項
(1) エネルギーの使用量に係る原単位等の値(1、2号該当者)

原単位等	活動量	第1年度	第2年度	第3年度	目標年度
エネルギー消費原単位等の値	基準年度				
活動量の値					
エネルギー消費原単位等の削減率		%	%	%	%

- (2) 温室効果ガスの排出の量に係る原単位等の値(4号該当者)

原単位等	活動量	第1年度	第2年度	第3年度	目標年度
排出量原単位等の値	基準年度				
活動量の値					
排出量原単位等の削減率		%	%	%	%

- (3) 目標設定に関する説明

指針様式第1号

(第3-2面)

- (4) 基準年度からの原油換算エネルギー使用量等の推移(1、2号該当者)

事業所単位	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度
原油換算エネルギー使用量	kl	kl	kl	kl
エネルギー起源CO ₂ 排出量	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
事業所の数				

イ 事業所単位

基準年における年間の原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上の事業所

事業所の名称	事業所の所在地	エネルギー起源CO ₂ の排出量(t-CO ₂)		
		基準年度	第1年度	第2年度

- (5) 計画期間のエネルギー消費原単位等の状況及び措置の状況等
(計画には、計画期間内に実施するエネルギー消費原単位の改善、エネルギー使用量の削減等に向けた措置の内容を事業活動脱炭素化取組指針の別表第1から6等を参考に記載してください。)

計画	
第1年度	
第2年度	
第3年度	
計画期間におけるエネルギー消費原単位等についての評価 (第3年度の報告時に記載)	
上記評価を踏まえた改善対策など (第3年度の報告時に記載)	

指針様式第1号

(第4-1面)

- 5 再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化に係る事項(1、2号該当者)
(1) 再生可能エネルギー源等の導入

ア 再生可能エネルギー源等を利用した設備の導入(基準年度)

種 別	設備規模 (kW)	発電量 (kWh/年)	余剰発電量 (kWh/年)	導入(保有)年度
太陽光				
風力				
バイオマス (燃料:)				
その他()				
その他()				
合 計				

イ 使用電力の再生可能エネルギー電源比率

	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	目標年度
電力エネルギー 消費量	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh
再生エネルギー等	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh
再生エネルギー比率	%	%	%	%	%

(2) 電気事業者等から調達する電力の排出係数

	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	目標年度
排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)					

(3) 使用エネルギーの電化の取組

	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	目標年度
電化の割合	%	%	%	%	%

(4) 目標設定に関する説明

指針様式第1号

(第4-2面)

- (5) 計画期間の再生可能エネルギー源等の導入、電気事業者等から調達する電力の温室効果ガス排出係数等の状況

計 画	
第1年度	
第2年度	
第3年度	
計画期間における再生可能 エネルギー源等の導入等の評価 (第3年度の報告時に記載)	
上記評価を踏まえた改善対策など (第3年度の報告時に記載)	

指針様式第1号

(第5-1面)

6 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る事項(3号該当者等)

(1) 燃費

	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	目標年度
燃費(km/l)					

(2) 車両の内訳

ア 車両の種類別

種 別	台 数
普通貨物自動車	台
小型貨物自動車	台
大型バス	台
マイクローバス	台
乗用自動車	台
特種自動車	台

イ 対象自動車の内訳

	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	目標年度
次世代自動車					
プラグインハイブリッド自動車					
ハイブリッド自動車					
燃料電池自動車					
その他					
上記以外					

(3) 乗用車の電気自動車・燃料電池自動車の導入割合

	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	目標年度
導入割合(%)					

(4) 目標設定に関する説明

指針様式第1号

(第5-2面)

(5) 計画期間の燃費の向上、次世代自動車導入の状況及び措置の状況等
(計画には、計画期間内に実施する燃費の向上、次世代自動車導入等に向けた措置の内容を事業活動脱炭素化取組指針の別表第5及び6等を参考に記載してください。)

計 画	
第1年度	
第2年度	
第3年度	
計画期間における燃費の向上、次世代自動車導入等の評価 (第3年度の報告時に記載)	
上記評価を踏まえた改善施策など (第3年度の報告時に記載)	

指針様式第1号

(第6-1面)

指針様式第1号

(第6-2面)

7 温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に係る事項

(1) 会社を含む取組

ア 脱炭素表明・中長期の温室効果ガス削減目標の設定

項目	計画	第1年度	第2年度	第3年度
(ア) 脱炭素に向けた表明の有無				
有無				
内容				
(イ) 脱炭素に向けた表明の達成年度の目標				
年度	年度	年度	年度	年度
(ウ) 中間目標				
目標	年度 %削減 (年度比)	年度 %削減 (年度比)	年度 %削減 (年度比)	年度 %削減 (年度比)

イ 脱炭素化に資するイノベーションの取組

項目	計画	第1年度	第2年度	第3年度
有無				
内容				

ウ 中長期的な視点での温室効果ガスの排出量の削減目標

項目	計画	第1年度	第2年度	第3年度
有無				
内容				

エ 二酸化炭素を排出しない熱エネルギーの導入

項目	計画	第1年度	第2年度	第3年度
有無				
内容				

オ SBT 等イニシアチブへの加盟・賛同

項目	計画	第1年度	第2年度	第3年度
SBT				
RE100				
RE Action				
TCFD				

カ サプライチェーン全体での削減の取組

項目	計画	第1年度	第2年度	第3年度
有無				
内容				

(2) 市内事業所の取組

ア 川崎 CN ブランドの認定の取得

項目	計画	第1年度	第2年度	第3年度
有無				
認定年度				

イ 川崎メカニズム認証制度の認証の取得

項目	計画	第1年度	第2年度	第3年度
有無				
認証年度				

備考 欄内にすべてを記載できない場合は、別紙により提出してください。

指針様式第1号

(第7面)

8 地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項(3から7までの事項を除く。)
(各年度において、計画に記載がない措置を実施した場合、実施した内容の最後に(追加実施)と記載してください。)

目標年度までの計画	
第1年度	
第2年度	
第3年度	

指針様式第1号

(第8面)

9 事業者における基準年度からの温室効果ガスの種類ごとの排出量の推移(4号該当者等)

温室効果ガスの種類	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	目標年度
	温室効果ガスの量 (t-CO ₂)	温室効果ガスの量 (t-CO ₂)	温室効果ガスの量 (t-CO ₂)	温室効果ガスの量 (t-CO ₂)	温室効果ガスの量 (t-CO ₂)
①非エネルギー起源 CO ₂ (②除く)					
②廃棄物の原料使用に伴う非エネルギー起源 CO ₂					
③CH ₄					
④N ₂ O					
⑤HFC					
⑥PFC					
⑦SF ₆					
⑧NF ₃					

指針様式第1号(別紙) (第1面)

1 事業所の概要等(本年度4月1日時点)

事業所の名称				
事業所の所在地				
該当する事業者の要件及び温室効果ガスを排出する部門	☐ 規則第4条第1号該当事業者			
	☐ 規則第4条第2号該当事業者			
	☐ 規則第4条第3号該当事業者			
	☐ 規則第4条第4号該当事業者			
事業の内容				
事業所の規模等 (業務部門の場合は記載)	建築物の延床面積	m ²		
	事業開始年月日			
	建築物の用途			
	建築物の形態			
主なテナント等事業者の概要 (業務部門の場合は記載)	(1)	テナント等事業者の名称		
		事業の概要		
	(2)	テナント等事業者の名称		
		事業の概要		
	(3)	テナント等事業者の名称		
		事業の概要		

指針様式第1号(別紙) (第2面)

2 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量及び当該量の削減に係る事項
(1) 基準排出量と目標排出量(基)は基礎排出量を、(調)は調整後排出量を示す。以下同じ。)

基準年度	1、2号該当者等		4号該当者等	
	年度	年度	年度	年度
基準排出量 (t-CO ₂)	(基)	(調)	(基)	(調)
目標排出量 (t-CO ₂)	(基)	(調)	(基)	(調)
削減量 (t-CO ₂)	(基)	(調)	(基)	(調)
削減率	(基) %	(調) %	(基) %	(調) %

(2) 温室効果ガスの排出の量の実績

第1年度	(年度)	1、2号該当者等		4号該当者等	
		排出量 (t-CO ₂)	(調)	(基)	(調)
第2年度	(年度)	削減量 (t-CO ₂)	(基)	(基)	(調)
		削減率	(調) %	(調) %	(調) %
		排出量 (t-CO ₂)	(基)	(基)	(調)
		削減量 (t-CO ₂)	(調) %	(調) %	(調) %
第3年度	(年度)	排出量 (t-CO ₂)	(基)	(基)	(調)
		削減量 (t-CO ₂)	(調) %	(調) %	(調) %
		削減率	(調) %	(調) %	(調) %
		削減量 (t-CO ₂)	(調) %	(調) %	(調) %

指針様式第1号(別紙)

(第3面)

3 エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る事項

(1) エネルギーの使用量に係る原単位等の値(1、2号該当者)

原単位等の活動量	第1年度 (年度)	第2年度 (年度)	第3年度 (年度)	原単位等 の単位
基準年度 (年度)	第1年度 (年度)	第2年度 (年度)	第3年度 (年度)	目標年度 (年度)
エネルギー 消費原単位 等の値				
活動量の値				
エネルギー 消費原単位 等の削減率		%	%	%

(2) 温室効果ガスの排出の量に係る原単位等の値(4号該当者)

原単位等の活動量	第1年度 (年度)	第2年度 (年度)	第3年度 (年度)	原単位等 の単位
基準年度 (年度)	第1年度 (年度)	第2年度 (年度)	第3年度 (年度)	目標年度 (年度)
排出量原単位 等の値				
活動量の値				
排出量原単位 等の削減率		%	%	%

指針様式第2号

(第1面)

1 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減等を図るための基本方針

(1) 温室効果ガス排出量の削減等に向けた方針

(2) 削減対策等実施状況の適切な進捗管理(PDCAサイクル)を行うための方針

2 温室効果ガスの排出の量の削減等に向けた組織体制

指針様式第2号

(第2面)

3 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量及び当該量の削減に係る事項

(1) 温室効果ガスの排出の量の削減目標及び温室効果ガスの排出の量等

基準排出量と目標排出量(基)は基礎排出量を、(調)は調整後排出量を示す。以下同じ。)

	基準年度 (年度)	第1年度 (年度)	第2年度 (年度)	第3年度 (年度)	目標年度 (年度)
排 出 量 (t-CO ₂)	(基) (調)	(基) (調)	(基) (調)	(基) (調)	(基) (調)
削 減 量 (t-CO ₂)	(基) (調)	(基) (調)	(基) (調)	(基) (調)	(基) (調)
削 減 率		(基) (調) %	(基) (調) %	(基) (調) %	(基) (調) %

(2) 目標設定に関する説明

--

(3) 計画期間の温室効果ガスの排出の量の状況等及び措置の状況等

(計画)には、計画期間内に実施する温室効果ガスの排出量の削減に向けた措置の内容を事業活動脱炭素化取組指針の別表第1から6等を参考に記載してください。)

計 画	
第1年度	
第2年度	
第3年度	
計 画 期 間 に お け る 排 出 量 の 増 減 等 に つ い て の 評 価 (第3年度の報告時に記載)	
上記評価を踏まえた改善対策など (第3年度の報告時に記載)	

指針様式第2号

(第3-1面)

4 再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギーの電化に係る事項

(1) 再生可能エネルギー源等の導入

ア 再生可能エネルギー源等を利用した設備の導入(基準年度)

種 別	設備規模 (kW)	発電量 (kWh/年)	余剰発電量 (kWh/年)	導入(保有)年度
太 陽 光				
風 力				
パ イ オ マ ス (燃料:)				
その他()				
その他()				
合 計				

イ 使用電力の再生可能エネルギー電源比率

	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	目標年度
電力エネルギー 消費量	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh
再生エネルギー等	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh
再生エネルギー比率	%	%	%	%	%

(2) 電気事業者等から調達する電力の排出係数

	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	目標年度
排 出 係 数 (kg-CO ₂ /kWh)					

(3) 使用エネルギーの電化の取組

	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	目標年度
電 化 の 割 合	%	%	%	%	%

(4) 目標設定に関する説明

--

指針様式第2号

(第3-2面)

(5) 計画期間の再生可能エネルギー等の導入、電気事業者等から調達する電力の温室効果ガス排出係数等の状況

計 画	
第1年度	
第2年度	
第3年度	
計画期間における再生可能エネルギー等の導入等の評価 (第3年度の報告時に記載)	
上記評価を踏まえた改善対策など (第3年度の報告時に記載)	

指針様式第2号 (別紙)

(第1面)

1 エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る事項 (任意記載)

(1) エネルギーの使用量に係る原単位等の値

原単位等の活動量	第1年度	第2年度	第3年度	目標年度
基準年度				
エネルギー消費原単位等の値				
活動量の値				
エネルギー消費原単位等の削減率	%	%	%	%

(2) 温室効果ガスの排出の量に係る原単位等の値

原単位等の活動量	第1年度	第2年度	第3年度	目標年度
基準年度				
排出量原単位等の値				
活動量の値				
排出量原単位等の削減率	%	%	%	%

(3) 目標設定に関する説明

指針様式第2号 (別紙)

(第1-2面)

(4) 計画期間のエネルギー消費原単位等の状況及び措置の状況等
(計画には、計画期間内に実施するエネルギー消費原単位の改善、エネルギー使用量の削減等に
向けた措置の内容を事業活動脱炭素化取組指針の別表第1から6等を参考に記載してください。)

計 画	
第1年度	
第2年度	
第3年度	
計画期間におけるエネルギー消費原単位等についての評価 (第3年度の報告時に記載)	
上記評価を踏まえた改善対策など (第3年度の報告時に記載)	

指針様式第2号 (別紙)

(第2-1面)

2 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に係る事項 (任意記載)

(1) 燃費

燃費 (km/l)	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	目標年度

(2) 車両の内訳

ア 車両の種類別

種 別	台 数
普通貨物自動車	台
小型貨物自動車	台
大型バス	台
マイクログラス	台
乗用自動車	台
特種自動車	台

イ 対象自動車の内訳

	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	目標年度
次					
世					
代					
自					
動					
車					
上記以外					

(3) 電気自動車・燃料電池自動車の導入割合

	基準年度	第1年度	第2年度	第3年度	目標年度
導入割合 (%)					

(4) 目標設定に関する説明

指針様式第2号 (別紙)

(第2-2面)

- (5) 計画期間の燃費の向上、次世代自動車導入の状況及び措置の状況等
(計画には、計画期間内に実施する燃費の向上、次世代自動車導入等に向けた措置の内容を
事業活動脱炭素化取組指針の別表第5及び6等を参考に記載してください。)

計 画	
第1年度	
第2年度	
第3年度	
計画期間における燃費の向上、 次世代自動車導入等の評価 (第3年度の報告時に記載)	
上記評価を踏まえた改善施策など (第3年度の報告時に記載)	

指針様式第2号 (別紙)

(第3-1面)

- 3 温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する技術又は製品の開発等に係る事項 (任意記載)
(1) 会社を含む取組

ア 脱炭素表明・中長期の温室効果ガス削減目標の設定

項目	計画	第1年度	第2年度	第3年度
(ア) 脱炭素に向けた表明の有無				
有無				
内容				
(イ) 脱炭素に向けた表明の達成年度の目標				
年度	年度	年度	年度	年度
(ウ) 中間目標				
年度	年度	年度	年度	年度
目標	%削減 (年度比)	%削減 (年度比)	%削減 (年度比)	%削減 (年度比)

イ 脱炭素化に資するイノベーションの取組

項目	計画	第1年度	第2年度	第3年度
有無				
内容				

ウ 中長期的な視点での温室効果ガスの排出量の削減目標

項目	計画	第1年度	第2年度	第3年度
有無				
内容				

エ 二酸化炭素を排出しない熱エネルギーの導入

項目	計画	第1年度	第2年度	第3年度
有無				
内容				

指針様式第2号 (別紙)

(第3-2面)

オ SBT等イニシアチブへの加盟・賛同

項目	計 画	第1年度	第2年度	第3年度
SBT				
RE100				
RE Action				
TCFD				

カ サプライチェーン全体での削減の取組

項 目	計 画	第1年度	第2年度	第3年度
有 無				
内 容				

(2) 市内事業所の取組

ア 川崎 CNブランドの認定の取得

項 目	計 画	第1年度	第2年度	第3年度
有 無				
認定年度				

イ 川崎メカニズム認証制度の認証の取得

項目	計 画	第1年度	第2年度	第3年度
有 無				
認証年度				

ウ 川崎市脱炭素行動宣言の認証の取得

項目	第1年度	第2年度	第3年度
有 無			

エ かわさきSDGsグローバルパートナー（環境に関する分野）の認証

項目	第1年度	第2年度	第3年度
有 無			

備考 欄内にすべてを記載できない場合は、別紙により提出してください。

指針様式第2号 (別紙)

(第4面)

4 地球温暖化対策等の推進への貢献に係る事項（指針様式第2号2及び3の事項並びに別紙1から3までの事項を除く。）
（各年度において、計画に記載がない措置を実施した場合、実施した内容の最後に（追加実施）と記載してください。）

目標年度までの計画	
第1年度	
第2年度	
第3年度	

指針様式第2号(別紙) (第5面)

5 事業者における基準年度からの温室効果ガスの種類ごとの排出量の推移(任意記載)

温室効果ガスの種類	基準年度 温室効果 ガスの量 (t-CO ₂)	第1年度 温室効果 ガスの量 (t-CO ₂)	第2年度 温室効果 ガスの量 (t-CO ₂)	第3年度 温室効果 ガスの量 (t-CO ₂)	目標年度 温室効果 ガスの量 (t-CO ₂)
①非エネルギー起源 CO ₂ (②除く)					
②廃棄物の原料・燃料使用に伴う非エネルギー起源 CO ₂					
③CH ₄					
④N ₂ O					
⑤HFC					
⑥PFC					
⑦SF ₆					
⑧NF ₃					

川崎市公告第1449号

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）第2条第1項の規定に基づき、次の公園の区域を変更します。

令和5年12月4日

川崎市長 福田 紀彦

公園の 名称	位 置	区域	変更前 面積	変更後 面積	変更 年月日
緑ヶ丘 霊園	高津区上作延、下作延、久地4丁目、多摩区長尾7丁目地内	別図のとおり	131,449 ㎡	130,484 ㎡	公告日

(別図省略)

川崎市公告第1450号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月6日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	王禅寺処理センター連絡通路柱脚耐火塗装改修工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区王禅寺1285番地
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年1月12日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	令和5年度登戸土地区画整理事業都市計画道路登戸1号線他交差点築造等工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸2129番地先他
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月29日まで

参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年1月12日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	夢見ヶ崎公園東側広場園路等整備工事
	履 行 場 所	川崎市幸区南加瀬1丁目2-1
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。	

参 加 資 格	ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「造園」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和5年12月20日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	西谷歩道橋補修工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区土橋4丁目14番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「塗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。	

参 加 資 格	本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年1月12日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1451号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月6日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和6年度軽自動車税(種別割)
納税通知書印字・製本・封入封
かん作業委託
- (2) 履行場所
ア 媒体引き渡し 川崎市役所財政局税務部市民税
管理課
(川崎市川崎区宮本町1番地
本庁舎11階)
イ 納品 かわさき市税事務所市民税課管
理係
(川崎市川崎区砂子1丁目8番
地9 川崎御幸ビル2階)
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年4月26
日(金)まで
- (4) 業務概要 軽自動車税(種別割)当初課税
時における納税通知書等の印
字・製本・封入封かん等業務委
託
詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 作業場所を関東圏内(東京都、神奈川県、千葉県、

埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県)に有すること。

- (4) 本市又は他官公庁において軽自動車税(種別割)納税通知書の封入封緘等業務の契約実績または同等の契約の実績があること。
- (5) 「プライバシーマーク」の使用許諾事業者として認定されていること。
- (6) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種99「その他業務」、種目99「その他」に登録されていること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布及び提出場所
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎11階
財政局税務部税制課 担当：松坂・秋葉
電 話：044-200-2190(直通)
F A X：044-200-3906
E-mail：23zeisei@city.kawasaki.jp
- (2) 配布及び提出期間
令和5年12月6日(水)から令和5年12月14日(木)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
- (3) 提出物
ア 競争入札参加申込書
イ 業務実績書及び契約内容を確認できる契約書等の写し
ウ プライバシーマーク登録証の写し
上記ア以外の書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。
- (4) 提出方法
持参してください。
- (5) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

- 4 競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会
上記3により、競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ。

(2) 通知書交付日

令和5年12月18日(月)

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

〒210-08577

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎11階

財政局税務部市民税管理課 担当：安本

電 話：044-200-2236(直通)

F A X：044-200-3907

E-mail：23simka@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和5年12月18日(月)から令和5年12月25日(月)午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、F A X・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和5年12月27日(水)午後5時までに、競争入札参加資格があると認めた者全社宛てにF A Xまたは電子メールにて送付します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

本業務に係る費用の総額（消費税額及び地方消費税額を含まない。）で行います。

なお、金額の算定にあたっては、備品購入費用や帳票運搬費用等、業務履行にかかる費用すべてを考慮して算出してください。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 提出日時

令和6年1月11日(木) 午後2時00分

イ 提出場所

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎11階財政局会議室1

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

上記(2)アに同じ。

(5) 開札の場所

上記(2)イに同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 費用内訳明細表

落札者は契約締結までに、本委託にかかる落札額の内訳を提示すること(様式自由)。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの

「入札情報」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

川崎市公告第1452号

川崎都市計画地区計画の決定案について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

令和5年12月6日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画地区計画の決定（鷺沼4丁目地区地区計画）

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 追加する部分
川崎市 宮前区 鷺沼4丁目地内
- (2) 削除する部分
なし
- (3) 変更する部分
なし

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階）

宮前区役所1階市政資料コーナー（宮前区宮前平2-20-5）

宮前区役所向丘出張所（宮前区平1-1-10）

川崎市立宮前図書館（宮前区宮前平2-20-4 宮前文化センター内）

鷺沼行政サービスコーナー（宮前区鷺沼3-2-1 東急ドエル・アルス鷺沼ネクステージ1階）

※都市計画課、川崎区役所、向丘出張所は、閉庁日（土・日曜日・祝日）を除く平日の午前8時30分から午後5時まで。

※宮前図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで及び土・日曜日・祝日の午前9時30分から午後5時まで。なお、休館日がありますので御注意ください。

※鷺沼行政サービスコーナーは平日の午前7時30分から午後7時まで及び土・日曜日の午前9時30分

から午後5時まで。祝日（振替休日を含む）は閉所。

4 縦覧期間

令和5年12月6日(水)から令和5年12月20日(木)まで

川崎市公告第1453号

川崎都市計画高度地区の変更案について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

令和5年12月6日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画高度地区の変更（鷺沼4丁目地区）

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 追加する部分
なし
- (2) 削除する部分
なし
- (3) 変更する部分
川崎市 宮前区 鷺沼4丁目地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階）

宮前区役所1階市政資料コーナー（宮前区宮前平2-20-5）

宮前区役所向丘出張所（宮前区平1-1-10）

川崎市立宮前図書館（宮前区宮前平2-20-4 宮前文化センター内）

鷺沼行政サービスコーナー（宮前区鷺沼3-2-1 東急ドエル・アルス鷺沼ネクステージ1階）

※都市計画課、川崎区役所、向丘出張所は、閉庁日（土・日曜日・祝日）を除く平日の午前8時30分から午後5時まで。

※宮前図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで及び土・日曜日・祝日の午前9時30分から午後5時まで。なお、休館日がありますので御注意ください。

※鷺沼行政サービスコーナーは平日の午前7時30分から午後7時まで及び土・日曜日の午前9時30分から午後5時まで。祝日（振替休日を含む）は閉所。

4 縦覧期間

令和5年12月6日(水)から令和5年12月20日(木)まで

川崎市公告第1454号

川崎市都市計画用途地域の変更案について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

令和5年12月6日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎市都市計画用途地域の変更（鷺沼4丁目地区）

2 都市計画を定める土地の区域**(1) 追加する部分**

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市 宮前区 鷺沼4丁目地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階）

宮前区役所1階市政資料コーナー（宮前区宮前平2-20-5）

宮前区役所向丘出張所（宮前区平1-1-10）

川崎市立宮前図書館（宮前区宮前平2-20-4 宮前文化センター内）

鷺沼行政サービスコーナー（宮前区鷺沼3-2-1 東急ドエル・アルス鷺沼ネクステージ1階）

※都市計画課、川崎区役所、向丘出張所は、閉庁日（土・日曜日・祝日）を除く平日の午前8時30分から午後5時まで。

※宮前図書館は、平日の午前9時30分から午後7時まで及び土・日曜日・祝日の午前9時30分から午後5時まで。なお、休館日がありますので御注意ください。

※鷺沼行政サービスコーナーは平日の午前7時30分から午後7時まで及び土・日曜日の午前9時30分から午後5時まで。祝日（振替休日を含む）は閉所。

4 縦覧期間

令和5年12月6日(水)から令和5年12月20日(木)まで

川崎市公告第1455号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月8日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名	第一清港丸定期修理
	履 行 場 所	請負人工場
	履 行 期 間	令和6年2月9日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「船舶・航空機」種目「船舶」に登載されていること。 (4) 平成25年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること。なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (5) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階） 電話番号 044-200-2093	
入札日時等	令和6年1月12日11時00分（川崎市役所入札室 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎3階）	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は契約課ホームページ「入札情報 かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第1456号

入 札 公 告

池上自動車排出ガス測定局ほか9測定局で使用する電力の供給契約に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

池上自動車排出ガス測定局ほか9測定局で使用する電力の供給に関する契約

(2) 履行場所及び調達見込数量

番号	測定局名称	所在地	調達見込数量 (kWh)
1	池上自動車 排出ガス測定局	川崎区池上町3	6,620
2	日進町自動車 排出ガス測定局	川崎区日進町23-1	5,410
3	遠藤町自動車 排出ガス測定局	幸区遠藤町1	4,910
4	中原平和公園自動車 排出ガス測定局	中原区木月住吉町 33-1	4,520
5	二子自動車 排出ガス測定局	高津区溝口 5-15-7	5,390
6	宮前平駅前自動車 排出ガス測定局	宮前区土橋 2-1-1	5,670
7	本村橋自動車 排出ガス測定局	多摩区宿河原 2-59-2	4,650
8	麻生一般環境 大気測定局	麻生区百合丘2-10	6,520
9	柿生自動車 排出ガス測定局	麻生区片平 2-30-7	5,370
10	富士見公園自動車 排出ガス測定局	川崎区富士見 1-1-6	6,180

調達見込数量 55,240キロワット時

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気業を営もうとする者として経済産業大臣により登録されていること。
- (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和5・6年度川崎市製造の

請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「その他の物品販売」種目「電気供給」で登録されていること。

- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。
- (6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱に基づき、本市が行う電力入札への参加資格を持っていること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0821

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境局環境総合研究所

地域環境・公害監視担当 菊地、沖田

電 話 044-276-9096

F A X 044-288-3156

Eメール 30sotii@city.kawasaki.jp

(2) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 小売電気事業を営もうとする者であることを確認できる許可書等の写し

ウ 川崎市環境配慮電力入札実施要綱に基づく通知書（電気事業者用）の写し

(3) 配布・提出期間

令和5年12月11日(月)から12月15日(金)まで
午前9時～正午及び午後1時～午後5時

(4) 提出方法

持参に限りません。

4 入札説明書の交付

入札説明書（仕様書、質問書等を含む）は3(3)の期間に3(1)の場所で交付します。また、3により競争入札参加申込書を提出した者にも同様に交付します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和5年12月26日(火)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、下記の日時、場所に直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日時

令和5年12月26日(火)午前9時～正午及び午後1時～午後5時

(2) 場所

上記3(1)に同じ。

6 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

令和5年12月26日(火)から令和6年1月5日(金)午後5時まで

(12月29日から1月3日までを除く)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付された質問書に必要な事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和6年1月11日(木)までに参加全者あてに、電子メール又はFAXにて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出日時

令和6年1月26日(金)午前10時

イ 入札書の提出場所

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境局環境総合研究所研修室

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

8(1)アに同じ

(4) 開札の場所

8(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及びホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(3) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和6年3月頃)を要します。

川崎市公告第1457号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 高津区内道路側溝等汚泥処分その2業務委託

(2) 履行場所 高津区役所道路公園センター管内

(3) 履行期限 契約の日から令和6年3月31日まで

(4) 業務概要 仕様書による。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃棄物処分業」で登録されている者。

(4) 産業廃棄物処分業の許可を有していること。

(5) 自社で仮置き施設を設けてそこから自社運搬を行う場合は産業廃棄物処分業と産業廃棄物収集運搬(積替え又は保管を含む)両方の許可を有していること。

(6) 処分受入先が川崎市高津区役所道路公園センターから運搬距離で30キロメートル以内であること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒213-0001 川崎市高津区溝口5丁目15番7号
川崎市高津区役所道路公園センター

電 話：044-833-1221

F A X：044-833-2498

E-Mail：67doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和5年12月11日(月)から令和5年12月18日(月)（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く）

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 産業廃棄物処分業の許可証の写し

ウ 自社で仮置き施設を設けてそこから自社運搬を行う場合は産業廃棄物処分業と産業廃棄物収集運搬（積替え又は保管を含む）両方の許可証の写し

エ 処分受入先から川崎市高津区役所道路公園センターまでの運搬距離が分かる資料

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した電子メールアドレスに、確認通知書を令和5年12月21日(木)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスに登録していない場合は、F A Xで送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メール又はF A Xによります。（ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。）

E-Mail：67doukan@city.kawasaki.jp

F A X：044-833-2498

(2) 質問受付期間

令和5年12月21日(木)午前9時から令和5年12月27日(水)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和6年1月9日(火)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札書の記載における注意事項

入札金額は、見積もった内訳単価（税抜）の合計額で行います。見積もった内訳価格の合計額（税抜）を入札書に記載してください。

(2) 入札方法

持参による入札

(3) 入札の日時・場所

ア 日時 令和6年1月17日(水)午前10時00分

イ 場所 川崎市高津区溝口5-15-7

高津区役所道路公園センター2F会議室

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 開札の日時・場所

7(3)に同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は、入札説明書によります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じ。

川崎市公告第1458号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月11日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
福祉製品性能評価等カメラ設置等業務委託
- (2) 履行場所
川崎市川崎区日進町5-1 (川崎市複合福祉センター「ふくふく」)
- (3) 履行期間
契約締結日から令和6年3月15日まで
- (4) 業務概要
市内事業者等が開発した福祉製品・サービスのリスク要因・安全性・性能等の評価を行うため、川崎市複合福祉センター「ふくふく」内の高齢者施設等に、福祉製品等を使用した高齢者等の行動を記録するための動画撮影用カメラ等を設置するとともに、同施設1階の「ウェルテック」内に、動画撮影用カメラで記録したデータを収集・分析等するための環境を整備するもの。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市「令和5・6年度業務委託有資格業者名簿」の業種「その他業務」、[種目「その他」]に登録されていること。
- (3) 「令和5・6年度業務委託有資格業者名簿」の地域区分で「市内」に登録されていること。
- (4) 官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。
- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止要綱による指名停止期間中でないこと。

- (6) 過去5年間に本市その他官公庁において類似する契約を締結し、誠実に履行した実績を有し、かつ、この業務委託について確実に遂行できること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、実績を証する書類(契約書の写しや類似実績一覧表等)を提出してください。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2

川崎フロンティアビル10階

[担当課] 経済労働局イノベーション推進部

電 話 044-200-2513

F A X 044-200-3920

E-mail 28innova@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年12月11日(月)から令和5年12月15日(金)までの午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送

郵送の場合は、封筒に本入札の参加資格確認申請書である旨を明記し、必ず書留郵便により、提出期間内必着で送付してください。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布、提出場所及び問合せ先」において、「(2)配布・提出期間」で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、本件の公表情報詳細については、川崎市のホームページにおいて、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により、一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールにて配信します。

(1) 日時

令和5年12月18日(月)12時まで

(2) 場所

「3(1)配布、提出場所及び問合せ先」に同じ

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

「3(1)配布、提出場所及び問合せ先」に同じ

(2) 質問受付期間

令和5年12月11日(月)午前9時から令和5年12月18日(月)17時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。いずれの場合も、送信後に担当部局に到達したことを確認してください。

ア メール: 28innova@city.kawasaki.jp

イ FAX: 044-200-3920

(5) 回答方法

令和5年12月20日(水)17時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に対しては回答しません。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続き等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年12月25日(月)午前10時00分

イ 場所 川崎市川崎区駅前本町11番地2
川崎フロンティアビル6階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページにおいて、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第1459号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 堤根処理センターフロン類回収運搬・破壊処理業務委託

(2) 履行場所 川崎市川崎区堤根52番地

(3) 履行期間 契約日から令和6年3月29日(金)まで

(4) 業務概要 フロン類の回収運搬・破壊処理

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に

業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」で登録されていること。

- (4) 令和3年4月1日以降に本市、他官公庁又は民間において、空調設備の点検整備業務又は工事に関する業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者。
- (5) 第一種フロン類充填回収業者登録されている者
- (6) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。

また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書等の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び2(4)(5)(6)に関する書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区堤根52番地 堤根処理センター4階事務所

堤根処理センター技術係

担当 向原、吉田、小島

電話 044-541-2047 (代表)

※ 競争入札参加申込書及びその他提出書類については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間
令和5年12月11日(月)から令和5年12月15日(金)9時から17時まで
(12時から13時の間は除く。)

- (3) 提出方法
持参又は郵送。ただし、郵送の場合は申込書の提出締切日までに届くこととし、不備がないこと。

- (4) 提出書類
ア 上記2(4)の契約実績を確認できる契約書等の写し
イ 「第一種フロン類充填回収業者登録通知書」の写し
ウ 上記2(6)の再委託確認書(業務の一部を再委託する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和5年12月20日(水)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ

- (2) 交付日時 令和5年12月20日(水)9時から17時まで
(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
令和5年12月20日(水)から令和5年12月25日(月)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法

ア 電子メール 30tutumi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-533-4611

- (4) 回答方法
令和5年12月28日(木)までに文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (2) 入札・開札の日時 令和6年1月9日(火)10時00分

- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区堤根52番地 堤根処理センター5階大会議室

- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

- (5) 入札保証金 免除とします。

- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除とします。

- (2) 契約書の作成 必要とします。
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1460号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 市道百合丘8号線張出歩道点検業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区百合丘1丁目21番地先
- (3) 履行期限 令和6年3月31日限り
- (4) 業務概要 本委託は、川崎市麻生区百合丘1丁目21番地先の張出歩道について、その損傷状況を把握し、適正かつ的確な補修対策を行うための基礎資料を得ることを目的に点検業務を行うものです。
- ・計画準備 N=1式
 - ・現地踏査 N=1式
 - ・一般図作成 N=1式
 - ・関係機関との協議資料作成 N=1式
 - ・張出歩道点検 N=1式
 - ・点検調書作成 N=1式
 - ・健全性の診断 N=1式
 - ・報告書作成 N=1式
 - ・打合せ等 N=1式

2 一般競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」であり、かつ企業

規模が「中小企業」で登録されている者。

- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「鋼構造及びコンクリート部門」で登録されている者。
- (5) 「管理技術者」として、技術士法(昭和58年法律第25号)に基づく技術士(技術士法による技術部門を建設部門、選択科目を鋼構造及びコンクリートとする者)の資格を有する者を配置すること。
- (6) 「担当技術者」として、技術士(鋼構造及びコンクリート部門)又は、「国土交通省登録技術者資格※」(施設分野:橋梁(鋼橋)―業務:点検・診断)若しくは、(施設分野:橋梁(コンクリート橋)―業務:点検・診断)を有するものを配置すること。
- ※「国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号)に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

- (7) 上記(5)及び(6)に配置する技術者については、兼務できないものとする。

3 入札参加申込書の配布及び入札参加申込書の提出

(1) 配布

入札参加申込書は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードすることができます。

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加申込書一式を提出してください。

(2) 提出場所

川崎市麻生区古沢120

麻生区役所道路公園センター

電話 044-954-0505

(3) 提出期間

令和5年12月11日(月)から令和5年12月15日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(4) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(5)の資格証の写し

ウ 上記2(6)の資格証の写し

(5) 提出方法

持参

- 4 一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書の交付
入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録の電子メールアドレスに、確認通知書及び仕様書を令和5年12月21日(木)までに電子メールで送付します。なお、当該電子メールアドレス

を登録していない場合は、FAXで送付するか、直接受取りに来てください。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を3(2)の所管課まで電話連絡願います。)

E-Mail : 73doukan@city.kawasaki.jp

FAX : 044-954-6283

(2) 質問受付期間

令和5年12月21日(木)から令和5年12月26日(火)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午～午後1時を除く)

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和5年12月28日(木)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メールで回答書を送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXでの回答か、直接受取りに来てください。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参による入札

(2) 入札の日時・場所

ア 日時 令和6年1月18日(木) 午前10時00分

イ 場所 川崎市麻生区古沢120

麻生区役所道路公園センター2階会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時・場所

7(2)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は、入札説明書によります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は3(2)に同じ。

川崎市公告第1461号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 教育文化会館解体工事に伴う建材成分分析調査業務委託
- (2) 履行場所 教育文化会館 (川崎市富士見2丁目1番3号)
- (3) 履行期限 令和6年3月25日(月)まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定による資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の

業種「調査・測定」、種目「その他の調査・測定」に登録されていること。

- (4) 過去5年間で、本市を含む官公庁において、石綿含有に係る建材成分分析調査業務の履行実績があること。

- (5) 「特定建築物石綿含有建材調査者」または「一般建築物石綿含有建材調査者」の有資格者が所属していること。

- (6) 次の資格制度等により登録等をされた技術者が所属していること。

ア 石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和2年厚生労働省告示第277号。）の分析調査講習を受講し、修了検査に合格した者。

イ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定される認定分析技術者又は定性分析に係る合格者。

ウ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者。

エ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」。

オ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」。

カ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者。

※ ア～カのいずれか一つを満たせば良く、全てを満たす必要はありません。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 石綿含有に係る建材成分分析調査業務の履行実績を証する書類（契約書の写しや工事実績一覧表等）

ウ 2(5)及び(6)に示した資格証書等の写し

※ 提出された書類に不備がある場合、必要事項等の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。一般競争入札参加資格確認申請書は、令和5年12月11日(月)～令和5年12月19日(火)に下記(4)の場所で配付しています。また、「入札公表詳細」からダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の郵送による提出は認めません。

(3) 配付・提出期間

令和5年12月11日(月)から令和5年12月19日(火)（土曜日、日曜日を除く）

午前8時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）

(4) 配付・提出場所

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル3階

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課

金田

電話 044-200-1981（直通）

電子メール 88syogai@city.kawasaki.jp

4 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の、財政局の入札公表「入札公表詳細」からPDFファイルをダウンロードしてください。なお、ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配付します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和5年12月21日(木)までに送付します。

6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)に同じ

(2) 質問受付期間

令和5年12月21日(木)から令和5年12月28日(木)正午

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配付します。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。

電子メール 88syogai@city.kawasaki.jp

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答日

令和6年1月12日(金)までに回答します。

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレス宛てに送付します。なお、回答後の再質問は受け付けません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2に定める資格要件を満たさなくなったとき
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき

8 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和6年1月18日(木)
午前10時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市役所本庁舎306会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参
- (5) 入札保証金 免除

9 落札者の決定及び参加資格の審査等

- (1) 落札者の決定
川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を総価で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。
- (2) 入札の無効
2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要

11 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、

上記3(4)の場所、又は川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

川崎市公告第1462号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 等々力緑地内樹木調査・対応等業務委託
- (2) 履行場所 川崎市中原区等々力1番ほか
- (3) 履行期限 令和6年3月29日限り
- (4) 業務概要 仕様書による。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「樹木管理」種目「除草、せんてい等樹木管理」で登録されている者。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 「1級造園施工管理技士または2級造園施工管理技士」の資格を有する者が、在籍していること。
- (6) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項各号による中小企業者であること。

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒211-0041

川崎市中原区下小田中2丁目9番1号

川崎市中原区役所道路公園センター

電 話：044-788-2311

FAX：044-788-1106

E-Mail：65doukan@city.kawasaki.jp

※業務の詳細、入札参加申込書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

(2) 配付・提出期間

令和5年12月11日(月)から令和5年12月18日(月)(た

だし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(5)の写し

ウ 上記3(3)イについて、健康保険証等、在籍が確認できる書類の写し

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

(1) 交付場所

入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に登録されている電子メールアドレスに、確認通知書を令和5年12月22日(金)までに送付します。なお、当該電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXで送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。(ただし、送信した際はその旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。)

E-Mail : 65doukan@city.kawasaki.jp

FAX : 044-788-1106

(2) 質問受付期間

令和5年12月22日(金)午前9時から令和5年12月28日(木)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 回答方法

令和6年1月5日(金)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書の交付者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付するか、直接受取りに来るようお願いいたします。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答いたしません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札書の記載における注意事項

ア 入札参加者は、川崎市契約規則で定める入札書に必要な事項を記載し、記名押印(押印はあらかじめ使用印鑑として本市に届け出た印鑑による。)入札件名及び商号又は名称を記載した封筒に封入して、所定の日時及び場所へ提出してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に課される消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載するものとします。

(2) 入札方法

持参による入札

(3) 入札の日時・場所

ア 日時 令和6年1月11日(木)午前10時00分

イ 場所 川崎市中原区3丁目245

中原区役所別館1階 講堂

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 開札の日時・場所

7(3)に同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った入札者を落札者とします。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」

の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 詳細は、入札説明書によります。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じ。

川崎市公告第1463号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市役所新本庁舎新築テレビ電波受信障害事後調査業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区宮本町1番地 周辺
- (3) 履行期間 契約日から令和6年3月15日(金)まで
- (4) 業務概要 川崎市役所新本庁舎新築に伴うテレビ電波受信障害事後調査するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」種目「その他の調査・測定」に搭載されていること。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に搭載されていること。
- (5) 令和3年4月1日以降に本市、他官公庁又は民間において、テレビ電波受信障害調査業務の契約実績があること。
- (6) 調査に必要な資格及び技術を有している人員を配置できること。

なお、主に必要な資格は次のとおりとする。

CATV総合監理技術者、第1級CATV技術者、CATVエキスパート(受信調査)のいずれかを有すること

- (7) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(5)、(6)の書類を提出してください。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎2階
総務企画局本庁舎等整備推進室 前川
電話 044-200-0531(直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和5年12月11日(月)から令和5年12月15日(金)9時から17時まで

(12時から13時の間は除く。)

- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

- (4) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(5)の実績を確認できる書類等の写し(契約書の写し等)

ウ 上記2(6)の資格証の写し及び有資格者との雇用関係が証明できる書類

エ 上記2(7)の再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで令和5年12月20日(水)までに配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和5年12月20日(水)9時から17時まで

(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日

令和5年12月20日(水)9時から令和5年12月25日(月)17時まで

- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

- (3) 質問受付方法

ア 電子メール 17seibi@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3749

ウ 持参 上記3(1)に同じ
(土日及び12時から13時の間は除く。)

(4) 回答方法

質問があった場合に限り、令和6年1月5日(金)に全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (2) 入札・開札の日時 令和6年1月11日(木)11時00分

- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎16階
1603会議室

- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

- (5) 入札保証金 免除

- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除

- (2) 契約書の作成 要

- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎

市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1464号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月11日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 王禅寺処理センターポンプ類点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約日から令和6年3月19日(火)まで
- (4) 業務概要 本業務は、王禅寺処理センターに設置されているポンプ類の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」で登録されていること。
- (4) 令和3年4月1日以降に本市、他官公庁又は民間において、空気圧縮機点検に関する業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(4)が確認できる書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
〒215-0013

川崎市麻生区王禅寺1285番地

王禅寺処理センター

技術係 鈴木、白木、山口

電話 044-966-6135

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和5年12月11日(月)から令和5年12月15日(金)9時

から17時まで

(12時から13時までの間は除く。)

(3) 提出方法

持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和5年12月22日(金)までに交付します。

なお、交付については、令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した電子メールアドレス宛て、電子メールにて送付します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和5年12月22日(金)9時から17時まで
(12時から13時までの間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

令和5年12月22日(金)9時から令和5年12月26日(火)17時まで

(2) 質問書の様式

配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

質問があった場合に限り、令和5年12月28日(木)に全ての競争入札参加者へ電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札日時 令和6年1月9日(火)10時00分

イ 入札・開札場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地
王禅寺処理センター

3 階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参(持参以外は無効とします)

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書の作成

必要とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託してはいけません。契約後、業務の一部(主要な部分を除く)を第三者に委託しようとする場合、再委託承諾申請書の提出を求めます。

なお、川崎市指名停止基準に基づく指名停止期間中の業者又は競争相手であった入札参加者に、委託することは認められません。

(3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(4) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第1465号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和5年12月12日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市高津区梶ヶ谷六丁目1番11

ほか1筆

648平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市西区南軽井沢5番地1

株式会社あさひハウジングセンター

代表取締役 香山裕司

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：6戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和5年3月17日

川崎市指令 ま宅審(イ)第109号

令和5年6月2日

川崎市指令 ま宅審(イ)第12号(変更)

川崎市公告第1466号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月13日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	中部児童相談所新築昇降機設備工事
	履 行 場 所	川崎市高津区末長1丁目3番9号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。 (8) 次の類似工事施工等実績(元請に限る。)を平成20年4月1日以降に有すること。 川崎市発注のエレベーター設置工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年1月22日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	港湾振興会館業務棟6階空気調和設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区東扇島38番地1
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月29日まで

参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年1月22日 14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 本工事請負契約については、工期を変更(令和6年7月31日限り)することがあります。この場合、工期の変更には川崎市議会定例会における、繰越明許の予算の議決(令和6年3月頃)を要します。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	日本民家園旧井岡家住宅耐震補強その他工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区枳形7丁目1番1号
	履 行 期 間	契約の日から令和7年12月26日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」又は「B」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。	

参 加 資 格	(7) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 (8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成20年4月1日以降に有すること。 国又は都道府県指定重要文化財建造物（木造）の改修又は補修工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年1月29日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	南部管内自転車等駐車場施設（照明設備）補修（その2）工事
	履 行 場 所	南部都市基盤整備事務所管内
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。	

参 加 資 格	※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年1月17日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	扇町第1ポンプ施設水中ポンプ増設工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区扇町5番地先
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年1月9日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	灯浮標等補修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区東扇島地先ほか
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年1月10日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	虹ヶ丘公園ほか管理柵更新工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区虹ヶ丘1丁目21-1ほか
	履 行 期 間	契約の日から令和6年3月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。	

参 加 資 格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年1月10日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第1467号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和5年12月14日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎シンフォニーホール録音系機器更新業務委託

(2) 履行場所

川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 概要

仕様書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 入札期日において、令和5・6年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「施設維持管理」種目「その他の施設維持管理」に登載されていること。

(3) 令和5・6年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) この委託業務について、過去5年間で、川崎市又は他官公庁において類似の契約実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

(6) この委託業務について、契約締結後、確実かつ速やかに実施できること。

3 競争入札参加申込書提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

「音楽のまち・かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000156671.html>)

よりダウンロード(「川崎の魅力・みどころ」－「川崎の魅力」－「文化芸術」－「音楽のまち・かわさき」)

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11番地2

川崎フロンティアビル9階

市民文化局市民文化振興室 音楽のまち推進担当

T E L 044-200-2030

F A X 044-200-3248

(2) 配布・提出期間

令和5年12月14日(木)から令和5年12月20日(水)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

(5) その他

ア 問い合わせ先は、3(1)の場所とします。

イ 提出された書類等の差し替え又は再提出は認めません。

ウ 提出された書類等は返却しません。

エ 提出された書類等に係り、説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

オ 提出された書類等を審査した結果、この委託業務を履行することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

4 競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付
競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。ただし、川崎市競争入札参

加資格名簿へ登録した際に電子メールアドレスの登録をしている場合は、そのアドレスあてに電子メールで送付します。

(1) 日時 令和5年12月21日(木)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 競争入札参加資格確認通知書等の交付

電子メールにて送付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿に電子メールアドレスを登録していない場合は、上記3(1)の場所で交付します。

5 仕様及び入札説明書に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定する電子メールアドレス(25bunka@city.kawasaki.jp)宛て送付してください。

(3) 受付期間

令和5年12月21日(木)午前9時から令和5年12月27日(木)午後5時まで

(4) 回答方法

令和6年1月5日(金)午後5時までに、競争入札参加資格確認通知書を交付した全ての者に、電子メールで回答します。

6 競争入札参加資格の喪失

開札前に上記2の各号いずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。

7 入札の手続等

(1) 入札・開札の場所及び日時

ア 日時 令和6年1月11日(木)午前10時

イ 場所 川崎市川崎区駅前本町11番地2
川崎フロンティアビル9階
市民文化局会議室

(2) 入札書の提出方法

持参とします。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 入札金額

ア 入札は総価で行います。

イ 履行期間の総額(税抜き)を入札金額とします。契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。また、入札金額には契約期間内の業務履行に必要となる一切の費用を含めて見積もるものとします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。ただし、著しく低価格

の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の可否

契約書を作成することを要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」の契約関係規程において閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) この入札の入札説明書は、この入札以外の目的に使用してはなりません。

(3) この入札への参加者が、2者以上にならないときは、この入札を中止する場合があります。

(4) 当該契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(5) 公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

川崎市公告第1468号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和5年12月14日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市麻生区千代ヶ丘二丁目7番1

(第2工区)

880平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都渋谷区初台一丁目47番1号

小田急不動産株式会社 代表取締役 五十嵐 秀

3 予定建築物の用途

戸建住宅

計画戸数: 15戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和5年6月13日

川崎市指令 ま宅審(イ)第16号

令和5年9月28日

川崎市指令 ま宅審(イ)第203号(変更)

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第319号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

産前産後保険料免除制度の導入における改修等業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 契約の相手方を決定した日

令和5年11月17日

4 契約の相手方の氏名及び住所

日本電気 株式会社 神奈川支社

支社長 玉川 孝一

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号

5 契約金額

76,700,800円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第320号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 本庁舎(4階から21階)清掃業務委託

(2) 履行場所 川崎市川崎区宮本町1番地

(3) 履行期限 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 委託概要

本庁舎(4階から21階)における日常清掃及び定期清掃業務(詳細は仕様書を参照)

(5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を

行ってください。ただし、提出期限までに電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建物清掃等」種目「建築物清掃」で登録されている者

なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種及び種目に登載のない者も含む。)で当該入札の参加を希望する者は、令和6年1月5日(金)までに財政局資産管理部契約課で所定の様式により、競争入札参加資格審査申請の手続きを行ってください。

(4) 国及び地方公共団体等(法人税法別表第一、建設業法施行規則第十八条に定める法人)が発注する事務室等の建物(延床面積10,000㎡以上)における日常清掃業務を、1年以上継続して履行した実績(元請けに限る)を平成31年4月1日以降に有すること。
※2(4)に関しましては、10(3)を必ずお読みください。

3 入札説明書の閲覧・交付

入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます。(川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札情報(委託)」の「入札公表(財政局)」の「入札公表詳細」に掲載。)

※「入札情報かわさき」のアドレス：<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

また、インターネットからの取得ができない場合には、次により入札説明書等を閲覧することができます。

なお、希望者には無償で交付します。

(1) 閲覧場所 川崎市財政局資産管理部契約課
委託契約係

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

本庁舎16階

電話 044-200-2097

(2) 閲覧期間 令和5年12月25日(月)～令和6年2月9日(金)

(土曜日、日曜日及び国民の祝日、令和5年12月29日及び令和6年1月2日～3日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

4 入札参加申込書の提出方法・期間

(1) 提出方法

参加申込書は、電子入札システムにより提出してください。詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の財政局「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札：受注者機能操作マニュアル（ダイジェスト版）」を御覧ください。

(2) 提出期間

「入札公表詳細」の公表日（令和5年12月25日(月)）から申請申込締切日（令和6年1月5日(金)）まで（午前8時～午後8時）

※ ただし、電子入札システムによりがたい者は、「入札公表詳細」の申請申込提出場所（財政局資産管理部契約課）に、申請申込締切日午後5時までに持参してください。（持参については市役所開庁時間に限ります。）なお、一般競争入札参加申込書等は、申請申込締切日午後5時まで配布しています。

また、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

5 設計図書類の取得方法

仕様書等は電子化して配付しますので、確認通知書の「仕様書等配布日時・場所」及び「通信欄」を御覧の上、ダウンロードしてください。

6 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和5・6年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を申請申込締切日後、令和6年1月17日(水)までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、落札候補者決定後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申込みを行った入札者の入札は、無効とします。

7 仕様書等の積算に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の積算内容に関してのみ、質問ができます。

（入札参加資格等に関する質問は、「入札公表詳細」の申込提出場所にお問合せください。）

ア 電子入札システムによる質問方法

質問は、電子入札システムにより提出してください。質問入力方法の詳細については、川崎市

ホームページ（「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「入札参加手続関係」）に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を参照してください。

イ 入力・提出期間

令和6年1月17日(水)午前9時から令和6年1月26日(金)午後4時

※ ただし、電子入札システムによりがたい者は、「入札公表詳細」の申込提出場所に、入力・提出期間の最終日午後4時までに持参してください。（持参については市役所開庁時間に限る。）なお、質問書は、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の財政局「入札参加手続関係」）に掲載している「質問書」からダウンロードできます。

また、質問書の持参提出後、質問締切日時までに質問書をE x c e l形式のまま、契約課委託契約係宛てメール（23keiyak@city.kawasaki.jp）にて送付してください。（質問締切日時時点で持参又はメール送付のどちらか一方のみしか確認ができない場合には、質問受付をいたしません。）

(2) 回答

ア 回答日 令和6年1月31日(水)午前9時

イ 回答方法

入札参加資格があると認めた者から質問があった場合、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を電子ファイルにし、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「業者登録システム」の「仕様書等ダウンロード」）にて掲載します。なお、質問がなかった場合には、掲載はいたしません。

閲覧又は取得方法の詳細については、川崎市ホームページ（「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の財政局「入札参加手続関係」）に掲載している「積算内訳書等取得マニュアル」を御覧ください。

また、回答後の再質問については受付をいたしません。

8 一般競争入札参加資格の喪失

上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札参加資格を喪失します。

9 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 令和6年2月9日(金)午後1時30分

(2) 持参による入札の場合

ア 入札書の提出日時 令和6年2月9日(金)午後2時30分

イ 入札書の提出場所 3(1)に同じ

(3) 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合

ア 入札書の提出期限 令和6年2月8日(木)必着

イ 入札書の提出先 3(1)に同じ

※ 郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話をしてください。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年2月9日(金)午後2時30分

イ 場所 3(1)に同じ

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、電子入札対象案件のため、翌開庁日(2月13日)に再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者は除きます。

10 落札者の決定及び競争入札参加資格の審査等

(1) 落札候補者の決定方法等

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。当該候補者について2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上で、入札価格が調査基準価格を下回っている場合には、併せてその者の入札価格による当該契約の適正な履行確保についての可否を判断し、落札者として決定します。これらの審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めるとき又はその者の入札価格によっては、当該契約の適正な履行が確保されない恐れがあると認められるときは当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について、必要に応じて、同様の審査を実施し落札者を決定します。

調査基準価格の設定額については、「川崎市業務委託低入札価格調査取扱要領第3条第2項」に基づき次のとおり設定します。

調査基準価格：予定価格の80%を下回った場合
(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)

(2) 価格失格基準

本案件については、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者で、調査基準価格を下回る価格をもって入札を行った者のうち、その者の入札価格によっては、当該契約の適正な履行が確保されない恐れがあると判断し、その者を落札者とししないものとする基準(価格失格基準)を設定します。

価格失格基準：調査基準価格の90%を下回った場合
(1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。)

(3) 競争入札参加資格に関する最終審査

落札候補者は、入札参加条件確認(申請)書の提出が必要です。開札後、財政局資産管理部契約課委託契約係から落札候補者へ電話連絡します。

落札候補者につきましては、「入札参加条件確認(申請)書」(川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の財政局「入札参加手続関係」の中から取得してください。)、2(4)の条件を満たす事項を確認することができる書類を担当課(総務企画局総務部庁舎管理課 電話：044-200-2081)に提出し、確認を受けてください。

※ 関係書類につきましては、電話連絡後、速やかに提出できるよう事前に御準備ください。

なお、書類の提出に不備がある場合、入札参加条件の確認ができないため無効となる場合がありますので御注意ください。

(4) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

11 契約手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券(振替債を除く)の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(3) 前払金 無

(4) 特定業務委託契約

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第

8条各号に掲げる事項を定めます。

詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。

12 入札に関する苦情等

入札に関する苦情等については、川崎市政府調達苦情検討委員会へ申し立てることができます。

13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は川崎市財政局資産管理部契約課で閲覧できます。
- (4) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和6年3月頃）を要します。
- (5) 本案件は電子契約対象案件です。
- (6) 公告に関することは、川崎市財政局資産管理部契約課へお問合せください。

14 Summary

- (1) Outsourcing of Cleaning Services for the City Hall Main Building (4th to 21st floors)
- (2) Time-limit for tender(electronic tender system):
13:30 p.m. 9 February 2024
- (3) Time-limit for tender(direct delivery):
14:30 p.m. 9 February 2024
- (4) Deadline for tender(by mail):
8 February 2024
- (5) Contact point for the notice:
KAWASAKI CITY OFFICE
Contract Section
Asset Maintenance Department
Finance Bureau
1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku, Kawasaki,
Kanagawa
210-8577 Japan
TEL:044-200-2097

川崎市公告（調達）第321号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名
Windows CAL 2022の調達
- (2) 履行場所
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市役所本庁舎10階
- (3) 履行期限
令和6年2月29日
- (4) 調達物品の概要
入札説明書によります。

2 競争参加資格に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「コンピュータ」種目「ソフトウェア・消耗品」に登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種に登録のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和6年1月10日(水)までに行ってください。申請の際は、契約件名及びWTO案件（資格審査申請締切日が令和6年1月10日(水)）であることを財政局資産管理部契約課に伝えてください。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争参加申込書を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地（本庁舎10階）
総務企画局デジタル化施策推進室
担当 和田、中村
電 話 044-200-2057
FAX 044-200-3752
E-mail 17digital@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和5年12月25日(月)から令和6年1月10日(水)までとします（土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）。

(3) 提出方法

持参又は郵送（令和6年1月10日(水)必着）とする。また、郵送で提出する場合は、郵送した旨を担当ま

で御連絡ください（土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）。

4 入札説明書及び仕様書等の閲覧

競争参加申込書、仕様書、質問書等が添付された入札説明書については、川崎市のホームページの次のURLに掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000156207.html>

閲覧期間

上記3(2)に同じ

5 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書等を無料交付します。

(1) 日時

令和6年1月18日(木)

(2) 交付方法

メール

6 仕様に関する問合せ先

3(1)に同じ

仕様に関する質問は、令和6年1月18日(木)から令和6年1月25日(木)まで、入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください（土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）。

なお、回答については令和6年2月1日(木)、入札参加資格者にFAXもしくはメールにて送付します。

7 入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月13日(火)午後1時30分

イ 場所

川崎市役所 本庁舎10階 開発室Ⅱ

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

ア 期限

令和6年2月9日(金)必着

イ 宛先

3(1)に同じ

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」から閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 本入札に関して提出する一切の書類について、筆記した文字等を容易に消すことができるボールペンは使用しないでください。提出された書類については、使用の有無を確認し、使用が認められた場合は、当該書類についてこれを無効とします。

(4) 関連情報を入手するための窓口

3(1)に同じ

11 Summary

(1) Subject matter of the contract : Windows CAL 2022

(2) Time-limit for tender : 1:30 P. M. February 13, 2024

(3) Time-limit for tender by mail : February 9, 2024

(4) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Digitalization Policy Promotion Office

General Affairs and Planning Bureau

1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan
Tel : 044-200-2057

税 公 告

川崎市税公告第142号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和5年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	第1期分	令和5年12月12日	計2件
令和5年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	第2期分	令和5年12月12日	計201件
令和5年度 (令和4年度課税分)	市民税・ 県民税 (普通徴収)	9月 随時分	令和5年12月12日	計4件
令和4年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	第4期分	令和5年12月12日	計1件
令和5年度	市民税 (法人)	8月分	令和5年12月12日	計1件
令和5年度 (令和4年度課税分)	市民税 (法人)	8月分	令和5年12月12日	計1件
令和5年度	固定資産税 都市計画税 (土地・ 家屋)	第2期分	令和5年12月12日	計7件
令和4年度	固定資産税 都市計画税 (土地・ 家屋)	第4期分	令和5年12月12日	計1件
令和5年度 (令和4年度課税分)	固定資産税 都市計画税 (土地・ 家屋)	9月 随時分	令和5年12月12日	計1件
令和5年度 (令和4年度課税分)	軽自動車税 (種別割)	全期分	令和5年12月12日	計1件

(別紙省略)

川崎市税公告第143号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、

その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第144号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第145号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月29日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第146号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年11月30日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第147号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、

その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月8日

川崎市長 福田紀彦

（別紙省略）

訓 令

川崎市訓令第8号

庁 中 一 般
各 か い

川崎市公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月13日

川崎市長 福田紀彦

川崎市公文書管理規程の一部を改正する訓

令

川崎市公文書管理規程（昭和36年川崎市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

（案件1）

第28条の3第1項中「文書には」を「文書のうち、次の各号に掲げるものは」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の4号を加える。

- (1) 法令等の規定により公印の押印が義務付けられている文書
- (2) 権利又は義務に重大な影響を及ぼす文書
- (3) 特定の事実を証明する文書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、所管課長が特に必要と認める文書

第28条の3第2項第1号中「契約書、証明書、許可書その他権利義務にかかわる文書」を「前項各号に掲げる文書」に改める。

第28条の4第1項中「電磁的記録」の次に「のうち、前条第1項各号に掲げる文書に係るもの」を加える。

附 則

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第93号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月5日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太 郎

競争入札に付する事項	件 名	潮見台配水所給水塔用地地質調査業務委託
	履 行 場 所	川崎市多摩区長沢4-22
	履 行 期 間	98日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者 (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「地質調査」、種目「陸上ボーリング」で登録されている者 (5) 技術士（総合技術監理部門：建設一土質及び基礎又は応用理学一地質）、技術士（建設部門：土質及び基礎）、技術士（応用理学部門：地質）又はRCCM（地質部門又は土質及び基礎部門）のいずれかの資格を有する者を配置できること。 なお、受注者との間で直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があることが必要	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和6年1月9日 14時00分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	大島ポンプ場ほか実施設計委託その6
	履 行 場 所	川崎市川崎区浜町4-17-11ほか
	履 行 期 間	令和6年11月29日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者 (4) 平成20年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した委託業務において、計画排水能力(雨水)11.0m ³ /秒以上の下水道ポンプ場における監視制御設備の新設、増設又は更新に伴う実施設計(詳細設計)業務の元請けとしての履行完了実績をTECRIS等により確認できること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、イとウは兼務できない。また、ア〜ウは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があることが必要 ア 技術士(総合技術監理部門:上下水道一下水道)の資格を有する者 イ 業務責任者は、技術士(総合技術監理部門:上下水道一下水道)、技術士(上下水道部門:下水道)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 ウ 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門:上下水道一下水道)、技術士(上下水道部門:下水道)又はRCCM(下水道部門)のいずれかの資格を有する者	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	令和6年1月9日 14時00分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。	

川崎市上下水道局公告第94号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月5日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	大島3丁目300mm〜100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自:川崎区大島5-18-2先 至:川崎区大島3-17-1先 ほか3件
	履 行 期 間	契約の日から375日間
参 加 資 格	入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者(以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。)により結成されている共同企業体(以下、「特定JV」という。)でなければなりません。 ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。 (1) 全ての構成員に必要な条件	

参 加 資 格	ア 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 ウ 次の（ア）から（ウ）のいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 （ア）令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 （イ）経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 （ウ）建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記（ア）以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 エ 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 オ 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 カ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 キ 本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。 (2) 特定JVの代表者に必要な条件 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。 イ 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ウ 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 (3) 特定JVの構成員2に必要な条件 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」又は「B」で登録されていること。 イ 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 ウ 主任技術者（業種「水道施設」）を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年1月19日 午後5時00分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	京町雨水滞水池建設電気その3工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区京町2-24-8
	履 行 期 間	契約の日から令和8年3月13日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (7) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 なお、同一工場で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。変更後の技術者は、「評価項目に対する配点及び自己採点表（第3号様式別紙）」における評価項目の「配置予定技術者の同種工事の施工経験」において、当初配置する技術者と同等以上の評価を有することが必要です。 (8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成20年4月1日以降に有すること。 下水道法第二条二の「下水道」に定義される下水道施設（マンホール形式ポンプ場を除く。）における受変電設備の製作及び据付工事の完工実績（修理及び整備工事を除く。）。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和6年1月19日 午後5時（財政局資産管理部契約課建築契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	(1) 川崎市上下水道局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細（総合評価特別簡易型）」及び「入札契約に関する共通事項（総合評価落札方式用）」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載	

そ の 他	等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。 (3) 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。
-------	---

川崎市上下水道局公告第95号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月12日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

競争入札に付する事項	件 名	デジタル水道メーター（修理品）13mm 8,100個
	履 行 場 所	川崎市幸区下平間1-11番地 給水装置課
	履 行 期 間	令和6年5月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「水道用品」、希望種目「水道用品」に登録されていること。 (4) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 （〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎16階） 電話 044-200-2093	
入札日時等	令和6年1月26日 午前10時30分（本庁舎3階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第96号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月12日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

競争入札に付する事項	件 名	自動車賃貸借5台一式（軽貨物）
	履 行 場 所	局指定場所
	履 行 期 間	令和6年7月1日から令和12年6月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「車両」に登録されていること。 (4) 仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入することができること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 （〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎16階） 電話 044-200-2093	
入札日時等	令和6年1月30日 午前10時30分（本庁舎3階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第97号

令和5年12月12日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

競争入札に 付する事項	件 名	ガスクロマトグラフ質量分析装置 一式
	履 行 場 所	川崎市多摩区三田5-1-1 水管理センター水道水質課
	履 行 期 間	令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「計測機器・光理化学機器」、種目「分析機器」に搭載されており、かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。 (4) 仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入することができること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎16階) 電話 044-200-2093	
入札日時等	令和6年1月30日 午前10時30分(本庁舎3階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第98号

令和5年12月12日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	既存排水樋管ゲートの省力化・電動化等に係る検討業務委託
	履 行 場 所	川崎市中原区地内ほか
	履 行 期 間	令和6年9月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「下水道部門」で登録されている者 (4) 平成26年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した委託業務において、下水道施設における樋門に関する検討業務の元請けとしての履行完了実績を有すること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、アとイは兼務できない。また、ア〜ウは、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえませんが)があることが必要 ア 業務責任者は、技術士(総合技術監理部門:上下水道一下水道)、技術士(上下水道部門:下水道)、技術士(建設部門:河川、砂防及び海岸・海洋)又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者 イ 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門:上下水道一下水道)、技術士(上下水道部門:下水道)又はRCCM(下水道部門)のいずれかの資格を有する者	

参 加 資 格	ウ 配置技術者は、業務責任者の有する資格が技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）又は下水道法に規定された資格の場合には、技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を有する者、業務責任者の有する資格が技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）の場合には、技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）又は技術士（上下水道部門：下水道）の資格を有する者
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044－200－2097
入札日時等	令和6年1月11日 14時00分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第99号

令和5年12月12日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	古市場2丁目200mm～100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：中原区上平間639先 至：幸区古市場2－107先 ほか4件
	履 行 期 間	契約の日から330日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。 (7) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (11) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなり	

参 加 資 格	ません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年1月17日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	細山配水塔 監視制御設備等改良工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区細山6丁目3番11号（細山配水塔内）
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「その他の電気設備」ランク「A」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (7) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可	

参 加 資 格	能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。 また、契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。 (8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成20年4月1日以降に有すること。 水道施設又は工業用水道施設における、監視制御設備の製作及び据付工事の完工実績（修理及び整備工事は除く。）。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和6年1月19日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第66号

交通局用地（飲料自動販売機設置）の一時貸付契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月1日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

交通局用地（飲料自動販売機設置）一時貸付け

(2) 貸付物件名及び貸付所在地並びに台数

ア No.1（4台）

- ・上平間営業所職員食堂右（屋内）：川崎市中原区上平間1140

飲料用自動販売機1台

- ・井田営業所1番のりば横右（屋外）：川崎市高津区明津98

飲料用自動販売機1台

- ・井田営業所食堂右（屋内）：川崎市高津区明津98

飲料用自動販売機1台

- ・西菅団地折返し所敷地内（屋外）：川崎市多摩区菅仙谷3-20-1

飲料用自動販売機1台

イ No.2（5台）

- ・上平間営業所職員食堂左（屋内）：川崎市中

原区上平間1140

飲料用自動販売機1台

- ・上平間営業所乗務員控室（屋内）：川崎市中原区上平間1140

飲料用自動販売機1台

- ・井田営業所1番のりば横左（屋外）：川崎市高津区明津98

飲料用自動販売機1台

- ・井田営業所2番のりば横（屋外）：川崎市高津区明津98

飲料用自動販売機1台

- ・井田営業所食堂左（屋内）：川崎市高津区明津98

飲料用自動販売機1台

(3) 契約期間

各一時貸付物件の契約期間は、契約日から令和11年3月31日までとします。

(4) 貸付期間

各一時貸付物件の貸付期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間（60箇月）となります。

(5) 最低貸付料（月額・税抜）

ア 物件No.1 : 38,000円

イ 物件No.2 : 45,000円

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

- (2) 川崎市交通局契約規程（昭和42年川崎市交通局規程第4号）第2条の規定に該当しないこと。
- (3) 地方公営企業法施行令第26条の5により貸付が認められている法人であること。
- (4) 国税及び地方税の未納がないこと。
- (5) 入札参加申込に必要な書類を提出すること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体でないこと。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (9) 入札説明書に定める条件及び法令等を遵守し、自動販売機及び飲料容器等の回収容器等（以下「自動販売機等」という。）を設置して運営する事業（以下「自動販売機設置事業」という。）を行う資力、能力等を有すること。
- (10) 令和3年度及び4年度において、自動販売機設置事業又はこれに類する事業の実績を有していること。
- (11) その他法令等の規定により、川崎市（交通局）との間で交通局用地（自動販売機設置）の一時貸付契約ができない者でないこと。
- 3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書等の交付
- 入札の参加を希望する者には、次のとおり入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書等を交付します。
- (1) 期間
- 令和5年12月1日(金)から令和5年12月15日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- (2) 場所及び問い合わせ先
- 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
川崎市交通局企画管理部経理課
出納係 那須、田中
電話 044-200-3227
- (3) ホームページについて
- これらの様式は、市バスホームページ内「入札情報」の「入札公表」の「交通局貸付事業」からダウンロードもできます。
- 4 一般競争入札参加に必要な書類

- 入札説明書によります。
- 5 一般競争入札参加に必要な手続
- 本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加の申込みを行わなければなりません。
- 一般競争入札参加資格確認申請書及び4の書類は、次により直接持参し、提出してください。
- なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の郵送等による提出は認めません。
- (1) 場所
- 3(2)と同じ
- (2) 期間
- 令和5年12月8日(金)から令和5年12月22日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 6 一般競争入札参加資格確認の通知
- 一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和6年1月24日(水)までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。
- 7 一般競争入札参加資格の喪失
- 一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- 1(2)の貸付物件名ごとにそれぞれ入札及び契約に付するものとし、1か月間の貸付料（税抜額）で入札を行います。
- (1) 入札方法
- ア 持参による入札の場合
- (ア) 日 時
- 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和6年1月31日までの、午前9時から正午及び午後1時から午後4時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）
- (イ) 場 所
- 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
川崎市交通局企画管理部経理課
- イ 郵送による入札の場合
- (ア) 期 限
- 令和6年1月31日(水) 必着
- (イ) 宛 先
- 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市交通局企画管理部経理課長
必ず書留郵便により送付してください。
- (2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年2月2日(金)午後2時

イ 場所

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル8階川崎市交通局会議室

(4) 落札者の決定方法

1 (5)の最低貸付料以上の入札価格のうち、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

また、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上いるときは、くじにより落札者を決定します。くじを辞退することはできません。

(5) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得第7条の規定により無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約の締結期限

令和6年3月8日(金)までに川崎市(交通局)と本件契約を締結しなければなりません(土曜日、日曜日、及び祝休日を除く。)

(2) 契約保証金

契約金額(貸付期間の賃料総額)の10分の1以上(1円未満切り上げ)とします。

(3) 契約書作成の要否

必要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

10 貸付金額の納入期限日等

入札説明書によります。

11 自動販売機に係る電気料金相当額の負担

自動販売機に係る電気を川崎市(交通局)の施設から受電する場合は、電気料金相当額を納付しなければなりません。

なお、電気料金相当額は、入札説明書により算定した額とし、各年度の電気料金相当額を当該年度の貸付人が指定する日までに納付していただきます。

12 その他

(1) 事情により予告なく入札の中止や内容の変更をすることがあります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定める

ところによります。

(4) この契約の目的物に係る税制改正が実施された場合は、それによるものとします。

(5) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

川崎市交通局公告第67号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月4日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

運転適性検査器購入

(2) 履行場所

当局が指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 業務概要

運転適性検査器の購入(詳細は仕様書参照)

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和5・6年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「家電・通信機器」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 本調達物品と同等の物品を、平成31年4月1日以降に日本国内の運転免許センター、自動車教習所、損害保険会社、旅客輸送事業者等に対して納入した実績を有すること。

(5) 仕様書に記載されている製品規格要件と仕様を満たしていることを証明できる資料(カタログ等)を提出すること。

(6) 本調達品の納入後、修理・点検等のアフターサービスを当局の求めに応じて、迅速かつ的確に対応できること。

(7) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により提出書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 上記2の(4)における実績を証明する書類(納品

書等)

ウ 上記2の(5)におけるカタログ等

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 神宮司

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

令和5年12月4日から令和5年12月11日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局物品入札公表一覧」→「令和5年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和5年12月13日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部安全・サービス課 渡邊

電話 044-200-3237

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

(1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(ア) 提出期限 令和5年12月20日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書

到達後から令和5年12月20日までの、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)

(イ) 提出先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和5年12月22日 午前9時00分

イ 場 所 川崎市交通局会議室

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル8階

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

川崎市交通局公告第68号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月14日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名

- タイヤチェーン購入
- (2) 履行場所
上平間・塩浜・井田・鷲ヶ峰営業所整備係
- (3) 履行期間
契約締結日から令和6年3月31日まで
- (4) 業務概要
タイヤチェーン 39セット(新車用)の購入。詳細は仕様書参照。
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。
- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 令和5・6年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」、種目「自動車用品」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。
- 3 一般競争入札参加に必要な手続
この入札に参加を希望する者は、次により提出書類を提出しなければなりません。
- (1) 提出書類
一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 神宮司
電話 044-200-3228
- (3) 提出期間
令和5年12月14日から令和5年12月21日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- (4) 提出方法
持参
- 4 入札説明書の交付
市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局物品入札公表一覧」→「令和5年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。
- 5 一般競争入札参加資格確認の通知
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和5年12月27日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先
自動車部運輸課 伊藤
電話 044-200-3241

- 7 一般競争入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。
- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法
総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札書の提出方法等
郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。
- ア 郵送
(ア) 提出期限 令和6年1月15日 必着
(イ) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市交通局企画管理部経理課長
- イ 持参
(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和6年1月15日までの、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
川崎市交通局企画管理部経理課長
- (3) 開札の日時及び場所
ア 日 時 令和6年1月17日 午前9時00分
イ 場 所 川崎市交通局会議室
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル8階
- (4) 入札保証金
免除
- (5) 落札者の決定方法
川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

(1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

交通局公告（調達）

川崎市交通局公告（調達）第18号

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年12月25日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

1 調達の名称

- (1) 軽油A（1月～3月分） 222キロリットル
- (2) 軽油B（1月～3月分） 292キロリットル
- (3) 軽油C（1月～3月分） 222キロリットル
- (4) 軽油D（1月～3月分） 318キロリットル

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

交通局企画管理部経理課

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9（川崎御幸ビル9階）

3 契約の相手方を決定した日

令和5年12月7日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 軽油A

中日本商事 株式会社

代表取締役 中川 秀信

名古屋市港区潮見町37番地の23

(2) 軽油B

中日本商事 株式会社

代表取締役 中川 秀信

名古屋市港区潮見町37番地の23

(3) 軽油C

中日本商事 株式会社

代表取締役 中川 秀信

名古屋市港区潮見町37番地の23

(4) 軽油D

中日本商事 株式会社

代表取締役 中川 秀信

名古屋市港区潮見町37番地の23

5 落札金額

(1) 軽油A 111,000円（1キロリットル当たり）

(2) 軽油B 111,000円（1キロリットル当たり）

(3) 軽油C 111,000円（1キロリットル当たり）

(4) 軽油D 111,000円（1キロリットル当たり）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年10月25日

病院局規程

川崎市病院局規程第17号

川崎市病院局企業職員給与支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月1日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局企業職員給与支給規程の一部

を改正する規程

川崎市病院局企業職員給与支給規程（平成17年川崎市病院局規程第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第4を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

病 院 企 業 職 給 料 表 (1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	156,500	169,300	239,800	263,000	307,200	343,700	374,300	410,900
	2	157,400	170,900	241,600	264,900	309,400	346,100	376,800	414,000
	3	158,300	172,500	243,400	266,800	311,600	348,500	379,400	417,100
	4	159,200	174,100	245,200	268,700	313,800	350,900	382,000	420,300
	5	160,100	175,800	246,800	270,600	315,900	353,300	384,700	423,300
	6	161,200	177,500	248,600	272,600	318,100	355,700	387,400	426,400
	7	162,300	179,200	250,400	274,600	320,300	358,100	390,100	429,500
	8	163,400	181,000	252,200	276,600	322,500	360,600	392,700	432,700
	9	164,400	182,600	254,000	278,300	324,600	363,100	395,200	435,700
	10	165,800	184,500	255,600	280,300	326,900	365,700	398,000	438,800
	11	167,000	186,400	257,500	282,300	329,100	368,200	400,800	441,900
	12	168,200	188,300	259,400	284,300	331,300	370,900	403,500	445,100
	13	169,300	190,100	261,300	286,100	333,300	373,400	406,300	448,200
	14	170,900	192,000	263,100	288,100	335,700	376,000	408,900	451,400
	15	172,500	193,900	265,000	290,100	337,900	378,400	411,600	454,600
	16	174,100	195,600	266,900	292,100	340,100	381,000	414,300	457,800
	17	175,800	197,200	268,600	294,100	342,100	383,700	416,900	460,800
	18	177,500	198,900	270,600	296,100	344,400	386,000	419,600	463,900
	19	179,200	200,700	272,300	298,100	346,700	388,400	422,300	467,100
	20	181,000	202,600	274,100	300,100	349,000	390,900	425,000	470,300
	21	182,600	204,300	275,900	302,200	351,300	393,500	427,500	473,300
	22	184,500	206,100	277,700	304,100	353,700	395,800	430,100	476,400
	23	186,400	207,800	279,400	305,900	356,000	398,300	432,700	479,500
	24	188,300	209,600	281,200	307,900	358,400	400,600	435,300	482,600
	25	190,100	211,300	283,200	309,900	360,400	403,000	437,700	485,700
	26	192,000	212,800	285,200	311,600	362,600	405,300	440,200	488,600
	27	193,900	214,600	287,200	313,500	364,800	407,500	442,700	491,500
	28	195,600	216,400	289,200	315,500	367,000	409,800	445,200	494,500
	29	197,200	218,200	291,300	317,500	369,000	412,200	447,500	497,400
	30	198,900	219,900	293,000	319,200	371,100	414,200	449,700	499,200
	31	200,700	221,600	294,700	321,100	373,100	416,200	451,900	500,900
	32	202,600	223,400	296,400	323,100	375,300	418,200	454,100	502,600
	33	204,300	225,100	297,900	325,100	377,500	420,300	456,100	504,400
	34	206,100	226,800	299,500	326,900	379,500	421,500	457,700	505,600
	35	207,800	228,500	300,900	328,800	381,500	422,800	459,300	506,800
	36	209,600	230,200	302,600	330,800	383,500	424,000	460,900	508,000
	37	211,300	232,000	304,400	332,700	385,300	425,100	462,400	509,000
	38	212,800	233,600	306,100	334,400	387,100	425,900	463,200	510,100
	39	214,600	235,300	307,600	336,300	388,800	426,700	464,000	511,200
	40	216,400	237,100	309,100	338,300	390,500	427,500	464,800	512,300
	41	218,200	238,900	310,900	340,300	392,300	428,100	465,400	513,500
	42	219,900	240,400	312,400	342,100	393,600	428,800	466,100	514,300
	43	221,600	242,000	313,900	344,000	394,900	429,500	466,800	515,100
	44	223,400	243,800	315,700	345,900	396,300	430,200	467,500	515,900
	45	225,100	245,500	317,400	347,900	397,500	430,700	468,100	516,700
	46	226,800	247,000	318,800	349,700	398,400	431,400	468,800	517,500
	47	228,500	248,500	320,200	351,600	399,400	432,100	469,500	518,300
	48	230,200	250,300	322,000	353,600	400,400	432,800	470,200	519,100

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	232,000	252,100	323,800	355,500	401,400	433,300	470,800	519,900
	50	233,000	253,600	325,300	357,000	402,100	433,900	471,500	520,700
	51	233,900	255,100	326,900	358,500	402,800	434,500	472,200	521,500
	52	234,800	256,800	328,600	360,000	403,600	435,100	472,900	522,300
	53	235,700	258,600	329,900	361,400	404,300	435,800	473,500	523,100
	54	236,700	260,000	331,400	362,600	404,900	436,400	474,200	523,700
	55	237,600	261,400	332,800	363,900	405,500	437,000	474,900	524,300
	56	238,600	263,100	334,300	365,200	406,200	437,600	475,600	524,900
	57	239,300	264,800	335,700	366,500	406,800	438,100	476,200	525,600
	58	240,200	266,200	336,900	367,400	407,400	438,700	476,900	526,200
	59	241,100	267,700	338,200	368,300	408,100	439,300	477,600	526,800
	60	241,900	269,400	339,700	369,200	408,800	439,900	478,300	527,400
	61	242,600	271,000	340,900	370,000	409,300	440,400	478,900	528,100
	62	243,300	272,400	342,000	370,800	409,900	441,000	479,500	528,700
	63	244,000	273,900	343,100	371,600	410,500	441,600	480,100	529,300
	64	244,700	275,600	344,300	372,500	411,200	442,200	480,700	529,900
	65	245,600	277,200	345,600	373,300	411,700	442,700	481,200	530,600
	66	246,100	278,700	346,200	373,900	412,300	443,300	481,800	531,200
	67	246,600	280,000	346,900	374,600	412,900	443,900	482,400	531,800
	68	247,100	281,500	347,800	375,300	413,500	444,500	483,000	532,400
	69	247,600	283,400	348,700	375,800	413,900	445,000	483,500	533,100
	70	248,000	284,800	349,400	376,400	414,500	445,500	484,100	533,700
	71	248,400	286,300	350,200	377,000	415,100	446,000	484,700	534,300
	72	248,900	288,000	351,100	377,700	415,700	446,500	485,300	534,900
	73	249,300	289,600	351,800	378,200	416,100	447,100	485,800	535,600
	74	249,600	291,000	352,400	378,800	416,700	447,600	486,400	
	75	249,900	292,400	353,000	379,400	417,300	448,100	487,000	
	76	250,300	294,000	353,700	380,000	417,900	448,600	487,600	
	77	250,600	295,800	354,200	380,600	418,300	449,200	488,100	
	78		297,300	354,700	381,100	418,900	449,700		
	79		298,900	355,300	381,600	419,500	450,200		
	80		300,500	355,900	382,200	420,100	450,700		
	81		302,000	356,600	382,700	420,500	451,300		
	82		303,400	357,100	383,200	421,000	451,800		
	83		304,800	357,700	383,700	421,500	452,300		
	84		306,300	358,300	384,200	422,000	452,800		
	85		307,700	358,700	384,800	422,500	453,400		
	86		309,000	359,200	385,300	423,000			
	87		310,000	359,700	385,800	423,500			
	88		311,200	360,200	386,300	424,000			
	89		312,300	360,700	386,800	424,500			
	90		313,300	361,200	387,300	425,000			
	91		314,300	361,700	387,800	425,500			
	92		315,300	362,200	388,300	426,000			
	93		316,100	362,500	388,700	426,500			
	94		316,900	362,900	389,200	427,000			
	95		317,800	363,400	389,700	427,500			
	96		318,700	363,900	390,200	428,000			
	97		319,200	364,200	390,600	428,500			
	98		319,800	364,600	391,000	429,000			
	99		320,400	365,000	391,400	429,500			
	100		321,100	365,400	391,800	430,000			
	101		321,600	365,900	392,300	430,500			
	102		322,200	366,300	392,700	431,000			
	103		322,700	366,700	393,100	431,500			
	104		323,300	367,100	393,500	432,000			

	105		323,700	367,600	394,000	432,400			
	106		324,300	368,000	394,400				
	107		324,800	368,400	394,800				
	108		325,400	368,800	395,200				
	109		325,800	369,200	395,700				
	110		326,400	369,600	396,100				
	111		326,900	370,000	396,500				
	112		327,500	370,400	396,900				
	113		327,900	370,800	397,400				
	114		328,400	371,200	397,800				
	115		329,000	371,600	398,200				
	116		329,600	372,000	398,600				
	117		330,000	372,400	399,100				
	118			372,800	399,400				
	119			373,200	399,700				
	120			373,600	400,000				
	121			374,000	400,400				
	122			374,300	400,700				
	123			374,600	401,000				
	124			374,900	401,300				
	125			375,000	401,700				
	126			375,100	402,000				
	127			375,200	402,300				
	128			375,300	402,600				
	129			375,500	403,000				
	130			375,600	403,300				
	131			375,700	403,600				
	132			375,800	403,900				
	133			375,900	404,300				
	134			376,000	404,600				
	135			376,100	404,900				
	136			376,200	405,200				
	137			376,300	405,600				
	138			376,400					
	139			376,500					
	140			376,600					
	141			376,700					
	142			376,800					
	143			376,900					
	144			377,000					
	145			377,100					
	146			377,200					
	147			377,300					
	148			377,400					
	149			377,500					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		171,600	210,100	239,800	263,000	307,200	343,700	374,900	411,800
備考	この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。								

別表第2 (第2条関係)

病 院 企 業 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	149,100	162,000	227,700	250,200
	2	150,100	163,400	229,400	251,900
	3	151,100	164,800	231,100	253,600
	4	152,100	166,200	232,800	255,300
	5	153,000	167,500	234,300	256,900
	6	154,200	169,100	236,000	258,900
	7	155,400	170,700	237,700	261,000
	8	156,500	172,300	239,400	263,100
	9	157,500	173,900	241,000	265,000
	10	158,600	175,700	242,700	266,900
	11	159,700	177,500	244,400	268,800
	12	160,800	179,300	246,100	270,700
	13	162,000	181,000	247,700	272,400
	14	163,400	182,700	249,700	274,200
	15	164,800	184,400	251,700	276,000
	16	166,200	186,100	253,700	277,800
	17	167,500	187,800	255,800	279,700
	18	169,100	189,500	257,600	281,500
	19	170,700	191,200	259,400	283,300
	20	172,300	192,900	261,200	285,100
	21	173,900	194,600	262,900	287,000
	22	175,700	196,300	264,700	288,800
	23	177,500	198,000	266,500	290,600
	24	179,300	199,700	268,300	292,400
	25	181,000	201,400	270,000	294,300
	26	182,700	203,100	271,800	296,100
	27	184,400	204,800	273,600	297,900
	28	186,100	206,400	275,400	299,700
	29	187,800	208,000	277,000	301,600
	30	189,500	209,600	278,600	303,400
	31	191,200	211,300	280,200	305,200
	32	192,900	213,000	281,800	307,000
	33	194,600	214,600	283,200	308,900
	34	196,300	216,200	284,800	310,700
	35	198,000	217,900	286,400	312,500
	36	199,700	219,600	288,000	314,300
	37	201,400	221,200	289,400	316,200
	38	203,100	222,900	291,000	318,000
	39	204,800	224,500	292,600	319,800
	40	206,400	226,200	294,200	321,600
	41	208,000	227,800	295,600	323,500
	42	209,600	229,200	297,200	325,300
	43	211,300	230,800	298,800	327,100
	44	213,000	232,400	300,400	328,900
	45	214,600	234,100	301,800	330,600
	46	216,200	235,700	303,300	332,400
	47	217,900	237,300	304,800	334,200
	48	219,600	238,800	306,300	336,000

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	221,200	240,400	307,900	337,700
	50	222,200	241,900	309,300	339,100
	51	223,200	243,400	310,700	340,500
	52	224,100	244,900	312,200	341,900
	53	225,000	246,500	313,600	343,300
	54	225,900	248,000	315,000	344,500
	55	226,800	249,500	316,400	345,700
	56	227,700	250,900	317,800	346,900
	57	228,600	252,300	319,000	348,000
	58	229,400	253,800	320,300	348,800
	59	230,200	255,300	321,700	349,600
	60	230,900	256,800	323,100	350,400
	61	231,600	258,100	324,300	351,200
	62	232,400	259,600	325,400	352,000
	63	233,200	261,100	326,500	352,800
	64	233,900	262,500	327,600	353,600
	65	234,600	263,900	328,600	354,400
	66	235,000	265,400	329,300	355,000
	67	235,400	266,900	330,000	355,600
	68	235,800	268,400	330,700	356,200
	69	236,200	269,700	331,400	356,900
	70	236,600	271,200	332,100	357,500
	71	237,000	272,700	332,800	358,100
	72	237,500	274,200	333,600	358,700
	73	237,800	275,500	334,200	359,200
	74	238,100	277,000	334,800	359,800
	75	238,400	278,500	335,400	360,400
	76	238,600	280,000	336,000	361,000
	77	238,800	281,300	336,500	361,500
	78		282,800	337,100	362,000
	79		284,300	337,700	362,500
	80		285,800	338,300	363,000
	81		287,100	338,700	363,600
	82		288,600	339,200	364,100
	83		290,000	339,700	364,600
	84		291,600	340,200	365,100
	85		292,900	340,700	365,600
	86		293,900	341,200	366,100
	87		294,900	341,700	366,600
	88		295,900	342,200	367,100
	89		296,800	342,600	367,500
	90		297,700	343,000	368,000
	91		298,600	343,400	368,500
	92		299,500	343,800	369,000
	93		300,400	344,300	369,300
	94		301,100	344,700	369,800
	95		301,800	345,100	370,300
	96		302,600	345,500	370,800
	97		303,200	345,900	371,100
	98		303,800	346,300	371,500
	99		304,400	346,700	371,900
	100		305,000	347,100	372,300
	101		305,500	347,500	372,700
	102		306,100	347,900	373,100
	103		306,700	348,300	373,500
	104		307,300	348,700	373,900

	105		307,700	349,100	374,300
	106		308,200	349,500	374,700
	107		308,700	349,900	375,100
	108		309,200	350,300	375,500
	109		309,600	350,600	375,900
	110		310,100	351,000	376,300
	111		310,600	351,400	376,700
	112		311,100	351,800	377,100
	113		311,500	352,100	377,500
	114		312,000	352,500	377,900
	115		312,500	352,900	378,300
	116		313,000	353,300	378,700
	117		313,400	353,600	379,100
	118			354,000	379,400
	119			354,400	379,700
	120			354,800	380,000
	121			355,100	380,400
	122			355,400	380,700
	123			355,700	381,000
	124			356,000	381,300
	125			356,100	381,700
	126			356,200	382,000
	127			356,300	382,300
	128			356,400	382,600
	129			356,500	382,900
	130			356,600	383,200
	131			356,700	383,500
	132			356,800	383,800
	133			356,900	384,100
	134			357,000	384,400
	135			357,100	384,700
	136			357,200	385,000
	137			357,300	385,300
	138			357,400	
	139			357,500	
	140			357,600	
	141			357,700	
	142			357,800	
	143			357,900	
	144			358,000	
	145			358,100	
	146			358,200	
	147			358,300	
	148			358,400	
	149			358,500	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		163,200	199,900	227,700	250,200
備考	この表は、業務職員に適用する。				

別表第3 (第2条関係)

病 院 企 業 職 給 料 表 (3)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	259,300	340,500	390,400	439,100	490,000
	2	262,200	343,000	392,800	441,600	492,400
	3	265,100	345,500	395,200	444,100	494,800
	4	268,000	348,000	397,600	446,600	497,200
	5	270,800	350,400	399,800	449,100	499,500
	6	273,700	353,000	402,300	451,600	501,800
	7	276,600	355,600	404,800	454,100	504,100
	8	279,500	358,200	407,300	456,600	506,400
	9	282,500	360,700	409,700	459,000	508,500
	10	285,600	363,400	412,200	461,300	510,800
	11	288,700	365,900	414,700	463,600	513,100
	12	291,800	368,400	417,200	465,900	515,400
	13	294,800	370,400	419,700	468,100	517,300
	14	297,300	372,900	422,200	470,400	519,600
	15	299,800	375,200	424,700	472,700	521,900
	16	302,300	377,500	427,200	474,900	524,200
	17	304,700	379,400	429,600	477,000	526,100
	18	307,200	381,700	432,100	479,400	528,300
	19	309,500	384,000	434,600	481,600	530,500
	20	311,800	386,200	437,100	483,800	532,700
	21	313,900	388,400	439,500	485,600	534,900
	22	316,200	390,400	441,800	487,900	537,100
	23	318,500	392,300	444,100	490,200	539,300
	24	320,800	394,200	446,400	492,400	541,500
	25	322,900	396,000	448,400	494,100	543,500
	26	325,100	398,000	450,600	496,300	545,600
	27	327,300	400,000	452,800	498,500	547,700
	28	329,500	402,000	455,000	500,700	549,800
	29	331,500	403,600	457,200	502,500	551,700
	30	333,700	405,500	458,900	504,300	553,400
	31	335,900	407,400	460,600	506,100	555,100
	32	338,100	409,300	462,300	507,900	556,800
	33	340,100	411,200	463,900	509,700	558,400
	34		413,100	465,600	511,400	560,000
	35		415,000	467,300	513,100	561,600
	36		416,900	469,000	514,800	563,200
	37		418,700	470,600	516,200	564,600
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	38			472,300	517,700	565,900
	39			474,000	519,200	567,200
	40			475,700	520,700	568,500
	41			477,200	522,200	569,700
	42			478,900	523,400	570,700
	43			480,600	524,600	571,700
	44			482,300	525,800	572,700
	45			483,800	527,000	573,700
	46			485,500	528,200	574,700
	47			487,200	529,400	575,700
	48			488,900	530,600	576,700

	49			490,300	531,600	577,700
	50			491,700	532,600	578,600
	51			493,100	533,600	579,500
	52			494,500	534,600	580,400
	53			495,700	535,600	581,300
	54			496,500	536,600	582,200
	55			497,300	537,600	583,100
	56			498,100	538,600	584,000
	57			498,900	539,600	584,900
	58			499,700	540,600	585,800
	59			500,500	541,600	586,700
	60			501,300	542,600	587,600
	61			502,000	543,600	588,500
	62			502,800	544,600	589,400
	63			503,600	545,600	590,300
	64			504,400	546,600	591,200
	65			505,000	547,500	592,100
	66			505,800	548,400	593,000
	67			506,600	549,300	593,900
	68			507,400	550,200	594,800
	69			508,000	551,000	595,700
	70			508,700	551,800	596,600
	71			509,400	552,600	597,500
	72			510,100	553,400	598,400
	73			510,900	554,300	599,300
	74			511,600	555,100	600,200
	75			512,300	555,900	601,100
	76			513,000	556,700	602,000
	77			513,700	557,600	602,900
	78			514,400		
	79			515,100		
	80			515,800		
	81			516,500		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		293,000	340,500	390,400	439,100	490,000

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

別表第4 (第2条関係)

病 院 企 業 職 給 料 表 (4)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	156,500	169,300	239,800	263,000	307,200	343,700	374,300
	2	157,400	170,900	241,600	264,900	309,400	346,100	376,800
	3	158,300	172,500	243,400	266,800	311,600	348,500	379,400
	4	159,200	174,100	245,200	268,700	313,800	350,900	382,000
	5	160,100	175,800	246,800	270,600	315,900	353,300	384,700
	6	161,200	177,500	248,600	272,600	318,100	355,700	387,400
	7	162,300	179,200	250,400	274,600	320,300	358,100	390,100
	8	163,400	181,000	252,200	276,600	322,500	360,600	392,700
	9	164,400	182,600	254,000	278,300	324,600	363,100	395,200
	10	165,800	184,500	255,600	280,300	326,900	365,700	398,000
	11	167,000	186,400	257,500	282,300	329,100	368,200	400,800
	12	168,200	188,300	259,400	284,300	331,300	370,900	403,500
	13	169,300	190,100	261,300	286,100	333,300	373,400	406,300
	14	170,900	192,000	263,100	288,100	335,700	376,000	408,900
	15	172,500	193,900	265,000	290,100	337,900	378,400	411,600
	16	174,100	195,600	266,900	292,100	340,100	381,000	414,300
	17	175,800	197,200	268,600	294,100	342,100	383,700	416,900
	18	177,500	198,900	270,600	296,100	344,400	386,000	419,600
	19	179,200	200,700	272,300	298,100	346,700	388,400	422,300
	20	181,000	202,600	274,100	300,100	349,000	390,900	425,000
	21	182,600	204,300	275,900	302,200	351,300	393,500	427,500
	22	184,500	206,100	277,700	304,100	353,700	395,800	430,100
	23	186,400	207,800	279,400	305,900	356,000	398,300	432,700
	24	188,300	209,600	281,200	307,900	358,400	400,600	435,300
	25	190,100	211,300	283,200	309,900	360,400	403,000	437,700
	26	192,000	212,800	285,200	311,600	362,600	405,300	440,200
	27	193,900	214,600	287,200	313,500	364,800	407,500	442,700
	28	195,600	216,400	289,200	315,500	367,000	409,800	445,200
	29	197,200	218,200	291,300	317,500	369,000	412,200	447,500
	30	198,900	219,900	293,000	319,200	371,100	414,200	449,700
	31	200,700	221,600	294,700	321,100	373,100	416,200	451,900
	32	202,600	223,400	296,400	323,100	375,300	418,200	454,100
	33	204,300	225,100	297,900	325,100	377,500	420,300	456,100
	34	206,100	226,800	299,500	326,900	379,500	421,500	457,700
	35	207,800	228,500	300,900	328,800	381,500	422,800	459,300
	36	209,600	230,200	302,600	330,800	383,500	424,000	460,900
	37	211,300	232,000	304,400	332,700	385,300	425,100	462,400
	38	212,800	233,600	306,100	334,400	387,100	425,900	463,200
	39	214,600	235,300	307,600	336,300	388,800	426,700	464,000
	40	216,400	237,100	309,100	338,300	390,500	427,500	464,800
	41	218,200	238,900	310,900	340,300	392,300	428,100	465,400
	42	219,900	240,400	312,400	342,100	393,600	428,800	466,100
	43	221,600	242,000	313,900	344,000	394,900	429,500	466,800
	44	223,400	243,800	315,700	345,900	396,300	430,200	467,500
	45	225,100	245,500	317,400	347,900	397,500	430,700	468,100
	46	226,800	247,000	318,800	349,700	398,400	431,400	468,800
	47	228,500	248,500	320,200	351,600	399,400	432,100	469,500
	48	230,200	250,300	322,000	353,600	400,400	432,800	470,200

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	232,000	252,100	323,800	355,500	401,400	433,300	470,800
	50	233,600	253,600	325,300	357,000	402,100	433,900	471,500
	51	235,300	255,100	326,900	358,500	402,800	434,500	472,200
	52	237,100	256,800	328,600	360,000	403,600	435,100	472,900
	53	238,900	258,600	329,900	361,400	404,300	435,800	473,500
	54	240,400	260,000	331,400	362,600	404,900	436,400	474,200
	55	242,000	261,400	332,800	363,900	405,500	437,000	474,900
	56	243,800	263,100	334,300	365,200	406,200	437,600	475,600
	57	245,500	264,800	335,700	366,500	406,800	438,100	476,200
	58	247,000	266,200	336,900	367,400	407,400	438,700	476,900
	59	248,500	267,700	338,200	368,300	408,100	439,300	477,600
	60	250,300	269,400	339,700	369,200	408,800	439,900	478,300
	61	252,100	271,000	340,900	370,000	409,300	440,400	478,900
	62	253,600	272,400	342,000	370,800	409,900	441,000	479,500
	63	255,100	273,900	343,100	371,600	410,500	441,600	480,100
	64	256,800	275,600	344,300	372,500	411,200	442,200	480,700
	65	258,600	277,200	345,600	373,300	411,700	442,700	481,200
	66	260,000	278,700	346,200	373,900	412,300	443,300	481,800
	67	261,400	280,000	346,900	374,600	412,900	443,900	482,400
	68	263,100	281,500	347,800	375,300	413,500	444,500	483,000
	69	264,800	283,400	348,700	375,800	413,900	445,000	483,500
	70	266,200	284,800	349,400	376,400	414,500	445,500	484,100
	71	267,700	286,300	350,200	377,000	415,100	446,000	484,700
	72	269,400	288,000	351,100	377,700	415,700	446,500	485,300
	73	271,000	289,600	351,800	378,200	416,100	447,100	485,800
	74	272,400	291,000	352,400	378,800	416,700	447,600	486,400
	75	273,900	292,400	353,000	379,400	417,300	448,100	487,000
	76	275,600	294,000	353,700	380,000	417,900	448,600	487,600
	77	277,200	295,800	354,200	380,600	418,300	449,200	488,100
	78		297,300	354,700	381,100	418,900	449,700	
	79		298,900	355,300	381,600	419,500	450,200	
	80		300,500	355,900	382,200	420,100	450,700	
	81		302,000	356,600	382,700	420,500	451,300	
	82		303,400	357,100	383,200	421,000	451,800	
	83		304,800	357,700	383,700	421,500	452,300	
	84		306,300	358,300	384,200	422,000	452,800	
	85		307,700	358,700	384,800	422,500	453,400	
	86		309,000	359,200	385,300	423,000		
	87		310,000	359,700	385,800	423,500		
	88		311,200	360,200	386,300	424,000		
	89		312,300	360,700	386,800	424,500		
	90		313,300	361,200	387,300	425,000		
	91		314,300	361,700	387,800	425,500		
	92		315,300	362,200	388,300	426,000		
	93		316,100	362,500	388,700	426,500		
	94		316,900	362,900	389,200	427,000		
	95		317,800	363,400	389,700	427,500		
	96		318,700	363,900	390,200	428,000		
	97		319,200	364,200	390,600	428,500		
	98		319,800	364,600	391,000	429,000		
	99		320,400	365,000	391,400	429,500		
	100		321,100	365,400	391,800	430,000		
	101		321,600	365,900	392,300	430,500		
	102		322,200	366,300	392,700	431,000		
	103		322,700	366,700	393,100	431,500		
	104		323,300	367,100	393,500	432,000		

	105		323,700	367,600	394,000	432,400		
	106		324,300	368,000	394,400			
	107		324,800	368,400	394,800			
	108		325,400	368,800	395,200			
	109		325,800	369,200	395,700			
	110		326,400	369,600	396,100			
	111		326,900	370,000	396,500			
	112		327,500	370,400	396,900			
	113		327,900	370,800	397,400			
	114		328,400	371,200	397,800			
	115		329,000	371,600	398,200			
	116		329,600	372,000	398,600			
	117		330,000	372,400	399,100			
	118			372,800	399,400			
	119			373,200	399,700			
	120			373,600	400,000			
	121			374,000	400,400			
	122			374,300	400,700			
	123			374,600	401,000			
	124			374,900	401,300			
	125			375,000	401,700			
	126			375,100	402,000			
	127			375,200	402,300			
	128			375,300	402,600			
	129			375,500	403,000			
	130			375,600	403,300			
	131			375,700	403,600			
	132			375,800	403,900			
	133			375,900	404,300			
	134			376,000	404,600			
	135			376,100	404,900			
	136			376,200	405,200			
	137			376,300	405,600			
	138			376,400				
	139			376,500				
	140			376,600				
	141			376,700				
	142			376,800				
	143			376,900				
	144			377,000				
	145			377,100				
	146			377,200				
	147			377,300				
	148			377,400				
	149			377,500				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		171,600	210,100	239,800	263,000	307,200	343,700	374,900

備考 この表は、薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公表の日から施行し、改正後の川崎市病院局企業職員給与支給規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 職員が、この規程による改正前の川崎市病院局企業職員給与支給規程の規定に基づいて、令和5年4月1日以後の分として支給を受けた給与は、この規程による改正後の川崎市病院局企業職員給与支給規程の規定による給与の内払とみなす。

川崎市病院局規程第18号

川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月1日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院企業職員の初任給、昇格、昇給

等に関する規程の一部を改正する規程

- 第1条 川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（平成17年川崎市病院局規程第26号）の一部を次のように改正する。

別表第8を次のように改める。

別表第8（第7条関係）

年齢別最低保障額表

採用年齢	金額
歳	円
18	151,100
19	154,200
20	157,500
21	159,700
22	163,400
23	166,200
24	169,100
25	173,900
26	177,500
27	182,700
28	186,100
29	189,500
30	192,900
31	196,300
32	199,700
33	203,100
34	208,000
35	211,300
36	214,600
37	217,900
38	221,200
39	222,200
40歳以上	223,200

- 第2条 川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第2中「41歳未満」を削り、「51号給」を「66号給」に改める。

別表第8中

「

40歳以上	223,200
-------	---------

」

を

「

40	223,200
41	224,100
42	225,000
43	225,900
44	226,800
45	227,700
46	228,600
47	229,400
48	230,200
49	230,900
50	231,600
51	232,400
52	233,200
53	233,900
54	234,600
55歳以上	235,000

」

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公表の日から施行し、第1条の規定による改正後の川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（次項及び第3項において「改正後の規程」という。）の規定は、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、第2条並びに附則第4項及び第5項の規定は、令和6年1月1日（以下「第2条施行日」という。）から施行する。（経過措置）
- 2 適用日からこの規程の施行の日（次項において「第1条施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規程の規定による号給が第1条の規定による改正前の川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規

程の規定にかかわらず、改正前の規程の規定による号給とするものとする。

- 3 第1条施行日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、降格、昇給、降給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に管理者の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、同項の規定の適用を受ける職員との均衡を考慮して必要な調整を行うことができる。

（業務職に関する在職者調整）

- 4 適用日において41歳以上であり、かつ、第2条施行日前から引き続き在職する病院企業職給料表(2)の適用を受ける職員で、その者の第2条施行日における給料月額が、その者が第2条施行日の前日に退職し、第2条施行日に再び採用されたものとした場合に第2条の規定による改正後の川崎市病院局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（以下この項及び次項において「改正後の規程」という。）の規定を適用して得られるその者の初任給の額を下回ることとなる者については、その者の第2条施行日における号給を、第2条施行日の前日にその者が退職し、第2条施行日に再び採用されたものとした場合に改正後の規程の規定を適用して得られる号給に調整することができる。

（年齢別最低保障額に関する在職者調整）

- 5 適用日において41歳以上であり、かつ、第2条施行日前から引き続き在職する病院企業職給料表(2)以外の給料表の適用を受ける職員で、その者の第2条施行日における給料月額が、その者の適用日における年齢に対応する改正後の規程別表第8に定める年齢別最低保障額表に掲げる額を下回る者については、その者の第2条施行日における号給を、当該額とその者に適用される給料表の職務の級における同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該級における直近上位の額の号給）に調整することができる。

川崎市病院局規程第19号

川崎市病院局企業職員の級別の基準となるべき職務の内容を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月1日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄
川崎市病院局企業職員の級別の基準となるべき職務の内容を定める規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員の級別の基準となるべき職務の

内容を定める規程（平成17年川崎市病院局規程第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2の病院企業職給料表(2)の適用職員の表備考第1項ただし書を削る。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

川崎市病院局規程第20号

川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月1日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄
川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程（平成17年川崎市病院局規程第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第4条の3第1項第1号中「100分の113.5」を「100分の118.5」に、「100分の200」を「100分の210」に改め、同項第2号中「100分の106」を「100分の111」に、「100分の113.5」を「100分の118.5」に改め、同項第3号中「100分の98.5」を「100分の103.5」に改め、同項第4号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める。

第4条の4第1項第1号中「100分の50」を「100分の52.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改め、同項第3号中「100分の45」を「100分の47.5」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

川崎市病院局規程第21号

川崎市病院局会計規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和5年12月6日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄
川崎市病院局会計規程の一部を改正する規程

川崎市病院局会計規程（平成17年川崎市病院局規程第36号）の一部を次のように改正する。

第29条の次に次の1条を加える。

（請求書の具備条件）

第29条の2 支払伝票に添付する請求書は、次に掲げる事項を備えていなければならない。

- (1) 請求金額、算出の基礎及び債権を証すべき事実
- (2) 債権者の住所、氏名及び押印
- (3) 請求年月日

(4) 宛先

2 請求書に使用する印鑑は、契約書その他支出負担行為に必要な書類に使用したものと同一でなければならない。ただし、管理者が特に認める場合は、この限りでない。

附 則

この規程は、令和5年12月6日から施行する。

川崎市病院局規程第22号

川崎市病院局賠償責任職員の指定等に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和5年12月14日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局賠償責任職員の指定等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局賠償責任職員の指定等に関する規程（平成17年川崎市病院局規程第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の2第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

第2条中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

病 院 局 公 告**川崎市病院局公告第58号**

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月11日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担当」といいます。）

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857（直通）

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/>

[contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html](https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html))

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分）。

イ 本書において「名簿」とは、「令和5・6年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、別紙の案件ごとに定められた期間に質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分）。

電子メールアドレス 83keiyaku@city.kawasaki.jp

また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口に戻り、回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

なお、回答後に再質問は受け付けません。また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定

価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	鹿島田看護職員宿舎 ルームエアコン更新(空室・管理人室分)
	履行場所	川崎市幸区鹿島田1-21-14(鹿島田看護職員宿舎)
	履行期間	契約締結日から令和6年3月15日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「家電通信」 種目「家電製品」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
競争参加の申込	令和5年12月11日から令和6年1月12日まで受け付けます。	
現場説明会	実施しません。	
仕様に関する問い合わせ等	令和5年12月11日から令和6年1月12日まで受け付けます。	
入札及び開札	日時	令和5年1月26日 午前11時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	
その他	・仕様書【別紙1 図面】および【別紙2 参考画像】については、競争参加資格があると認められた事業者に対して、競争参加資格確認通知書とともに交付します。 ・処分に係る費用は本契約と別途契約としますが、入札は処分に係る費用を含めた総額で競争入札を実施するものとします。	

川崎市病院局公告第59号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月11日

川崎市病院事業管理者 金井 歳雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程並びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日等は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分）。

イ 本書において「名簿」とは、「令和5・6年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

- (5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、別紙の案件ごとに定められた期間に質問書（様式は病院局入札情報のペー

ジで取得できます。）により受け付けます（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分）。

電子メールアドレス 83keiyaku@city.kawasaki.jp

また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口に回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

なお、回答後に再質問は受け付けません。また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

- (6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

- (7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

- (8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競争入札に 付する事項	件名	井田病院防火設備点検業務委託
----------------	----	----------------

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	履行場所	川崎市中原区井田 2 - 27 - 1
	履行期間	契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで
競 争 参 加 資 格	名 簿 の 登 録	業 種 「施設維持管理」 種 目 「消火設備保守点検」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	特になし
競争参加の申込	令和 5 年 12 月 11 日から令和 5 年 12 月 18 日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	実施しません。	
仕様に関する 問い合わせ等	令和 5 年 12 月 11 日から令和 5 年 12 月 18 日まで受け付けます。	
入 札 及 び 開 札	日 時	令和 6 年 1 月 12 日 午前 10 時 00 分
	場 所	川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9 川崎御幸ビル 7 階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

川崎市病院局公告第60号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 5 年 12 月 11 日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総 則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報
を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当（以下「病院局契約担
当」といいます。）

川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9

川崎御幸ビル 7 階 電話 044 - 200 - 3857（直通）

- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」とい
います。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以
下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規
程並びに物品調達等に関する仕様書等入札に必要な
書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、
インターネットにおいて、病院局入札情報のページ
で閲覧及びダウンロードすることができます。

([https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/
contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.
html](https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html))

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている
場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、
閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の
日の午前 8 時 30 分から正午までと、午後 1 時から午
後 5 時 15 分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められ
た期間に病院局契約担当窓口への持参により受け

付けます（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く
午前 8 時 30 分～正午及び午後 1 時～午後 5 時 15
分）。

イ 本書において「名簿」とは、「令和 5・6 年度
川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名
簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごと
に定められた競争参加資格のほか、次の全ての条
件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第 2 条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に
よる指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資
格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会へ
の出席等の競争参加者の義務を誠実に履行す
ること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙
の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交
付します。競争参加資格があると認め難い者に
は、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参
加申込書及び本書に定めるその他の提出書類につ
いて虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参
加することはできません。

- (5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、別紙の案件ごとに定め
られた期間に質問書（様式は病院局入札情報のペー
ジで取得できます。）により受け付けます（土曜日、
日曜日及び国民の祝日を除く午前 8 時 30 分～正午及
び午後 1 時～午後 5 時 15 分）。

電子メールアドレス 83keiyaku@city.kawasaki.jp
また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口へ回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

なお、回答後に再質問は受け付けません。また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格

以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

入札書記載金額の最も高い者が予定価格を下回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院不用医療器械（超電導磁石式全身用MR装置）の売却
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1（川崎市立川崎病院）
	履行期間	契約締結日から令和6年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「回収資材購入」 種目「その他」 または 業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	競争参加申込時次の書類の提出をすること。 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に定める販売業の許可証の写し ・古物営業法の規定に定める古物商許可証の写し
競争参加の申込	令和5年12月11日から令和5年12月18日まで受け付けます。	
現場説明会	希望者のみ競争参加申込書提出後、現場視察を認めます。 ※ 問い合わせ先に記載の担当と日程調整をすること。 視察期間：令和5年12月11日から令和5年12月18日まで 問い合わせ先：川崎市立川崎病院 庶務課経理係 野本 044-233-5521（代表） 問い合わせ時間：午前8時30分から午後5時00分まで （閉庁日及び開庁日の正午から午後1時00分を除く。）	
仕様に関する問い合わせ等	令和5年12月11日から令和5年12月19日まで受け付けます。	
入札及び開札	日時	令和5年12月27日 午前10時00分

入札及び開札	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	井田病院不用医療器械（X線撮影装置）の売却
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1（川崎市立井田病院）
	履行期間	契約締結日から令和6年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登 録	業 種「回収資材購入」 種 目「その他」 または 業 種「医療機器」 種 目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	そ の 他	競争参加申込時次の書類の提出をすること。 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に定める販売業の許可証の写し ・古物営業法の規定に定める古物商許可証の写し
競争参加の申込	令和5年12月11日から令和5年12月18日まで受け付けます。	
現 場 説 明 会	希望者のみ競争参加申込書提出後、現場視察を認めます。 ※ 問い合わせ先に記載の担当と日程調整をすること。 視察期間：令和5年12月11日から令和5年12月18日まで 問い合わせ先：川崎市立井田病院 庶務課経理係 山本 044-766-2188（代表） 問い合わせ時間：午前8時30分から午後5時00分まで （閉庁日及び開庁日の正午から午後1時00分を除く。）	
仕様に関する 問 い 合 せ 等	令和5年12月11日から令和5年12月19日まで受け付けます。	
入札及び開札	日 時	令和5年12月27日 午前10時00分
	場 所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 価 格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

川崎市病院局公告第61号

入 札 公 告

工事請負契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月13日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報
を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（以下

「建築契約係」といいます。）

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階

電話044-200-2100

(2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程は、建築契約係の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/>

contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、閉庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。
- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について
- ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に建築契約係窓口で受け付けます。
- イ 競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。
- (ア) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に該当しないこと。
- (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。
- (ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。
- (エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。
- ウ 競争参加資格があると認めた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。
- エ 競争参加資格があると認めた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。
- (5) 入札及び開札について

ア 本案件は郵便入札にて執行します。入札方法の詳細については別に定めるところによります。また、開札は別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（川崎市川崎区宮本町1番地）本庁舎16階

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、翌日に再度入札を行います。その際は、対象者に別途連絡します。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(6) 契約の締結について

契約書の作成を必要とします。

詳細については、各案件の「発注情報詳細」及び「川崎市病院局入札契約に関する共通事項（工事・病院局・一般競争入札）」を御覧ください。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	多摩病院病理検査室換気設備改修その他工事
	履行場所	川崎市多摩区宿河原1丁目30番37号
	履行期間	契約の日から令和6年9月30日まで
競争参加資格	(1) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。	

競 争 参 加 資 格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。
申 込 締 切 日	令和5年12月19日(火)まで受付けます。
予 定 価 格	未定
入 札 保 証 金	免除とします。
最 低 制 限 価 格	設定します。
郵便入札締切日	令和6年1月24日(水)必着
開 札 日	令和6年1月26日(金)午前10時00分

川崎市病院局公告第62号

入 札 公 告

工事請負契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年12月13日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（以下「建築契約係」といいます。）

川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎16階

電話044 - 200 - 2100

- (2) 川崎市病院局契約規程（以下「契約規程」といいます。）及び川崎市病院局競争入札参加者心得（以下「参加者心得」といいます。）ほかの契約関係規程は、建築契約係の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、閉庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に建築契約係窓口で受付けます。

イ 競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に

よる指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認めた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認めた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

- (5) 入札及び開札について

ア 本案件は郵便入札にて執行します。入札方法の詳細については別に定めるところによります。また、開札は別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（川崎市川崎区宮本町1番地）本庁舎16階

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定方法

別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内の金額で入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。また、最も高い者が複数ある場合には、くじにより落札候補者を決定します。なお、入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者候補者を決定できないときは、翌日に再度入札を行います。その際は、対象者

に別途連絡します。

(ア) 総合評価点の算出方法

総合評価点の算出方法については、「発注情報詳細」において明示します。

(イ) 価格失格基準について

価格失格基準の設定の有無については、「発注情報詳細」において明示します。

(ウ) 落札者の決定

当該落札候補者について入札参加資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査を実施し、その者の入札価格が調査基準価格(税抜)を下回っている場合には、併せてその者の入札価格による当該契約の適正な履行の確保についての適否を判断し、落札者として決定します。これら審査等の結果、当該落札候補者に資格がない

と認めたとき又はその者の入札価格によっては、当該契約の適正な履行が確保されない恐れがあると認められるときは、当該入札を無効とし、順次、総合評価点の高い入札者について、必要に応じて、同様の審査等を実施し落札者を決定します。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(6) 契約の締結について

契約書の作成を必要とします。

詳細については、各案件の「発注情報詳細」及び「川崎市病院局入札契約に関する共通事項

(工事・病院局・総合評価一般競争入札)」を御覧ください。

(案件1)

競 争 入 札 に 付 す る 事 項	件 名	川崎病院救命救急センター新築空気調和その他設備工事
	履行場所	川崎市川崎区新川通12番1号
	履行期間	契約の日から令和7年9月30日まで
競 争 参 加 資 格	本工事の入札は、混合入札により執行します。 入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体（以下、「特定JV」という。）又は単体企業でなければなりません。 ただし、特定JVの出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。 (1) 特定JVの資格条件 ア 全ての構成員に必要な条件 (ア) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (ウ) 次のaからcのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 a 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 b 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 c 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 (エ) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (オ) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (カ) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (キ) 本工事の他の特定JVの構成員になっていないこと。 イ 特定JVの代表者に必要な条件 (ア) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「A」で登録されていること。 (イ) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (ウ) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。	

競争参加資格	なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 ウ 特定JVの構成員2に必要な条件 (ア) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「A」又は「B」で登録されていること。 (イ) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (ウ) 主任技術者(業種「管」)を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。) (2) 単体企業の資格条件 上記「(1)特定JVの資格条件」のうち「ア 全ての構成員に必要な条件」及び「イ 特定JVの代表者に必要な条件」を全て満たす者であること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、(1)イ(イ)については一般建設業の許可でも可とし、(1)イ(ウ)については主任技術者でも可とします。
申込締切日	令和5年12月22日(金)まで受付けます。
予定価格	未定
入札保証金	免除とします。
低入札調査基準価格	設定します。
郵便入札締切日	令和6年2月2日(金)必着
開札日	令和6年2月13日(火)午前10時00分
その他	(1) 病院局総合評価一般競争入札実施要綱に規定する総合評価落札方式の特別簡易型を適用します。 (2) 評価項目算定資料の提出等については、本件の「発注情報詳細(総合評価特別簡易型)」及び「川崎市入札契約に関する共通事項(工事・病院局・総合評価一般競争入札)」に定めるところによるものとします。詳細は、評価項目算定資料の提出については「入札手続等」を、落札者決定基準、評価結果の公表及び価格以外の評価に関する疑義については「落札者の決定方法」を、提出された資料に係る虚偽記載等があった場合の取扱いについては「加算点を得た評価項目が達成されなかったときの対応」を御覧ください。

病院局公告(調達) 川崎市病院局公告(調達)第21号 落札者等の公示 川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。 令和5年12月25日 川崎市病院事業管理者 金井 歳雄 1 物品及び役務の名称 (1) 川崎病院で使用する超電導磁石式全身用MR装置の調達	(2) 川崎病院超電導磁石式全身用MR装置保守業務委託 2 契約事務担当部局の名称及び所在地 (1) 病院局経営企画室契約担当 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 (2) 病院局経営企画室契約担当 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 3 契約の相手方を決定した日 (1) 令和5年10月31日 (2) 令和5年10月31日 4 契約の相手方の氏名及び住所 (1) シーメンスヘルスケア株式会社 横浜営業所 営業所長 岩本 勝次 横浜市神奈川区沢渡1番地2
--	--

- (2) シーメンスヘルスケア株式会社 横浜営業所
営業所長 岩本 勝次
横浜市神奈川区沢渡1番地2

5 契約金額

- (1) 211,398,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
(2) 68,536,908円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

- (1) 一般競争入札
(2) 一般競争入札

7 入札の公告(公示)を行った日

- (1) 令和5年9月11日
(2) 令和5年9月11日

川崎市病院局公告(調達)第22号

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和5年12月25日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 調達の名称

- (1) 川崎市立川崎病院で使用する都市ガスの調達
(2) 川崎市立井田病院で使用する都市ガスの調達

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

病院局経営企画室契約担当

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

3 契約の相手方を決定した日

- (1) 令和5年12月6日
(2) 令和5年12月6日

4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) ENEOS 株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 齊藤 猛
東京都千代田区大手町一丁目1番2号
(2) ENEOS 株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 齊藤 猛
東京都千代田区大手町一丁目1番2号

5 落札金額

- (1) 250,747,312円(消費税及び地方消費税を含まない。)
(2) 68,013,694円(消費税及び地方消費税を含まない。)

6 契約の相手方を決定した手続

- (1) 一般競争入札
(2) 一般競争入札

7 入札の公告(公示)を行った日

- (1) 令和5年10月25日
(2) 令和5年10月25日

消 防 局 訓 令

川崎市消防局訓令第18号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市火災調査に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月14日

川崎市消防長 原 田 俊 一

川崎市火災調査に関する規程の一部を改正

する訓令

川崎市火災調査に関する規程(平成7年消防局訓令第5号)の一部を次のように改正する。

目次中「第7章雑則(第98条～第102条)」を「第7章震災時の火災調査(第98条～104条)第8章雑則(第105条～第110条)」に改める。

本則中「あたかなければ」を「当たかなければ」に、「あたり」を「当たり」に、「あたって」を「当たって」に、「火災状況見分調書」を「火災状況見分調査書」に、「実況見分調書」を「実況見分調査書」に、「質問調書」を「質問調査書」に改める。

第2条中「すべて」を「全て」に改める。

第6条第2項中「協力」を「支援」に改める。

第7条の見出し中「協同」を「支援」に改め、同条中「調査に協力」を「調査支援を」に改める。

第27条第2項第3号中「吸いがら」を「吸い殻」に改め、同項第4号中「慎しむ」を「慎む」に改める。

第4章第3節中「供述」を「申述」に改める。

第32条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「本部調査員」を「本部調査員等」に改める。

第44条中「さらに」を「更に」に改める。

第45条中「調書」を「調査書」に改める。

第57条中「第15号様式又は第15号様式の2」を「第15号様式、第15号様式の2又は第15号様式の3」に改める。

第72条中「すべて」を「全て」に改める。

第73条第1項第3号中「前記(1)(2)」を「前号」に改める。

第78条第1項第2号中「屋根、外壁及び軒裏」を「外壁及び軒裏」に改める。

第78条第1項第4号中「前号(3)」を「前号」に改め、同項第6号中「前号(1)～(5)」を「前各号」に改める。

第82条中「従がって」を「従って」に改める。

第85条第1項中「品質及び数量等」を「品質、数量等」に改める。

第92条の2第1項第2号中「1号処理以外の火災」を「1号処理以外の火災で損害が500円以上のもの」に改

め、同項に次の１号を加える。

(3) ３号処理

- ア １号処理以外の火災で損害が計上されないもの
イ １号処理以外の火災で損害が計上されてもその額が500円未満のもの

第92条の２第２項中「消防署長は必要に応じて、２号処理の火災を１号処理とすることができる。」を「消防署長は必要に応じて、３号処理の火災を２号処理に、２号処理の火災を１号処理とすることができる。」に改める。

第92条の３第２号に次を加える。

エ 質問調査書

第92条の３第２号の次に次の１号を加える。

(3) ３号処理

- ア 火災調査書
イ 火災原因判定書（第15号様式の３）
ウ 実況見分調査書

第93条第２項第７号中「（回答を含む）」を「（回答を含む。）」に改める。

第98条を第105条とし、第99条を第106条とし、第100条を第107条とし、第101条を第108条とし、第102条を第110条とする。

第７章を第８章とし、第６章の次に次の１章を加える。

第７章 震災時の火災調査

（震災時の初動調査）

第98条 市域に地震が発生し、川崎市消防局警防規程（平成28年消防局訓令第３号）第26条に定める消防指揮本部が開設された場合（以下「震災時」という。）、消防署長は、災害状況の記録及び調査のための情報収集に努めなければならない。

（調査指揮本部）

第99条 消防長は、震災時の火災調査活動を円滑に推進するため、消防局に調査指揮本部を、消防署に方面調査本部をそれぞれ設置するものとする。

２ 調査指揮本部の長を予防部長とし、方面調査本部の長を消防署長とする。

３ その他、調査指揮本部の詳細については別に定める。
（震災時の火災調査活動の原則）

第100条 震災時の火災調査活動は、調査指揮本部及び方面調査本部設置後、り災証明書交付のための損害調査を優先して実施する。

（震災に伴う火災の指定）

第101条 調査指揮本部長は、市域の火災発生状況等から、地域及び期間を定め「震災に伴う火災」を指定する。

２ 消防署長は、震災に伴う火災の指定を受けた火災の調査については、延焼拡大状況、損害状況等に重点を置いた調査活動を行うものとする。

３ 震災に伴う火災の指定を受けていない地域及び期間の火災については、第92条の２に基づく火災原因調査及び損害調査を実施する。

（処理基準）

第102条 震災に伴う火災に指定された火災は震災処理とし、調査要領は別に定める。

（調査書類の作成基準）

第103条 震災処理に必要な書類は、第92条の３第１項第３号によるものとするが、火災原因判定書は、第30号様式により作成するものとする。

２ 書類の整理編さんは、第93条によるものとする。

（震災に伴う火災のり災証明の交付）

第104条 震災に伴う火災のり災証明書交付要領は別に定める。

第108条の次に次の１条を加える。

（検討委員会）

第109条 消防長は、火災調査業務に関し、検討の必要があると認めた場合は、火災調査業務検討委員会を開催するものとする。

様式目次を次のように改める。

様式目次

様 式	名 称	関係条文
1	火災原因認定通知書	23
2	火災調査事項照会書	24
3	火災状況見分調査書	36
4	実況見分調査書（第 回）	38
4の２	図	38
5	写真説明	38
6	質問調査書（第 回）	45
6の２	質問調査書（第 回）	45
7	資料提出命令書	48
8	資料提出書	48
9	資料受領書	49
10	資料保管書	49
11	試験結果書	51
12	鑑定処分承諾書	53
13	鑑定（試験）嘱託書	54
14	鑑定（試験）書	55
15	火災原因判定書（１号処理）	57
15の２	火災原因判定書（２号処理）	57
15の３	火災原因判定書（３号処理）	57
16	保管品目録	68
17	保管票	68
18	保管資料受領書	69
19	資料送付書	70
20	調査資料処理表（ 年 消防署）	71
21	り災届出書	86
21の２	り災届出追加書	86
22	建物・収容物損害明細書	88
23	車両（船舶・航空機）・その他の損害明細書	88

24	死者の調査書	88
24の2	負傷者の調査書	88
25	火災調査書	92の3
26	書類目録	93
27	延焼拡大の状況	93
28	消防用設備等の状況	93
29	認定書	96
30	火災原因判定書（震災処理）	103
31	り災証明申請書	108
32	り災証明書	108

第6号様式及び第6の2号様式中「供述」を「申述」に改める。

第25号様式中「(第93条関係)」を「(第92条の3)」に改める。

第30号様式（第101条関係）を第31号様式（第108条関係）に改める。

第31号様式（第101条関係）を第32号様式（第108条関係）に改める。

第15号様式の2（第57条関係）の次に次の1様式を加える。

火 災 番 号

第 1 5 号様式の 3 (第 5 7 条関係)

火災原因判定書 (3号処理)

出火日時 年 月 日 () 時 分頃

出火場所 川崎市

(名称)

火 元 者 職業・氏名

上記の火災について、次のとおり判定します。

年 月 日

所 属

階級・氏名

印

発見・通報状況・
(出火前の状況)

発見者 (歳) 通報者 (歳)

出
火
日
時

推定理由

出 火 箇 所	判定理由
出 火 原 因 判 定 の 理 由	

結 論	
--------	--

第29号様式（第96条関係）の次に次の1様式を加える。

第30号様式（第103条関係）

火 災 番 号

火災原因判定書（震災処理）

出火日時 年 月 日（ ） 時 分頃

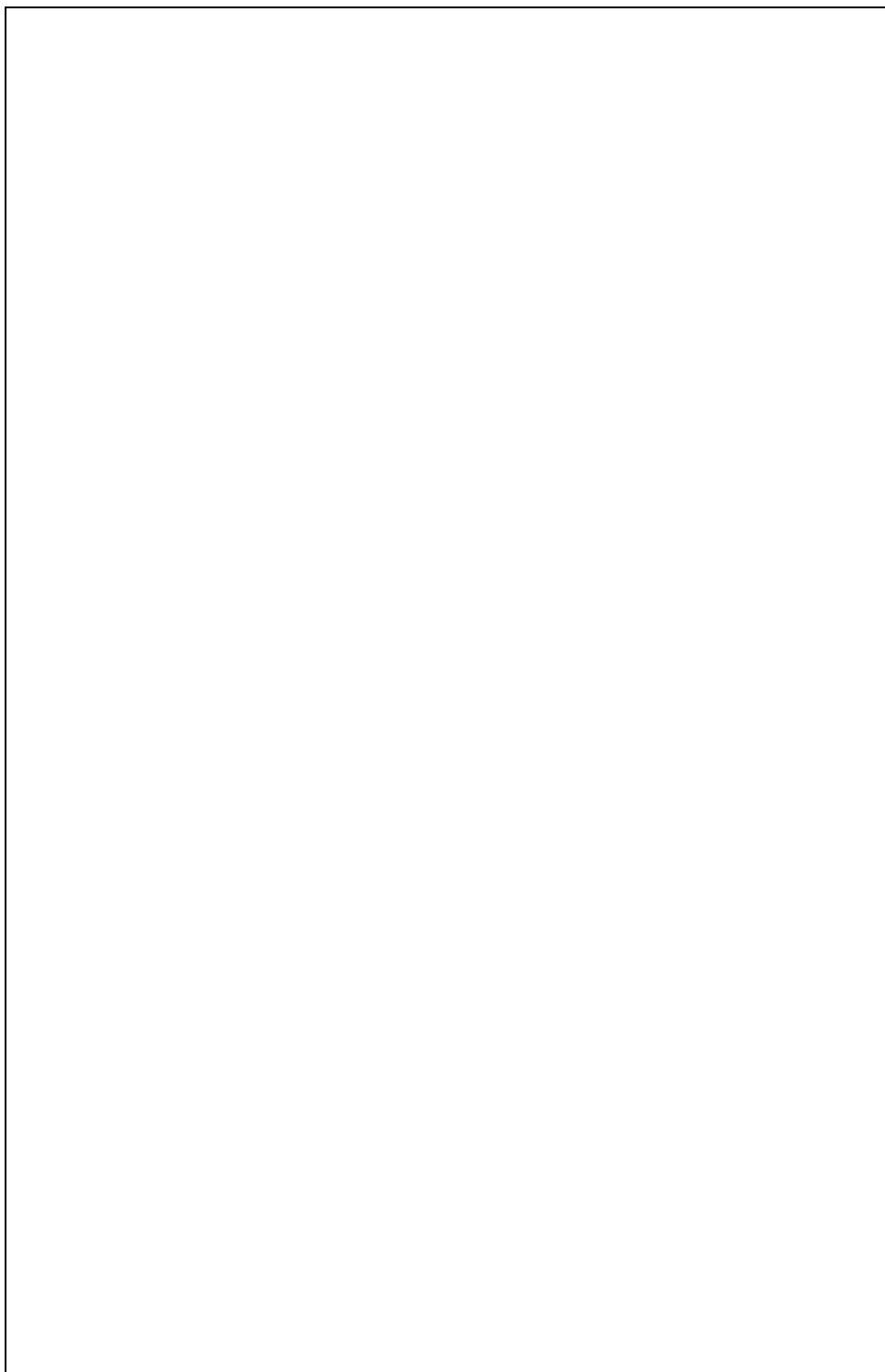
出火場所 川崎市
（名称）

火 元 者 職業・氏名

上記の火災について、次のとおり判定します。

年 月 日
所 属
階級・氏名

印



附 則
(施行期日)
この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

川崎市選挙管理委員会告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による各種請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求をするに必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和5年12月4日

川崎市選挙管理委員会
委員長 山 田 益 男

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び同法第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び同法第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

25,369人

- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、市の選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育委員会の委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

258,553人

- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び同法第86条第1項（区選挙管理委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

川崎区	62,983人
幸 区	47,004人
中原区	72,880人
高津区	64,235人

宮前区	64,576人
多摩区	61,507人
麻生区	49,624人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び同法第5条第15項（合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

211,404人

監 査 公 表

5 川監公第11号
令和5年12月13日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和5年10月18日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	川 上 善 行
同	石 田 康 博
同	かわの 忠 正

(別紙)

5 川 監 第 7 0 9 号
令和5年12月13日

請求人 (※氏名省略) 様

川崎市監査委員 大 村 研 一
同 川 上 善 行
同 石 田 康 博
同 かわの 忠 正

川崎市職員措置請求について (通知)

令和5年10月18日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第1 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1(事実証明書等は添付省略)のとおり、令和5年度収集運搬業務委託において、空き瓶等の収集運搬業務に係る委託契約で担当職員の指導により実質的な再委託となる車両の有償譲渡及び従業員の再雇用がなされたこと、ミックスペーパーの収集運搬業務に係る委託契約で不適切な委託料設定がなされたこと等から、市に損害が生じている等として、入札の公平性が損なわれることがないよう必要な審査機能を強化するなどの改善措置を求めるものである。

2 請求の受理

本件措置請求については、所定の要件を具備しているものと認められたことから、令和5年10月18日付けでこれを受理し、監査対象局を環境局とした。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施にあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第7項の規定に基づき、令和5年11月20日、請求人から陳述の聴取を行った。この際、同条第8項の規定に基づく環境局の職員(以下「関係職員」という。)の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙2のとおりである。

2 関係職員の陳述

法第242条第8項の規定に基づき、令和5年11月20日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」(添付省略)の提出があった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙3のとおりである。

3 監査対象事項

法第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為がある場合、また当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合などに、監査委員に対し、監査を求め、当該行為の防止、損害の補填等のために必要な措置を講ずべきことを請求できる制度である。

請求人が監査対象とする具体的な財務会計行為は、本件措置請求書、事実証明書等の内容から、次のとおりと認められる。

(1) 件名を「空き缶・ペットボトル等収集運搬業務委託（中原区）」として、市と落札した事業者（以下「落札事業者」という。）との間で令和4年8月9日付けで締結された委託契約における契約の締結又は履行

(2) 件名を「空き缶・ペットボトル等収集運搬業務委託（川崎区）」として、市と落札事業者との間で令和4年8月9日付けで締結された委託契約における契約の締結又は履行

(3) 件名を「空き缶・ペットボトル等収集運搬業務委託（幸区）」として、市と落札事業者との間で令和4年7月19日付けで締結された委託契約における契約の締結又は履行

(4) 件名を「ミックスペーパー収集運搬業務委託（幸区）」として、市と落札事業者との間で令和5年6月5日付けで締結された委託契約（以下「本件ミックスペーパー一関連業務委託契約」という。）における契約の締結又は履行

上記（1）から（3）までの各契約をまとめて、以下「本件各空き缶等関連業務委託契約」といい、上記（1）から（4）までの各契約をまとめて、以下「本件各委託契約」という。

なお、請求人の求める措置の内容については、本件各委託契約の締結又は履行に違法又は不当な点があるとして、監査委員に対し、必要な措置を求めているものと解して、所定の要件を具備しているものとした。

以上から、本件各委託契約の締結又は履行に違法又は不当な点があるかどうかを監査対象とした。

第3 監査の結果
1 事実関係の確認等

請求人及び関係職員の陳述並びに関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 空き缶、空き缶・ペットボトル、ミックスペーパー等の収集について廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第4条の規定によれば、一般廃棄物の処理責任は市町村にあるとされ、同法第6条の2の規定に

よれば、市町村は一般廃棄物処理基本計画に従って、収集し、運搬し、及び処分する必要があるとされている。

本市では、家庭から排出される一般廃棄物のうち、空き缶、空き缶・ペットボトル、ミックスペーパーなどの資源物等について、収集運搬業務を民間事業者に委託している。

(2) 本市の資源物等収集運搬業務委託契約の入札について
本件各委託契約を含む本市の資源物等収集運搬業務委託契約については、市内を5地域（川崎区、幸区、中原区、高津区及び宮前区、多摩区及び麻生区）に分けた上で、品目ごとに5地域分の個別契約を締結しており、収集運搬業務を実際に行うのは、契約締結の翌年度から5年間である。

入札の方法については、一般廃棄物収集運搬業許可を有する市内業者を対象とした指名競争入札を採用している。なお、令和2年度の入札から最低制限価格を適用している。

(3) 本件各委託契約に係る入札と契約について
本件各委託契約に係る手続については、資源物等収集運搬業務委託契約に関する要領等に基づき、次のように実施されている。

ア 本件各空き缶等関連業務委託契約について
平成29年度に締結された前契約の期間が令和4年度末で終了となるため、令和4年7月中に入札を行い、本件各空き缶等関連業務委託契約をそれぞれ締結している。

イ 本件ミックスペーパー一関連業務委託契約について
平成30年度に締結された前契約の期間が令和5年度末で終了となるため、令和5年6月中に入札を行い、本件ミックスペーパー一関連業務委託契約を締結している。

(4) 再委託の禁止について
本件各委託契約の各契約書に添付された契約約款第5条では、再委託の禁止として、受注者は、業務の全部又は一部を第三者に（再）委託し、若しくは請け負わせてはならないとする旨が記載されている。

(5) 車両の調達及び人員の確保について

請求人は、本件請求の理由として、従前の事業者から落札事業者に対し、車両の有償譲渡及び従業員の転籍が行われたことが実質的な再委託に当たり、これにより、本来必要のない経費が発生している旨主張していると解される。そのため、禁止されている再委託が行われていることにより、本件各空き瓶等関連業務委託契約の締結又は履行に違法又は不当となる点があるか、以下検討する。

本件各空き瓶等関連業務委託契約の契約書の契約約款第5条において再委託が禁止されている趣旨は、落札事業者から無責任な業者等に委託されることによつて、受託業務の履行に係る責任の所在を不明確にし、受託業務が適切に履行されないおそれが生じることにあると解される。このような趣旨に照らせば、問題となる行為が受託業務についての責任の所在を不明確にするものといえる場合には、実質的には再委託に当たると解される。

本件各空き瓶等関連業務委託契約において、落札事業者は従前の事業者から車両の譲受及び従業員の転籍の受入れを行っているが、車両の譲受によつて責任の所在が不明確になったという事情はうかがわれたいし、従業員の転籍によつて、従前の事業者の指揮監督権は失われ、直接雇用した落札事業者のみがその従業員に対する指揮監督権を有することになるのであるから、この転籍によつて責任の所在が不明確になるということもできない。

このように、落札事業者による車両の有償譲渡等は受託業務の責任の所在を不明確にするものではないのであるから、実質的にも、これらの行為が契約約款で禁止された再委託に当たるとはいえない。

その他、本件各空き瓶等関連業務委託契約の締結又は履行が違法又は不当であることを示すに足る証拠等は提出されていない。

以上からすると、市に損害が発生しているかを論ずるまでもなく、請求人の主張は認められない。

イ 本件ミックスベーパー関連業務委託契約について

請求人は、本件請求の理由として、本件ミックスベーパー関連業務委託契約において不適切な委託料設定がなされ、その結果市に損害が生じているとする旨主張していると解される。そのため、予定価格の設定において、本件ミックスベーパー関連業務委託契約の締結又は履行に違法又は不当となる点があるか、以下検討する。

幸区を対象地域とする本件ミックスベーパー関連業務委託契約では、他の地域よりも定数車の車両数は少ないものとなっている（川崎区では3台だが、幸区では2台である。）。

本件各空き瓶等関連業務委託契約の入札参加資格では、業務に必要な車両の所有権又は使用権限を有していること、若しくは調査できるとされており。

また、本件各空き瓶等関連業務委託契約の仕様書によれば、本業務に必要な人員は、地元での雇用促進に配慮し、受注者が直接雇用すること、資格を有する作業員は必ず資格者が行うこととされている。さらに、契約の履行にあたり、下請けの使用、協力会社及び関連会社並びに組合にあっては組合を構成する法人からの人員の提供を受けてはならないとされている。

関係書類の確認等によれば、本件各空き瓶等関連業務委託契約の落札事業者はそれぞれの業務開始の際、有償譲渡により車両の使用権限を取得しており、従業員については直接雇用している。

(6) ミックスベーパーの収集運搬業務委託契約の委託料について

本件ミックスベーパー関連業務委託契約を含む令和5年度入札実施のミックスベーパーの収集運搬業務委託契約における委託料の予定価格の算定にあたっては、収集地区の収集量、走行距離等を考慮した上で車両の定数（定数車）を決定し、定数車を稼働するための運転手及び作業員2名分に加え、事務処理作業の事務職員及び業務責任者分を計上するとともに、車両の故障時等の対応として定数車に加えて予備車1車分の購入金額を設計金額に入れている。

なお、令和5年度入札実施のミックスベーパーの収集運搬業務委託契約において、本件ミックスベーパー関連業務委託契約の対象地域である幸区と輸入先が同じである川崎区とで、定数車の車両数を比較すると、次のとおりであった。

	定数車
川崎区	3台
幸区	2台

同様に、予定価格を収集運搬計画量で割り戻した場合の金額の比較は、次のとおりであった。

	1トン当たり（細数切捨て）
川崎区	35,700円
幸区	35,781円

2 監査委員の判断

(1) 本件各委託契約の締結又は履行に違法又は不当な点があるか

ア 本件各空き瓶等関連業務委託契約について

別紙 1

川崎市職員措置請求書

川崎市収集運搬業務委託に関する措置請求の要旨

- 1 請求の要旨
- 川崎市議会を傍聴しました。そこでの質疑について、市議等から聞き取りをしたところ、地方自治法の趣旨に反する以下のような川崎市職員の問題点を指摘しましたので、法に基づき改善を求め措置請求書を提出いたします。
- ① (請求対象)環境局生活環境部収集計画課
- ② (監査対象事項の特定)令和5年度収集運搬業務委託
- ③ (違法または不当とする理由)
- その1
- 収集計画課の■■■■係長は、令和5年度の「空き缶収集運搬業務委託（中原区）」及び「空き缶・ペットボトル収集運搬業務委託」の落札業者から、落札したものの委託業務に必要な車両及び人員の不足が不足する旨の相談を受けた際、本来であれば入札の辞退を指導すべきところ、前年度の受託業者から車両の有償譲渡及び従業員の再雇用するよう落札業者を指導（実質的な再委託）
- その2
- 令和5年度の「ミックススベーパー収集運搬業務委託」において、予定価格1台あたりの積算を確認したところ、区の面積が7区で一番狭く、かつ山坂もない幸区が一番高い設定となっているなど、積算根拠に妥当性がないこと
- ④ (損害)
- その1及びその2
- 実質的な再委託である今回の指導により落札業者は本来必要のない車両の譲渡費用等が発生しており、その賠償が委託費用に転嫁されている可能性があります。なによりも今回の職員が行った落札業者への指導は、入札の競争性を損なうものであり、業者との癒着や談合などを疑われても仕方がないと言わざるを得ません。こうした業者と行政の癒合いの中で「ミックススベーパー収集運搬業務委託」における不適切な委託料設定がなされ、結果、市の損害が発生したものです。
- ⑤ (措置請求内容)
- その1及びその2
- 行政職員の恣意的な判断により入札の公平性が損なわれることがないよう、当該行為事前に防止するために必要な審査機能（契約履行中の車両等を差し引いた新規契約の履行力の確認、算定根拠の客観性の確認等）を強化するなどの改善措置を求めます。

そのため、他の地域と同額となる事務職員、業務責任者等の人件費及び予備車同購入費の固定費が含まれた価格を定数車の車両数で割り戻した場合、定数車が少ない幸区では、請求人が主張するところ、他の地域よりも定数車1車当たりの予定価格が高くなることは事実である。

しかしながら、他の条件がすべて同等であればともかく、そのような事情は認められない本件においては、定数車1車当たりの予定価格が高いことのみをもって、本件ミックススベーパー関連業務委託契約の予定価格の設定に違法又は不当な点があるということではない。

なお、令和5年度入札実施のミックススベーパーの収集運搬業務委託契約について、その予定価格を収集運搬計画量で割り戻した金額を幸区（本件ミックスベーパー関連業務委託契約）と川崎区とで比較すると、幸区では1トン当たり35,781円となるところ、川崎区では1トン当たり35,700円となり、大きな差異はないといえる。

その他、本件ミックススベーパー関連業務委託契約の締結又は履行が違法又は不当であることを示すに足る証拠等は提出されていない。

したがって、市に損害が発生しているかを論ずるまでもなく、請求人の主張は認められない。

(2) 結論

以上のとおり、本件各委託契約の締結又は履行に違法又は不当な点があるとはいえず、請求人の主張はいずれも理由がない。

よって、本件措置請求はこれを棄却する。

3 意見

監査結果は以上のとおりであるが、今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

本件各委託契約では、予定価格に車両購入費が計上されている。そうすると、従前の事業者が現契約において購入した車両を引き続き使用する場合、参入しようとする事業者は新たに車両を調達しなければならないため、次契約の入札において不利になってしまうことが考えられる。そのため、公平性の観点から車両の積算方法等について、他都市の状況等を踏まえて検討する必要がある。

資源物等の収集運搬業務委託契約において、公平性をより担保することにより、市民の行政に対する信頼の確保に努めるよう望むものである。

2 請求者 (※氏名等省略)

上記のとおり、地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を送る必要措置を請求します。

別紙 市議会質疑用資料
・市議会ホームページから
・市議会質疑用資料
(資源物等収集運搬業務委託の受託者の変遷、車両画像、単価比較)

令和5年10月16日
川崎市監査委員あて

※氏名等を除き、原文のまま

別紙2

請求人の陳述(要旨)

業務委託における不正入札と言いか、すぐく権限な談合がある。
それで、権限と言いか、非常にいいかげんというか、普通、談合するんだったら注意してやりなさいよというような内容なことが行われているというのが容易に推察できる。
そこで、実態を教示いただきたいと思い、当該住民監査請求を依頼することとした。
それでは、具体的に入っていく。川崎市職員措置請求書というのが第1番目に出した資料。もう一つが、資源物等収集運搬業務委託入札参加希望調査の提出について。
これを見ると、そもそも業務委託した、そして落札した業者から必要な車両及び人員の不足があると収集計画課の係長に相談が行っている。
本来であれば、これをやると、当然お金が変わってくる。例えば、不足した人間、そもそも入札できない訳だ。なぜかといったら、入札要件に足りていないから。車両が不足している、人員が不足しているというのは、入札要件に逸脱しているから本来入札できない訳だ。真つ当に考えれば、ところが、入札で落札しちゃった。
赤字で取る覚悟で取るんだったら、それはそれで結構だけれども、普通、赤字で取るというのは、よっぽどことがない限り取ることはない。赤字で取ることがないかというのと、正直言っている。それは先を見据えての話になる。そういうことは実はあるけれども、時代が変わってきて、例えば、将来的に値段が下がっていくことを前提として、それで赤字で取って、何年かしたら黒字化することとは、普通あまり考えない。それはなぜかといったら、次の年、後で見積価格が出てくるのかとか、いろいろなことが分からないから、やらない。
だから、本来ならば入札できないところを入札しちゃって、さらに、その受託業者から車両の有償譲渡及び従業員の車雇用をするよう落札業者を指導しているということが出てくる訳だ。
指導すると、確かに指導してもらえればありがたいだろうけれども、そうすると譲渡費がかかる。
それから、あともう一つ、人員が不足しているということになると、不足した人員をカバーすることになるから、人件費、それから通勤費等々の費用がかかる。これは当初の入札価格には反映されていない訳で、ということになれば、当然これは値段が変わるだろうと思う。
変わらない唯一の理由があるとすれば、新車を準備しないで、本来、新車を準備すると聞いているけれども、それで、減価償却も変わるし、譲渡価格、新車購入価格の差額も出る。それらを勘案すると、10万分の1かわからないけれども、その費用変動分の全てが落札価格に、差額が発生せずに吸収されてしまうというところがあり得る。似たような話はどこにでもあるけれども、ちよつとこれは、あまりにも偶然が作用する。

ところが、これを2億9000万で書いた場合には、逆に幅差が、この場合だったら、ちよつとは努力したね、で評価されるだろうけれども、あまり幅差が縮まっていると、逆に談合とすぐ分かつちゃう。これは企業の常識。

さて、それで次の話だけれども、私がもう一つ、非常によく分らないのは、北から南に行くに従って、お金、高くなっている。そして、これは非常に不思議な話である。幸区というのは川崎の7区の中で面積は、一番狭い。それで、北のほうは多摩区、麻生区から、南のほうは川崎区までであるが、一番狭い幸区だけ価格が高い。

これが合理的と説明できる場合というのは、こういう場合である。

例えば、ごみ、だからミックスベーパー等の収集対象家屋が最大である場合。

2番目、収集家屋対象事業者、だから会社社が最大の場合。

もう一つ、収集巡回距離が、面積は狭いにもかかわらず、道路としての距離は一番長い場合。この3つしかない。

こういうデータがあれば、幸区が一番高いですと言われている、ああ、そうですかと、それは納得する。これは納得に足る理由だから。

ところが、こういうデータというのは全部、本来ならば市は分かっているとおかしい。なぜかといったら、実は家屋だつて事業者だつて税の徴収の対象だから。

それともう一つは、道路というのは舗装の計画が出るから、一体総距離で何キロメートルとか、これは当然分かっているといないと、そもそも市の行政は成り立らない基礎データな取である。

そして、こういう基礎データがあるんだつたら、やはり幸区が一番高いという理由というのは、それで説明できるけれども、そういうデータが市は持っていないといけないなくて、照らし合わせてみて、やはり幸区が高いよという話になったら、これは合理性がない。合理性って案外怖いところがあるから。

それで、これ、合理性の根拠がないという話になると、そもそも競争入札の実施根拠というものが揺らいでくる。

そして、もし競争入札をすると言ったつたら、これもあまりにも稚拙な話で、もしそれだつたら、最初から特命物件にしてしまう方が、ずっと説明はしやすいはずだ。

ところが、これはできない。市の行政では、特命物件はその業者に頼むことにおいて著しい利益があるということを証明しなければいけない。これは結構面倒だ。

一応そういうことで、何というか、実質的にはこれは業者丸投げである。

そして、普通、業者丸投げをやる場合というのは、これは幾つか理由があるが、それは、今までもそうだったからやっている、これが1番。

2番目、そのやり方で大した被害が発生、不具合が発生した事例がない。

この2つというのは、大きい理由としてあり得る。

では、例えば、これをやることによって、毎年やっているからこうなっているということは、実は非常に簡単に分かる。

そして、そもそも入れできない、資格がない人が入札して、それでいて、しかも入札したら、色々不備が出てきて、それを市の担当は、だつたらお前はもういい、それをお前できないではないかと、もう一回入札をやり直すしかないぞと。若しくは、来年からお前のところ入札参加させないよ、というペナルティーが科されて当然である。企業の理論はそういう理論なので、ところが、それをやらなくて御丁寧に指導くれる訳だ。

普通、こういうことをやる場合というのは、企業においては1つある。特命物件の場合だ。特命物件の場合だと、最初からここに依頼するということを決める。そして値段も決める。それで、その特命物件を依頼する業者に対して、参考見積り業者を幾つ選んで、参考見積りを入れなさいと。

一社の特命物件にするには、特命物件にする理由というのは非常に長く要るから、それはなるべくしたくないので、仲間の業者を入れて、入札させる若しくは一社購買にしていないというアライバイをつくる場合がある。

これは、企業の人間ならば常識。私は技術屋をずっとやっているけれども、営業にもいたし、だから、やり口も全部、実は知っている。

そういうこともするけれども、これはそもそも特命物件である必要はない。

なぜかといふと、その業者でしかできないことをやっている訳じゃないからだ。

それはおかしいという話なので、辞退。

そもそも入れできない業者が入札に参加して、しかも落札して、不備があることが分かっている、指導された。何で辞退を指導しないのでしょうかというのは、それは当然の話だと思う。

それで、あと、これはすごく、はつきり言っている。なぜかといふと、これは予定価格2億7000万で決まっている。それでいて、これを見ると、かなりみんな上へ行っている、下を潜っているのが1社あるけれども、極端に低い。これは当然アフリミットで、これは落札できない訳だ。まあ、どうせやるのだったからアフリミットをあと1社ぐらい入れてもよかったのではないのとも思う。

それと、あまりにもこの数値というのが、はつきり言ってもう少し考えなさいよと言いたい訳で、普通考えると、こういう見積りは出さない。企業の考え方からすると。なぜかといふと、明らかにG社が取ることが分かっている訳だから、G社が幹事会社をやっている訳で、例えば幹事会社ではなくたって、談合に参加するということは、あんなのところは大体アフリミットとアッパーミットがこのぐらいだと考えると、このぐらいの間に入れましようねという話をする。そうしないと、そもそも談合にならない。その割には、これは実に稚拙。

さらに2回目、2億7000万なのに、B社は2億7800万、おかしいではないか、これ。だつて2億7000万と決まっているのに、何で上にするの。これは本当だつたら2億6900万ぐらいに書いておくというのが手で、そうしないと、明らかに不審に思われる。

関係職員の陳述(要旨)

では、住民監査請求に対する市の考え方について、説明させていただく。
一般廃棄物の収集体制について、まず説明する。

一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 4 条において、市町村に処理責任がある旨の定めがあり、第 6 条の 2 において、市町村は一般廃棄物処理基本計画に従って、収集、運搬、処分する必要があるとされている。

本市では、普通ごみ、粗大ごみ、小物金属、資源物（ミックススベーパー、プラスチック製容器包装等、空き缶・ペットボトル、使用済み乾電池、空き瓶）の8分類9品目の分別収集を実施している。

収集運搬業務の委託については、平成20年度の粗大ごみから順次、資源物を民間事業
者へ委託しており、令和3年度には普通ごみの大規模集合住宅など一部を委託している。

収支率については、直営のごみ収集車両の定数車両数は、小型トラックを中心として139車、委託の定数車両数は、普通ごみが7車、空き缶・空きビンが25車、プラスチック製容器包装が29車、ミックスペーパーが19車、資源物類が17車、粗大ごみが2.4車で、小型トラック1車、箱物のダンボールが1.5車となっており、車両割合としては、直営1に対して委託1程の割合となっていた。

環境局の組織としては、4つの生活環境事業所があり、1.川崎区生活環境事業所、2.麻生区・中原区で中原生活環境事業所、高津区・宮前区で宮前生活環境事業所、多摩区・麻生区で多摩生活環境事業所と地域ごとに所管し、委託業者の管理を含めて廃棄物の収集運搬業務を行っている。収集運搬事業所全4所の統括管理には、収集計画課が担い、収集運搬業務契約の契約事務も所管している。

次に、委託業務に係る入札方法について、説明する。

本市の収集運搬業務委託については、品目ごと及び地域ごと（川崎市、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区）に契約を締結しており、業務履行期間 5 年間の業務委託契約としている。

入札方法については、一般廃棄物収集運搬業許可を有する市内業者約70社を対象とし、指定競争入札を採用しており、著しい低価格で契約した場合には業務の適正な履行が確保されず、市民サービスの質の低下につながる恐れがあることを理由に、令和2年度入札から最低制限価格を適用している。

また、本委託契約に係る手続については資源物等収集運搬業務委託契約に関する要領等に基づき、次のような手順により実施している。

令和４年度契約の空き缶収集運搬業務委託、空き缶・ペットボトル等収集運搬業務委託（川崎区）及び（幸区）を事例として、時系列的に手続の流れを説明する。

令和4年3月に資源物等収集運搬業務委託検討委員会を開催し、同年4月に競争入札参

なぜかというところ、どの業者が落ちているかというのは、毎年毎年、過去を追って調べてみればほぼ部分かる。そうすると何が分かるかというと、ジョン・スチュアート・ミルじゃないけれども、最大多数の最大幸福、業者にとつての。

だから、どの業者も必ず外れてはいない、どこかで何かには必ず取っているということ
 が分かる訳だ。

それは、当然、他に参入する業者がなくて、参入する業者はいつも決まっていて、それ以上、最大限の業者がその入札に参加をしていて、それで公平な入札の結果としてこのよ
うになったというのは、これはちゃんとした説明である。

だけど、ちゃんとした説明をするには、ちゃんとした値段で落としているのが前提で、どうもそれがちよつといいかげんなような感じがしている。

だから、先ほど申したように、市はいろいろなデータを持っている訳で、そのデータに照らし合わせていくと、色々な入札価格に対するチェックということではできるはずだ。

ところが、やっていない訳だ。これは、かなり、言いたくないけれども、ちょっとずさんというか、いいかげんというところがあるかもしれないなと思う。

別に役所の方の仕事は多岐にわたるから、これだけやっている訳ではないのは当然だけれども、基本的には私なんかも随分長いこと住民税を払ってきている訳だから、税はやはり有効に使ってもらいたいと思っている。

そういう観点から、指名競争入札行為から具体的にその委託契約に至る過程というのを十分に監査していただきたいと思う。これは当然の話で、金が絡んでいるから。企業の人間は、金が絡むと突然怖くなる。

あと、入札予定価格の積算の妥当性についても監査していただきたい。なぜかと言うと、区が一番高い。さき申したとおり、事業者、家屋、道路、総距離、そういうものがちゃんと分かっているはずなので、お願いしたい。

※請求人の請求内容を補足した陳述の要旨をまとめている。

ける車両の譲渡、従業員の転籍及び委託料設定について違法又は不当でないことを以下で説明する。

事実経過だが、前委託業者から車両有償譲渡及び従業員再雇用の落札業者への指導については、時系列的にこれまでの流れを、途中までは先程と一緒なので、令和4年7月の入札執行以降を少し説明させていただきたいと思う。

令和4年7月に入札を執行して、落札業者の決定、契約を行った。

令和4年7月下旬から8月上旬頃にかけて、空き缶・ペットボトル等収集運搬業務委託（幸区）の相談を受け、当時の担当係長が回答している。

令和4年9月、空き缶収集運搬業務委託（中原区）と空き缶・ペットボトル等収集運搬業務委託（川崎区）の相談を当時の担当係長が受けて回答しているといった流れになっている。

その時の相談事項について、説明する。

空き缶・ペットボトル等収集運搬業務委託（幸区）についてだが、相談時期は7月下旬から8月上旬、契約後、次期委託業者が来庁した際に相談を受けた。

相談概要及び回答については、次期委託業者から、人員は自社ホームベース等で募集を開始しており、待機する場所も確保済みで問題ないと考えている、収集車は、中古車を調査中で、新車についてもメーカーに相談を開始した、いずれも業務開始に向けてどうにか用意できる見込みはある、そうした矢先に、前の委託業者から現在雇用している人員と活用中の収集車について、令和5年4月1日から使ってもらいたいとの相談を受け、前委託業者からの提案を受けることは可能なのかといった相談を受けた。

この相談に対して、担当係長は、提出されている入札参加希望調書でも、今後雇用予定としていること、車両も調達予定としていたことから、手段としては問題ないと考え、業務開始の令和5年4月1日時点で新委託業者の従業員となる契約を各労働者と締結していれば問題なく、また、機材についても同様に、車検証上の名義の変更手続を行っていれば問題はない、ただし、これらの対応により、令和5年3月31日までの業務に滞りが出ないようにする必要と回答したところである。

次に、空き缶収集運搬業務委託（中原区）と空き缶・ペットボトル等収集運搬業務委託（川崎区）についてだが、相談時期は令和4年9月、こちらは契約後、次期委託業者が来庁した際に相談を受けた。

相談概要及び回答については、次期委託業者から、空き缶・ペットボトル、空き缶の業務について、それぞれの前の委託業者から人員と機材を受け入れて活用することはできず、相談を受けているが可能かといった相談を受けた。

この相談に対して、担当係長は、空き缶・ペットボトル等収集運搬業務委託（幸区）の次期委託業者に説明したとおり、提出されている入札参加希望調書でも今後雇用予定としていること、車両も調達予定としていたことから、手段としては問題ないと考え、業務開始の令和5年4月1日の時点で次期委託業者の従業員となる契約を各労働者と締結して

加希望者の募集を行い、資源物等収集運搬業務委託競争入札参加希望調書を提出していた、資源物等収集運搬業務委託契約に関する入札参加資格等審査委員会による入札参加資格を審査して、同年5月に環境局指名業者選定及び推薦委員会での審査、そして、その審査結果を通知している。

そして、同年5月から6月に入札説明会を開催し、同年7月に入札執行、落札業者の決定、契約となる。令和5年1月には本市主催の業務責任者研修を定年で実施し、同年3月に車両を用いた処理施設での搬入研修の実施といった流れで契約を行っているところである。

次に、収集運搬業務委託の変遷について、説明する。

本市の収集運搬業務委託は、平成18年4月にミックスベーパーのモデル収集を川崎区、幸区の約4200世帯で先行実施した後、平成20年4月から相大ごみ収集の委託を全市5地域に展開したことを皮切りに、平成23年4月には空き缶の地区が、平成27年には空き缶・ペットボトルの一部の地区において委託が実施され、令和5年度までに7業務32契約を締結している。令和6年度には、新規業務となる普通ごみ等、こちら普通ごみは川崎区と多摩区・麻生区の2地域が追加され、7業務34契約となる。

令和5年度については、令和6年度に契約更新となるミックスベーパー（全市5地域）、プラスチック製容器包装等（全市5地域）、小物金属（全市5地域）、ペットボトル等（中原区、高津区・宮前区）、新規業務となる普通ごみ等（川崎区、多摩区・麻生区）の入札19件を行い、契約を締結した。

次に、住民監査請求書の記載事項に対する市の認識についてである。

令和5年10月18日付け川崎市職員措置請求書によれば、請求人は、「本市職員が令和4年度に入札を行った空き缶収集運搬業務委託（中原区）及び空き缶・ペットボトル収集運搬業務委託の落札業者から、必要な車両と人員が不足する旨の相談を受けた際、入札の辞退を指導すべきところ、前年度の委託業者から車両の有償譲渡及び従業員を再雇用するよう指導したことが実質的な再委託となり、本来必要のない車両譲渡費用が発生し、その経費が委託費用に転嫁されている可能性がある」と主張している。

また、「今回の本市職員が行った落札業者への指導は、入札の競争性を損なうものであり、業者との癒着や談合が疑われても仕方がないと言わざるを得ません」と主張し、さらに「こうした業者と行政の馴れ合いの中で、令和5年度入札のミックスベーパー収集運搬業務委託において、予定価格1台当たりの積算を確認したところ、区の面積が7区で一番狭く、かつ山坂もない幸区が一番高い設定となっており、不適正な委託料が設定されている」と主張している。

これらにより、市の損害が発生しているの、行政職員の恣意的な判断により、入札の公平性が損なわれることがないよう、当該行為を事前に防止するために必要な審査機能強化の改善措置を求めたものと考ええる。

本件請求書に記載された論点について、本市の考え方を整理した上で、委託業者間にお

足する旨の相談を受けたものではなく、また、添付している仕様書において、契約の履行に当たり、下請の使用、協力会社及び関連会社並びに組合にあっては組合を構成する法人からの人員の提供を受けてはならないとされており、前委託業者の車両名義や雇用では業務を行うことができないことから、業務開始前に車両名義や雇用を適切に整えるよう本市職員は回答したものであり、恣意的な判断に基づくものではない。

以上ことから、請求者の主張する実質的な再委託には該当せず、また、本市職員の方にも何ら違法性、不当性はないと考えている。

次に、ミックスベーパー収集運搬業務委託の積算出根拠の妥当性についてだが、収集運搬業務委託の積算に当たっては、収集地区の収集量や走行距離等を考慮した上で定数車を決定している。定数車が決定した後に、定数車両を稼働するために必要な運転手、作業員の2名分に加え、事務処理作業に必要な事務職員、業務責任者等を人件費として計上している。

また、車両については、故障時等の対応として、定数車に加え、予備車1車分の購入金額を設計金額に入れている。

したがって、事務職員や業務責任者等の人件費と予備車両購入費は業務規模の大小に関わらず同額となるよう積算しており、この固定費を含めた委託費を定数車両で割り戻していることから、定数車数の少ない幸区の場合には定数車2車となり、1車当たりの金額が大きくなるのは当然である。

また、幸区は毎週金曜日に定数車両での収集が困難であることを理由に、予備車を活用するため、人件費と燃料費も積算に入れていること、さらに、資源物の搬入先は浮島処理センターに搬入をしているが、車両定数が同程度の川崎区と比較して搬送距離が長く、燃料費が増えていることも、1車当たりの積算額が大きくなる要因となっている。

以上ことから、本市では、設計に当たっては人件費、車両購入費等を積み上げて適正に予定価格を算出しており、1車当たりの金額で積算は行っていない。

仮に、ミックスベーパー収集運搬業務委託の予定価格を、各地区の定数車数を用いて予定価格1車当たりを算出した場合には、幸区の1車当たりの金額がほかの地区と比べて高くなることは当然であり、それをもって予定価格の積算が不適切であると主張するのは妥当ではない。

次に、本市に損害が発生したとの主張についてである。

請求人は、「今回の指導により落札業者は本来必要のない車両の譲渡費用等が発生し、その経費が委託費用に転嫁されている可能性がある」と主張しているが、入札に当たっては、委託料の積算において車両購入費用を計上しており、本件請求書にある車両譲渡費用が発生した場合も対応できる委託料を設定し、入札を実施している。

また、「今回の職員が行った落札業者への指導は、入札の競争性を損なうものであり、業者との癒着や談合などを疑われても仕方ない」と主張しているが、談合とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律で規制されている、競争入札であるにも関わら

いれば問題ない、また、機材についても同様に、車検証上の名義の変更手続を行っていれば問題はない、ただし、これらの対応により、3月31日までの業務に滞りが出ないようにはすることも必要と回答したところである。

補足説明として、資源物等収集運搬業務委託契約約款、収集運搬業務委託仕様書において再委託の禁止、運搬車両のサイズや調達台数、人員の雇用について定めており、再委託の禁止、人員については次のとおりとしている。

契約約款では、「再委託の禁止」、こちらは第5条で、受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならないとしている。

次に、委託仕様書の「12 人員について」では、「(1) 本業務に必要な人員は、地元での雇用促進に配慮し、受注者が直接雇用すること、また、資格を有する作業は必ず有資格者が行うこと」、「(2) 契約の履行にあたり、下請けの使用、協力会社及び関連会社並びに組合にあっては組合を構成する法人からの人員の提供を受けてはならない。」と規定しているところである。

ミックスベーパー収集運搬業務委託についてだが、積算書の作成手続等について、時系列的に説明させていただく。

令和4年8月末頃に、令和5年予算要求の予算確保に当たり積算書を設計している。令和5年5月上旬、入札説明会の開催を行い、その後、入札説明書・仕様書について説明、同年6月上旬に入札執行、落札業者の決定、契約を行い、令和6年1月に本市主催の研修、そして3月にも搬入研修の実施を行うといった流れで、ミックスベーパーの収集運搬業務委託については手続を進めている。

次に、本件請求における違法性または不当性についてである。

「前委託業者から車両有償譲渡及び従業員再雇用の落札業者への指導（実質的な再委託）」についてだが、本件請求書では、必要な車両及び人員が不足する旨の相談を受けた際、「本来であれば入札を辞退するよう指導すべきところ、前年度の受託業者から車両の有償譲渡及び従業員を再雇用するよう落札業者を指導したことが実質的な再委託になる」と主張しているが、再委託とは、業務委託について業務を引き受けた業者がその業務をさらに別の業者に委託することを指すと考えている。車両の名義や雇用主の変更が適正に変更されており、落札業者が第三者に委託をしているものではないことから、約款で禁止している再委託には当たらないと考えている。

なお、車両の有償譲渡や従業員の雇用を新しく委託する業者が新規雇用することは、清掃委託や有人の警備委託などの委託業務の手法としては一般的に行われていることであり、当該契約については、本市に提出される収集運搬業務変更届出書及び添付される車検証、雇用契約書、労働条件通知書、雇用保険の写しにより、業務開始前に車両の名義、雇用主が変更されていることを確認している。

また、本市職員は、落札業者から、車両や人員確保の手段として、前委託業者から車両を購入することや従業員を雇用することは可能かとの相談を受けたものであり、人員が不

ず、入札参加者が事前に落札者や金額を取り決める不正行為を指すと考えているが、業者間における車両や人員の異動等について、不当な取引制限に該当する事実を把握していない現状であっては、不当な取引制限があったとは認められないため、競争性が失われることはないと考えている。

また、「業者との馴れ合いの中で、ミックスベーパー収集運搬業務委託における不適切な委託金設定がなされ、結果、市に損害が発生した」と主張しているが、既に述べたとおり、ミックスベーパー収集運搬業務の委託料設定については適正なものであり、市に損害は生じていない。

措置請求内容についてである。

「行政職員の恣意的な判断により入札の公平性が損なわれることがないよう、当該行為を事前に防止するために必要な審査機能の強化などの改善措置を求める」とのことであるが、既に述べたとおり、本市職員による恣意的な判断はないと認識している。

最後に、まともとして、以上のことから、請求者の主張する実質的な再委託には該当せず、行政職員による入札が損なわれる恣意的な判断及び委託事業者への指導は行われておらず、車両譲渡に対する委託料の設定を含め、ミックスベーパー収集運搬業務の委託料設定についても適正なものであり、市に損害は生じていない。

したがって、本件請求に対して、いずれも監査請求人の主張に根拠はないことから、却下または棄却されるべきものである。

※関係職員の陳述の要旨をまとめている。

農 業 委 員 会 告 示

川農委告示第11号

第6回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。
令和5年12月7日

川崎市農業委員会

会長 小 川 耕 平

1 日 時

令和5年12月12日(火) 午後3時00分～

2 場 所

J A セレサ 梶ヶ谷ビル3階会議室

(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)

- (1) 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について
- (2) 議案第2号 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
- (3) 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- (4) 報告第2号 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
- (5) 報告第3号 農地転用工事完了報告について
- (6) 報告第4号 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
- (7) 報告第5号 生産緑地の主たる従事者証明について
- (8) 報告第6号 買い取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんについて
- (9) その他

職 員 共 済 組 合 規 則

川崎市共済規則第3号

川崎市職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則をここに公告する。

令和5年12月11日

川崎市職員共済組合

理事長 伊 藤 弘

川崎市職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

川崎市職員共済組合貸付規則(昭和43年川崎市共済規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則 (令和5年12月11日共済規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公告の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項、第2項又は第5条第1項から第4項までの規定のいずれかにより採用された職員について第4条第1項の規定を適用する場合においては、同項中「法に基づく他の組合の組合員又は国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第3条第1項に規定する国家公務員共済組合(以下「国の組合」という。))の組合員から引き続き組合員となった場合における当該引き続き組合員期間を含む」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項、第2項又は第5条第1項から第4項までの規定のいずれかにより採用された日の属する月以後の組合員期間に限る」とする。第5条第1項第1号本文中「給与で」を「ものとして」に、「掲げる給与」を「定めるもの」に改め、同号ウ中「第2条第5号」を「第2条第1項第6号及び第7号」に、「給与につき、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表に掲げる給料で月額をもって支給されるものに相当する給与」を「報酬(地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の2第1項に規定する報酬をいう。)」に改める。

職 員 共 済 組 合 告 告

川崎市共済公告第16号

令和5年12月12日執行の川崎市職員共済組合組合会議員の退任に伴う補欠選挙において、次の者が当選人と決定したので、川崎市職員共済組合定款第15条第2項の規定に基づき公告します。

令和5年12月13日

川崎市職員共済組合

理事長 伊 藤 弘

選挙区	氏 名	部 局 か い
第1区	岩 崎 春 次	環境局
	田 中 宏 明	会計室

川崎市共済公告第17号

令和5年第4回川崎市職員共済組合組合会を次のとおり招集します。

令和5年12月13日

川崎市職員共済組合

理事長 伊 藤 弘

1 開催日時 令和5年12月20日(水)

2 開催方法 書面会議

3 会議に付すべき事項

川崎市職員共済組合組合会監事の選挙について

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第206号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年12月8日

川崎市川崎区長 中 山 健 一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第207号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年12月8日

川崎市川崎区長 中 山 健 一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第208号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年12月11日

川崎市川崎区長 中 山 健 一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第209号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年12月11日

川崎市川崎区長 中 山 健 一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第210号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年12月13日

川崎市川崎区長 中 山 健 一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎

市長に対して審査請求をすることができます。この処分
の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）
は、前記の審査請求についての裁決があったことを知っ
た日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告と
して（川崎市長が被告の代表者となります。）提起する
ことができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求に
ついての裁決を経た後でなければ提起することができな
いこととされていますが、1 審査請求があった日から
3箇月を経過しても裁決がないとき、2 処分、処分の
執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避ける
ため緊急の必要があるとき、3 その他裁決を経ないこ
とにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取
消訴訟を提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第211号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条
第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、
印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定によ
り、その者に通知しなければならないところ住所及び居
所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和5年12月13日

川崎市川崎区長 中 山 健 一

この処分について不服がある場合は、この処分があっ
たことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎
市長に対して審査請求をすることができます。この処分
の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知っ
た日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に
ついての裁決があったことを知った日）の翌日から起算
して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被
告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第69号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、
その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送
達することができないので、国民健康保険法（昭和33年
法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律
第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和5年12月1日

川崎市幸区長 赤 坂 慎 一

（別紙省略）

川崎市幸区公告第70号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、
その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送
達することができないので、国民健康保険法（昭和33年
法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律
第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和5年12月1日

川崎市幸区長 赤 坂 慎 一

（別紙省略）

川崎市幸区公告第71号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住
民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第
1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職
権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者
に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の
為、通知の送達ができないので公示します。

令和5年12月8日

川崎市幸区長 赤 坂 慎 一

この処分について不服がある場合は、この処分があっ
たことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎
市長に対して審査請求をすることができます。この処分
の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知っ
た日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に
ついての裁決があったことを知った日）の翌日から起算
して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被
告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第74号

差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者
の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達する
ことができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27
日法律192号）第78条及び地方税法（昭和25年法律第226
号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交
付します。

令和5年12月1日

川崎市高津区長 高 橋 友 弘

（別紙省略）

川崎市高津区公告第75号

差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者

の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月7日

川崎市高津区長 高 橋 友 弘

（別紙省略）

川崎市高津区公告第76号

国民健康保険料に係る配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者が国外出国のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月7日

川崎市高津区長 高 橋 友 弘

（別紙省略）

川崎市高津区公告第77号

差押調査を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月13日

川崎市高津区長 高 橋 友 弘

（別紙省略）

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第64号

次の国民健康保険料に係る差押調査（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和5年12月7日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

年 度	科 目	期 別	変更する納期限	件数 ・ 備考
令和5年度				計1件

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第65号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知が送達できないので公示します。

令和5年12月12日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市多摩区公告第66号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和5年12月12日

川崎市多摩区長 藤 井 智 弘

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

中原区選挙管理委員会告示

川崎市中原区選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第3

号の規定により、抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

令和5年12月1日

川崎市中原区選挙管理委員会
委員長 秋 谷 義 一

- 1 抹消年月日
令和5年12月1日
- 2 抹消した者の氏名等
別紙のとおり
(別紙省略)

高津区選挙管理委員会告示

川崎市高津区選挙管理委員会告示第27号

川崎市高津区投票区設置告示(平成20年川崎市高津区選挙管理委員会告示第15号)の一部を次のとおり改正し、令和5年12月1日から施行します。

令和5年12月1日

川崎市高津区選挙管理委員会
委員長 堀 米 達 也

川崎市高津区投票区設置告示

川崎市高津区投票区設置告示(平成20年川崎市高津区選挙管理委員会告示第15号)の一部を次のように改正する。

表中

「

第11 投票区	上作延(1番地から135番地まで、211番地から391番地まで、462番地から491番地まで、709番地から898番地まで、901番地から906番地まで)、上作延1丁目(7番から9番まで、28番以降)、上作延2丁目、上作延3丁目、向ヶ丘(137番地以降)
------------	---

」

を

「

第11 投票区	上作延(1番地から135番地まで、211番地から391番地まで、462番地から491番地まで、709番地から898番地まで、901番地から906番地まで)、上作延1丁目(7番から9番まで、28番以降)、上作延2丁目、上作延3丁目、上作延4丁目(5番から8番まで、20番から28番まで)、向ヶ丘(137番地以降)
------------	---

」

に、

表中

「

第12 投票区	上作延(136番地から210番地まで、392番地から461番地まで、492番地から708番地まで、899番地から900番地まで、907番地以降)、上作延1丁目(1番から6番まで、10番から27番まで)、下作延(571番地から587番地まで、628番地から946番地まで)、下作延2丁目(33番以降)、下作延3丁目、下作延4丁目(24番以降)、向ヶ丘(1番地から136番地まで)
------------	--

」

を

「

第12 投票区	上作延(136番地から210番地まで、392番地から461番地まで、492番地から708番地まで、899番地から900番地まで、907番地以降)、上作延1丁目(1番から6番まで、10番から27番まで)、上作延4丁目(1番から4番まで、9番から19番まで、29番以降)、上作延5丁目、下作延(571番地から587番地まで、628番地から946番地まで)、下作延2丁目(33番以降)、下作延3丁目、下作延4丁目(24番以降)、向ヶ丘(1番地から136番地まで)
------------	--

」

に、改める。

辞

令

令和5年12月1日付人事異動

(病院局)

任 命	氏 名	前 職
(部長級)		
市立井田病院内科部長 市立井田病院血液内科部長兼務	西 尾 和 三	市立井田病院内科部長
(課長級)		
市立川崎病院泌尿器科医長	大 門 達 明	新任

(教育委員会)

任 命	氏 名	前 職
-----	-----	-----

(課長級)		
学校教育部担当課長(多摩区・教育担当) 多摩区役所地域みまもり支援センター(福祉 事務所・保健所支所)担当課長(学校・地域 連携担当)併任	南 奈保美	川崎市立四谷小学校教頭

